

函館市教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ・函館市南北海道教育センター主催の専門研修「生徒指導Ⅰ」「生徒指導Ⅱ」「生徒指導Ⅲ」「特別支援教育Ⅱ」「ICT教育」について、スクールソーシャルワーカーを参加対象として実施した。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・スクールソーシャルワーカー業務要綱を策定し、案内資料とともに、業務、任用期間、勤務時間等について関係学校等へ周知している。
- ・学校向けリーフレットや保護者向けリーフレットおよびスクールソーシャルワーカー通信を作成し、スクールソーシャルワーカーへの連絡・相談の方法の周知や不登校児童生徒への対応、関係機関の紹介などを行った。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・函館市南北海道教育センターにスクールソーシャルワーカーを配置し、同センターに配置されている指導主事やこころの相談員、特別支援教育巡回指導員等との連携や情報共有を行っている。
- ・学校からの派遣要請に応じて、学校や家庭、関係機関等への派遣を行っている。
- ・不登校および不登校傾向の児童生徒の把握を目的として、定期的な学校訪問を行っている。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用にあたっての課題とその原因等

①課題とその原因

- ・スクールソーシャルワーカーの配置人数が2名であり、緊急の派遣要請が入ってもすぐに対応できなかったり、対応できる案件に限りがあったりする。
- ・学校関係者の認知度は高くなったが、スクールソーシャルワーカーへの派遣要請の仕方については、十分周知がされておらず、教育委員会を通して派遣要請が行われないことがある。

②課題解決に向けた取組内容

- ・迅速な対応やよりきめ細やかな配慮ができる体制づくりを目指す。将来的に、スクールソーシャルワーカーの増員を目指す。
- ・スクールソーシャルワーカーの派遣要請について、学校からの派遣要請の方法をリーフレット等で発信していく。

③成果

- ・不登校および不登校傾向の児童生徒の把握を目的として、定期的な学校訪問を実施した。各学校の状況を把握し、スクールソーシャルワーカーの派遣依頼に速やかに対応することができた。また、スクールソーシャルワーカーの業務について説明を行うことで、学校関係者のスクールソーシャルワーカーへの認知が高まった。
- ・スクールソーシャルワーカーについて周知してきたことで、関係機関にもスクールソーシャルワーカーへの理解が広まっており、関係機関との連携がスムーズに行われるようになった。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 中学校 ）

②児童生徒数 554 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ 常駐 ）

（2）対応内容

①課題の発見

当該生徒は中学3年生で、長期間不登校状態が続いている。担任が家庭訪問しても、本人が出てこないため、本人の安否確認が難しい状況が長く続いている。母親は協力的ではあるが、仕事が忙しいため学校との連絡が途切れがちであった。

②学校内での方針の検討

不登校の解消と本人の安否確認に向け、スクールソーシャルワーカーの関与を要請することとし、スクールソーシャルワーカーに保護者と面談してもらう。

③支援の実施

スクールソーシャルワーカーは学校から現状の聞き取りを行い、母親と連携はとれているが、本人が家族以外の人に会うことを極端に嫌がっているため安否確認がかなり難しいことを知る。学校からの聞き取りの後、母親と面談を行い、（ア）母親と学校との関わりは今後も定期的に行うこと、（イ）学習支援のためタブレット端末の活用を試してみること、（ウ）本人の安否確認はスクールソーシャルワーカーも行うことができるので母親にも協力して欲しいことを伝えた。母親は了解してくれたので、その後も連絡を取り合いながら関わりを進めていった。

④経過観察

（ア）については、母親と学校との連絡が途切れがちになった時は、スクールソーシャルワーカーから母親に働きかけを行っていくことで、定期的な関わりを続けることができた。（イ）については、当該生徒の関心が向いた時に活用することにした。（ウ）については、母親の協力もあり、当該生徒に気づかれずに本人確認が複数回できた。また、母親が学校で、担任やスクールソーシャルワーカーとの面談を行う際に、当該生徒と一緒に来て車で待機するようになり、母親との面談終了後に車の所にいくことで当該生徒と担任が話をすることができた。

（3）成果

当該生徒に会えず本人の安否確認も難しい状況から、会って話をするようになった。卒業後はスクールソーシャルワーカーの支援が終了するので、中学卒業後の相談先として市役所の相談窓口があること、引きこもりに関しては保護者の会があること、就職の相談には「若者サポートステーション」があることを伝えることができた。

<不登校>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 285 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (常駐)

(2) 対応内容

①課題の発見

不登校が長期化した生徒に学校は教育支援センターを紹介するが、生徒本人はあまり気が向かない。保護者は焦ってつい本人を追い詰めるような言葉を言い、親子の関係がぎくしゃくしている。保護者は誰かが家庭訪問して生徒本人と話して欲しいと願っている。また、保護者自身の気分の浮き沈みが大きく、学校との関係もうまくいっていない面がある。

②学校内での方針の検討

家庭訪問できるスクールソーシャルワーカーの関与を要請することとし、スクールソーシャルワーカーに本人や保護者と面談してもらう。

③支援の実施

スクールソーシャルワーカーが学校と協議して準備を進めるうちに、本人と保護者が気持ちを通じ合える出来事が起き、本人は教育支援センターの利用に前向きになった。しかし、保護者の気持ちの安定や子どもとの関わり方について依然支援が必要と判断し、保護者との面談を実施した。

面談の始めには保護者は沈んだ気分で、不安なことや過去の出来事などについて次々と切れ目なく語った。スクールソーシャルワーカーは傾聴しつつ、タイミングを見て、保護者に以下のアドバイスをした。

- ・不登校対応は長期間かかることが多いので、一気に解決することを期待したり、好不調に一喜一憂したりしないこと
- ・本人が小さな一步の前進をできることを目指し、できた時にはしっかり認めてあげること
- ・本人がセンターに毎日通所することを最初は目指さず、週1回決まった曜日に通所できればよいこと
- ・不登校生の保護者を支援する機関やフリースクールがあること

面談の結果、保護者は気分が上向きになり、本人が週1回通所する曜日を決めてその実行を目指すことに考えがまとまった。

また、保護者の求めに応じてソーシャルスキルトレーニングを行える機関の情報を後日提供した。

④経過観察

本人は教育支援センターを数カ月利用後、学校のサポートルームを毎日利用するようになり、部活動にも参加するようになった。

(3) 成果

保護者の気持ちや考えの整理を支援したことにより、本人と保護者との関係が改善し、本人の登校が安定した。また、保護者と学校との関係も改善した。

旭川市

【１】取組内容＜令和５年度＞

（１）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

令和５年度は研修という形では実施していないが、個別の事案については随時他の職員に状況報告と対応についての打ち合わせを行い、個々の事案に合わせたＯＪＴ的な指導を行っている。

（２）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

毎週部内全職員による対策会議を開催し、事案の概要や対応状況を共有するとともに、対処方針の全体協議を行い、スクールソーシャルワーカーと他の職員が共通の理解の下に事案対応を行っている。

（３）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

当初は学校別の担当を設けていたが、相談件数の偏りや長期化する相談への対応等の業務量に偏りが生じたことから、学校別の担当制を止め、担当している事案の状況に合わせて随時担当事案の調整を行うものとし、スクールソーシャルワーカーが各相談事案に十分対応できる体制を維持してきた。

（４）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

令和４年度実践活動事例集において、「特になし」と記載。

②課題解決に向けた取組内容

③成果

【２】対応事例＜令和５年度＞

＜不登校＞

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 中学校 ）

②児童生徒数 2 7 4 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ 市の担当部局に常駐し、事案に応じて学校へ派遣 ）

（２）対応内容

①課題の発見

夏休み明けから子どもの欠席や遅刻が増えていることについて、保護者からスクールソーシャルワーカーへ相談の電話があった。その後、保護者と当該生徒の来所面談では、保護者からは当該生徒は学校のことを考えると気持ち悪くなり、給食が終わった頃に登校することもあるとの話があった。本人の面談では前年度の夏に地域合唱団の先生が新型コロナウイルス感染症に罹患し、濃厚接触者となったため出席停止となり、その後も体調不良で１週間休んだが、そこから学校に行きづらくなったこと、その時は話せる友達が学級内に６人くらいいたが、進級時のクラス替えで自分だけが別のクラスとなったこと、初めて会話する人と話すのが苦手であること、授業でグループになる時に一番後ろの席のため一人になることが多いこと、朝、起きようとしたらめまいや腹痛、頭痛があり、特に腹痛がひどいこと等の話があった。

②学校内での方針の検討

スクールソーシャルワーカーが、当該生徒が登校しづらいと感じている（２）①に記載した学校での状況を学校と情報共有したことにより、学校では授業や教室で当該生徒が孤独を感じないように配慮することとした。

③支援の実施

学校では席替えの際に当該生徒が孤独を感じないように配慮し、当該生徒と仲が良い生徒を隣の席、当該生徒が小学校の頃から話がしやすい生徒を前の席とした。

④経過観察

当該生徒と保護者の来所による面談により、その後の学校での状況や生徒本人の思い等を確認した。当該生徒からは、席替えで隣が仲がよい友達、前の席が話しやすい生徒になり、朝から学校に行けるようになったとの話があった。

（３）成果

（２）④の面談の約２か月後、保護者へ連絡し、当該生徒がその後も元気に登校できていることを確認した。

<いじめ>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 中学校 ）

②児童生徒数 5 5 4 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ 市の担当部局に常駐し、事案に応じて学校へ派遣 ）

（２）対応内容

①課題の発見

保護者から、子どもが同級生に胸ぐらを掴まれて「調子に乗るな」と言われ、怖くて学校に行きたくないと訴えているとの相談電話があった。学校に連絡すると事案を把握しておらず、状況確認と対応、今後の情報共有を依頼した。

②学校内での方針の検討

スクールソーシャルワーカーからの連絡を受け、加害生徒から聴き取りを行った後、被害生徒への謝罪

を行い、加害生徒と被害生徒の家庭訪問を行うものとした。

③支援の実施

学校では加害生徒からの聴き取りを行った後、担任が同席して加害生徒が被害生徒に謝罪し、学年代表と担任が加害生徒宅と被害生徒宅を訪問した。被害生徒の保護者からは加害生徒の別室登校の要望があったが、今後は複数の教員で見守りをすることを説明し、一定の理解を得た。

④経過観察

学校の対応後、被害生徒が1日だけ欠席したが、その後登校していることを学校からの情報で確認した。

(3) 成果

保護者からの相談の約2か月後、学校を訪問し、学校が対応して以降、被害生徒からの被害の訴えがなく、心配な様子も見られないこと、毎日登校しており、教室では笑顔で趣味の話をしている様子が見られることを確認した。その後、学校が被害生徒及び保護者に嫌な思いをしていないことを確認し、いじめは解消となった。

青森市教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

令和6年2月16日に青森県教育委員会主催で行われたスクールソーシャルワーカー活用連絡協議会に出席し、青森県立精神保健福祉センター職員が講師として実施した「ひきこもりの現状と課題～支援をつなげていくためには～」を聴講した。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

各学校にスクールソーシャルワーカー活用ガイドラインを配布するとともに、年度初めに開催される各小・中学校長が出席する研修会においてスクールソーシャルワーカーの積極的な活用を依頼した。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

本市を2地区に分け、特に支援が必要な地区にスクールソーシャルワーカーを配置している。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用にあたっての課題とその原因等

①課題とその原因

スクールソーシャルワーカーの役割を理解していない学校があり、児童生徒のカウンセリングを希望する学校も見受けられるため、役割の周知が今後の課題である。

②課題解決に向けた取組内容

- ・教職員が参加する研修会や会議等の中で、スクールソーシャルワーカー活用ガイドラインを基に、活用についての案内を行った。
- ・学校からの相談依頼の場合は、申込みの段階で、スクールソーシャルワーカーの介入が妥当かどうかをチーム内で検討し、他職種の介入が望ましいと判断した場合には、相談先について案内した。

③成果

スクールソーシャルワーカーの役割が徐々に周知され、適切に活用されるようになってきている。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（中学校）

②児童生徒数 412 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（派遣方式）

配置方法（年 30 週/週 2 回/1 回あたり 3 時間）

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・小学校より度々欠席が見られる生徒。中学校入学後は順調に経過していたが、徐々に休みがちとなり、連続した欠席となっていた。

②学校内での方針の検討

- ・学担が、保護者・本人と面談を行い、本人の状態の把握や登校に関する希望を聞き取る。
- ・S S Wが、校内チーム体制の構築に関して管理職に助言。
- ・本人が別室登校を希望したため、別室への短時間登校を目標に、教職員、S C、S S Wが連携し、定期的にケース会議を開催。情報共有ならびに支援プランを計画。

③支援の実施

- ・別室での支援（学担との活動、養護教諭による健康観察、リモート授業、S Cとのカウンセリング等）
- ・保護者との情報共有
- ・ケース会議

④経過観察

- ・別室登校が軌道に乗り、徐々に学校で過ごす時間が増加。校外活動にも参加できるようになった。
- ・保護者の不安感が軽減された。

(3) 成果

不登校児童生徒数 622名

うち、S S Wが関わったことにより登校できるようになった生徒 2名

八戸市教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ・目的 … 配置校等における活用及び事業実施上の諸課題について協議や情報交換を行い、学校における教育相談体制の充実や教員の資質向上を図る。
- ・内容 … 事例検討を行うとともに、学校や関係機関との連携の在り方について協議するとともに、S S W間の情報共有を図る。
- ・青森県教育委員会主催S S W連絡協議会（年間2回）及び研修会（年間3回）
- ・市教育委員会主催S S W連絡協議会（年間6回）

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・年度当初に開催している生徒指導主任・主事研修会において、S S Wの紹介を行うとともに、活用方法等について研修を実施するなどして、教職員の理解促進に努める。
- ・青少年グループ訪問において、管理職及び生徒指導主事に向けて職務内容や活用例を紹介し、S S Wの職務の理解を図っている。
- ・初任者研修「生徒指導基礎講座」、中堅教諭等資質向上前期研修講座において、S S Wの効果的な活用について研修を実施した。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・各学校の生徒指導上の課題に応じて、5名のS S Wを市内2小学校、8中学校、計10校に配置している。配置校以外の小・中学校55校については、近隣の配置校から必要に応じて派遣している。
- ・市教育委員会教育指導課内に、スクールソーシャルワーカースーパーバイザー（以下、S S W S V）1名を配置している。自ら相談活動を行うとともに、学校やS S Wへの助言、連絡・調整を行っている。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に当たっての課題とその原因等

① 課題とその原因

＜令和4年度記載課題＞

- ・S S Wの人材育成、資質向上を図る研修の充実
- ・学校現場と連携した研修の在り方
- ・家庭や地域と連携した研修の在り方
- ・他相談機関や関係機関等と連携した研修の在り方

② 課題解決に向けた取組内容

- ・市教委主催S S W連絡協議会において、国立高等専門学校S S Wや県教委配置高等学校S S W、市こども家庭相談室社会福祉士・子ども家庭相談員兼家庭相談員・虐待対応専門員らとともに、対応に苦慮したり、悩んだりした事例を共有・協働した。

③ 成果

- ・他S S Wや関係機関と情報共有を図ったことで、ネットワークが構築され、効果的な支援が広がり、S S Wの資質向上が図られた。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

(1) 学校の概要

- ① 学校の種類
(中学校)
- ② 児童生徒数 57 名
- ③ スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態 (拠点校方式)
配置方法 (年 35 週/週 3 回/1 回あたり 4 時間)

(2) 対応内容

- ① 課題の発見
不登校状態の生徒について学級担任が校長に報告した事案を校長が S S W に相談して把握。
- ② 学校内での方針の検討
(過程) 学級担任、校長、教頭、S S W、保護者でケース会議を行い対応方針について検討した。
(方針) ・学級担任が保護者、本人と面談し、面談の内容を管理職、関係職員、S S W で共有する。
・対象生徒も含めたケース会議を実施し、意思の確認を行いながら安心して学校生活を送ることができるよう環境改善等に取り組む。
- ③ 支援の実施
学級担任が対象生徒との連絡をとり日常の様子把握や学校生活に対する意思の確認等を行った。
S S W は主として対象生徒の父親と面談して、養育に関する悩みを聞いて助言を行った。
- ④ 経過観察
保護者、対象生徒との面談の結果、生活環境を整えるために転校することとなった。

(3) 成果

- ・不登校児童生徒数 727 名
- ・S S W が関わったことにより登校する又は登校できるようになった生徒数 4 名
- ・S S W が継続して関わっている児童生徒数 25 名

＜いじめ＞

(1) 学校の概要

- ① 学校の種類
(小学校)
- ② 児童生徒数 524 名
- ③ スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態 (拠点校方式)
配置方法 (年 35 週/週 3 回/1 回あたり 4 時間)

(2) 対応内容

- ① 課題の発見
対象児童のいじめ(他の児童への暴力、暴言)について学級担任が校長に報告し、校長が S S W に相談したことによる。

② 学校内での方針の検討

(過程) 学級担任、校長、教頭、S S Wでケース会議を行い対応方針について検討した。

(方針) ・対象児童の家庭での状況を把握するために学級担任が本人及び保護者と個別に面談を実施する。得られた情報を管理職、関係職員、S S Wで共有し、今後の対応策について検討する。
・対象生徒も含めたケース会議を実施し、意思の確認を行いながら安心して学校生活を送ることができるような環境改善等に取り組む。

③ 支援の実施

対象児童は家庭生活において悩みや困り感を抱えていることが面談から分かった。そのため学校内で安心して相談できる場所と人的環境を整えた。

④ 経過観察

対象児童の悩みや困り感を聞き取る機会を設けて共感的な対応を継続した結果、いじめは見られなくなった。

(3) 成果

- ・いじめ児童生徒数 886 名
- ・S S Wが関わったことにより登校する又は登校できるようになった生徒数 3 名
- ・S S Wが継続して関わっている児童生徒数 0 名

<虐待>

(1) 学校の概要

① 学校の種類

(小学校)

② 児童生徒数 556 名

③ スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (年 35 週/週 3 回/1回あたり 4 時間)

(2) 対応内容

① 課題の発見

児童相談所から学校へ、対象児童の保護者による虐待通告があったことの連絡があった。校長がS S Wに連絡したことで把握。

② 学校内での方針の検討

(過程) 学級担任、校長、教頭、S S Wでケース会議を行い対応方針について検討した。

(方針) ・対象児童の家庭での状況を把握するために学級担任が本人及び保護者と個別に面談を実施する。得られた情報を管理職、関係職員、S S Wで共有し、今後の対応策について検討する。
・対象児童の安全を最優先するため、関係機関と連携を取り速やかに対処する。

③ 支援の実施

対象児童の家庭環境に起因するストレスを理解したうえで、関係する教職員が共感的に接したり声掛けしたりして、気持ちが安定するように対応した。

④ 経過観察

関係機関との連携で、対象児童にとって安心できる環境を整えることができた。

(3) 成果

- ・虐待児童生徒数 不明 名
- ・ＳＳＷが関わったことにより登校する又は登校できるようになった生徒数 1 名
- ・ＳＳＷが継続して関わっている児童生徒数 0 名

<貧困>

(1) 学校の概要

① 学校の種類

(小学校)

② 児童生徒数 524 名

③ スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (年 35 週/週 3 回/1 回あたり 4 時間)

(2) 対応内容

① 課題の発見

保護者が学校納入金に関して在籍校の事務職員に相談。事務職員が教頭及びＳＳＷに相談して把握。

② 学校内での方針の検討

(過程) 事務職員、校長、教頭、ＳＳＷでケース会議を行い対応方針について検討した。

(方針) ・家庭での状況を把握するためにＳＳＷが保護者と面談を実施する。

得られた情報を校長、教頭、事務職員で共有し、今後の対応策について検討する。

・対象過程の児童が安心して学校生活を送れるよう、日々の様子を継続的に細やかに見る。

③ 支援の実施

対象家庭の状況を聞き取り、未払いの要因を把握した。校長が関係機関に連絡して速やかな対応を依頼した。併せて教頭及び事務職員が保護者と面談し、必要な手続きなどについて説明した。

④ 経過観察

関係機関の適切な対応により、対象家庭に経済的支援を提供することとなった。

(3) 成果

- ・貧困児童生徒数 不明 名
- ・ＳＳＷが関わったことにより貧困が解消する又は解消に向かっている児童生徒数 1 名
- ・ＳＳＷが継続して関わっている児童生徒数 0 名

山形市教育委員会

【１】取組内容＜令和５年度＞

- (１) スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況
 - ・市の事例検討会の実施（１２月に１回実施）
 - ・県主催の教育相談関係研修会（６月に１回実施）
 - ・教育事務所主催の管内教育相談員等研修会（７月と１２月の２回実施）
- (２) スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況
 - ・県及び教育事務所、教育委員会の研修会に参加
 - ・小中学生指導連絡協議会や市教頭会での周知
- (３) スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫
 - ・福祉に関する専門的な資格を有する者をＳＳＷＣとして教育委員会に配置し、各機関との連携を図れるようにしている。また、ＳＳＷの単独校への配置は、問題行動等の発生割合の高い学校や関係機関との連携が必要な学校へ配置している。
- (４) スクールソーシャルワーカーの活用にあたっての課題とその原因等
 - ①課題とその原因
 - ・対応が難しいケースが増えており、いじめや不登校等児童生徒の抱える課題や原因が多様化している。
 - ②課題解決に向けた取組内容
 - ・単独校型ＳＳＷと派遣型ＳＳＷＣとの事例検討や情報共有、対応の仕方を学ぶ機会を設けていく。
 - ③成果
 - ・市独自の研修として、年２回の事例検討を実施している（令和５年度は１回の実施となった）。他、県が行っている教育相談関係の研修会への参加を悉皆とし、多様化するケースへの対応について学ぶ機会を設けることができ、諸問題への対応方法について、見識を深めることができた。

【２】対応事例＜令和５年度＞

＜不登校＞

- (１) 学校の概要
 - ①学校の種類（中学校）
 - ②児童生徒数 約 ４００ 名
 - ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（派遣方式） 配置方法（週 ３ 回/１回あたり ４ 時間）

(2) 対応内容

①課題の発見

小学校高学年より完全不登校。中学進学後は、1 学期前半までは出席するが、その後は全欠。担任による家庭訪問、教育相談員による母面接を定期的に行っているものの、膠着状態であるため、今後の動きを検討したいということで、中学校より S S W C の派遣依頼があった。

②学校内での方針の検討

中学 2 年の 4 月早々に S S W C を交えて 1 回目の校内ケース会議を持った。そこでは、本人の生活リズムの改善と、母ができそうなことを検討していくこと、SSWC, 保護者, 担任の 3 者で定期的に検討会を持つことの 3 点を決めた。

③支援の実施

月 1 回行うケース会議で毎回、保護者の取り組み状況を確認し、その上で、次の会議までに行う保護者から生徒への働きかけ(工作作りなど保護者と生徒が一緒に取り組めるもの)を提案していった。登校状況が安定してからは、高校進学に向けての取り組みを保護者同席のケース会議にて検討していった。関わり始めてから、約 2 年間で計 19 回の保護者を交えてのケース会議を実施した。

④経過観察

8 回目のケース会議直後から、保護者の働きかけもあって本人は 2 週に 1 度程度で夕方登校を開始した。夕方登校を始めて 2 か月後には、週 1 で 2 限程度ではあるが日中の別室登校を開始。

さらに、中 3 の 1 学期半ばより週 2 で登校を別室開始。1 学期後半には在校時間は 30 分程度ではあるが、毎日登校するようになる。そして高校へ向けた準備が必要と伝えてからは、2 学期半ばからは在校時間は半日に延びていき、通信制高校にも合格。高校進学後の登校イメージも付いたことにより、終結となった。

(3) 成果

- ・ 上記対応校(A校)における不登校生徒数 9 名
うち、S S W C が関わったことにより登校できるようになった生徒数 1 名
S S W C が継続して関わっている生徒数 0 名 (卒業による支援終了)
- ・ 別件対応校B校の不登校児童数 11 名
うち、S S W C が関わったことにより登校できるようになった生徒数 1 名
S S W C が継続して関わっている生徒数 0 名 (卒業による支援終了)
- ・ 別件対応校C校の不登校児童数 3 名
うち、S S W C が関わったことにより登校できるようになった生徒数 3 名
S S W C が継続して関わっている生徒数 1 名

<いじめ>

(1) 学校の概要

①学校の種類 (小学校)

②児童生徒数 約 100 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式) 配置方法 (週 3 回 / 1 回あたり 4 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

入学式から 1 か月ほどしてから、授業に参加できず、廊下に寝転ぶなどの行動が見られるようになる。同時にクラスメイトに対し、暴言を吐く、「どいて」と言って押し退けるなどの行動も出てきた。これに対し、他児の保護者より、いじめ被害の訴えが出され、加害者である本人への支援を考えるために、学校より派遣要請を受けた。

②学校内での方針の検討

1 学期末に校内でケース会議を実施。本人は担任へ身体接触を含め 1 対 1 での対応を求めていること、授業への参加もできていないこと、人を押して除ける様子から大人数よりも少人数の中で人間関係の構築する必要性が感じられることから、在籍変更も視野に入れて対応していくことを確認した。ただし、来年度の在籍変更を考えると、就学支援委員会にかける関係から、かなり急いで進めていく必要があることも確認した。

③支援の実施

保護者面接も含め、直接的な支援は担任、教頭、校長が実施。SSWは、学校の後方支援に徹し、学校の保護者面接の後に、その後の話し方、方向性の確認を行った。また、今年度は支援員を付けて対応していくことにした。

④経過観察

夏休み中に保護者相談、2 学期早々に父母が本人の授業での様子を見学したことで、保護者より在籍変更の申請があった。通常級に在籍中は、支援員はなるべく本人と他児の接触には気を付けるようにした。

(3) 成果

在籍変更により、いじめ被害はなくなった。

本人は、1 対 1 での対応が可能となったことで、授業への参加もできるようになっていった。

<機関間の整理>

(1) 学校の概要

①学校の種類 (小学校)

②児童生徒数 約 100 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式) 配置方法 (週 3 回/1 回あたり 4 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

ある登校渋りの児童について、近日中に他機関を交えてのケース会議が予定されている。そこでの支援方針を確認するためにSSWCの同席をお願いしたいと学校より派遣依頼があった。

②学校内での方針の検討

他機関交えてのケース会議を行う前の事前確認でSSWが学校訪問。その際に、放課後デイサービス、訪問看護、医療機関など複数の関係機関が関わっていることが分かった。このため、他機関を交えてのケース会議の際には、それぞれの関係機関の役割を確認していくこととなった。

③支援の実施

他機関を交えてのケース会議においては、SSWの質問により、学校を除いて計4つの機関が関係していることが分かり、それぞれの機関が関係している医療機関、その指示内容の確認を行い、今後の全体での方向性の確認を行った。

④経過観察

介入前は、それぞれがバラバラの支援を行っていて、学校も本人には無理な働きかけを行っていたが、介入後は全体がそれぞれの役割を意識して本人への関わりを行うようになったことで、本人の様子も落ち着いてきた。

(3) 成果

④の経過観察と同じ。

水戸市教育委員会

【１】取組内容＜令和５年度＞

（１）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ・令和５年度は、５月と８月の年２回本市で開催している不登校対策研修会に１回参加し、不登校児童生徒への関わり方や連携の図り方などを学ぶ機会を設けた。

（２）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・４月初旬に課内全員で職務についての研修を実施。（市の職員の役割と責務について）
- ・月１回のケースの確認の際に、再度職務遂行についての確認を実施。

（３）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・令和４年度から巡回方式で各学校に計画的に巡回する方法で実施しているが、学校の急な要請にも対応できるようにしている。

（４）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

【課題】

- ・ＳＳＷの役割や活用方法について、理解が不十分な学校がある。

【その原因】

- ・ＳＳＷがあまり関わってこなかった学校において、その役割や活用方法について理解している人が少なく、必要なケースに対応できていない。
- ・教育委員会からの周知が不十分である。

②課題解決に向けた取組内容

- ・利用の少ない学校にＳＳＷが訪問し、その役割を説明するとともに、改善したケースについて話をしながら、活用方法を説明する。
- ・ＳＳＷの役割や活用方法について、ホームページやチラシにより周知する。

③成果

- ・巡回方式で各学校にＳＳＷが訪問しその役割や活用方法を説明することで、徐々に学校への周知を図ることができ、学校からの依頼が増えてきた。
- ・ホームページやチラシ等の周知に加え、教育委員会の指導主事が学校訪問した際にも対応ケースによっては、ＳＳＷの介入が必要と判断した際には、活用方法やその効果等について助言・指導を行い、活用することができた。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校）

②児童生徒数_____名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（単独校方式・拠点校方式・派遣方式・巡回方式）

配置方法（常駐・年_____週/週_____回/1回あたり_____時間）

今回のケースは、巡回方式ではなく、学校から市教委への依頼によりSSWを派遣したケース。

（2）対応内容

①課題の発見

担任が家庭訪問した際に、本児とその家庭へのサポートが必要であることを保護者から確認した。
その後、学校から市教委の相談があり、SSWの家庭への介入となった。

②学校内での方針の検討

- ・週1回の家庭訪問（担任）
- ・週1回の家庭訪問による本児のサポートと保護者の困り感への対応（SSW）
- ・学期に1回のケース会議（学校関係者とSSW、必要に応じて他機関）

③支援の実施

- ・SSWによる週1回の家庭訪問

本児の家庭での様子を保護者から聴き取り、学校に様子を伝えたり、保護者の困り感を聞き、他機関を紹介したり、必要な機関につなぐ際に同行したりするなどのサポートを実施した。

- ・本児…医療機関の受診のサポート
- ・保護者…本児の子育てや登校を促すことへの困り感を解消するために関係機関につなぐ

④経過観察

・本児には、SSWが週1回、登校を促してきたため、徐々に登校できるようになってきた。また、医療機関の受診をサポートし、服薬の確認や本児の次の不安である中学校進学に向けての困り感を聞き、学校と情報共有することで少しずつ進学や登校への不安が解消されてきた。

・保護者については、本児の特性により、家庭でうまくいかないことが多かったが、その都度、市子育て支援課や児童相談所、警察等に相談し、助言指導を受けることで、本児自身が、毎日服薬をするようになってきている。

（3）成果

- ・SSWによる週1回の家庭訪問により、本児やその保護者の困り感を聴き取り、関係機関につなぐことでその解消を図りながら、学校と情報共有やケース会議を行うことで、少しずつではあるが登校できるようになった。

<いじめ>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ・ 中学校 ・ 義務教育学校 ・ 高等学校 ・ 中等教育学校 ・ 特別支援学校 ）

②児童生徒数_____名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 単独校方式 ・ 拠点校方式 ・ 派遣方式 ・ 巡回方式 ）

配置方法（ 常駐 ・ 年____週/週____回/ 1 回あたり____時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

②学校内での方針の検討

③支援の実施

④経過観察

（３）成果

<虐待>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ・ 中学校 ・ 義務教育学校 ・ 高等学校 ・ 中等教育学校 ・ 特別支援学校 ）

②児童生徒数_____名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 単独校方式 ・ 拠点校方式 ・ 派遣方式 ・ 巡回方式 ）

配置方法（ 常駐 ・ 年____週/週____回/ 1 回あたり____時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

②学校内での方針の検討

③支援の実施

④経過観察

(3) 成果

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校 ・ 中学校 ・ 義務教育学校 ・ 高等学校 ・ 中等教育学校 ・ 特別支援学校)

②児童生徒数_____名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (単独校方式 ・ 拠点校方式 ・ 派遣方式 ・ 巡回方式)

配置方法 (常駐 ・ 年____週/週____回/1回あたり____時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

②学校内での方針の検討

③支援の実施

④経過観察

(3) 成果

<〇〇>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校 ・ 中学校 ・ 義務教育学校 ・ 高等学校 ・ 中等教育学校 ・ 特別支援学校)

②児童生徒数_____名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (単独校方式 ・ 拠点校方式 ・ 派遣方式 ・ 巡回方式)

配置方法 (常駐 ・ 年____週/週____回/1回あたり____時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

②学校内での方針の検討

③支援の実施

④経過観察

(3) 成果

宇都宮市教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

(1) スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ・ S S W活用事業研修会（県教育委員会主催/年2回 7月・12月）

目的：貧困問題をはじめ、福祉的支援が必要な家庭に対する対応など、学校のみでは解決が困難な課題を抱えている学校に対する支援の方法や、福祉部局等、関係機関との連携の在り方に関する研修を実施することにより、S S Wの資質向上と業務遂行に必要な見識を高める。

- ・ S S W活用事業研修会（教育事務所主催/年1回 7月）

目的：貧困問題をはじめ、福祉的支援が必要な家庭に対する対応など、解決が困難な課題を抱えている学校に対する支援の方法や、福祉部局等、関係機関との連携の在り方について、情報交換及び協議をすることにより、管内の関係者の連携を深めるとともに、S S Wの資質向上と業務遂行に必要な見識を高める。

(2) スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・ 児童生徒指導関係の連絡会議等に参加し、ケース事案の検討等において、専門的な視点からの助言や提案を行っている。

- ・ S S Wが学校を訪問し、職員会議等の時間を利用し、直接教職員に対し業務内容等を説明することで、理解促進を図っている。

(3) スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・ 学校現場からのニーズを的確に把握しながら対応するとともに、福祉部門等の関係機関との連携を円滑に行えるよう、児童生徒指導を所管する教育委員会事務局学校教育課内にS S Wを配置している。

(4) スクールソーシャルワーカーの活用にあたっての課題とその原因等

①課題とその原因

- ・ ケースが複雑化・多様化しているため、解決に時間を要する事案が増えている。

②課題解決に向けた取組内容

- ・ 積極的に研修会に参加するとともに、関係機関との情報交換を密に行い、専門的知識や技能の向上を図る。

③成果

- ・ 関係機関との連携が円滑に行われ、専門的知識や技能が向上し、適切な支援ができるようになった。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 3 1 2 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ 年52週/週5回/1回あたり6時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

多子世帯で、本児は不登校である。学校から、家庭と連絡が取りにくくなったと相談があり、学校は、父親としかやり取りできず、父の意向に反すると一切接触できなくなるため、子の安否確認もできない時期があった。

②学校内での方針の検討

学校は保護者と話を重ね、少しずつ家庭訪問ができるようになり、本児にも会えるようになった。また、学校はケース会議を開き、関係機関が連携して、家庭にアプローチしていくことに決まった。

③支援の実施

家を新築し、引っ越しをすることになったが、父親は自身の手術や仕事等で時間がなく、母親は、乳児を連れての外出となることから、転校の手続き等を自分たちで行うことが困難であった。そこで、SSWが本家庭に介入し、手続き等の支援を行った。

④経過観察

SSWは、家庭と学校の連絡方法などを調整し、つながりが途切れないよう支援するとともに、不登校の原因に、本児の発達の特徴があることが分かったため、市教育センターと連携し、本児が特別支援学級に入級できるよう、手続きを支援した。

（3）成果

学校・SSWが関わることにより、当該児童は中学入学を機に登校できるようになった。父母と学校が円滑にやり取りできるようになり、良好な関係が保てている。家庭は学校と信頼関係を築くことができた。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 6 3 9 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (年 5 2 週/週 5 回/ 1 回あたり 6 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

外国籍で精神疾患のある母，姉，本児，妹の四人世帯。要対協が令和 2 年から，要保護のネグレクトケースとして関わっており，子への介入依頼があったもの。本児から S S W に「家に食べられるものが米と塩しかない」と面接の中で訴えがあった。

②学校内での方針の検討

要対協主催でケース会議を実施した。姉の通う中学校や，本児が利用している要支援児童健全育成事業等の各関係機関と協議の上，学校は，週 2 回の給食時間からの登校に向けた家庭訪問や，登校促しを行っていくこととした。

③支援の実施

要対協と連携するとともに，母と子への面接を通じ，ニーズを確認した。要支援児童健全育成事業が実施している弁当宅配の支援を紹介したところ，希望したため利用を開始した。

④経過観察

要対協が，要支援児童健全育成事業「子どもの居場所」を本家庭に勧めたことをきっかけに，本児は，そこに通えるようになり，学校の宿泊学習行事にも参加することができた。

(3) 成果

要支援児童健全育成事業の職員による弁当宅配の支援が開始し，安定して食事がとれるようになった。弁当を届けてくれる職員ともコミュニケーションをとることができている。また，関係機関と連携を図ったことで，家事支援の利用も開始となり，週 2 回，ヘルパーの作った料理を食べられるようになった。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 142 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (年52週/週5回/1回あたり6時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

一人親世帯で、母親と2人暮らしである。小学校高学年より不登校であり、中学校入学後も不登校が続
き、制服も購入していない。学校は、母親と連絡が取れないことから、SSWの介入の依頼があった。

②学校内での方針の検討

SSWは家庭訪問と電話を密に行い、母親と関係を築いていった。さらに、本生徒、母親と学校の距離
が縮まるよう、本生徒、母親に学校の思いを適宜伝えるような働きかけを行うこととした。

③支援の実施

母親は精神科受診中であったことから、市の精神保健担当部局との連携を図った。また、母親から生活
保護を受けたいとの相談あったため、福祉事務所への情報提供を行い、生活保護の受給手続きが円滑に行
えるように支援を行った。

④経過観察

SSWは、本生徒や母親と会う回数が増え、それをきっかけにして、学校から本人と母親にアプローチ
を行い、体育祭や修学旅行に参加することができた。

(3) 成果

学校、関係機関と連携を図り、本人のサポート、母親の支援はもとより、経済的な安定が図られたこと
で、最終的には県立高校定時制へ進路が決まった。

前橋市教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

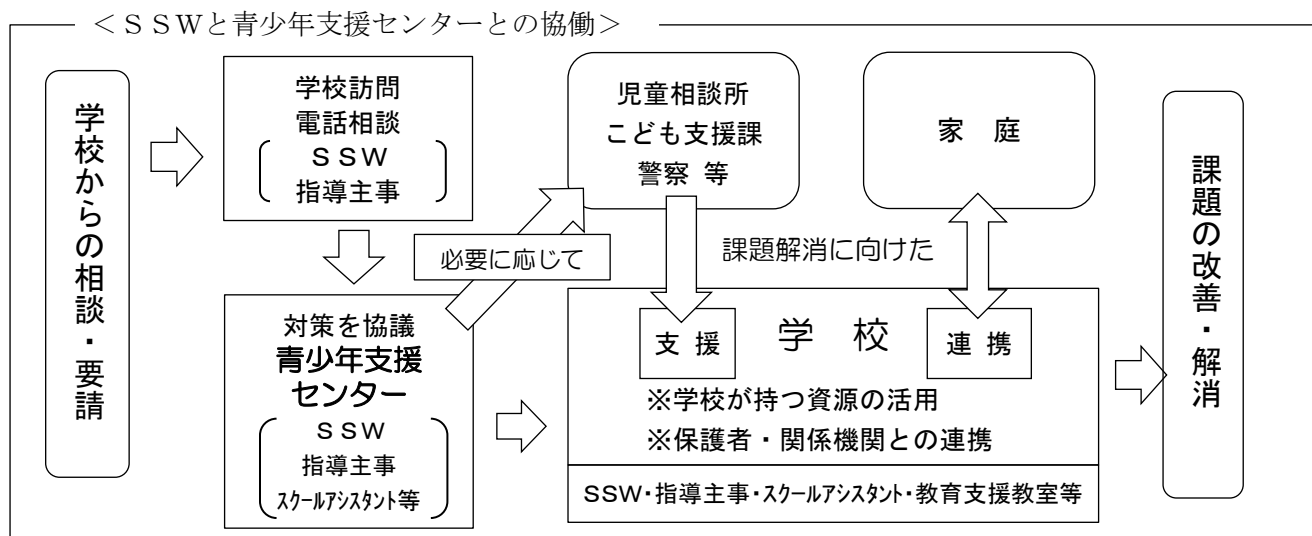
本市SSWは1名のみであり、研修は実施できなかった。そのため、学校からの要請を受けて、指導主事とともに事例に対応したり、悩みを抱える児童生徒や保護者との面談や相談電話に対応したりする中で、SSW自身が自己研鑽を重ねていった。特に、心理に関する資格を生かし、事例を俯瞰的・専門的な視点で検証するとともに、課題解決に向けた支援の明確化を図ることができたため、その後の支援や学校への適切な助言に繋がった。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

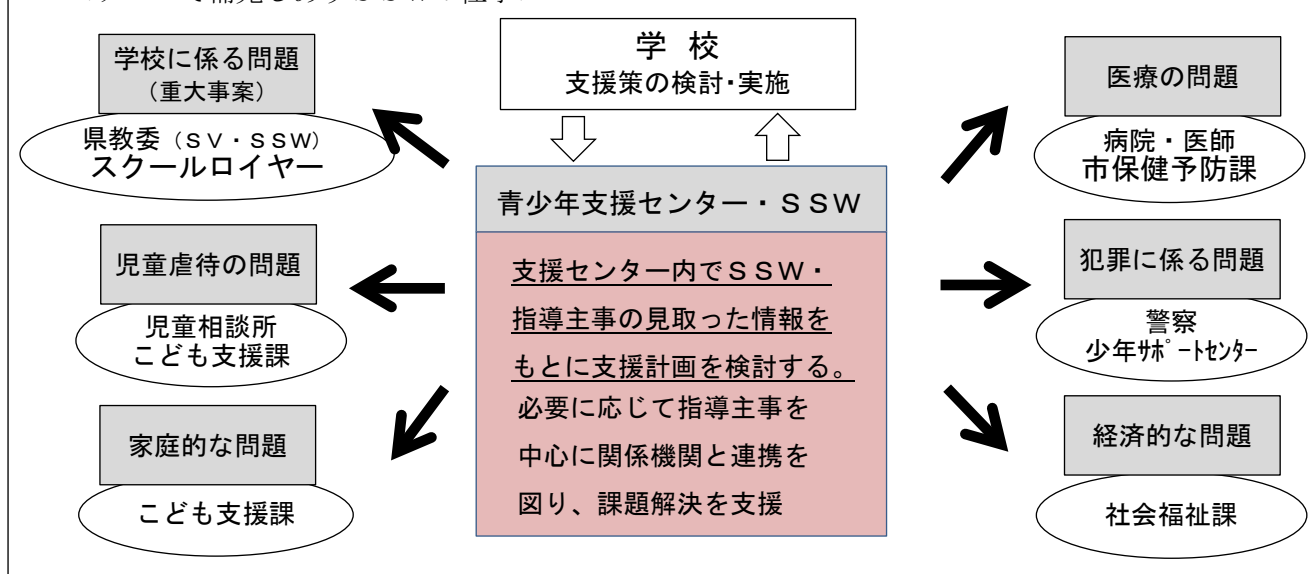
資料「前橋市スクールソーシャルワーカー事業について」を作成し、業務内容やこれまでの成果、利用方法等を校長会議・教頭会議・生徒指導主任会議等を通して、各学校へ周知した。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

○青少年支援センターに配置し、必要に応じて各学校へ派遣する。



＜チームで補完しあうSSWの仕事＞



(4) スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

<課題の概要>

S S Wの効果的な活用に向けて、学校現場におけるコーディネーターとしての役割を担う教職員が欠かせないが、十分に生かしきれないケースも散見される。コーディネーターとなる教職員自身の理解や調整力を高めることが課題である。

<課題の要因>

S S Wの目的や具体的な役割、有効性が学校に正確に周知されておらず、S S Wの効果的な活用について、教職員の理解が不足しているため。

②課題解決に向けた取組内容

資料「前橋市スクールソーシャルワーカー事業について」を作成し、業務内容やこれまでの成果、利用方法等を校長会議・教頭会議・生徒指導主任会議等を通して、各学校への周知を行った。

関係機関を交えたケース会議や児童生徒の見取りを行う場面に、指導主事とともにS S Wが参加する機会を増やした。

教育支援教室（教育支援センター）への定期的な訪問により、児童生徒の見取りを行う機会やカウンセリングの機会を増やした。

③成果

令和5年度の学校訪問回数は、30回であり、令和4年度より5回の減少であった。令和5年度の児童生徒や保護者を対象としたカウンセリングの回数は、40回あり、令和4年度より27回の増加であった。これは、令和5年度より市内4つの教育支援センターへの派遣（22回）も開始したことで、学校外でのカウンセリングが多くなったためである。

【2】対応事例<令和5年度>

<不登校>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 571 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (1ヶ月に1回程度、1回あたり 2 時間程度)

(2) 対応内容

①課題の発見

対象生徒との面談を通して、不登校へつながっている要因として、友人や教職員との関係性、家庭環境、特性が影響していることが分かった。

②学校内での方針の検討

登校した際には、教育相談担当教員を中心に対象生徒と関わった。ＳＳＷとのカウンセリング内容を校内で共有した。

③支援の実施

月に１回程度、対象生徒からの面談希望に基づき、ＳＳＷがカウンセリングを実施した。カウンセリング後に教職員と情報共有した。

④経過観察

２年間、学校を欠席しがちの時期や部活動・クラスでのトラブルもあったが、対象生徒がどのようになりたいかという思いを引き出しながら、カウンセリングを重ねた。必要に応じて、関係職員へ対象生徒の思いを伝え、できる支援策について検討し実施した。

（３）成果

別室登校であったが、出席できる日が増え、高等学校に進学することができた。また、卒業式にも参加することができた。

<いじめ>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 高等学校 ）

②児童生徒数 709 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ １回あたり 3 時間程度 ６回派遣 ）

（２）対応内容

①課題の発見

加害生徒と被害生徒の人数が多く関わっていた案件だったため、学校に派遣されているＳＣだけでは、対応しきれず、主に加害生徒のカウンセリングを実施することとなった。加害生徒には、個別指導を実施するにあたり、心のケアも必要であったためカウンセリングを行った。

②学校内での方針の検討

被害生徒をＳＣ、加害生徒をＳＳＷで対応する。校内で情報共有をして、加害生徒の反省を促し、被害生徒の不安を取り除いていくことで、安心して学校生活を送れるよう支援していく。

③支援の実施

個別指導を行うなかで、カウンセリングを希望する複数の加害生徒と面談を重ねた。特に、家庭的に

不安定な生徒や不登校傾向の生徒に対しては、カウンセリングの回数を増やして対応した。

④経過観察

個別指導が解除されたり、再び個別指導となったりしたため、加害生徒の不安定さが見られたが、カウンセリングを重ねることで、落ち着いて特別指導を受けられるようになった。

(3) 成果

加害生徒は、特別指導を受けて学校生活に復帰することができた。

<学級経営の支援>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 213 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (1回あたり 3 時間 1回派遣)

(2) 対応内容

①課題の発見

2名の児童が落ち着かず、児童間のトラブルが頻発していたため、学級経営の支援が必要となった。

②学校内での方針の検討

指導主事とSSW、特別支援教育担当指導主事が対象児童らの見取りのために、学校訪問を行った。特別支援学級への入級も視野に、対象児童や家族の困り感に寄り添い、充実した学校生活を送れるよう支援のポイントを共有した。

③支援の実施

学校は、共有した支援のポイントから、空き時間の教員の配置や見守り体制の強化、個別指導での対応、保護者との情報共有など、組織的な対応を実施した。

④経過観察

1名の児童は、児童相談所や医療機関とつながり、もう1名の児童は、特別支援学級への入級に向けて、それぞれの状況に合った相談・支援を継続した。

(3) 成果

2名の児童は、その後もトラブル等はあったが、徐々にクラスで落ち着いて過ごせるようになった。

高崎市教育委員会

【１】取組内容＜令和５年度＞

（１）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

ＳＳＷのみを対象とした研修については、コロナ禍以前は外部から講師を招いた研修を実施していたが、令和５年度は実施しなかった。市教育センターが実施する全教職員を対象とした研修に必要な応じて参加している。

（２）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

学校向けにＳＳＷの役割・支援例、学校の取組、Ｑ＆Ａ等を記した「ＳＳＷ活用の手引き」を作成し、年度当初の公設校園長会議、副校長・教頭会議の他、主任児童委員研修会、教育支援センター指導員研修会等で説明している。また、拠点校、新規派遣校については、年度の初回訪問時に、担当指導主事が同行して個別に説明する。

（３）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

中学校区を基準に市内を８つのエリアに分け、８人のＳＳＷで分担している。特に支援者数の多い学校を拠点校とし、週１回滞在している。拠点校周辺の学校（「訪問校」と呼称）については、曜日に関係なく支援者のニーズに寄り添いながら対応している。

（４）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

学校により、支援の依頼件数や依頼される内容、依頼後の協働体制に差がある。

原因は、市教委による周知不足（特に活用事例）と管理職の理解促進に向けた働きかけ不足であると考ええる。

②課題解決に向けた取組内容

支援者がいない訪問校であっても不定期にＳＳＷが訪問し、気になる児童生徒や家庭等の情報収集を行っている。支援の開始に応じた場合は、学校から市教委ＳＳＷ担当指導主事に支援依頼を行うことで、ＳＳＷが担当するのにふさわしい案件かどうか市教委で判断している。

③成果

これまで支援依頼のなかった小学校から複数の支援依頼があった。

【２】対応事例＜令和５年度＞

＜不登校＞

（１）学校の概要

①学校の種類

（小学校）

②児童生徒数 910 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（拠点校方式）

配置方法（週__1__回）

（２）対応内容

①課題の発見

発達特性を原因とした福祉サービススタッフへの不適応による心身の状態の悪化で不登校になってしまった児童にＩＣＴ活用による在宅学習の適用することになり、定期的な対面指導が必要となったため、ＳＳＷにその役割を担ってほしいと依頼があった。

②学校内での方針の検討

本人の発達特性に合わせた家庭環境・教育環境を整え、社会との関わりの中で自己肯定感をもてるようにする。

③支援の実施

学校は、給食時の一旦下校や、オンライン学習材による家庭学習の一定の条件下での出席扱い等、本児の特性と家庭の希望に寄り添った対応を続けた。ＳＳＷは母親との面談を継続した。

④経過観察

父の本人への関わり、母へのサポートがとてもよくなった。家庭の状況が改善されたタイミングで長い目で見た本人の自立についてＳＳＷから母に話した。母子とも依存傾向が強いため、本人の意思を尊重するように母親に助言した。

（３）成果

本児については、継続的な登校ができるようになった。また、これまで他の児童と関われなかった本児が徐々に関われるようになった。

当該校の不登校児童数は２２名、うちＳＳＷが支援した児童数５名、状況が改善した児童２名である。

<虐待>

（１）学校の概要

①学校の種類

（中学校）

②児童生徒数__740__名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（拠点校方式）

配置方法（週__1__回）

（２）対応内容

①課題の発見

母親による虐待発覚後の家庭支援を中心とした学校からの支援依頼。

②学校内での方針の検討

学校による登校時の見守りと継父への支援依頼、ＳＳＷによる精神的に不安定な母親への関与。

③支援の実施

不登校気味だった本生徒に学校が別室登校を提案、父親に子育てへの関与を依頼。

ＳＳＷが定期的に家庭訪問。

④経過観察

本生徒が継続的に登校できるようになったことで母親が精神的に安定。本生徒ら子どもたちからの勧めもあり、6月にお試し就業、7月から正式に勤務を始めたまた、父親が子どもたちとゲームを介して関わるようになった。

(3) 成果

本生徒の進路等に母親の心が向き、進学先を決定できた。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 540 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (週 1 回)

(2) 対応内容

①課題の発見

学校からの不登校対応を中心とした支援依頼。

②学校内での方針の検討

不登校の背景に本生徒の発達障害と貧困、保護者の不安定さがある。発達支援については相談支援事業所・放課後等デイサービスが担当し、貧困についてはＳＳＷがフードバンクをつないで食糧支援を受けられるようにする。

③支援の実施

ＳＳＷが同行し、フードバンクを利用。放デイとＳＳＷとの間で数回情報交換を行った。

④経過観察

フードバンクを数回利用した。

(3) 成果

フードバンクを利用する内に生活が安定し、本生徒の進学先も決定した。

<ヤングケアラー>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 180 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (週 1 回)

(2) 対応内容

①課題の発見

保護者と連絡が取りづらいため、学校から窓口としての対応依頼。

②学校内での方針の検討

SSWの関与により、家庭環境を整えることと、本人に合った教育環境を整えることで社会とのつながりをもたせ、自己肯定感を高められるようにする。

③支援の実施

不登校状態改善のため、家庭訪問による本人との面談、教育支援センターの紹介、無料学習塾の紹介を行った。また、経済困窮改善のため、母をハローワークにつなげた。

④経過観察

本児やその兄が下の弟の面倒を見ている状況が確認できたため、弟との入院とそれに伴う母親の入院付き添いをきっかけにヤングケアラー支援担当に係属、サポーター派遣を開始した。

(3) 成果

現状で利用できるサービスにつなげることができた。不登校支援、学習支援のための社会資源につなぐことができた。

川越市教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

第1回 令和5年 4月18日（火）13：30～16：30

「スクールソーシャルワーカーの活動について」（対面型 講義・協議）

第2回 令和5年 7月14日（金）13：30～16：30

「子どもを支える相談体制」関係機関との連携・子どもを取り巻く環境について・ケース検討
（対面型 講義・協議）

第3回 令和5年10月26日（木）13：30～16：30

「関係機関との連携」ケース検討（対面型 協議）

第4回 令和5年12月15日（金）13：30～16：30

「効果的なスクールソーシャルワーク」ケース検討（対面型 講義・協議）

第5回 令和6年 2月14日（水）13：30～16：30

本年度の振り返り・次年度に向けて（対面型 協議）

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定・周知

【活動方針等に関する指針（ガイドライン）の内容】

配置目的、職務内容、ソーシャルワークのプロセス、活用について

【周知の方法】

「川越市立教育センター分室スクールソーシャルワーカー活用指針」（川越市スクールソーシャルワーカー活用の手引き）を策定し、学校等に配布して活用を図っている。また、学校や地域等への研修会で確認し、活用促進につなげている。

②スクールソーシャルワーカーの理解促進に向けた取組

スクールソーシャルワーカーの研修だけでなく、教職員研修等で各校の中心となる教育相談主任（年2回）や特別支援教育コーディネーター（年2回）等への周知に加え、教育相談員（年3回）の研修を行い、スクールソーシャルワーカーの活用方法や連携の仕方等について周知した。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

地区が抱える課題に応じて、不登校と虐待防止重点地区にそれぞれ配置した。他に、地区ごとの小学校に拠点校配置し、進学中学校区の小学校へ兼務を行った。その他の学校へは教育センター分室に勤務しているスクールソーシャルワーカーが派遣を行った。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

- ・スクールソーシャルワーカーの需要に対する計画的な事業拡大。

〈原因〉市の施策における予算面での配置人員数の調整等

- ・スクールソーシャルワーカーと川越市の教育相談機関リバーにおける連携の充実。

〈原因〉スクールソーシャルワーカーの活用について、学校間での認識に差がある。

②課題解決に向けた取組内容

- ・活用の実績や配置することでの効果の検証、学校からの課題等を集約し、それを基にして市の施策の中で予算を確保し、計画的に人員の増員を図る。
- ・「川越市立教育センター分室スクールソーシャルワーカー活用指針」を見直し、継続的に学校等に配布するとともに、具体的な活用の仕方や好事例も紹介し、活用を促す。
- ・各研修でスクールソーシャルワーカーの活用について、活用の実績や活用事例の情報を提供し、管理職や関係職員への周知を図る。

③成果

- ・スクールソーシャルワーカーが学校教職員や関係職員の研修を担当し、資質向上及びスクールソーシャルワークの必要性を広めることができた。
- ・スクールソーシャルワーカーの必要性及び活用の仕方が周知されるようになってきた。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

- ①学校の種類（ 小学校 ）
- ②児童生徒数 652 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（ 拠点校方式 ）
配置方法（ 年 49 週/週 2 回/1回あたり 6 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

下校班トラブルが発生した時の担任の対応について、保護者から強いクレームがあり、安心して通わせられないという母の意向で5月から不登校状態。1学期を通して担任や学年主任が母に対応してきたが改善せず、母と学校の関係が悪化。母からは一連のやりとりで、精神的不調が生じたという訴えがあった。夏休み明けの9月に、校長からS S Wに介入依頼があった。

②学校内での方針の検討

母と学校の関係が悪化してしまったため、S S Wが母との関係を築き、学校との関係の再構築や本児の登校復帰を目指す。

③支援の実施

- ・母との面接を実施し、これまでの経過を確認する。
- ・家庭訪問を実施し、本児との信頼関係を構築する。（「学校の先生という立場ではない」ことを強調）
- ・毎週12：30～14：00、本児と相談室で過ごす。（友達のような対等な関係を意識）
- ・11月頃から5校時目授業（読書の時間）にS S W同行で参加する。
- ・12月に担任・母・S S Wと母と面談し、本児についての学級児童への説明や、本児と学級児童との関わる機会をつくること、3学期は体育や図工の時間に母と登校する機会をつくることとなった。

④経過観察

- ・母との信頼関係を構築し、学校に対する敵意が激減した。S S Wが同席することで、今後どうするか、未来志向の話をすることができた。
- ・5月以降完全不登校だったが、週1回相談室で過ごすことができるようになり、好みに応じて給食を食べるようになったり、学級の友人と交流したりする機会を持つことができるようになった。

(3) 成果

市内不登校児童生徒数 941 名 (小学校391名・中学校550名)

うち、S S Wが関わったことにより登校する又は登校できるようになった児童生徒数 25 名

S S Wが継続して関わっている児童生徒数 36 名

<家庭環境の問題>

(1) 学校の概要

①学校の種類 (中学校)

②児童生徒数 500 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (年 49 週/週 2 回/1回あたり 6 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

家族構成は、母、兄、本生徒の3人。昨年度、母が入院となり、兄と2人になったことから、校内外で自傷、他害的な行為や対教師への暴言・暴力等の危険な行動が顕著となり、S S Wが介入し支援を開始した。

②学校内での方針の検討

学校と本生徒について情報共有を行い、ケース会議を実施。これまでの関係機関の支援内容を把握した。その後、兄との面談で意向を確認し、兄自身が医療中断だったため、母面談を経て兄の医療接続から支援を開始。

③支援の実施

- ・兄の支援を全面的に社協に依頼し、連携。
- ・兄の受診日に母が不在となるため、本生徒の対応を行う。
- ・重層型支援で、他機関にて兄を集中的にサポートする体制となるため、定期的に会議に参加。

④経過観察

- ・兄が医療機関につながり、治療を開始。就労サポートが継続できている。
- ・本生徒と兄との関係が以前より落ち着き、本生徒の精神面においても落ち着いてきた。
- ・生徒自身も医療を受診できるようになった。
- ・母の困り事を兄のサポート機関や社協と継続的に聞く機会ができた。
- ・母が就労を始めた。
- ・本生徒が自分の進路について前向きに考え、進路に関するガイダンスに参加することができた。

(3) 成果

S S Wが家庭環境の問題において継続支援を行っている市内児童生徒数36名

S S Wが関わったことにより問題が解決及び支援中であるが好転している児童生徒数14名

越谷市教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

(1) スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ・市長部局や関係機関への挨拶（年度当初）
- ・新規採用スクールソーシャルワーカーについては、4月5月は、ペアでケース対応
- ・年4回（4月、7月、12月、3月）のケース検討会
- ・ケースの情報共有を日々実施しながら、指導主事より指導・助言
- ・市長部局が主催している福祉関係及び保健関係の研修会に参加（スクールソーシャルワーカーの希望）
- ・県が主催している研修会に必要に応じて参加（スクールソーシャルワーカーの希望）
- ・特に効果のあった研修内容

【他機関と連携した事例検討会】

複合的な要因を抱えた生徒に対してのアセスメントの仕方と、具体的な支援の方向性について検討する。また、各関係機関ができる支援の役割を明確にし、連携の在り方について協議

(2) スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・4月の校長会、教頭会でスクールソーシャルワーカーが自己紹介
- ・年度当初、各学校長へ担当スクールソーシャルワーカーが挨拶及び課題のあるケースを確認
- ・学校が定期的に実施している相談部会にスクールソーシャルワーカーが参加
- ・市主催の年次研修（初任者、2年次、3年次、臨時的任用、5年次、中堅）において、スクールソーシャルワーカーについて周知。
- ・市主催の教育相談研修会にスクールソーシャルワーカーが参加
- ・学校相談員の研修会にスクールソーシャルワーカーが参加

(3) スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

市内全ての小・中学校 44 校において「小中一貫教育推進研究」として研究指定をしており、小中一貫校としてブロックを組んでいる小中学校区に同一のSSWを配置することで、より円滑に包括的支援にあたることができるようにしている。

(4) スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

- ・スクールソーシャルワーカーの活用について、何ケースも活用する学校と1ケースも活用しない学校があり、活用頻度に差があり、支援が必要な家庭にスクールソーシャルワーカーが十分に活用できていないこと。
- ・スクールソーシャルワーカーが学校に常駐しているわけではないので、家庭環境に課題があり、支援が必要な児童生徒の発見が遅れてしまうこと。

②課題解決に向けた取組内容

- ・スクールソーシャルワーカーの支援が必要な児童生徒及び家庭へ早期支援ができるよう、各学校が実施している相談部会等にスクールソーシャルワーカーが参加する機会を設ける。

③成果

- ・相談部会等で家庭支援が必要なケースにおいて、社会福祉に関する専門的な知識を生かした多様な支援方法を伝えることができた。部会後に、実際にスクールソーシャルワーカーが支援するケースもあった。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 454 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ 1週1回、1日1時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

- ・該当児童は、小学校低学年から、学力に課題が見られていた。しかし、学校を休まず通い続け、性格も大人しいため、学校内でそこまで課題のある児童という認識は無かった。高学年になり、登校する日数が減ってきたことにより、本児がかかえる課題や家庭状況の課題が明確になってきた。

②学校内での方針の検討

- ・父親が精神疾患、母は外国籍で日本語が不自由。生活保護受給世帯。家庭の中で、兄も不登校であり、母親がどう対応したらいいか困っている状況があり、スクールソーシャルワーカーの派遣要請をする。

③支援の実施

- ・母親は、子どもの低学力や不登校に対して困り感をもっていたが、どこに相談してよいのか分からなかった。
- ・本児と兄には、学力に課題があり、教育センターへつなげ、発達検査を実施。
- ・検査結果等をふまえ、児童相談所で相談の上、本児と兄の2人とも療育手帳を取得する。
- ・市の就学支援委員会の判断を受け、本児は、中学校から特別支援学級へ就学することになった。

④経過観察

- ・本児らが、社会的に自立する力をつけるための適切な学びの場を選択できる環境を整えることできた。

（3）成果

- ・中学校から、本児に合った適切な学びの場で学習できる環境となり、不登校が改善される見通しが立った。

<虐待>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類 小学校
- ②児童生徒数 756 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（ 派遣方式 ）
配置方法（ 1週1回、1日1時間 ）

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・姉妹ともに不登校になり、学校は母親へ電話や家庭訪問を試みるも、会えない状況が続く。

②学校内での方針の検討

- ・母子家庭。生活保護受給世帯。不登校だけではなく、夜に母親がおらず、姉妹2人で過ごしているとの情報があり、養育環境も心配され、スクールソーシャルワーカーの派遣要請をする。

③支援の実施

- ・登校する時間帯に、母親が寝ていることが多く、不登校が続いていた。
- ・食事の不規則で、食べられない時も多々あった。
- ・スクールソーシャルワーカーが、登校時間に家庭訪問し、一緒に登校するようにした。
- ・姉妹の学力に課題があることが予想され、教育センターへつなぎ、発達検査を実施。
- ・発達検査の結果を受け、母親に説明するとともに、子ども福祉課と連携を図り、放課後等デイサービスへつなげた。

④経過観察

- ・放課後等デイサービスにつなげたことで、家庭以外の居場所をつくることができた。また、色々な行事へ参加することで、今まで、家庭内ではできなかった体験ができ、姉妹の情緒が安定した。
- ・朝、自ら起床することができるようになり、登校できる日が増えた。
- ・母親が不安な時や分からないことがあると、速やかにスクールソーシャルワーカーに連絡をする関係が構築できた。

(3) 成果

- ・様々な関係機関が継続して、家庭を見守ることで、家庭環境が安定し、虐待（ネグレクト）の状況が改善した。

<貧困>

（１）学校の概要

- ①学校の種類 中学校
- ②児童生徒数 633 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（ 派遣方式 ）
配置方法（ 1週1回、1日1時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

- ・不登校。父は、職を頻繁に変わっている。

②学校内での方針の検討

- ・父子家庭。不登校だけではなく、家庭環境、特に経済面が心配され、スクールソーシャルワーカーの派遣要請をする。

③支援の実施

- ・一人で登校することは難しい状況だったので、スクールソーシャルワーカーが同行して登校する。
- ・教室に入ることは難しく、校内の別室で学習や給食を食べるように提案。
- ・学習する機会をつくるため、市の無料学習支援施設へつなげる。
- ・生活保護が決まる。

④経過観察

- ・週一のペースで、登校できるようになり、2学期の終業式には、教室に入ることができた。また、校外行事にも参加できた。
- ・生活保護になったことで、家庭生活は少し落ち着いてきた。

（３）成果

- ・家庭環境が落ち着き、登校状況が改善した。

川口市教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

教育研究所内にて、相談員・カウンセラー・日本語指導員・スクールソーシャルワーカー等、一堂に会し内部講師・外部講師を招いての研修を実施している。

スクールソーシャルワーカーは、年間5回以上の研修参加を基本とし自己啓発に努めている。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・市内の全小・中学校へ‘スクールソーシャルワーカー活用ガイドブック’を配布し、校長会でも説明をしている。
- ・新年度、スクールソーシャルワーカーで関係機関への挨拶回りを実施している。
- ・各地区担当で担当地区の小・中学校へ挨拶回りを実施し顔の見える関係構築を図っている。
- ・スクールソーシャルワーカーとはどのような職種で、どんなことをしてくれるのか等の講演依頼を受け、不登校児童・生徒を抱える保護者向けの講演を実施した。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

川口市立教育研究所にスクールソーシャルワーカーを配置し、学校からの要請に応じて、スクールソーシャルワーカーを派遣している。採用については、前年度に人数を決定し、資格の有無や特定の事例に対して総合的に解決策を示せるような人材の採用を計画している。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

- ア・相談件数の増加に伴い、訪問支援の日程が確保しにくい場合がある。
- ・担当地区以外の家庭についても担当することがあり、SSWの負担感が増している。

原因としては、相談件数が増加していることと考える。

- イ・相談件数のうち、好転件数の割合を増加させていくこと。

原因としては、特定のSSWが担当となり、相談案件に対して対応していたため、SSWの負担が大きくなっていることが考えられる

②課題解決に向けた取組内容

- ・SSWの増員をする。
- ・スーパーバイザーを配置し、継続案件について整理してSSW間で負担の偏らないように対応できるようにする。
- ・SSW会議を設定し、複数のSSWで、相談内容を共有しながら、好転に向けて適切なアイデアを交換する。

③成果

令和6年度は、SSW8名から1名増員し、9名を配置した。内1名をスーパーバイザーとし、担当の分担やSSWの相談役として活動している。そのため、負担の偏りが解消され、初めてのSSWも相談ができ、自信をもって活動できている。また、月1回のSSW会議を設定し、相談内容の共有化をしながら好転に向けたアイデアの交換ができている。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 225 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（年 90 週/週 2 回/1回あたり 6 時間）

（2）対応内容

①課題の発見

最初の登校渋りは、小2の時に担任が給食をあまり食べない本児に食事を強要したことから始まっているよう。その後、保健室登校を経て登校できるようになったが、6年生になり、1学期末から食事を見られたくないという理由で保健室登校に戻った。そこで、学校から申請が上がり、SSWの介入に至った。

②学校内での方針の検討

学校で、教頭・養護教諭・5年次担任(現担任は病欠中)から聞き取りを行い、これまでの経緯や近況について情報共有をした。また、SSWの家庭訪問にあたり日程の調整をしていただいた。本児については、毎日オンラインで授業に参加できるように計画し、実施することができた。

③支援の実施

家庭訪問で、本児と両親に会い、これまでの学校生活や現状について話を聞いた。そこから、家庭での過ごし方や1日の生活リズムについて、一緒に考えていった。その際に、父から適応教室の話題が出たので、教育相談員との面談へ繋いだ。その後、適応教室への両親からの希望を確認。通っていた放課後デイサービスとも連携して、利用の様子や個別の支援計画などの情報共有を行った。中学校への進学にあたり、先生方、本児や両親の仲介役として連携を図った。

④経過観察

教育相談員より、両親と3回ほど適応教室への見学に来ていることを確認した。

（3）成果

今年度、申請が12月に上がってきたことから、SSWの介入は3か月ほどの短期間であったが、中学校に上がる前に、適応指導教室へ繋いだことが一歩前進と考える。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 645 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (年 90 週/週 2 回/1回あたり 6 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

父親から怒られると感じると、靴も履かずに自宅近くの公園に逃走することが2回あった。近所の方からの通報で児童相談所を介した。本児の、発達的な課題や金銭の持ち出しなども、家族とのトラブルに繋がる原因になっていたのではないか。発達障害に関する問題や家庭環境、虐待という内容で学校から申請が上がり、SSW の介入に至った。

②学校内での方針の検討

教頭、学年主任、担任と祖母、両親で面談を行った。SSW の介入にあたっては、事前にご両親の了解を得てくださったので、スムーズな介入に至った。本児の学校に通いたいという思いを受け止め、祖母の家から登下校できるように確認をしていただいた。SSW と学校で連携を図り、学校生活や通院、検査、進路のことについて定期的に情報共有をした。

③支援の実施

本児やご両親、祖母と連絡をとりながら、登校の様子や生活習慣の改善を図った。本児の気持ちを受け止めた上で、携帯電話の使用方法や家族との約束事について一緒に確認をした。自宅に戻る前後は、特に連絡を密にしながら状況を見守っていた。児童相談所とも情報共有をした。母の病状が安定しないことから、ヘルパーや訪問看護を繋げるなどして、家庭環境の改善も図ることができた。

④経過観察

2学期以降から、本児が「自宅に戻りたい」という意思を尊重して、自宅に戻った。週末は、祖母のお家で過ごすという生活が続いた。その後も、両親、祖母から聞き取りを行い、関係機関との情報共有で連絡を取りながら見守りを行った。

(3) 成果

様々な大人が関わり、自分を守ってくれる存在がいることも分かった本児が、今まで言えなかった自分の思いを親や教職員に言えるようになったことが大きな成果と考える。

<発達障害等に関する問題>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 645 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (年 90 週/週 2 回/1 回あたり 6 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

1 年生の頃から遅刻が多く、保健室や相談室を利用していた。学校生活において、会話のたどたどしい感じや内容がとびとびになること、順序立てて話をするのが苦手な様子で、言語やコミュニケーションの面で気になっていた。算数の授業に全く追いついていない状況にもあった。2 年生になっても登校の様子が変わらず、家庭環境にも問題があったことから、研究所に申請が上がり、SSW の介入に至った。

②学校内での方針の検討

SSW の介入にあたり、申請の提出前に保護者の了解を得ていたことがスムーズな介入に至った。本児の得意な教科(音楽など)は、通常学級と一緒に学習できるようにしていた。通常学級に籍を置いていたが、支援学級で過ごすことが多いので、早めに支援学級に移動できるような体制を整えていくことで一致した。SSW と学校での様子について情報共有しながら、検査や進学相談などを進めていった。

③支援の実施

学校へ訪問し、先生方から、これまでの学校生活や本児の課題と考えられること、家庭の様子、現状についての聞き取りを行った。電話で本児やご家族から、お家での様子や放課後の活動の様子などを聞いて、生活改善を図った。携帯電話や金銭の持ち出し、使用方法についても、再度一緒に確認をした。医療機関へ繋げて、検査の実施、支援学級の体験を行えるように進めることができた。中学校卒業後の進路についても本児や両親の意向を聞きながら、先生方にも入っていただき一緒に考えることができた。

④経過観察

検査の結果が出て通院を始めたことから、登校して別室で自主学習を行うようになった。行きたい高校も決まり、進学も希望している。

(3) 成果

医療機関に繋げて、検査を受け、診断が出たことから、通院ができるようになった。高校進学という目標ができて、学習への意欲が上がったことも大きな成果と考える。

船橋市教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

S S Wのスキル向上を目的として、研修を毎月1回実施している。

- ・市の関係機関の役割やシステム、市の相談体制や学校との連携について学ぶ（4月）
- ・S Cとの合同研修（5月）
- ・外部講師を招きヤングケアラーの理解と支援についての講演会とワークショップ（6月）
- ・市のひとり親支援事業、ヤングケアラー支援事業について学ぶ（7月）
- ・市の生徒指導の現状と生徒指導主事との連携、HSCについて学ぶ・事例検討会（8月）
- ・県S S Wとの合同研修（9月）
- ・外部講師を招きスーパーバイズ体験や事例検討会の実施（10月・11月・2月）
- ・市ヤングケアラーコーディネーター（こども家庭支援課）との合同研修（12月）
- ・外部講師を招き不登校支援、対応についての講演会を実施（1月） ・事例検討会（3月）
- ・生徒指導地区連絡会（月1回）
- ・希望研修（7・8月）→・精神疾患の理解と対応 ・特別支援教育など

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

これまでは、管理職や生徒指導主事を中心に実施してきたが、令和5年度は新任生徒指導主事を対象に研修を実施した。「S S Wの役割」、「市のS S W配置事業について」、「活用事例について」等を説明し理解促進に努めた。研修会の中では、グループ討議の時間も設けた。また、生徒指導地区連絡会に参加し、校長・生徒指導主事・関係機関との連携を図るとともにS S Wの理解促進に努めた。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

令和5年度から、拠点校配置にしたことで、管理職や生徒指導主事のみならず担任等の一般職員からの相談を直接受けることが可能となり、今まで以上に学校のチームの一員として、支援が円滑に行えるようになった。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

これまで、S S W活用についての周知を進めてきた成果で管理職や生徒指導主事等への認知度は上がったが、担任等の一般職員が気軽に相談できる状況にはない。問題の早期発見・早期対応を目指して担任等の一般職員が気軽に相談できるようにしていく必要がある。

②課題解決に向けた取組内容

令和5年度から、市内の全中学校区と市立船橋高等学校（計27校）にS S Wを原則週1日の拠点校配置とした。

③成果

拠点校配置となったことで、担任等の一般職員からの相談を直接受けることが可能となり、派遣申請数、相談件数が増加した。ねらいとしていた早期発見、早期対応の実現につながったと捉えている。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ・ 中学校 ・ 義務教育学校 ・ 高等学校 ・ 中等教育学校 ・ 特別支援学校 ）

②児童生徒数 634 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（単独校方式・拠点校方式・派遣方式・巡回方式）

配置方法（常駐・年40週/週1回/1回あたり7時間）

（２）対応内容

①課題の発見

放課後や担任の空き時間に登校しコミュニケーションをとっていたが、次第にその頻度が減っていった。保護者は担任のアプローチに対し不信感があり、学年主任が対応するようになる。ひとり親家庭で、保護者は心身の不調があり、状態に波がある。

②学校内での方針の検討

本人の不安や思いを聴き、保護者とも相談しながら必要に応じてアウトリーチの支援ができるＳＳＷを学年主任から紹介し了承をいただく。

③支援の実施

２週に１回程度、ＳＳＷの勤務の日に合わせて相談室登校をし、ＳＳＷとの対話を通して人との関係性の回復を目指した。次第にＳＳＷに対して、自分の特性についてや不安の感情を言葉で表すことができるようになる。進路に向けて通信制高校の見学に同行支援も行った。保護者に対しては、進学に向けてのひとり親が申請できる奨学金等について情報提供をした。

④経過観察

志望していた通信制の高校に合格した。（保護者をサポートしている関係機関からの情報によると、現在も毎日登校を継続できている様子。）

（３）成果

不登校児童生徒数 25名

ＳＳＷが依頼を受けた不登校児童生徒数4名

このうち、部分登校も含め登校できるようになった児童生徒数3名

<いじめ>

（１）学校の概要

①学校の種類

（小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校）

②児童生徒数 684名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（単独校方式・拠点校方式・派遣方式・巡回方式）

配置方法（常駐・年42週/週1回/1回あたり7時間）

（２）対応内容

①課題の発見

いじめが原因で不登校になるが、学校はその時点ではいじめを把握しておらず、家庭訪問を継続する中で、遅れてその事実を知ることとなる。やがて、本人が家庭訪問や電話にも応じなくなっていった。

②学校内での方針の検討

ＳＳＷが、教員とは違う立場で家庭と関わりながら進路選択も視野に支援をしていくことを保護者に提案し、了承をいただく。

③支援の実施

家庭訪問を重ね母からは話が聞けているが、本人との面談は難しい状況が続く。医療機関については母の代理受診が続いているとのことであったので、訪問看護について情報提供をした。学校行事への参加を本人が希

望していたので、参加に向けて保護者を通して支援を進めた。全ての行程を終えて無事に帰宅したが、その後、気持ちが落ち、進学についても否定的な発言が見られるようになった。保護者も本人の状況が学校行事後芳しくないのでは、不安と焦りを強く感じるようになる。本人もいじめのフラッシュバックがあり、加害者を許せない気持ちでいる。学校は、校長・生徒指導・学年の教員・市教委で校内会議を開き対応を検討。校長を含め保護者と面談を実施。担任とSSWは家庭訪問で家庭支援をまた、手紙を書くなども含めて本人へのアプローチを継続することとなった。

学校と連携しながら、進路サポートセミナー、その他の情報を提供し、支援を進める。また、本人の状況については、保健福祉センター等にも相談しながら支援を進める。関係機関との面談に同席し、少しでも保護者の負担が軽くなるように努めた。本人からの希望で通信制の高校の見学が実現し、進学に向けて前向きに動き出した。卒業後に相談できる機関について複数の情報を提供した。

④経過観察

通信制高校に進学し卒業により終結となった。本人の状態は安定しておらず、保護者の心配や不安も拭えないまま終結となってしまった。

(3) 成果

いじめと学校が認知した件数 34件（「令和5年度いじめ問題の現状と取組状況等に関する調査」より）
いじめを主訴とする依頼はこの1件のみであり、令和5年度に学校がいじめを認知したケースではない。通信制高校に進学し卒業により終結となった。本人の状態は安定しておらず、保護者の心配や不安も拭えないまま終結となってしまった。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

（小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校）

②児童生徒数 651名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（単独校方式・拠点校方式・派遣方式・巡回方式）

配置方法（常駐・年42週/週1回/1回あたり7時間）

(2) 対応内容

①課題の発見

無気力で集団生活についていけない様子が見られた。週1日もしくは2日のペースで登校することができているが、他の兄弟が児童相談所に保護されており、本人についても心配な状況であった。保護者とは連絡がつきにくい。

②学校内での方針の検討

本人の虐待の疑いも含めた養育環境だけでなく経済的な心配もあるため、SSWには家庭訪問等を通じて家庭の状況について情報を整理してもらい、本人の気持ちを聴きながら今後の対応策と一緒に検討してもらいたい旨の依頼があった。

③支援の実施

初回は、学校で面談を実施した。（SSWは本人と保護者は生徒指導担当と面談）その後、家庭訪問を重ねる。家は非常に狭く、物が散乱しており、座るスペースを確保するのも大変な状態であった。家族が暮らすには家が狭すぎることも虐待を引き起こす要因の一つと思われた。保護者から生活が苦しいという訴えがあったので、フードバンクを活用し食料を提供した。また、経済状況の改善のため、家庭児童相談室が中心となって福祉サービスに繋ぎ、次いで適切な広さの住居への転居に向けて動く。

④経過観察

転居と同時に兄弟の一時保護が解除となった。適切な広さの住居に転居したことによりそれぞれがプライベートスペースを得て、衝突が減った。また、福祉サービスを利用し生活が安定したことで登校ができるようになった。今後も、学校・児童相談所・家庭児童相談室と連携し情報共有をしながら、継続的に支援していく。

(3) 成果

児童相談所が関わっているケース 6 件 家庭児童相談室が関わっているケース 18 件

S S W が虐待の疑いの問題で関わったケース 2 件 うち、状況が好転したケース 2 件

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校 ・ 中学校 ・ 義務教育学校 ・ 高等学校 ・ 中等教育学校 ・ 特別支援学校)

②児童生徒数 492 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (単独校方式 ・ 拠点校方式 ・ 派遣方式 ・ 巡回方式)

配置方法 (常駐 ・ 年 38 週/週 1 回 / 1 回あたり 1 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

連絡もなく遅刻をすることが多く、保護者に連絡が取りづらいご家庭であった。遅刻で学校に来られた時なかなか教室に入れなかった。常に季節感がなく、サイズが合わない着衣を身に着けていることから、家庭に何らかの困り感があることが推察された。

②学校内での方針の検討

本人の気持ちを聞き取れないため、支援の方向性が定まらない。家庭の問題が本人の状況に影響をしていると考えられるので、本人の気持ちを聞きながら支援の方法を一緒に検討してほしい旨の依頼があった。

③支援の実施

本児が学校へ来た際には S S W と別室で過ごし、それ以外の時は、校長室で過ごすようになった。S S W が一緒に家まで送ったり、家庭訪問を重ねたりしながら、少しずつ信頼関係を構築、S S W が迎えに行き登校支援を開始。学校で給食を一緒に食べてカードゲームをするようになった。本人の口から保護者が夜間放置で働きに行っていることがわかった。

家庭児童相談室の担当者に連絡をし、夜間放置の指導を入れてもらうように S S W が校長に依頼するが、なかなか改善が見られなかった。支援に関しては、保護者支援を家庭児童相談室、本児支援を S S W と役割分担をした。校長・S S W・家庭児童相談室それぞれが聞き取った情報を整理した結果、生活困窮が根底にあると推察されたため、家庭児童相談室が中心に保護者を説得し生活保護受給に至る。

④経過観察

生活保護受給後、経済的に安定したことで保護者の夜間の外出の必要性がなくなり安定した。また、保護者が夜間出かける必要があるときには、親族が家にいるようになり夜間放置はなくなった。

(3) 成果

就学援助を受けている児童生徒数 41 名

S S W が貧困の問題で支援を依頼されたケース 2 件。

うち、解消したケース 1 件 状況が好転したケースは 1 件

<家庭環境・発達障害等に関する問題>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校) ・ 中学校 ・ 義務教育学校 ・ 高等学校 ・ 中等教育学校 ・ 特別支援学校)

②児童生徒数 437 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (単独校方式 ・ 拠点校方式 ・ 派遣方式 ・ 巡回方式)

配置方法 (常駐 ・ 年 42 週/週 1 回/1 回あたり 7 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

離席が目立ち、ひらがなが書けないなど本人の学校での困り感が強いことに加え、家庭との連絡がつきにくく、家庭も含めた支援が必要な状況が見受けられた。

②学校内での方針の検討

家庭状況を含め保護者のニーズを聴き、情報を整理して必要に応じて医療機関や社会福祉サービスにつながるように支援してほしい旨の依頼を受ける。学校から保護者に S S W を紹介してもらい了承をいただく。

③支援の実施

保護者と面談を重ね、困り感やニーズを聴き取る。W I S C 検査を受けたいと思っていること、医療機関や放課後デイサービスについて知りたいと思っていることなどがわかった。W I S C 検査については、学校における校内委員会の検討結果も踏まえ、円滑に進むように支援した。検査の電話予約は一緒に行い、検査前の関係機関における面談には S S W も時間を合わせて赴き様子を確認した。検査報告を受けて、学校ができる支援や家庭でできる支援が見えてきたことで、保護者が精神的に安定した。医療機関や放課後デイサービスに関しては、必要な情報を整理して伝え、予約や利用までの流れがわかるように示し、こまめに声掛けを続けて医療機関の予約を取ることができた。S S W が丁寧に関わることで今まで進まなかったことが少しずつ実現できるようになった。

④経過観察

保護者を支えてくれるインフォーマルサポーターが複数いることがこの家庭の強みでもあり、現状ではそれがうまく機能している。本児については、検査の結果を参考に学校や家庭で手立てを講じながら、医療とも関わりつつ、通常学級で学ぶ道を選択した。

(3) 成果

配慮を要する児童生徒数 36 名

S S W が発達障害等に関する問題で依頼を受けたケース 3 件 うち、状況が好転したケース 3 件

柏市教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- 年11回（8月を除く毎月実施）、SSW研修において事例検討や講義等にて力量形成に努めている。
- 上記とは別に初任者研修（4月）、及び、地区毎の研修（不定期）を実施し、柏市の教育相談体制の共通理解や各地区固有の課題について共有できるようにしている。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- 校長会・教頭会におけるSSWの活用についての周知や、生徒指導主任、教育相談担当者、長欠不登校担当者等の研修会において概要説明や、活用事例についての周知を行っている。
- 要保護児童対策地域協議会へSSWも参加することで、学校外の児童福祉関係機関への周知と連携の強化を図っている。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ケースによっては兄弟関係により学校種を跨ぐ場合も多いため、各中学校区へ配置（中学校が拠点）することにより、家庭全体を俯瞰した支援が可能となるように配慮している。
- SSWを要保護児童対策地域協議会へ参加させることにより、粒度の高い情報共有が可能となっている。
- 不登校児童生徒への支援を円滑に行うため、教育支援センターもSSWを配置している。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用にあたっての課題とその原因等

①課題とその原因

- 一つ一つのケースについての目標管理、支援状況などが十分に検討できていない。
- その原因として、SSWのアセスメント不足と、学校との支援目標の共有が不足していることが考えられた。

②課題解決に向けた取組内容

- 研修会において事例検討を行い、これをスーパーバイズすることにより、より適切なアセスメントの実現に努めている。
- ケース会議や関係者会議において、支援目標の共有を行っている。特に今年度は、要保護児童対策地域協議会へSSWが参加しており、学校と児童福祉に係る関係機関との連携強化を図っている。

③成果

- 上記取組から、児童福祉的視座からアセスメントすることについて、学校側の理解を得やすい環境が整いつつある。また、毎月の要保護児童対策地域協議会への参加によって、関係機関のモニタリング状況を共有することができるようになり、適宜適切に学校におけるアセスメントを再検討することができるようになった。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 中学校 ）

②児童生徒数 863 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（ 年175日/1回あたり 7時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

S S Wが出席している校内支援会議にて不登校児童としてケースに挙がってきた児童。（当時小学5年生）本人の目視確認が困難なことからS S Wの介入を求められた。

②学校内での方針の検討

保護者が不登校についてS Cに相談していたが、本人が学級担任の家庭訪問を拒否している状況で、目視確認ができていなかった。そこで、教員とは立場が異なるS S Wであれば、本人と会うことができるのではないかとの見立てをし、まずはS C同席のもと、保護者とS S Wが面談することとなった。

③支援の実施

④経過観察

保護者面談にて今後の対応について話し合った。本人がS S Wと会うことを承諾したため、家庭訪問実施したが、会うことができなかった。本人は、外出することもせず、自宅に引きこもる生活が続いた。

その後も月に1度家庭訪問を継続し、S S Wが本人の対応に苦慮している保護者への助言や励ましを続けてきた。本人の気持ちを考え、無理に会うことはせずに、保護者と定期的に面談を続けていった。小学校卒業のタイミングで初めてS S Wが本人と会うことができたが、中学校も登校することはできなかった。それまでは家庭訪問にて保護者面談を実施していたが、面談の場所を中学校の相談室に変更し、毎月保護者と面談を継続した。

卒業後の進路も見据え、担任と保護者が関係性を作れるよう、S S Wとの面談の場に担任も同席する機会を設けるようにした。また、中学2年生のタイミングで、教育委員会が主催する不登校児童生徒を対象とした進路説明会を紹介し、S S Wと一緒に本人と保護者が参加した。

中学3年生になり、本人が進学意思を持ち、保護者とS S Wとの面談に同席するようになった。学校見学の情報をS S Wから伝え、数校の見学に行き、志望校を決めた。その後は、放課後の時間に校長面談や作文等の指導をS S Wと教員とで実施した。志望校に合格し、卒業式には卒業証書を受け取りに来ることができた。本人と保護者の同意を得て、進学先とはS S Wから情報共有した。

（3）成果

本ケースは、小学5年生から中学3年生まで長期に関わったケースである。本人が外部の人と会うことができないケースも少なくない。本ケースの場合、保護者との定期的な相談を継続したことで、保護者が不登校への理解を深め、対応が変化してきたことが本人にとって良い影響を与えたと推察される。

また、S S Wが中学校区を担当しているため、小学校からの対応を中学校進学後も引き続き継続することができ、支援体制を構築できたことも成果として挙げられる。

<いじめ>

1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 863 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (年175日/1回あたり 7時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

母子関係の不調から不安定となり、学級における級友との関係にも不調が見られるようになった事例。(当時中学2年生)本児から「いじめ」としての訴えはなかったものの、級友との関係不調については他責思考が見られ、いじめの予防的介入を行ったもの。

②学校内での方針の検討

級友との関係不調の背景には、家庭における母子関係の不調が影響していると考えられたため、SSWが中心となって、母子関係の調整を行い、学校における当該生徒の変容を期待しつつ、学級における環境調整を行うこととした。

③支援の実施

④経過観察

学級での居辛さを担任へ訴え出たことから、当該生徒の校内教育支援センターの利用について学年団にて協議し、これを当該生徒へ提案し、校内教育支援センターの利用を開始する。いじめ・不登校の未然防止の観点から、SSWが本人と面談するなどしながら、背景調査を行ったところ、母子関係の不調を訴え出たことから、家庭生活における課題についても学年団で共有しながら、当該生徒が必要に応じて相談可能な環境整備を行う。また、母子関係における不調から、他責思考が強化されている傾向にあり、まずは、当該生徒母と学校間における協調関係を構築し、当該生徒の健全育成について、学校と保護者の間で共通理解を図ることを目指した。以後、当該生徒への支援や関わり方について同一歩調で取り組みながら、当該生徒の変容をモニタリングしていくこととした。

(3) 成果

当該生徒母との関係について、学校側が、当該生徒と母の双方から情報を得られるようになり、これを調整することが可能となった。その後も度々関係不調は見られるものの、SOSを出すことができるようになりつつある。家庭における母子関係の改善や修復手法の獲得は、家庭外、即ち学校においても好転的影響が期待できるので、生徒間関係修復と学級復帰を目標として支援を継続している。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 278 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（ 年 175 日 / 1 回あたり 7 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

元々、家庭環境の整理等で S S W が母とつながっていたケース。学童ルームから母の児に対する身体的虐待と心理的虐待の通告が市の家庭児童相談室に入り、要対協ケースとして取り扱っていた。関わっている関係機関が増えてきたことから、役割分担を行い、S S W が児との面談を行うこととなった。

②学校内での方針の検討

学習面に課題があるが、保護者が家庭で学習を見るとケンカになることから、特別支援コーディネーターや学級担任が中心となり、長期休みは学校で学習する時間を確保した。家庭環境については、関係機関と方針のすり合わせをしながら学校としての役割を担っていくこととした。

③支援の実施

④経過観察

保護者については、継続的に家庭児童相談室が面談を行った。本人の面談は S S W が行うことになった。

また、保護者も本人も新しい環境が苦手なこと、保護者にストレスがかかると本人への暴言暴力が出やすくなることから、中学校進学へ向けての準備を丁寧に行うことが必要だと関わっている支援者たちで共通理解を持った。

S S W は、制服リユース、体操服支援の手続きを行った。併せて、本人と保護者の不安を軽減するために、中学校の見学ができるようにした。S S W は中学校区を担当することから、本人が中学校に進学しても相談先になり、本人も安心できている様子だった。

（3）成果

虐待対応は、児童相談所や市の児童福祉部門が主として行うこととなる。S S W として虐待対応に関わっていく場合、どんな役割で関わっていくのかを十分関係機関と協議することが重要である。本ケースは、要対協の枠組みで支援している家庭でもあり、複数の関係機関が関わっていた。本ケースで S S W に求められたことは、学校での支援体制の構築と小学校から中学校へのつなぎの部分だったが、役割を果たすことで、相当期間虐待については確認されていない。

< 貧困 >

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 中学校 ）

②児童生徒数 615 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（ 年 140日/1回あたり 7時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

入学式に忌引きで欠席後、家庭に連絡が取れないため学級担任からＳＳＷに相談が入ったケース。その後、保護者から制服等中学校の準備ができないため、登校できないとの連絡が入った。

②学校内での方針の検討

ＳＳＷが家庭の状況を確認する。保護者から困りごとを聞き取り、利用できる制度やサービスを提案する。

③支援の実施

④経過観察

担任、管理職、ＳＳＷとで保護者面談を実施。経済的困窮を聞き取ったため、ＳＳＷから市の家計相談を案内し、つないだ。また、就学援助の手続きができていなかったため、ＳＳＷが書類作成の支援をし、認定された。制服については、ＳＳＷがリユースの手続きを取り、利用できることとなった。体操服については、社会福祉協議会の支援を得られることとなった。

ＳＳＷが本人との面談の中で、十分に食事を摂ることができていない状況を把握したため、こども食堂の案内、フードバンクの食糧支援を開始した。食糧支援は定期的に行うこととした。また、主任児童委員に地域での見守りを依頼した。

ＳＳＷを中心に校内でケース会議を実施し、本家庭について共通理解を図るとともに、教室に入れない場合は校内支援室を利用できるように体制を整えた。３学期に入り、登校が安定するようになった。

（３）成果

経済的困窮については様々な制度があるが、教員だけでは制度につなげていくことは困難であり、支援者が本人や保護者につながるためには、教員との連携が欠かせない。本ケースは、教員とＳＳＷとがうまく役割分担ができた。また、日ごろからＳＳＷがこども食堂やフードバンク、主任児童委員との関係づくりをしていたため、具体的な支援を導入できた。

八王子市教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ・全員が学びの多様化学校である高尾山学園内登校支援室（教育委員会所管）に配置されている。学校内の校務分掌やどのような役割の教員がいるのか等について学ぶ場となっている。
- ・様々な資格や職歴を持つSSW全員で、週に1回受理・支援会議を行い、学校から寄せられる様々な問題について、それぞれの専門性を活かしてアセスメントし、支援方法を決定している。この会議がそのままOJTの場となり、それぞれの専門性を活かした多角的なアセスメントにより、お互いを高めあう効果が出ている。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・「総合・教育相談活用ガイドー教職員用ー」を作成し全校に配布している。
- ・SSWが、市立小・中・義務教育学校全校を3週に1回程度巡回訪問する中で、これまでの相談事例を示しながら校長、副校長、養護教諭、登校支援コーディネーターとSSWの活用方法や支援方法を検討するなど、教職員への理解促進を図っている。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・福祉、心理、教育の各領域の専門家からなるチームを構成し、学校が抱える様々な課題について適切な助言ができるように、チーム内で事前に検討できる配置体制となっている。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

- ・不登校児童・生徒対応においては、再登校や教室復帰のみを目標にせず、「個に合わせたつながりの方法や機会」を見出し、そのための条件整備や環境調整を推進していく必要がある。
- ・一方、いじめ対策においては、学校において、いじめ（「疑い」を含む）を早期に発見・対応できる体制づくりを一層推進する必要がある。また、重大事態が発生した場合には、遅滞なく適切に対応しなければならない。
- ・これらの2点をふまえ、また、学校が直面する様々な困難ケースに対応するため、SSWは個別ケースへの対応または事後的に関わることに留まらず、高い専門性を備え、学校と共に組織的に対応できるよう、資質を向上させなければならない。
- ・不登校の要因や状態、支援ニーズは様々であり、一律の手段で解決できる問題ではない。様々な対策を講じてきたにも関わらず、不登校児童生徒数は急増している。
- ・子ども同士の人間関係がより複雑になる中、学校の「いじめ（「疑い」を含む）発見力」を向上し、その後の適切な対応に結び付けていくことが求められている。

②課題解決に向けた取組内容

- ・本市では、文部科学省COCOLOプランなどを踏まえ、新たな不登校総合対策である「つながるプラン」を策定し、SSWを個々の児童・生徒の状況と支援ニーズを組織的かつ的確に把握し、適切な支援につなぐ専門家として位置付け、学校と連携した取り組みを行った。
- ・新たに東京都事業「ヴァーチャル・ラーニング・プラットフォーム（VLP）」を活用しオンラインでの不登校児童・生徒の相談・支援を試行として開始した。
- ・対応力向上のために、研修やスーパーバイザー、スクールロイヤーの活用を図る。
- ・既存のSSWのうち経験の長い1名を統括担当として位置づけ、SSW相互のケース検討や、日々の対応に関する相談体制のさらなる充実を図った。

③成果

- ・SSWが対応した児童・生徒数 963件（不登校児童・生徒数は1,908人のうち482名を対応）
うちSSWが関わったことにより好転したケース数 298件

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

- ①学校の種類（中学校）
- ②生徒数 420名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（派遣方式）

配置方法（週 1 回/1 回あたり 1 時間）

（２）対応内容

①課題の発見

父子家庭の Y は中学校に入学後、休むことなく登校していた。しかし 1 年の 2 学期の始業式を欠席し、それから 1 週間連続して欠席が続いた。担任が電話をすると Y が電話に出た。Y は「学校に行くのが怖い。」「友達に見られたくない。」「と申し訳無さそうに話す一方、Y の好きなゲームの話などはとても楽しそうに話す。ただ、学校の先生と 1 対 1 で面会することは拒んでいた。

②学校内での方針の検討

校内委員会で Y にいきなり登校を促していくのではなく、まずは Y が少しでも楽しいと思ったり感じたりできる場面や相手を学校内外で作り、ゆるやかに登校を支援していくという方針を立てた。そこで SSW を活用し、支援を拡げていくという手立てを最優先することを決めた。

③支援の実施

担任と SSW が家庭訪問を実施。父同席のもと、玄関で SSW との初回の面談を行った。週に 1 回水曜日の午後に SSW が家庭訪問を実施することになった。

④経過観察

定期的に家庭訪問を実施しながら、外出の機会を増やすため、面談場所を自宅から市の教育センターに変更した。また、Y と適応指導教室を見学したり、外出機会を増やすために食事を提供してもらえる市の学校給食センターへの同行も行った。

（３）成果

月に 1 回、放課後の時間に Y が一人で担任に会いに登校できるようになった。Y は適応指導教室に入級し、週に 2 回程通うことができるようになった。また月に 2 回程度、一人で市の学校給食センターへ給食を食べに行くようになった。

<いじめ>

（１）学校の概要

①学校の種類（小学校）

②児童数 300 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（派遣方式）

配置方法（月 1 回/1 回あたり 1 時間）

（２）対応内容

①課題の発見

日頃から、欠席がちな児童について情報共有をしている中、「いじめの訴えがあり、欠席が始まった児童 A がいる」「学校と連携して対応して欲しい」と要望があった。

②学校内での方針の検討

当初、A の保護者は「安心できる環境になるまで欠席する」との意向であった。学校としては、近々、移動教室も予定されていることから、A の不安に寄り添いつつ、学校と A の距離が開かないように接点を維持し、A が安心できるよう全体指導・個別対応をおこなうこととした。SSW は学校とは異なる立場で A 及び保護者と面談をおこない、学校と連携して環境調整をおこなうこととした。

③支援の実施

学校は、A をからかったり、嫌な言葉をかけたり、追いかけてこで執拗に追いかける等した児童数名に対し、個別に指導をおこなった。話が食い違う点はあったが、大筋でいじめの事実が確認でき、A に謝罪をすることになったが、A は不安が強く、直接の謝罪を受けられる状態ではなかった。SSW は A に負担が少ない謝罪の方法を A の保護者と共に検討し、いじめた児童がそれぞれ A に手紙を書くことになった。A は手紙を受け取ると少し安心した様子で、移動教室に向けて「学校に行ってみてもいい」と話すようになった。並行して、学年全体に対してもいじめ予防の指導をおこなった。

④経過観察

当初はそのまま不登校に移行するリスクが高いように感じられ、保護者が転校を検討した時期があったが、元々、A と周囲児童の関係性はよかったこと、移動教室が予定されていることを考慮し、再び集団に戻る条件を一つ

ずつ対処していった。移動教室後も学校ではこの後も注意深く見守りを続ける。Aをいじめた児童についても同様に、様子を見守っていく。SSWも時々保護者に連絡を入れ、必要に応じて面談を実施した。

(3) 成果

学校では、別室指導体制を用意し、別室から教室の授業をオンラインで見ることができるよう準備した。Aは別室で過ごしつつ、移動教室準備学習等をきっかけに少しずつ教室に入れるようになった。担任は休み時間もあるべく教室に留まって、クラスの様子を見守るようにした。移動教室の班編成にも配慮した結果、無事に移動教室に参加し、自信に満ちた表情で帰ってきた。移動教室後、Aは通常通り教室で過ごせるようになった。

<虐待>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類（小学校）
- ②児童数 290 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（派遣方式）
配置方法（週1回/1回あたり 1 時間）

(2) 対応内容

①課題の発見

新学期に入って登校できていない児童がいるとのことで学校より相談要請。不登校ケースとして対応していたが家庭訪問時に虐待の発見に至り、子ども家庭支援センターへのつながりを学校と協働し対応。

②学校内での方針の検討

欠席日数の増加に学校側が注意を向けており、変化が見えると、SSWへの連絡、対応相談が入る。SSW含めた校内委員会でのケース会議を実施。担任、学年主任、養護（登校支援 Co）、管理職、で方針と役割分担を設定している。

③支援の実施

SSWが進行役となってケース会議を実施。児童との関係性構築を重視し担任の家庭訪問の頻度・時間を設定。担任が定期的に安定して家庭訪問ができるよう学年主任のサポートが入り学年体制が整えられた。家庭訪問を定期的に行うと、本人も次第に担任と打ち解け始め、部屋の異臭、不衛生等の問題、母からの身体的虐待を担当に話すようになった。

④経過観察

管理職より子ども家庭支援センター（以降、子家センと表記）へ通告。校内の支援体制を維持しながら子家セン介入。長期休暇時には子家センの訪問を学校から依頼。SSWは機関との情報共有を円滑にできるようつなぎ役として入り、不登校状態の本人支援について学校と協議。直接介入（SSWの家庭訪問）も検討。

(3) 成果

その後母が関係機関に子どもの育て（発達課題等）や母自身の経済的負担を口にするようになり、就学関係の窓口や福祉事務所など適切な相談機関に接続。本児は担任との関係に安心感を持ち始め登校するようになる。

<貧困>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類（小学校）
- ②児童数 180 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（派遣方式）
配置方法（週1回/1回あたり 1 時間）

(2) 対応内容

①課題の発見

生活保護の母子世帯で上に三人の兄弟がいるが、本児との折り合いは悪い。母は精神疾患があり、全く家事が出来ず犬猫の多頭飼いで室内は荒れ養育環境は劣悪。それでもなんとか登校していた本児が休みだしたと学校から相談を受けたSSWは家庭訪問を開始。関係を築く中で本児から、その日着る下着や衣類が無いことが不登校の一因であるとの気持ちの表出があった。母が保護費を自分の遊興費として使い込むことで成長に即した衣類が買えないこと、多頭飼いペットの室

内排泄による衣類汚染、洗濯が滞ることにより着る服が無いことがその原因だった。

②学校内での方針の検討

学校とSSWは登校時の本児の状態、学用品費の未払いや持ち物の揃わなさを共有。SSWも学校だよりが配付された時に受け取ることで必要な時に持ち物準備サポートにすぐに家庭に入れるようにした。また学校が現実に実施可能な配慮や工夫と一緒に検討した。

③支援の実施

多くの問題が発生している事から複数の関係機関で連携協働。子ども家庭支援センターによる母への指導と共に訪問看護やヘルパー、金銭管理等、様々な社会資源を入れることで家庭環境の改善を図れるよう全体で調整。SSWは本児が話してくれた困り感を全体に共有することで支援に反映させられるようにした。

④経過観察

SSWは病気の母に代わり学用品や衣類購入のサポートを行ったりプール授業や移動教室の準備を手伝ったりする事で学校生活を営むための環境を整えている。継続して本児と関わり、学校生活における困り感を拾いながら登校を支えている。

(3) 成果

必要なものを揃えることでプール授業や移動教室等、行事に円滑に参加する事が出来た。また学校生活での金銭的な滞りがないよう複数の関係機関と連携することで本児が問題なく学校生活を送れる環境を整えることが出来た。

<自傷行為>

(1) 学校の概要

①学校の種類 (小学校)

②児童数 600 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (月1回/1回あたり 1 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

小6女子A、体育着に着替えた時に、左腕に自傷の傷があることを担任が発見、養護教諭と共に話を聞くと、「死にたくなることがある」「私なんて誰も必要としていない」「学校に来るのがつらい」「自傷のことは母は知らない」とのことだった。学校と連携して対応を検討して欲しい旨、SSWに学校から依頼があった。

②学校内での方針の検討

Aは教室では明るく振舞っていることが多いことから、担任を中心に、関わる教員はAの「強み」に着目し、Aが学級への所属感や自己肯定感を感じられるように働きかけることとした。SSWは、A本人に自傷行為とは何かを説明し、自分の中で何が起きているかを理解できるようにした。学校は母と方針を共有して対応することとした。

③支援の実施

母に自傷行為のことを伝えることについて、Aは当初は拒否したが、SSWは「あなたがお母さんに心配をかけたくないと感じていることも、お母さんに伝える」「あなたを守るためには、お母さんと学校が協力することが必要」と説明した。母はAの自傷行為に気づいておらず、とても驚いた様子だった。Aと母、学校とSSWで話をした際、Aは「勉強が何もわからない」「学校は嫌いではないけど、授業を聞いていると死にたくなる」と打ち明けた。母は「そんなに辛いと思っていたなんて、気が付かなくてごめん」「忙しそうにしていたから話せなかったよね」と答え、親子で手を取り泣いた。

④経過観察

家庭では、Aが慕っている祖父に勉強を見てもらうこと、学校では、放課後に残って宿題をすることを許可し、わからないことは可能な範囲で個別にフォローすることとした。並行して、Aが保健係になって、保健室に立ち寄る機会を増やすことにした。辛い時にはクラスで取り組んでいる「一行日記」で担任に伝え、担任が声をかける約束をした。その後は自傷は見られず、A本人は明るく過ごしている。授業の理解度もあがった様子で、宿題もしっかりとできるようになってきた。

(3) 成果

自傷行為をきっかけに、Aが自分の悩みを周囲の大人に訴える機会をうまく作ることができた。Aの気持ちを受け止めた保護者と学校が連携し、それぞれの立場でできることをおこなったことが、Aを応援するネットワークとして機能することにつながった。Aにとって、今回の相談体験が援助希求力の向上につながったと考えている。

横須賀市教育委員会

【１】取組内容＜令和５年度＞

（１）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

スクールソーシャルワーカーとしての資質の向上や関係機関情報の更新、共有を目的とした研修会を、年３回（６月、１１月、２月）行った。主な研修内容として、事例検討、他機関との連携協議、情報交換等を行った。

（２）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

コーディネート業務担当者の連絡会において、スクールソーシャルワーカー担当校のコーディネーターに各担当地区のスクールソーシャルワーカーが活用実例を紹介し質疑応答を行った。

（３）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

教育委員会内にスクールソーシャルワーカーを５名配置し、各スクールソーシャルワーカーが担当ブロック校（約１５校）の支援を担当する。派遣依頼があった学校のみならず、各スクールソーシャルワーカーが担当する学校を訪問し、支援が必要な児童生徒の早期発見とその対応を行っている。

（４）スクールソーシャルワーカーの活用に当たっての課題とその原因等

①課題とその原因

＜課題の概要＞

- 拠点校以外の学校が依頼をしたいが、拠点校に遠慮をして、拠点方式では活用しにくいとの意見がある。
- 学校のニーズに応じて派遣型へ移行した際、スクールソーシャルワーカーの拠点をどこに置くか。

＜課題の原因＞

- スクールソーシャルワーカーの認知度が広がり、拠点校以外の学校が、依頼したい時に活用できていない。
- スクールソーシャルワーカーのデスクの確保。

②課題解決に向けた取組内容

- 現拠点校および拠点校以外の学校に派遣型への移行を周知していく。
- 令和５年度教育委員会内にデスクを設置し、スクールソーシャルワーカーが待機できる場を確保する。

③成果

- 相談実績として、学校・関係機関等の訪問、連携数が前年度を大きく上回った。ＳＳＷの活用が広がっている。
- ＳＳＷの待機場所は確保されているが、デスクや作業用ＰＣ数は十分とは言えない。今後も検討が必要だと考えている。

【２】対応事例＜令和５年度＞

＜不登校＞

（１）学校の概要

- ①学校の種類 （ 小学校 ）
- ②児童生徒数 602 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ） 配置方法（ 要請に応じて ）

（２）対応内容

①課題の発見

口座振替の手続きが滞っていたことから、学校が保護者の書類手続きについての課題に気づき、ＳＳＷに依頼があった。

②学校内での方針の検討

対象児童が登校不安定で、家庭の様子も見えなかったため、ＳＳＷ、担任がそれぞれ家庭訪問を実施し、家庭内の様子の把握、児童の登校支援を行うこととした。

③支援の実施

家庭訪問の実施、食料支援を行っている団体につなぎ、児童相談所、子ども家庭支援課と連携しながら、書類手続きの支援、登校支援を行った。

④経過観察

定期的に保護者と連絡を取り、生活状況の把握をしている。対象児童は保護者と一緒に登校し、少しずつ登校頻度が高くなり、友人と過ごせるようになっている。

(3) 成果

不登校児童生徒数 27 名

うち、ＳＳＷが関わったことにより登校する又は登校できるようになった児童生徒数 1 名

ＳＳＷが継続して関わっている児童生徒数 2 名

<家庭環境>

(1) 学校の概要

①学校の種類 (中学校)

②児童生徒数 143 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式) 配置方法 (要請に応じて)

(2) 対応内容

①課題の発見

不登校の女子A。経済的に厳しい状況であった。そういった状況の中、母が倒れ、後遺症のため家事を行うことが難しくなった。このような状況で、母は精神的な余裕を失っていた様子を学校が把握した。

②学校内での方針の検討

ＳＳＷが介入し、家庭が抱える問題を一つ一つ解決、改善していくこととした。

③支援の実施

家庭に定期的に訪問し、母と面談を行う。母の訴えから、困窮や、父との不和だけでなく、様々なトラブルが相次いでいることを把握した。ＳＳＷは地域包括支援センターに連絡したり、力になってくれる地域の団体を紹介したりした。さらに、困窮に対する支援に対して消極的拒否であった母を説得し、フードバンクから食糧支援をお試しで利用することにつなげた。

④経過観察

問題が解決していくことで、母の不安や、支援を受けることに対する抵抗感が軽減していった。フードバンクからの食糧支援を定期的継続的に受けることとなり、生活にも余裕がうまれるようになった。

(3) 成果

家庭環境や、母の精神状態が以前よりも安定し、A本人も前向きになった。趣味でつながった友人と外出したり、メイクやコスプレを楽しんだりするようになった。週に1回、学校内の支援教室にも通うようになった。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類 (小学校)

②児童生徒数 537 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式) 配置方法 (要請に応じて)

(2) 対応内容

①課題の発見

母親は学校への連絡の中で「子どもの育てにくさ」「家庭内での問題行動」を繰り返し訴えていた。子どもの“困った行動”

に対して、母親は厳しく叱責する以外の方法が取れず、子どもも母親の前では母親の嫌がる行動を繰り返していた。母子ともに家庭生活の中で大きなストレスを感じており、次第に子どもの登校しぶりと母親の養育への拒否的言動が目立つようになってきた。

②学校内での方針の検討

母親の話を日々、教員が受容的に聞いていたが、それだけでは状況の改善が見られず、母親に関わる人を増やす目的でＳＳＷが紹介された。母親からも相談希望が出されたため、ＳＳＷが関わることになった。

③支援の実施

- ・ 学校と情報共有を行い、児童の様子、家庭の状況を把握する。
- ・ 母親との面談を実施する。子どもの家庭での状況、母親の困り感、母子以外の家族メンバーの状況など について話を聞き、アセスメントを行う。
- ・ アセスメントの結果、母子関係悪化の背景には、子どもの発達特性、父親の協力が得られないためのワンオペ育児、そしてそのことに対する母親の負担感の増大があり、母親自身が強いストレス状況にあるという見立てを行った。また、母親自身がやや完璧主義なところがあり、物事が思うように進まないことへの苛立ち、閉塞感を抱えている様子も語られた。
- ・ アセスメント結果から得られた見立てに従い、当面は母親との面談を月１回程度継続し、家庭の中での困り感を聞きつつ、子どもへの接し方についていくつかの提案を行った。また、子育てに関しては、父親の協力も不可欠であると考え、父親とも面談したい旨を母親に伝えた。
- ・ 子どもが学校を休んでおり、学校での母親との面談が難しい場合には家庭訪問を行った。

④経過観察

母親との面談は月１回の頻度で継続した。母親からは“子どもの育てにくさの訴え”が続いたが、次第に母親の訴えは父親への不満に変わっていった。しかし、父親との面談は、父親の仕事の関係でなかなか実施できなかった。子どもは登校すれば学校生活を楽しんでいたが、落ち着きのなさ、学習の遅れは顕著であった。

家庭訪問の際、父親が在宅しており、両親とＳＳＷとで話をすることができた。それまで母親が話していた父親像とは異なり、父親は子どもの行動に対して問題意識を抱いていた。ＳＳＷからは母親の負担感について説明し、父親にも子育てへの協力を依頼した。

この家庭訪問後は、父親もＳＳＷとの面談に参加するようになり、子育てに関して“両親で”協力して行っていくようになった。その結果、母親のストレスは軽減し、それに伴って子どもの家庭内での問題行動も減少した。

(3) 成果

- ・ 父親の育児への協力を得ることができた。
- ・ 母親の育児負担感が軽減し、精神的な余裕が生まれ、それに伴い、子どもへの強い叱責が減った。その結果、家庭内での子どもの問題行動が減少した。
- ・ 母親の強い叱責や育児への拒否感が高じれば心理的虐待やネグレクトなど“不適切な養育”につながる恐れもあったが、ＳＳＷが介入したことで、多少はそれを食い止めることができたのではないかと考える。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類 (中学校)

②児童生徒数 383 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式) 配置方法 (要請に応じて)

(2) 対応内容

①課題の発見

対象生徒が保健室を利用した際、生活困窮の様子を話したため、ＳＳＷに依頼があり、保護者との面談を設定した。

②学校内での方針の検討

保護者との面談を通して、対象生徒の発達上の課題、家庭の経済的困窮の様子が分かった。保護者との面談を継続し、生徒の様子を聞き、必要に応じて検査の案内をすること、生活の支援策について保護者に提案することとした。

③支援の実施

保護者の養育についての困り感を受け止め、改善策を共に考えた。生活支援については、食料支援、住宅についての給付金、ひとり親世帯対象の就労支援の案内をした。また、下の兄弟の放課後の預かりについての情報を提供した。

④経過観察

生活の困窮については、徐々に緩和され、保護者の仕事探しについても目途が立った。保護者と連絡を取り、必要に応じて面談を実施している。

(3) 成果

S S Wが関わったことにより登校する又は登校できるようになった児童生徒数 1 名

S S Wが継続して関わっている児童生徒数 4 名

<ヤングケアラー>

(1) 学校の概要

①学校の種類 (小学校)

②児童生徒数 383 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式) 配置方法 (要請に応じて)

(2) 対応内容

①課題の発見

本児の遅刻・早退・欠席理由が保護者（ひとり親）の通院や看病、つきそいであることを学校が憂慮し、S S Wの介入を要請

②学校内での方針の検討

保護者の病状や経済状況等環境をアセスメントし、あらゆる角度からの支援方策を検討。

③支援の実施

- ・生活保護課との連携で、保護費の適切な利用指導、携帯電話の契約、フードバンク利用。
- ・保護者の持病に対して、医療連携し障害者手帳の取得支援。
- ・外国つながりによる課題解消のために通訳依頼。
- ・中学進学に対しての引継ぎ 学校説明会の同行など。

④経過観察

- ・課題が多岐にわたっていたため、ひとつひとつ支援していった。
- ・物理的支援が入っていても、保護者の本児への精神的な依存が見られ、登校を妨げる一因であることが判明してきた。

(3) 成果

医療連携により、適切な治療や訪問看護、障害者手帳取得などが実施できたこと、行政手続きなどはS S Wや生保ワーカーが連携代行することで、本児の負担は徐々に減り、学校を休む頻度は減った。また、本児の困りごとを話せる大人ができたことで、本児の精神的負担も減り、将来の希望なども語れるようになった。

富山市教育委員会

【１】取組内容＜令和５年度＞

（１）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

①連絡協議会（４月）

対象：市ＳＳＷ１４名、配置校担当者５８名、計７２名

内容：事業説明、ＳＳＷと担当者の打合せ

②研修会（１０月、１２月）

対象：市ＳＳＷ１４名、市ＳＣ８名 計２２名 ※市ＳＣは１２月のみ参加

内容：ＳＣ、ＳＳＷが対応している事例について支援方法の検討、情報交換

（２）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・例年４月に実施してる連絡協議会において、事務局が実施要領を説明するとともに、ＳＳＷと配置校の担当者による打合せを行っている。

（３）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・単独校型（１校に年間を通じて派遣する）は、小学校２７校、中学校０校。拠点校型（拠点校を中心に近隣小中学校に適宜派遣）は、中学校２５校。派遣型は、市教委で３５０時間確保し、必要に応じて派遣した。
- ・ＳＳＷの経験年数等を考慮しながら、学校規模や学校の実状に応じて、ＳＳＷの配置時間を決めている。
- ・可能な限り、中学校とその校区の小学校を一人のＳＳＷが担当できるように配置している。

（４）スクールソーシャルワーカーの活用にあたっての課題とその原因等

①課題とその原因

＜課題＞

ア ＳＳＷの日程調整等が難しい

イ ＳＳＷが支援にあたるケースが多種多様であり、支援の在り方について関係機関との連携が必要である。

＜原因＞

ア ＳＳＷの配置校が複数あったり、他の職もあったりするため。

イ 自殺予防、引きこもり、ヤングケアラー等、新たな課題も出てきているため。

②課題解決に向けた取組内容

ア 地域や学校の実情に応じた効果的な配置に努めるとともに、配置時間増を要望していく。

イ 市の福祉保健部と連携を図り、自殺予防やゲートキーパーの研修等について、ＳＳＷに案内したり、研修に参加したりし、連携を深めている。

③成果

ア 令和４年度に比べ、ＳＳＷを１名増員したことで、配置時間を増やすことができた。引き続き、地域や学校の実情に応じた効果的な配置に努める。

イ 市の保健部やこども家庭部が主催する各種研修会に、指導主事、ＳＳＷが参加し、顔の見える関係づくりを行うことで、事案が発生した際に迅速に連携が図れるようになった。

【２】対応事例＜令和５年度＞

＜不登校＞

（１）学校の概要

①学校の種類

（小学校）

②児童生徒数 ５８０ 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 単独校方式）

配置方法（ 年 35 週/週 1 回/1回あたり 3 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

前年度、母は学校と連絡を取り合うことを拒んでいたが、今年度、当該児童の現状を受け止め、当該児童の状態を周囲の保護者に伝えるようになった。また、主任児童委員によると、本児の祖母が大変厳しく、母が家庭で孤軍奮闘しているとのことだった。

②学校内での方針の検討

ケース会議を開き、ＳＣやＳＳＷと連携を図って対応していくこととし、毎週１回、ＳＳＷが当該児童及び母と面談することとなった。

③支援の実施

毎週１回、ＳＳＷが当該児童及び母と面談した。当該児童との面談では、ＳＳＷが当該児童の思いを受け止めた後、担任とＳＳＷで対応策を考えた。ＳＳＷの助言をもとに、担任が当該児童へ登校を促す働きかけをスムーズに行うことができた。

また、母との面談では、家庭での母のつらさ、大変さを受けとめ、教頭に母とのかかわり方について助言した。教頭は助言をもとに、当該児童の支援策提案し、放課後デイサービスやフリースクールの利用につながった。

④経過観察

ＳＳＷとの定期的な面談日に合わせて、当該児童は登校するリズムができ、授業だけでなく学校行事も参加できるようになった。

（３）成果

不登校児童生徒数 16 名

うち、ＳＳＷがかかわったことにより登校する又登校できるようになった児童生徒数 3 名

ＳＳＷが継続してかかわっている児童生徒数 5 名

<いじめ>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 322 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 単独校方式）

配置方法（ 年 35 週/週 1 回/1回あたり 1 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

被害児童は、これまで仲のよかった友達から疎外されていると感じ、一時不登校となった。当該児童の母の言動がきっかけで保護者間のトラブルに発展した。

②学校内での方針の検討

ケース会議を開き、児童にかかわる問題は担任等、保護者にかかわる問題はＳＳＷがそれぞれ対応する体制を整え、いじめ解消に向けた長期目標・短期目標を設けた。

③支援の実施

S S Wは、家庭訪問や電話連絡を行い、関係保護者の思いを丁寧に聞き取った。最終的には、保護者間の和解の場を設定することができた。

④経過観察

S S Wは家庭訪問や電話連絡を行い、いじめ解消に向けた長期目標・短期目標とその進捗状況を随時、関係保護者に周知し、保護者間のトラブルの解消に努めた。また、担任等が関係児童に聴き取り等から事実確認を行い、いじめに関する個別指導、全体指導を行った。

(3) 成果

当該児童は一時不登校となっていたが、いじめに関する個別指導、全体指導を通して、学級で過ごすことができるようになるなど、いじめは解消した。

また、S S Wが中心になって、保護者対応を行うことで、担任や管理職の負担を軽減することができた。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 739 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (単独校方式)

配置方法 (年 35 週/週 1 回/1回あたり 2 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

家庭の事情により、3、4日連続の欠席が度々あり、当該児童から話を聞くと、年中児の弟が体調を崩し保育園を休んでいる間、仕事に出かける母親に代わって本児が面倒を見ていることや、義父から強い口調で叱責を受けていることが分かった。

当該児童の母が夫からの暴力行為を警察に通報し、児童相談所が当該児童を一時保護した。

②学校内での方針の検討

ケース会議を開き、当該児童の担任等が当該児童と面談し、当該児童の思いを受け止め、当該児童が欠席した時は、母に連絡し、当該児童の家庭での様子を聞き、S S Wにつなぐこととした。

③支援の実施

S S Wが中心となって家庭訪問し、当該児童の母へ心理的サポートを行い、義父とともに未納分集金の支払い計画を考えた。

また、行政機関や児童相談所とも連携し、本人が祖母と暮らし、転校するまでのサポートを行った。

④経過観察

当該児童の家庭訪問や集金の依頼についてS S Wが中心となり、対応した。S S Wの介入により、当該児童の義父は集金の支払計画を立て、未納分をすべて支払った。

(3) 成果

S S Wが中心となって家庭訪問したことで、当該児童の母が家庭の様子が分かり、当該児童の支援につなげることができた。また、担任や管理職の負担が軽減された。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 535 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (年 35 週/週 1 回/1回あたり 3 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

外国籍である当該生徒は小学5年生の時に父を亡くした。当時、母は失業中で、遺族年金と失業者手当で母、当該生徒、弟の3人が生活している。相談担当教諭との面談で、当該生徒が家計の状況が著しく悪いことを話した。

②学校内での方針の検討

ケース会議を開き、SC、SSWを中心に関係機関と連携を図って、家庭への支援を進めることとした。

③支援の実施

SCが、当該児童と面談し、心理面をサポートした。SSWは家庭訪問を行い、家族と面談し、生活状況を把握した後、社会保障制度の手続きや転居に係る契約等を支援した。

④経過観察

SSWが定期的に母親と面談し、家計の支出計画を一緒に考えるなど家庭状況を把握し、当該家庭は、安定した家庭生活を送ることができた。

(3) 成果

母は社会保障制度の手続きができず、経済的に困っていたが、SSWが手続きを支援したことで、家計収入が安定した。当該生徒は、家計が安定したことで不眠症、頭痛、登校意欲の低下が徐々に緩和され、中学校卒業後、進学することができた。

<自立支援>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 601 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (年 35 週/週 1 回/1回あたり 4 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

当該生徒は、排泄や入浴等の身辺自立を年齢相応に行うことができず、特別支援学校への入校が適切であると考えられていたが、父方祖母が反対し、特別支援級に入級した。

②学校内での方針の検討

ケース会議を開き、当該生徒が課題に対するスキルを身につけ、自立した生活が送れるような手立ての一つとして、保護者に放課後等デイサービスの利用を提案することとした。

③支援の実施

当該生徒及び保護者と面談し、放課後等デイサービス施設の紹介、当該施設見学の同行、申込み手続きの支援を行った。また、教員及び施設職員との情報交換を行い、支援方法について教員へ助言した。

④経過観察

当初、保護者は放課後等デイサービスの利用について消極的であったが、ＳＳＷや担任のかかわりにより、施設へ見学に行き、その後、利用を申し込んだ。

（３）成果

教員がＳＳＷのサポートを受けながら、当該生徒及び保護者と面談を進めたが、当該生徒の放課後等デイサービスの利用にはつながらなかった。しかし、教員が、ＳＳＷと連携を図りながら、当該生徒及び保護者に対して適切な支援を行うことで、当該生徒は中学校での生活に次第に慣れてきた。

金沢市教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

令和5年度の研修実績なし

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

市教委主催の定例校長会議にて、SSWの職務内容や派遣について周知している。また、各校の生徒指導主事が集まって行われる生徒指導推進協議会にも参加し、SSWの職務内容や派遣については全ての学校の生徒指導主事が認識している。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

本市には、福祉と教育との連携を図るための機関（学校教育センターと児童相談所を併設）があり、ここを拠点として各学校や家庭、関係機関等に出向くことができるようSSWを配置している。

また、支援を要する児童生徒が抱える問題が複雑な場合は、複数のSSWで学校への初回訪問に臨むなど、相互に連携を図りながら個々の事案に対応している。

年に1回、こども未来局の「子どもソーシャルワーカー」との合同の協議会を持ち、相互の連携体制を確認するとともに、さらに強化するための方策について協議している。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用にあたっての課題とその原因等

①課題とその原因

不登校（傾向）の児童生徒の数が年々増加し続けており、問題を抱える児童生徒及びSSWの助けを必要としている家庭や学校が多いが、現状の人数（3名）では対応が難しくなることが予想される。

②課題解決に向けた取組内容

不登校の未然防止や初期対応についてまとめたリーフレットを作成し、居場所づくりや絆づくりの必要性について周知するとともに、いじめ防止のための講演会を企画し、ミドルリーダーの意識を高めるなど、不登校の根本的な原因を解消するための取り組みを推進している。

③成果

上記リーフレットについて、令和6年度作成予定。いじめ防止のための講演会を管理職と教職員向けに開催（令和5年6～7月）。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校①＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（小学校）

②児童生徒数 844 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（派遣方式）

配置方法（年48週/週4回/1回あたり5時間）

（２）対応内容

①課題の発見

場面緘黙傾向があり、会話でのコミュニケーションの苦手感から、欠席が増える。

週に数日は支援室に登校し、友達との交流もあったが、夏休みの課題が提出できなかったことで、不登校となり、家族以外との関わりが減った。

保護者は、市の教育支援センターに相談するも、本児は消極的だったため、学校と保護者が相談し、家庭訪問での対応ができるＳＳＷの派遣要請に至った。

②学校内での方針の検討

学校の要請を受け、校長、教頭、担任、教育相談、養護教諭と検討会を開き、支援目標を協議。

本児の意向を尊重しながら、安定した関わりから、支援室登校の再開を目標とした。

○ＳＳＷの支援方針

（ア）週に１回程度、家庭訪問を行い、本児と交流する中でコミュニケーションの苦手感の緩和と自己肯定感の育成に努める。

（イ）保護者との面談で、不安を軽減し、学校と繋げるサポートを行う。

（ウ）支援の実施

週に２回程度の家庭訪問を開始。

本児の希望する交流活動やスポーツでの関わりを実施。コミュニケーションを楽しむ機会を増やし、得意な面を本児にフィードバックした。

保護者と、本児の得意な面や好きなことを共有し、家族間のコミュニケーションをサポートした。

保護者と面談を行い、気持ちに寄り添い、信頼関係を構築した上で、学校と繋げる支援を行った。

④経過観察

好きな交流ゲームやスポーツでの関わりを続けるうちに、徐々に緊張感が和らぎ、自然な表情や発言がみられ、コミュニケーションの苦手感が改善した。

学校と連携し、本児の好きなことや得意な面を共有し、登校時の関わりへと繋げたところ、徐々に支援室への登校日数が増加。友達との交流が増え、学習にも取り組み出した。

宿泊体験に参加できたことも自信となり、安定して登校するようになった。また、地域のスポーツクラブにも参加し始め、交友の幅が広がった。

本児は、部活動を楽しみに中学校生活に意欲があったため、学校とＳＳＷの勧めで、保護者は入学前に中学校の担任と面談し、事前の情報共有を行った。

(3) 成果

安定した登校を続け、級友と共に卒業の日を迎えられた。

中学校生活も円滑にスタートできた。

保護者も信頼して学校と繋がることができた

不登校児童生徒数 7名

うち、SSWが関わったことにより登校する又は登校できるようになった児童生徒数 1名

SSWが継続して関わっている児童生徒数 1名

<不登校②>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 630 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (年48週/週4回/1回あたり5時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

小学校から登校渋りがあり不登校傾向。

1学期は欠席が多かったが、2学期に入り上級生との関わりが増え情緒が安定し少しずつ登校できるようになった。しかし学年が上がると、登校日数が再び減少した。

父親は夜間の仕事の為、家族全員が同じ生活リズムになり、本児も昼夜逆転の生活。

母親は糖尿病、足が不自由で専業主婦。気性が激しく、家事全般ができず養育能力が低い。

家庭は経済的に厳しく、困窮している。

②学校内での方針の検討

担任による家庭訪問を週1回行うが、登校に繋がらず。

今後本児の進学の為、療育手帳取得について伝えているが進展がない。

学校からSSWの要請を受け、校長、教頭、担任及び教育相談と検討会を開き、支援の目標を設定。

定期的(週1回)に家庭訪問を行う。

本児との交流を通し、本児の気持ちや不安を受け止め情緒の安定を図りながら関わりを持つ。

本児及び母親の面談し、学校との繋がりをサポート

療育手帳の申請や経済的な支援の為、行政の支援(子どもソーシャルワーカー)に繋げる。

③支援の実施

週1回の家庭訪問により、本児と交流活動・学習支援を行う。

家庭訪問の際、子どもソーシャルワーカーも同行訪問し紹介、繋げる。

④経過観察

本児はＳＳＷとの交流を通して、少しずつ情緒が安定した。また精神的な成長も見られ、家族のサポートなしで起床、身支度、登校準備等ができるようになった。

その後、週１回の登校支援を行い、学年が上がった後も支援を継続した。その後、ＳＳＷの登校支援なしで週２回登校。３学期は卒業式参列に向けて、事前練習にも参加できた。

子どもソーシャルワーカーと繋がり、療育手帳の取得、経済的な支援の手続きができた。

また、母親より経済的な問題について子どもソーシャルワーカーに相談があり、法テラス繋げ相談したことで、経済的問題解決の見通しが立った。

（３）成果

本児は無事に高等学校へ進学した。

行政の経済的な支援も受けることができ、経済的な安定に繋げることができた。

不登校児童生徒数 ４１名

うち、ＳＳＷが関わったことにより登校する又は登校できるようになった児童生徒数 ２名

ＳＳＷが継続して関わっている児童生徒数 ２名

甲府市教育委員会

【１】取組内容＜令和５年度＞

（１）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ・県教委等主催のＳＳＷ研修会（年４回）、ＳＳＷ連絡協議会（年２回）への参加
- ・ケースの検討会議を通しての研修（随時）
- ・市教委主催の生徒指導担当者会（隔月）、不登校担当者会（年２回）、いじめ連携防止会議（年２回）等への参加

（２）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・生徒指導担当者会や不登校担当者会、市校長会・教頭会でＳＳＷ活用についての説明を実施。
- ・ＳＳＷが生徒指導アドバイザーとともに小中学校、市子育て支援課や市教育支援センター等の児童生徒支援に関係する諸機関を訪問し、情報を得るとともに、ＳＳＷの活用に関する説明や、担当者との顔合わせを実施。

（３）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・市教育委員会学校教育課に会計年度任用職員として２名を配置。
- ・学校長からの派遣申請により各校への対応を行う。また、学校訪問等の中で得られた情報をもとに、対応が困難な事案が発生している学校に派遣している。

（４）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

多面的で適切な支援や関係機関との連携を進めるには、ＳＳＷの役割や活用方法に関する学校現場での周知・理解が必要となるが、周知・理解の浸透が十分とはいえなかった。

校内のコーディネーター役を担う教員以外の、ＳＳＷと関わったことのない教職員への周知・理解の不足が主な原因と考えられる。

②課題解決に向けた取組内容

- ・管理職や研修会等を通して、より多くの教職員への周知・理解に努めた。
- ・教育委員会に相談のあった事例について、ＳＳＷ・担当指導主事等が積極的に学校訪問を行い、管理職以外の教員とも情報交換をする機会を設けた。

③成果

管理職や研修会・学校訪問等を通じて、ＳＳＷの役割や活用方法について、より多くの教職員への周知・理解を促進させることができた。

【２】対応事例＜令和５年度＞

＜不登校＞

（１）学校の概要

- ①学校の種類 （ 中学校 ）
- ②生徒数 約 300 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態 （ 派遣方式 ）

（２）対応内容

①課題の発見

中学校入学時は別の中学校に通学していたが、徐々に欠席が増えて不登校状態となった。進級後も不登校が続いていたが、改善を図って在籍中学校に転校。しかし、登校状況が思うように改善されなかったため、学校からＳＳＷ支援の要請があり、ＳＳＷが関わることとなった。

②学校内での方針の検討

年度始めに、中学校卒業後の進路選択・決定も視野に入れて、生活リズムの改善を促して遅刻を減らし、より多く登校できるようＳＳＷ支援をお願いしたいという学校側の意向を確認。具体的には、卒業年度１年間の節目となる修学旅行や学園祭などの行事への参加とともに、生活リズムの改善とともに遅刻・欠席の減少を目指すという方針を設定。

③支援の実施

週１回朝、家庭訪問を行い、登校を促す支援を行った。

④経過観察

保護者にも協力・連携を促し、修学旅行には参加することができた。登校支援にも応じ、結果的に毎日登校することはできたが、遅刻して登校する状況が続いた。学校の関係職員とは定期的に状況を確認し、連携を重ねた。保護者とも面談し、生活リズムの改善に向けて連携・協力を促した。

２学期、学園祭は病欠で参加できなかった。学園祭以降、進路選択に向けた取組が進む中、進学に対する気持ちが高まらず、一時期登校への意欲も減退気味となったが、ＳＳＷの登校支援は継続して行い、学校とも情報共有を欠かさずに行っていた。学校での三者懇談を経て進路の方向性が定まり、遅刻はあるものの再び登校が続けられるようになった。また、学校とＳＳＷも協議し、欠席が続くようであれば登校支援を再開することを確認して、２学期終盤以降は見守り支援に切り替えることとなった。

３学期もＳＳＷが学校を定期訪問したり、電話で状況確認したりしながら、見守り支援を継続していたが、遅刻はあるものの登校は続けられていた。卒業後の進路が決定し、卒業式にも無事出席することができ、支援終結となった。

（３）成果

不登校児童生徒数 ２３名

うち、ＳＳＷが関わったことにより登校する又は登校できるようになった児童生徒数 ７名

状況改善が進まず、ＳＳＷが継続して関わっている児童生徒数 １１名

転校・卒業により支援が終了した児童生徒数 ５名

<貧困・ヤングケアラー>

（１）学校の概要

①学校の種類 （ 小学校 ）

②児童数 約１００ 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態 （ 派遣方式 ）

（２）対応内容

①課題の発見

両親と小学校に通う児童、保育園児で暮らしているが、母親のパート収入のみで生活しており、貧困とそれに伴う問題を抱えていた。本家庭に関する情報が学校からＳＳＷや生徒指導支援スタッフのもとにくっつか届き、支援を要する案件と判断して学校と協議のうえ介入を決定した。

②学校内での方針の検討

小学校に在籍する児童が安心して学校に通えるよう、家庭の生活状況の改善に向けた支援をお願いしたいという学校側の意向を確認。具体的には、衣食住が整えられるよう、市子育て支援課などの関係機関と連携しながら、生活援助に関する各種制度の手続き支援を進めるという方針を設定。

③支援の実施

生活援助に関する各種制度の手続き支援を行った。

④経過観察

保護者に生活状況に関する聞き取りを行うと、就学援助は受けているものの、家賃滞納や借金返済などがあり、逼迫した生活状況であることが分かった。また、健康保険に加入しておらず、医療機関への受診ができないため、子どもたちも体調不良で欠席を余儀なくされていたことも明らかとなった。また、保育園児が体調不良などの理由で自宅にいる場合、その面倒をみるため、小学生の児童が欠席することもあり、ヤングケアラー事案でもあることも明らかとなった。

市子育て支援課につなげ、配食サービスなどのヤングケアラー支援が受けられることとなった。また、NPO法人からの食糧支援を受ける手続きを進め、食糧支援も受けられることとなった。市の医療費助成制度の手続きも進め、子どもたちを医療機関に受診させられるようになった。

いくつかの援助が受けられる状況にはなってきたが、生活の安定には至っていない。今後については、健康保険加入や生活保護などの手続きに向けて、家庭の意向と照らし合わせながら、支援を継続していく予定である。

(3) 成果

貧困の問題を抱える児童生徒数 9名

うち、SSWが関わったことにより貧困の問題が改善されるようになった児童生徒数 2名

状況改善が進まず、SSWが継続して関わっている児童生徒数 5名

転校・卒業により支援が終了した児童生徒数 2名

ヤングケアラーの問題を抱える児童生徒数 7名

うち、SSWが関わったことによりヤングケアラー問題が改善されるようになった児童生徒数 2名

状況改善が進まず、SSWが継続して関わっている児童生徒数 4名

転校・卒業により支援が終了した児童生徒数 1名

長野市教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

いじめ、不登校、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

S S Wの役割や活動内容、派遣手続きについてまとめた資料を校長会、教頭会、登校支援コーディネーター研修会等で説明している。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・令和5年度は市独自で配置した5名体制で、5名ともスクールソーシャルワーカー経験者を採用した
- ・学校からの要請に応じて、家庭や学校、関係機関等への派遣を行っている

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

スクールソーシャルワーカーの育成を市単位では担いきれないため、広域的な観点の育成や連携が必要となっている。

②課題解決に向けた取組内容

様々な場面でスクールソーシャルワーカーの広域的な育成や連携の必要性について県に相談している。

③成果

県のS S Wを対象とした一部会議への出席について配慮いただけるようになった。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ・ 中学校 ・ 義務教育学校 ・ 高等学校 ・ 中等教育学校 ・ 特別支援学校 ）

②児童生徒数 560 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 単独校方式 ・ 拠点校方式 ・ 派遣方式 ・ 巡回方式 ）

配置方法（ 常駐 ・ 年 週/週 回/1回あたり 2 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

学校からの相談

②学校内での方針の検討

校内、校外の居場所の検討

③支援の実施

居場所の見学、体験の同行支援

④経過観察

校外の居場所に繋がった。一月经った頃に支援会議を行い、家庭、学校、現在の居場所で本人理解と支援の方向性を確認した。

(3) 成果

本人の居場所として定着したこと。

共通の趣味を持つコミュニティに参加でき、今まで苦手だったコミュニケーション技術が向上した。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校 ・ 中学校 ・ 義務教育学校 ・ 高等学校 ・ 中等教育学校 ・ 特別支援学校)

②児童生徒数 1 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (~~単独校方式~~ ・ ~~拠点校方式~~ ・ 派遣方式 ・ ~~巡回方式~~)

配置方法 (常駐 ・ 年 週/週 回/1 回あたり 2 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

小学校からの派遣申し込み。

家庭環境が原因で不登校傾向であること、要保護児童対策地域協議会のケースであることを確認した。夜中にゲームに熱中し、朝になると寝てしまうという生活習慣を改められない。8月に児童相談所が夜長時間子どもだけにいる、という通報を受け本人(小2)と弟(年長)を保護した。

②学校内での方針の検討

担任が家庭訪問をして本人と会うことを繰り返した。一時保護の期間は規則正しい生活ができ、その後本人と弟の受診・療育手帳取得ができたので、教育相談等、特別支援学級入級に向けて動くこととする。

③支援の実施

要対協のケース会議で保護者との連絡が取りにくいことが議題になり、食糧支援をきっかけにしてみるようになった。SSWが広域フードパントリー「むすびや」から食糧を受け取って、担任教諭を通じてそれを渡したいと伝えると両親が子ども二人を連れて来校し、会うことができた。翌日にSSWが迎えに行くことになり、当日は登校できたが、継続は難しかった。その後も学用品や服などは母親に渡すことを続け

た。

④経過観察

措置解除になってしばらくは遅刻しながらも登校できたが、しだいに再び昼夜逆転の生活になり、登校できなくなってきた。保護者が来校した時に、持ち物等を準備できないことが明らかになったので、SSWも協力しながら学校で用意している。

(3) 成果

ほとんど登校しなかった1年時に比べると、夕方の登校や午後からの登校ができるようになっている。本人は学校へ行きたいという意欲があることが確認できた。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校・中学校)

②児童生徒数 小学校 296 名 中学校 547 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (~~単独校方式~~ ・ ~~拠点校方式~~ ・ 派遣方式 ・ ~~巡回方式~~)

配置方法 (常駐 ・ 年 週/週 回/1 回あたり 2 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

中学校より連絡があり、母は家出中で、義父の養育がかなり厳しいため、本児のケアを検討してほしいという内容。本児は自情障クラスに入級しており、不登校傾向。

父が面接に応じ、状況を確認。母による多大な負債があり、養父ひとりで子ども4人を養っている状況。経済的に困窮していることが判明。家はゴミ屋敷で健康的に過ごせる状態にない。兄妹たちも登校しづりがみられる。

②学校内での方針の検討

スクリーニング会議や兄妹が在籍する小学校も含めた関係者会議を踏まえ、今後の方針を検討。

③支援の実施

- ・まいさぼと連携し、ゴミ屋敷の清掃：まいさぼ
- ・食糧支援：県社協
- ・物資支援：NPO との連携
- ・父との定期面接：SSW・中学校
- ・本児の特別支援のニーズの精査・進路指導：SSW と学校
- ・家計管理：まいさぼ
- ・法律相談：まいさぼ経由

④経過観察

何度も家庭訪問し、家庭環境を整える支援を継続。父との関係も築かれ、SOSを発信してくれるようになった。4人の子育てを父一人で担っているため、大変な状況が続くと養父からの不適切な言動もしばしばみられるが、定期面接等に対応についても振り返りや相談しながら対応。学校でもしっかり状況を確認してもらい、現在安定して登校している様子がみられる。

(3) 成果

一時期、登校できない状況にあった子どもたち3人が定期的に登校している。しかし、父への継続サポートがないと不安定な状況になるため、定期的に様子を確認している。その間、法律相談も済み、負債の返済等には目途が立った。また、家計相談も継続し、経済状況は悪化していない。

<不適応行動>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 410 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (~~単独校方式~~ ・ ~~拠点校方式~~ ・ 派遣方式 ・ ~~巡回方式~~)

配置方法 (常駐 ・ 年 週/週 回/1 回あたり 1.5 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

担任 T が、本児の学校（集団）生活の中で落ち着かなさ、集中力欠如、友人トラブルが繰り返されてことに加え、ひとり親家庭の養育状況を支援すべき課題として、改善に向けるために SSW の介入を求めた。

②学校内での方針の検討

・ 医療受診の勧め ・ 安心できる居場所の検討 ・ 児童クラブとの連携 ・ 母の負担軽減

③支援の実施

- ・ 母との面談（本児の受診に係る情報提供、福祉制度の紹介）
- ・ 医療機関との連携
- ・ 福祉サービス利用に向けての調整
- ・ 児童相談所との連携

④経過観察

母の精神的不安定さに配慮しながら、定期的に母との面談の機会を設け、本児と母の心身の変化に応じて、社会資源を紹介、関係者との連携を図った。

（３）成果

本児は特別支援学級を居場所としたことで徐々に安定がみられている。定期的を受診、心理士による SST を受けている。母自身も受診し精神的に安定。関係機関との関わりが増えたことで本児の自立心が向上し、母の養育に対する負担感も軽減している。

松本市教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

1か月に2回、市配置SSWと教育委員会担当者で会をもち、ケース検討等を実施している。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

1ケースあたりに関わる期間の短縮を目指し、必要な支援を精選して職務にあたることを共有する。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

医療機関との連携による、不登校や集団への不適応児童生徒支援のための教育相談（元気Up教育相談）を専門に行うSSWを配置し、緊急性が特に高いケースへ迅速に対応できるようにしている。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用にあたっての課題とその原因等

①課題とその原因

市配置SSWの勤務形態から、研修を増やすことが難しい

②課題解決に向けた取組内容

1か月に2回、市配置SSWと教育委員会担当者で集まる期日を年度初めに定めた。

③成果

全員が集まることができない日もあるが、確実な実施につながっている。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類（小学校）

②児童生徒数 370名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（派遣方式）

（2）対応内容

①課題の発見

小学校4年時から不登校になった児童に対し、学校は家庭訪問等のアプローチを継続してきたが登校には結びつかなかった。保護者の就労にも影響が出ており、学校が保護者に対してSSWとの面談を提案した。

②学校内での方針の検討

学級担任が家庭訪問を行っても当該児童と会うことはできず、不登校の原因を特定できずにいた。保護者との懇談や家庭訪問を軸に、当該児童と学校との関係が切れないようにしつつ、登校刺激が児童にとってプレッシャーにならないよう、保護者と相談しながら家庭訪問の頻度を検討してきた。

③支援の実施

学級担任が単独で実施していた家庭訪問にＳＳＷも帯同した。保護者より、当該児童はお菓子が好きであるという情報を得たため、「一緒にお菓子を食べながらお茶をしましょう」と玄関先で呼びかけてみることにした。すると、何度目かの訪問の際に、当該児童が顔を見せてくれるようになった。ＳＳＷと当該児童との関係性ができてくると、学校復帰への思いを語るようになってきた。ＳＳＷは学級担任と連絡を取りながら、学校側から放課後登校を提案したところ、週に１回登校するようになり、数か月後にはこれまで通り学校へ通うようになった。

④経過観察

ＳＳＷは定期的に学校へ連絡を入れ、当該児童の登校時の様子を聞き取った。また、保護者との面談は学校復帰に向けて継続し、完全復帰を確認したところで、支援は終了した。

(3) 成果

不登校児童生徒数 775名（令和５年度末）

うち、ＳＳＷがかかわったことにより登校する又は登校できるようになった児童生徒数 37名

ＳＳＷが継続して関わっている児童生徒数 69名

<いじめ>

(1) 学校の概要

①学校の種類 （ 小学校 ）

②児童生徒数 517名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（ 派遣方式 ）

(2) 対応内容

①課題の発見

ある児童による継続的な暴言・暴力行為により、とある児童が学校へ来ることを怖がるようになった。暴言・暴力行為を行った児童には強い衝動性がみられるものの、保護者の理解を得ることができないため発達検査の実施や学びの場の検討がなされず、被害を受けた児童のみならず、暴力行為等を行ってしまう児童自身も「いつも自分ばかり怒られる」とつぶやくようになった。

②学校内での方針の検討

暴力行為等を受けた児童が安心して居られる場所や人的配置を整えつつ、衝動的に暴言・暴力行為に及ぶ児童とつながりがもてる学級担任以外の教員を校内配置により、常に当該児童に寄り添うようにした。

③支援の実施

暴力行為を繰り返してしまう保護者は、はじめはＳＳＷとの面談を拒んでいたが、学校側からの、一度でいいからお話を聞いてみたらどうかという提案のもと、面談が実現した。面談の中で保護者からの困り感が出ると、ＳＳＷから児童相談所へ一緒に行き、相談してみないかと提案をした。児童心理司と保護者

がつながることで、発達検査の実施や医療とつながることへの提案がなされ、情緒を安定させる治療にまでつながった。

④経過観察

病院から指示のある服薬が継続しているかどうか、定期的に保護者に働きかけている。

（３）成果

当該児童が医療とつながり、情緒の安定を図ることができるようになったことで、これまで暴言や暴力行為におびえていた児童らも安心して学校へ通うことができるようになってきた。

岐阜市子ども・若者総合支援センター “エールぎふ”

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

研修目的：スクールソーシャルワーカーの資質向上を図る。

研修対象：スクールソーシャルワーカー及びセンター内の各相談員

研修回数（頻度）：年間3回（①5/18 ②7/20 ③10/19）

研修内容

- ・講演「保護者支援の実際」
- ・事例検討会「適切な支援方法について ～学習の困難さや集団への不適応がある男児について～」
- ・事例検討会「本人・母親支援について ～各機関やセンター内での支援の在り方～」

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

開設10年を迎えた子ども若者総合支援センター“エールぎふ”（以降は“エールぎふ”）は、0歳から20歳前までの子ども・若者に関するあらゆる悩みや不安に対して、ワンストップで総合的に対応する機関であるとの認知が進み、本人、保護者、学校、地域、病院、警察等関係機関から様々な相談が集まってくる。“エールぎふ”にSSWを配置することで、寄せられた相談に対し、地域資源をコーディネートしたり、“エールぎふ”内の各係や関係機関と連携したりしながら多くのケースに対応している。

また、市教頭会に出向いてSSWの業務内容を紹介したり、小中学校の教員向けに“エールぎふ”の活用研修を行いSSWの役割や連携の在り方等を紹介したりしている。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

配置人数：3人 ※市内を3つの中学校区に分けて配置することで、各学校が担当SSWを身近に感じ、依頼しやすい状況を作っている。

資格：教員免許状（小学校、中学校、高等学校）

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

SSWのアセスメント力や調整力をさらに高める必要がある。その原因として、様々な要因が重なる困難なケースが増加したり、多機関を巻き込んだ対応が必要なケースが増加したりしていることが考えられる。

また、学校によって活用回数に差があり、SSWを活用することのよさについての理解に課題が残った。

②課題解決に向けた取組内容

SSWのアセスメント力や調整力を高めるような研修や事例検討会を“エールぎふ”で実施した。

困難ケースにも対応していくために、ネットワーク会議等、多くの機関が集まる機会を活用し、連携を強めた。

SSWの周知については、教頭会にSSWも同席してもらい、実際に自校の担当SSWを確認してもらったり、効果的な活用について具体例を挙げたりしながら紹介した。

また、“エールぎふ”主催の活用研修でSSWの活用方法について紹介したり、相談のあった学校に“エールぎふ”の方からSSWの派遣を提案したりした。

③成果

市内 69 校（小 46 校、中 23 校）のうち、S S Wを活用できなかった学校は 1 校のみであったため、担当する S S Wの周知はできた。訪問回数は 469 回となり、過去最高の訪問回数となった。相談日人数も過去最高の 356 人となり、「改善した」「好転した」ケースは 66%となった。

	対応学校数	訪問回数	ケース会議 開催数	のべ相談・ 支援件数	相談実人数	改善実人数	改善率
令和2年度	小44 中21 高10 特3	382	119	630	208	140	57.6
令和3年度	小46 中22 高14 特4	459	91	731	247	148	59.9
令和4年度	小45 中21 高8 特4	437	95	749	300	189	63.0
令和5年度	小46 中24 高9 特2	469	71	795	356	235	66.0

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

- ①学校の種類：小学校
- ②児童生徒数 4 7 6 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（派遣方式）
配置方法（1 回あたり 1 時間）

（2）対応内容

①課題の発見

保護者より“エールぎふ”の総合相談窓口で電話で相談があり、その後、担当 S S Wと面談したことで、児の登校渋りが入学してすぐからあることが分かった。

②学校内での方針の検討

母親と担当 S S Wとの面談の中で聞き取った内容を該当の学校に出向き、校長や教頭と情報を交流（保護者には学校に情報提供することを了承済み）し、今後の対応について検討をした。

③支援の実施

児は人と接することが苦手で、そのことでトラブルになったことがきっかけで教室に入ることに抵抗があるため、学校へ行きたくないということだったので、校内に相談室を設置して、登校できるようにした。学習については、タブレットを利用したのオンライン授業を実施するようにした。

④経過観察

母親との面談を繰り返しながら、児の初めてのことへの苦手さなどを考え、医療の受診も促した。学校訪問も随時行い、学校での様子を観察し、学校の対応について検討を重ねた。

（３）成果

当初は児の困り感の主訴が不登校であるため、学校は児に必要な支援として学びの場を通常の学級から特別支援学級に移すことは想定していなかった。

母親との面談や学校訪問を繰り返すことで、次第に児の特徴がわかってきて、医療機関から診断が出たこともあり、保護者の合意形成を図ることができたため、自閉症・情緒障害特別支援学級への入級の準備を進めた。

<虐待>

（１）学校の概要

- ①学校の種類：小学校
- ②児童生徒数 790名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（派遣方式）
配置方法（１回あたり１時間）

（２）対応内容

①課題の発見

「母からの注意や指示を聞き入れず困っている。」と、“エールぎふ”へ飛び込み相談してきた母に担当SSWとして“エールぎふ”の家庭児童相談係と共に対応したところから関わり始めたケース。

児が母からの注意や指示を聞き入れず、双方が興奮し、「施設に入れる」（母）、「施設に行く」「出て行く」（児）といったやり取りに発展してしまう。ひどい時には、児が「死ぬ。」と言った言葉に母が「一緒に死ぬ。」「（包丁を母が取り出し）これで、刺せ。」と言ってしまうこともあった。

②学校内での方針の検討

母に学校との連携を提案し、学校と連携し状況を確認。児は学校でも興奮しやすく気持ちをコントロールすることに大きな課題があることや継続して病院受診し、気持ちを落ち着ける薬を処方されていること、母は学習指導に力点を置いており、児の実態とかけ離れた希望を伝えてくること等が浮き彫りになった。

母にも支援が必要な家庭であることを確認し、児の実態に応じた支援となるように、学校、医療機関、児相と連携を取り支援を進めることとなった。

③支援の実施

学校での母と担任との懇談に同席し、母の願いと児の実態をすり合わせたり、児の病院受診に同行し、家庭や学校での様子を医師へ伝えて支援について一緒に相談したり、関係機関を招集しケース検討会を開き、各機関で役割分担し支援を継続した。児からは、家庭訪問で直接話を聞き、母との約束（児の願い）を箇条書きにし、母に渡す等の具体の支援を継続した。

また、母は児とのやり取りに自分の気持ちが抑えられず、包丁を持ち出すことがあることから児相に連絡。児相からは、児が約束を守れなくても母は無視する等の対応に変え、二度と包丁を持ち出さないことを指導してもらった。

④経過観察

母は状況によって発言内容が変わり、問題に直面している時は周りに何とかしてほしいとヘルプを出

すが、そうでない時は連絡が取れなくなることも多々あった。

また、夏休みに母子二人きりの生活の中で意見がぶつかり合うことが多く、児が警察へ行くと家を出たり、母が警察へ連絡したりと心配な状況もあったが、その都度関係機関で連携し対応を相談した。

現在も支援を継続している。

(3) 成果

担当 S S W として“エールぎふ”の家庭児童相談係と共に、必要となる諸機関と連携を継続し、対象児、対象家庭の見守りを継続することができている。

<貧困>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類：中学校
- ②児童生徒数 308 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（派遣方式）
配置方法（1 回あたり 1 時間）

(2) 対応内容

①課題の発見

該当生徒から学校に対して「家に食料がない。」ということ訴えたことで、学校は児の家庭の状況を把握した。その後、学校からの相談で担当 S S W が関わることになった。

②学校内での方針の検討

該当生徒の家庭には、当座の食糧支援が必要であるととらえ、S S W と連携しながら抜本的な改善を図ることとした。

③支援の実施

- (ア) “エールぎふ”の家庭児童相談係に情報を提供し、連携して支援することを確認した。同時にまずは“エールぎふ”で対応可能な当座の食料を直接、該当の家庭に提供し支援した。
- (イ) 担当 S S W が母親に同行して、市役所の生活福祉課を訪ね「緊急の食糧支援」を依頼した。
- (ウ) 母親の収入を増やすことが抜本的な解決につながるため、未受給だった児童手当と児童扶養手当を受給できるように支援した。母親は外国籍で日本語に不慣れの為、書類の記入と提出、必要書類の入手等に様々な障害があり、その都度同行支援して解決を図った。

④経過観察

継続的に家庭訪問や学校訪問を行い、生徒自身や家庭の現状を把握した。

(3) 成果

S S W が“エールぎふ”の家庭児童相談係と連携して関わったことにより、公的な支援が受けられるようになり、家庭の経済状況は好転したため、該当生徒が学校に相談した当初の課題が解決された。

岡崎市教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

以下のように研修の機会を設けている。

- ・月1回、班会議を実施し、支援の連携、協力機関である家庭児童課、社会福祉協議会などの職員から、支援に繋げるための事業などについて研修を受けた。
- ・班会議に参加するSV（社会福祉士の資格をもつ大学教授）より、生徒指導提要の変更内容やよりよいスクールソーシャルワーカーによる支援方法等について研修を受けた。
- ・県教委が開催する「スクールソーシャルワーカー連絡協議会」に参加した。
- ・年に3回、外部講師（外国ルーツの子の支援するNPO代表、若者サポートセンター職員など）を招聘し、研修を実施した。
- ・定期的な情報交換会で、教員OBと社会福祉士がそれぞれの立場で意見交換を行い、研修した。
- ・教員対象の不登校、生徒指導、特別支援教育等の研修にも、SSWが自主参加した。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・各校の生徒指導や長期欠席対策を担う主任会において、市教委担当主事、指導員（各校を巡回して指導する教諭）から、スクールソーシャルワーカーの活用方法等について、具体的な支援事例をあげながら説明した。
- ・長期休業中に行われた研修にスクールソーシャルワーカーが参加し、受講した教諭に対してスクールソーシャルワーカーの職務内容や支援内容について説明した。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・拠点校型の配置とすることで、課題や問題に対しての未然防止、早期対応につなげることができている。令和5年度は3中学校区に配置をした。

子供の様子を、日常の学校生活から見取ることができる。

教職員がSSWに気軽に相談できる環境にできる。それにより、早期に対応できるよさが生まれる。

中学校区の小学校に勤務することで、心配な子供、保護者を中学入学後も切れ目なく支援できる。

派遣型より迅速に他機関と連携することができる。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

＜課題の概要＞ 派遣要請の増加による、1案件にかかる時間の縮減。問題が大きくなってからの対応が多い。

＜課題の原因＞ 学校現場の需要とスクールソーシャルワーカー供給体制のずれが生じることがある。学校からの申請による派遣型で対応するケースが多いが、迅速かつ丁寧な支援が求められるため、スクールソーシャルワーカーを増員するための予算要求を継続的に行う必要がある。

＜課題の概要＞ 継続支援対象児童生徒の抱える問題として「不登校」が最も多い。スクールソーシャルワーカーを活用することで一定程度状況の改善を図ることができているケースもあるが、問題（不登校）が解決したケースは少ない。

＜課題の原因＞ 児童生徒が不登校になり、学校で打つ手がなくなってからSSWの派遣申請がある。問題が深刻な状況になってからだと、状況を好転させることが困難であったり、時間がかかったりする。

②課題解決に向けた取組内容

＜解決に向けた取組＞ スクールソーシャルワーカーを増員し、配置形態を工夫する（相談センター配置の派遣型から学校配置の拠点校型への変更など）。その際、スクールソーシャルワーカーの力量の維持向上を担保する体制や配置形態であることが重要である。

教員対象の各種研修において、スクールソーシャルワーカーや市教委担当主事が参加し、申請手順、活用方法等について周知した。

③成果

- ・スクールソーシャルワーカーを増員することができた。
- ・中学校区における拠点校型配置のスクールソーシャルワーカーを、1名から3名に増員した。学校の会議にスクールソーシャルワーカーが参加することで、問題の未然防止や早期発見につなげることができた。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜貧困＞

（1）学校の概要

- ①学校の種類（中学校）
- ②児童生徒数_____名（非公表とします）
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（巡回方式）
配置方法（年24週/1回あたり2時間）

（2）対応内容

①課題の発見

1年生2学期より支援が始まる。家の中が乱雑あり、保護者に登校を促す力が不足していることを心配した学校からの申請により支援が始まる。小学校低学年より不登校傾向となり、小学校高学年で特別支援学級へ入級。登校意欲が低く、背景に母親が夜間に仕事をしていることがあり、子供がそれに合わせて生活することで昼夜逆転の生活になりがちである。

②学校内での方針の検討

ケース会議等で、以下の方針を打ち立てた。

※長期支援をしている子供のため、方針検討は年度ごとに異なる。令和5年度の子供、家庭の状態を踏まえて、以下のような支援が決まった。

- ・子供の登校日数を増やす。
- ・保護者支援を継続し、自立した規則正しい生活を保護者に促す
- ・保護者と連絡できる関係をつくり、継続して登校できるようにする
- ・必要に応じて関係機関と連携をする

③支援の実施

年々、家庭内の経済状況が悪化してきたため、ふくし相談課など市関係課とつなぐ。家庭訪問の約束はするがキャンセルが続くなど具体的な支援につながらないことが多い。また、自ら申請手続きを行う意欲が低いため、必要に応じて保護者に同行するなど寄り添った支援を継続した。次第に、母親との信頼関係が強まり、相談事を持ちかけられることも多くなったため、不安を取り除けるよう家庭児童課との連携も強めていくことができた。主に、ふくし相談課には、生活の見直し、生活相談を担っていただくこととした。

後に、自営業の店の経営状態や家庭の事情等で、引っ越し、転校をする状況が生まれたが、関係機関との連携、支援により比較的スムーズに転居手続きを進めることができた。

子供に対しては、市が行っている学習支援事業を紹介し、登録することができ、学習に対しての意欲付けへとつなげることができた。

④経過観察

家庭児童課に連絡し、4月以降の登校状況、進路に向けての経済支援を依頼した。

（３）成果

生活保護の受給が決まり、自宅で過ごすことができるようになり定期的に会って話ができるようになった。関わっていく中で家庭が抱えている困難な状況が分かり、関係機関の協力を得て安定した生活を送る目途が立った。すべての問題が解決したわけではないが、家庭児童課にＳＳＷとして考える課題を伝え、支援いただけるよう働きかけた。学校への登校日数や学校との面談が増えたことで、両親から子供や教育に対しての前向きな発言が増えたように感じる。

豊田市教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

外部講師を招いての講義及びグループワーク、他機関との事例検討を交えた合同研修等を実施している。頻度は以下のとおり。

- ア 豊田市青少年相談センター内でのＳＳＷ研修（週１回）
- イ 外部講師を招いてのＳＳＷ研修（年６回）
- ウ 外部講師を招いての相談部研修（年１回）
- エ 外部機関（大学）が主催する研修会への参加（随時）

ＳＳＷ研修の対象者はＳＳＷ・指導主事で、相談部研修の対象はＳＳＷ・青少年相談員（臨床心理士）・指導主事である。

ＳＳＷ研修では、市ＳＶによるスクールソーシャルワーク理論と実践についての講義及びグループワーク、ＳＳＷ同士による進捗状況の報告や青少年センター内の職員を講師とした学習会を行っている。相談部研修では、他機関との事例検討を交えた合同研修を行っている。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

ＳＳＷの配置等について、年度初めに文書で全学校に通知している。ＳＳＷの役割や業務内容等の理解促進については、市で「ＳＳＷガイドライン」を作成して各学校への周知・活用を図っている。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

拠点校配置と青少年相談センター配置を併用している。

- ・拠点校配置５名は、拠点校５校と担当する地区の学校を巡回して訪問している。
- ・青少年相談センター配置５名は、内３名が担当する地区の学校を巡回方式で訪問し、その他２名が学校の要請に応じて派遣方式で訪問している。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

豊田市は小学校７５校、中学校２８校、特別支援学校１校、合わせて１０４校ある。各学校での認知度の高まりに伴い、ＳＳＷへの相談件数は増加している。不登校児童生徒の急激な増加がみられる状況等もあり、今後も相談件数が増えていくことが予想される。

②課題解決に向けた取組内容

増加する相談件数に対応し、担当校と日常的に関わりをもつため、令和５年度より、ＳＳＷの増員やこれまでの派遣方式から拠点校方式へ一部移行した。

③成果

- ・ＳＳＷを増員したことで、増加する相談件数に対応することができた。
- ・拠点校配置に一部移行したことで、学校の一員として認知され相談件数が増えたり、空き時間を活用した打合せ時間の確保ができた。また、兄弟姉妹の情報の共有や、進学に伴う情報連携など小中学校で連携した情報共有ができた。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

- ①学校の種類（ 中学校 ）
- ②児童生徒数 510 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（ 拠点校方式 ）
配置方法（ 週2回／1回あたり4時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

小学校6年生の頃から不登校傾向があり、中学校1年生当初より不登校。本人は、学校へ行くこと、勉強することに対して抵抗感があり、教員から登校と勉強を促されることに対して恐れていた。担任が関係を作るよう試みるが拒否している状況。

②学校内での方針の検討

本人の学校に対する抵抗感の高さから、学年主任から教員でない立場の者が関わることを提案したところ、本人・保護者から受け入れられた。学校と本人の関係性を構築するため、S S Wが家庭訪問を実施する方針とした。

③支援の実施

S S Wの訪問時には学校の話題は避け、本人の興味がある話題を中心にし、まずは本人の想いを全面的に受け止めることから始めた。訪問を重ねるにつれて、学校外での活動場所、学校内の相談室の話題を出し、本人に選択肢を提示していった。

④経過観察

月に一度、学年主任、S S Wで家庭訪問を継続。担任からも保護者へ連絡とる、保護者とS Cを繋げるなど、本人の気持ちを把握し、保護者をフォローする体制を構築。本人から少しずつであるが学校の話題が出るようになった。一年間訪問を継続したところ、本人から学校に行ってみると発言が出た。はじめは別室へ登校し、学年の教員が交代で一緒に過ごした。次第に他生徒がいる相談室へも短時間ではあるが登校できるようになった。

（3）成果

不登校児童生徒数 1 名

うち、S S Wが関わったことにより、登校できるようになった児童生徒数 1 名

S S Wが継続して関わっている児童生徒数 1 名

＜いじめ＞

（1）学校の概要

- ①学校の種類（ 中学校 ）
- ②児童生徒数 819 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（ 拠点校方式 ）
配置方法（ 週5回／1回あたり2時間 ）

(2) 対応内容

①課題の発見

通常の学級に在籍する生徒。本人からいじめを受けたと訴えがあるたびに、担任が双方の生徒への支援・指導を行い、保護者への連絡を行っていた。校内いじめ対策委員会で経過報告がなされていたが、組織的対応の必要性を感じたためSSWよりケース会議を提案した。

②学校内での方針の検討

ケース会議では、学校いじめ防止基本方針をあらためて読み直すことから始めた。本人の発達特性についてSCや通級指導教室担当教員から関係職員へ周知し、本人の物事の捉え方の傾向など共通理解を図った。また、聞き取りや支援・指導、保護者対応の役割分担を明確化した。

③支援の実施

いじめの有無にかかわらず、複数体制で日ごろから本人や保護者との積極的な対話を重ねた。発達については、SCと情報を共有し、通級指導教室での指導に生かすようにした。

④経過観察

ケース会議を継続的に開催し、支援方針の見直しや調整を進めたところ、職員間の情報共有の頻度が上がり、いじめ事案の早期発見や組織的対応につながった。SCとの面談や通級指導教室での指導を経て、本人が友達との円滑なコミュニケーションのとり方を身に付け始めた。本人の言動が次第に落ち着くようになり、いじめ事案の解消につながった。

(3) 成果

いじめを受けたとされる児童生徒数 1 名

うち、SSWが関わったことにより、いじめが解消された児童生徒数 1 名

SSWが継続して関わっている児童生徒数 1 名

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類 (中学校)

②児童生徒数 655 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (週2回／1回あたり3時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

男子生徒で、母・兄・本人の3人家族。母子家庭。小学校高学年より登校渋りがあり、中学校では不登校の状態となった。以前から母からの身体的・心理的虐待があり、関係機関が母の支援をしていた。母は精神的に不安定になりやすく、本人が3年生になり、進路の不安や不登校状態に対するストレス、不安感を強めていた。SSWは学校、関係機関と相談し、学校ができる本人の支援、母の支援を考えた。

②学校内での方針の検討

母の精神的安定を図るために本人の気持ちを理解し、学校に少しでも登校できることを目標に定めた。関係機関の担当者は母の支援、学校は子どもの支援という役割を立て、SSWが本人と関わっていくこととした。SSWが本人と話す中で、どのような環境が安心できるのか、本人の得意、不得意などを理解し、学校での対応や環境調整を考えていった。

③支援の実施

登校できた日は、S S Wが本人の意向を大切にしながら、無理をせず学校での過ごし方、卒業に向けての進路の希望等について話す時間を作った。学校での様子は、担任・母・S S Wで情報を共有した。関係機関も母と定期的に面談し、母の様子や家庭の状況の把握に努めた。

④経過観察

母の精神的な安定に伴い、本人が少しずつ登校するようになった。学校は見守りを続け、負荷をかけ過ぎて疲労がたまらないよう配慮を続けた。本人は一週間に数日は半日登校ができるようになり、S S Wや担任、その他の教員と話ができるようになった。母も精神的に随分安定した。進路も本人が希望する高校に合格し、卒業式にも参加した。

(3) 成果

虐待を受けた児童生徒数 1 名

うち、S S Wが関わったことにより、虐待が解決した児童生徒数 1 名

S S Wが継続して関わっている児童生徒数 1 名

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類 (小学校)

②児童生徒数 390 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (巡回方式)

配置方法 (週1回／1回あたり2時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

男子児童で、母・本人・妹の3人家族。母子家庭。担任が教育相談にて家での過ごし方を聴くと、夕飯の支度、排水溝掃除、風呂掃除、洗濯終了後の分別、朝は夕飯の下ごしらえをしていると話した。当初は疑問をもたなかった本人も、学年が上がると他の家庭と違うことに気付き、イライラすると担任に不満を漏らすようになった。

②学校内での方針の検討

母に注意や指導を行うと本児が家での居場所がなくなる心配を感じたため、学校としては母に寄り添う支援が必要と考え、家庭への支援についてはS S Wに依頼した。学校は、本人のがんばりを認め、年齢相応の学習体験を提供し、本人の得意なことを伸ばしていく支援を行っていくこととし、S S Wは、本人の本音を担任と聞いていくこと、母の大変さに対して理解を示し支援方法を提示するなど役割を決めた。

③支援の実施

学校で本人がイライラしている様子が見られるときは、担任が個別に時間を設けて話を聴いた。S S Wは母と密に連絡を取り、母自身の気持ちの把握や、学校での本児の頑張りを伝えるようにした。その中で、母自身が親からの経済的支援がなく孤立していることが分かり、支援機関などを紹介した。本人と妹の塾については、学習支援事業を紹介。市役所へ相談に行き、食糧支援を受けるなど関係機関につなげた。

④経過観察

学習支援や食糧支援など経済的な支援を続けることで、家庭内の状況が落ち着くようになった。それに伴い、本人が家での出来事を学校で担任やＳＳＷに話すようになった。気持ちが落ち着き、学校での様子が落ち着き、学習にも取り組むようになった。

(3) 成果

発達生徒数 1 名

うち、ＳＳＷが関わったことにより、問題が解決した児童生徒数 2 名

ＳＳＷが継続して関わっている児童生徒数 1 名

<発達>

(1) 学校の概要

①学校の種類（ 小学校 ）

②児童生徒数 638 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（ 週1回／1回あたり3時間 ）

(2) 対応内容

①課題の発見

前年度より、本児の衝動性の高さについて教頭から話は聞いていたが、登校渋り等はなく、服薬により落ち着いていたため、ＳＳＷは学校とともに見守りをしていた。今年度に入り、母が本児の家庭での対応に苦慮しており、相談を受けた学校が対応と一緒に考えるためＳＳＷとの面談を提案した。

②学校内での方針の検討

それまで衝動的に級友に手が出たり、怒りのコントロールができずに離席があるときは、家庭に連絡し、保護者に学校で同席してもらったり、迎えに来てもらったりする対応をしていた。服薬開始後は学校では衝動性を抑えることができていたが、懇談会で担任が母から家庭での様子について相談を受け、学年主任、教頭に相談。福祉サービスへの接続等が必要な可能性があると判断で、ＳＳＷを案内することとなった。

③支援の実施

教頭とＳＳＷで母面談。母から、家庭での様子や困り感、福祉サービスの利用の有無等について話を聞いた。母から「視覚優位」という情報があったため、ホワイトボードを活用したスケジュール管理を提案。本人が今の感情を説明するためのカードについても提案。本人は学校ではだいぶ落ち着いてきたので、見守りを続けることとした。母の希望があれば、困り感や不安についてＳＳＷも含め関係者が定期的に話を伺い、対策について一緒に考えていくことになった。

④経過観察

学校では、時々衝動的な面が出る場面はあるものの、落ち着いて生活できている。担任をはじめ、支援員、相談員、ＳＳＷ、養護教諭等多くの目で本児を観察し、情報を共有している。担任から、定期的に母に様子を伺い、希望があれば再度ＳＳＷとの面談やＳＣの活用等につなぐことになっている。

(3) 成果

発達生徒数 1 名

うち、ＳＳＷが関わったことにより、問題が解決した児童生徒数 1 名

ＳＳＷが継続して関わっている児童生徒数 1 名

豊橋市教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ・発達障がい理解講座（8月下旬）
- ・児童虐待防止講演会（9月上旬）
- ・ヤングケアラー支援関係機関研修会（9月上旬）
- ・自殺未遂者支援研修（12月中旬）
- ・メンタルヘルス研修（3月下旬）
- ・内部研修会（7、8月）
- ・SV（年5回）

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・生活サポート主任研修会
- ・福祉保健業務研修会

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・要保護児童対策地域協議会に管理されている児童生徒数、就学援助率の割合並びに不登校児童生徒割合が高い小学校から6校を拠点校に選定し、拠点校に配置している。また課題の早期発見・未然防止のため、小学校を拠点校としている。
- ・拠点と派遣対応をそれぞれ専任とし、派遣については複数人で初期対応を行う体制とした。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に当たっての課題とその原因等

①課題とその原因

（ア）ソーシャルワークの専門性を向上・担保することが困難。

→SSWの専門性を磨く機会が少ない。

（イ）ケース共有・実践を振り返る体制が不十分。

→相談ケース数の増加により、時間の確保が困難になり、チームでケースを管理共有する時間や実践を振り返る時間が十分に確保できなかった。

（ウ）支援関係機関へ、SSW活用方法が浸透していない。

→SSWの支援について支援関係機関へ周知する機会の不足。支援の連携をする際、役割分担が明確でない。

②課題解決に向けた取組内容

（ア）SSW内で、自己研鑽のための内部研修会を企画、実施した。（ソーシャルワークに関する知識・視点の自主研修会）

（イ）ケースワークを抱え込みしない体制を検討。ケースワークの進捗管理を月1回程度実施。また、派遣対応については初動の迅速性が求められるため、支援方針の検討及び実働（初期対応）を2人体制で行い、多角的に見立てを立て、面談などの実践の振り返りを担当間でできる体制とした。

（ウ）R5年度より、課題の早期発見や関係機関と学校現場の協働の促進を目的とし、学校のみでなく、子ども・若者総合相談支援センターを含む関係機関からも支援介入依頼を受ける体制とした。また、市内の福祉保健分野の事業を行う課を対象とする研修会にて、SSWの業務内容について周知を行った。

③成果

- ・関係機関との連携体制を整備したことで、学校だけでは見えない家庭の状況を把握することができ、学校と関係機関が連携して動くことで子どもだけでなく、家庭全体に必要な支援を届けることができた。またケースのアウトリーチが可能になったことや、学校・SSW・関係機関が協働できるケース数が前年度と比べ増加した。しかし、学校現場へのSSWの専門性の周知についても未だ不十分な部分もあるため、学校現場に対する周知の機会を持つ必要性がある。
- ・内部体制については、チームでケースワークを共有できる体制を検討したが、全ケースの管理は困難であり、各ケースの見立ての言語化・方針決め・支援の振り返りを担保し、各支援者がバーンアウトしない体制を再検討する必要がある。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 中学校 ）

②児童生徒数 500 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（1回あたり 1 時間）

（2）対応内容

①課題の発見

- ・保護者から教職員への表出
- ・本人や保護者の疲弊感の現れ 等

②学校内での方針の検討

- ・本人や家庭のニーズやこれまでの経過を教職員や関係機関で協議し、違う立場の視点を活かした支援の検討や情報の共有の場を随時設定

③支援の実施

- ・本人と信頼関係づくりのため、交流の場を設定
- ・本人の特性理解のため発達検査を実施
- ・障害福祉サービスの相談員や学校、家庭をつなぎ、支援ネットワーク構築
- ・各機関と協働し、定期的に本人や家庭のニーズを把握し、話し合う機会を設定

④経過観察

これまで本人は家族以外の人と交流がなく、本人に話しかけても保護者を介して意思疎通を図っていた状況から、保護者を介さなくて本人が自己決定をし、気持ちを表情や言葉で表出できるように変化した。これらの関わりにより障害福祉サービスの利用や校内での活動時間の増加につながった。

（３）成果

保護者が本人の主體的な行動をみたことで本人の将来について前向きに考え、支援チームと協働してくれるようになった。
さらに疲弊状態の保護者を一番近くで見ている本人が保護者に遠慮し、自分の気持ちを伝えられない関係性にも変化がみられ、本人が主体的に行動する場面が増えた。

<虐待>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 700 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（１回あたり 1 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

- ・要保護児童対策地域協議会での情報共有
- ・教職員への本人の表出 等

②学校内での方針の検討

- ・生活サポート主任や、担任、関係教職員と見立てや支援状況の共有・検討の機会を定期的に担保し役割分担をしている。

③支援の実施

- ・支援関係機関と協働し、虐待に至ってしまう家庭の背景の見立てを立てる。また、定期的な情報共有の機会を設定。
- ・見立てと学校での本人の表出を結びつけ、学校と共有。
- ・学校現場での本人面談を通し、感情の表出を受け止め、肯定する機会を担保。
- ・保護者に対し、気持ちの受け止めの機会及び、本人についての肯定の視点を共に考える機会の担保。

④経過観察

支援を行ったことで、保護者の困り感を定期的に受け止め、軽減することができた。

こどもの肯定感情が少しずつ育ち、自己発信の機会が増加した。

（３）成果

虐待状況は完全に解決はしていないものの、子どもに対する保護者の視点に変化が見られた。

虐待ケースのうち、関係機関との密接な連携をとることが可能なケースが増加した。

<貧困>

（１）学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 600 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (1 回あたり 1 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・保護者から教職員への困り感の表出
- ・学校生活での本人の意欲低下
- ・本人の身なりや生活リズムの乱れ 等

②学校内での方針の検討

- ・教職員が保護者から聞き取った内容や本人の学校生活の様子をもとに教職員とともに見立て、役割分担

③支援の実施

- ・保護者から本人に対する思いや生活状況、家庭の生育歴について聞き取り
- ・保護者にニーズに対応する各相談窓口に同行支援
- ・各相談窓口で得た情報を整理し、生活の見通しを立てた
- ・教職員から本人への声掛け

④経過観察

SSW介入当初は、保護者は生活に対して諦めが強かったが、生活の見通しを立てられたことで保護者自ら手続き関係を進められるように変化した。また保護者の精神的不安が軽減し、仕事に足を向くようになり、生活基盤が改善に向かった。

(3) 成果

家庭状況を学校と共有体制ができたことで、本人に対する校内での声掛けが増え、本人と教員の関係性に変化が生まれた。

一宮市教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

令和5年度に実施した研修回数は以下のとおり

定例会議・研修	スーパービジョン	S S Wピア研修
26回	12回	23回

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

1) 活動方針の策定

一宮市スクールソーシャルワーカー活動方針を策定し、校長会・教頭会で周知するとともに、各種研修で紹介をし、周知している。

＜活動目標＞ 子どもの最善の利益のために、子どもにソーシャルワークを届ける実践
～子どもとともに。子どもを取り巻くみんなとともに。～

＜活動方針＞ 以下の活動方針①～④を一体的に取り組む

- ① 子ども一人ひとりの生活課題に寄り添い、「よりよい生活」をともに考える
- ② 「すべての子どもの生活の場」をよりよいものにするために、家庭・学校・地域に働きかける
- ③ 「一人も見捨てず子どもを支える地域」になるために、一宮市へ働きかける
- ④ 専門職として、スクールソーシャルワーカーの力量向上を図る

2) 各種研修の実施

各拠点校において校内研修を実施している。また校務主任や事務職員、民生児童委員の研修でS S Wの活動や視点について、事例をもとに紹介している。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

前年度に市内小中学校に対してS S Wの配置に関する希望調査を実施し、拠点校を決めている。重点的な配置によってS S Wが学校でのソーシャルワークを丁寧に展開できるようにしている。

S S Wの採用では、ソーシャルワークの価値・倫理・知識・技術を基盤に活動できる人材を確保するために、社会福祉士の資格を有する者を採用している。また、ソーシャルワークの場が学校であることを考慮し、学校や教育について専門的な知識を有する教員経験者(校長経験者等)も採用している。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

1) 課題とその原因

課題 | 子どもを支える学校・地域への働きかけを強化する

原因 | 令和4年度は子ども一人ひとりの生活課題に寄り添った支援を行った。それをベースに子どもを支える学校・地域への働きかけにつなげていく必要がある。

2) 課題解決に向けた取組内容

拠点校の数を維持するとともに、昨年度から継続して拠点校とすることで、学校・地域課題や強みをS S Wが深くアセスメントできるようにする。校内の会議（生徒指導部会や不登校対策部会、学年会議等）にS S Wが入り、学校への働きかけを行う。社会福祉協議会をはじめ、地域の関係機関等との連携を強め、コミュニティを活かした支援方法を考える。

3) 成果

拠点校において、学校の職員として、教職員と実践を共にできた。結果、学校のなかに、S S Wや視点や方法を伝える機会となり、学校への働きかけにつながった。地域においては、重層的支援体制整備事業の活用、参画を行い、ネットワークづくりを行うことができた。今後はこれらを活かしながら、一人ひとりの生活課題の改善に向け働きかけを行い、さらなる学校・地域への働きかけの強化としていきたい。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要 *児童生徒数は当該校および個人の特定を避けるため、非公表とする

- ① 学校の種類 | 小学校
- ② スクールソーシャルワーカーの配置形態等 | 配置形態（拠点校方式） 配置方法（週1回）

(2) 対応内容

① 課題の発見

本人は長期的に不登校の状態にあり、学校から家庭への連絡もつながりづらい状況であった。学校は、不登校の背景に、本人の発達特性があり、それに対しての支援の必要性を考えていた。そのため、校長からＳＳＷに相談依頼がある。まず、ＳＳＷはこれまでの担任や、関わっていた機関から情報収集を行った。

② 学校内での方針の検討

情報収集のなかで、両親の離婚によって、突如父親と二人での生活になったこと、母親に対する喪失感や不安感が、当時本人の不安定な様子（不登校）として表出されていたことが見えてきた。それに対して、当時の学校は、本人の不登校を本人の発達の課題が背景にあると考えていた。結果、本人の思いに目を向けてもらえず、本人、保護者は学校に対して不信感を抱くようになったことが考えられた。

この見立てを、教頭、担任、ＳＳＷで共有し、一度途切れている家庭と学校の関係を再度繋ぎなおす必要があることを確認した。そのため、担任、ＳＳＷが定期的に家庭訪問を行い、継続的に本人と会って話をしながら、父親の困り感に寄り添うことで再度信頼関係を築いていくことを方針とした。

③ 支援の実施

担任、ＳＳＷそれぞれが毎週定期的に家庭訪問を行った。ＳＳＷは、本人の好きなことや得意なことを話しながら本人との関係構築を図った。かかわりのなかで、本人にはゲームのセンスがあることや、上達するためにひたむきに努力ができること、人との約束を誠実に守ろうとしていることなど、尊敬できるところを見つけることができた。ＳＳＷはそれを本人へ直接伝えていくことを意識した。また、父親に対して、担任、ＳＳＷから見えた本人の姿を伝えるとともに、父親自身の困り感に寄り添った働きかけを行った。このかかわりを継続することで父親、担任、ＳＳＷが共に本人を支えていくという関係を築くことができた。

④ 経過観察

本人は、継続して話をしていくことで、徐々に笑顔が増え、家庭訪問を楽しみにする様子があった。本人や保護者から学校についての話が徐々に出るようになり、担任から学校の話をすることができた。そして学年が変わり、学校に登校できるようになった。

(3) 成果

成果としては、本人が自分らしく生活できる環境を整えることができたことがあげられる。かかわり始めた段階は、ＳＳＷと学校の本人の見立ての違いがあった。本人が安心できる環境を整えるため、学校の捉えに対して、ＳＳＷの見立てを繰り返し伝えることや本人、家族の代弁、調整を行った。その結果、学校の捉えが本人の発達の課題から、本人が安心して生活を送るために何ができるのかを考えていくというように変化した。父親とのかかわりでは担任、ＳＳＷそれぞれから本人の様子を伝えるとともに、父親の困り感に寄り添った働きかけを行った。学校への働きかけ、父親への働きかけを行ったことで、家族、学校、ＳＳＷが共に本人を支える関係を築くことができた。

これらの実践を丁寧に重ねたことで、本人の安心感につながり、本人を中心にした双方からのかかわりによって本人が自分らしく生活でき、本人のもつパワーを発揮できる環境ができた。

<いじめ>

(1) 学校の概要 *児童生徒数は当該校および個人の特定を避けるため、非公表とする

① 学校の種類 | 中学校

② スクールソーシャルワーカーの配置形態等 | 配置形態（拠点校方式） 配置方法（週１回）

(2) 対応内容

① 課題の発見

本人は、学校にはほとんど登校していない状況であった。ＳＳＷが継続的に家庭訪問をし、本人・保護者への働きかけを行っていた。保護者から、同じ学校の友達からSNSで悪口を言われている訴えがある。

② 学校内での方針の検討

保護者の訴えを受けて、ＳＳＷは本人と面談を実施する。事実関係の確認と、本人の思いを確認する。また本人・保護者了承のもと、教職員（担任・学年主任・校長・教頭）と共有する。学校のなかでは、当初いじめというよりも、友人同士のトラブルという認識であった。ＳＳＷが本人の思いを代弁し、本人の思いに寄り添った働きかけの検討を行う。

③ 支援の実施

まず、担任・ＳＳＷが再度本人と面談をし、誰に、どのように働きかけをするかを相談した。加害の生徒に対しては、学年主任と当該生徒の担任が、どのような思いがあったのかを聞きながら、なぜ傷つけてしまう状況に至ったのかを振り返り、指導を行った。指導の経過については当該生徒の承諾のもと、本人・保護者へ報告した。直接の謝罪はしてほしくないとのことだったので、謝罪の場は設けず、経過観察となる。

④ 経過観察

ＳＳＷ・担任がそれぞれ定期的に家庭訪問を実施。いじめの再発がないか、人間関係での困り感がないかを確認した。加えて、学校がどのような場になれば安心できるのかを本人や保護者と相談した。

(3) 成果

本事例の成果として、①信頼関係のなかでいじめの発見ができたこと、②ＳＮＳ上のいじめ事案を学校として受け止められたこと、③直接のいじめ事案に留まらない、校内での安心できる場づくりを考えることができたこと、の３点があげられる。①について、ＳＮＳ上のいじめ事案に対して、親子がいじめについて相談できる関係になっていたことや、不登校の支援のなかでＳＳＷが親子と関係を構築していたことで、いじめの発見に至った。②について、ＳＮＳでの出来事であり、学校では積極的な介入がしにくい状況であった。しかし、本人がどうしたいのか、思いを伝えてくれ、それをＳＳＷが学校に代弁できたこと、さらにそれを学校として受け止めることができたことで、校内体制として本事案について取り組むことができた。③について、この事案を契機に、学校がどのような場になれば安心できるのかを本人・保護者に相談することができた。結果てきに、いじめに至らない場づくりだけでなく、本人が安心して登校できる土壌づくりを行うきっかけにもなった。

<虐待>

(1) 学校の概要 *児童生徒数は当該校および個人の特定を避けるため、非公表とする

- ① 学校の種類 | 小学校
- ② スクールソーシャルワーカーの配置形態等 | 配置形態（拠点校方式） 配置方法（週１回）

(2) 対応内容

① 課題の発見

本人が担任に、「母親に叩かれている」と相談をする。本人はこれまで虐待の訴えをしたことはなかった。また、校内で虐待が疑われる状況はなかった。

② 学校内での方針の検討

本人の相談を受け、担任は教頭に報告する。その後校長、教頭、担任、ＳＳＷで今後の動きについて検討をした。校内の方針として、①迅速に虐待通告をし、緊急対応を児童相談所に依頼する。②児童相談所と連携し、本人と母親の抱えている困難さに寄り添った支援を行っていくこととする。

③ 支援の実施

校内の方針を踏まえ、児童相談所とＳＳＷが検討をし、児童相談所の面談を学校で行うことにする。その際、本人・母親に同意を得て、ＳＳＷも同席をする。面談を通して、虐待の背景に、母親が周囲に頼れる人がいない状況にあり、周囲から孤立していたこと、子どもとコミュニケーションがうまく図れず困っていたことが分かる。このような状況に対して、児童相談所とともに母親の困難さに寄り添って話を聞いていくことで、母親の孤立を防ぎ、母親にとって思いを話せる相手になることができた。本人は、勉強のついていけなさや、母親とのコミュニケーションがうまくとれずに悩んでいることがあきらかとなった。勉強については、本人と担任が話し合いを行い、宿題のやり方についての確認や、補充学習の方法について相談をした。母親とのコミュニケーションについては、母親も同様に困っていたため、母子の間の関係性について、仲介・調整を行った。また必要に応じて子どもの代弁役をＳＳＷが担った。

④ 経過観察

ＳＳＷと本人、児童相談所とＳＳＷと母親がそれぞれ定期的に面談を行うなかで、母子双方の困難な状況が軽減されていった。ＳＳＷ・児童相談所が介入して以降は、虐待の再発は見られていない。

(3) 成果

虐待の発見をスタートにして、本人と家族の困難な状況を把握することができたこと、その後の継続的な支援体制が構築できたことが本事例の成果である。児童相談所と定期的な情報共有と協働して面談を行ったことで、すべての関係者が本人や家族の状況を知ることができ、足並みをそろえて支援にあたることができた。“虐待のある困った家庭”ではなく、“生活の困難さを抱えた家庭”として、各機関や関係者がそれぞれにできることを重ねなが

ら支援体制を構築することができた。また、本ケースにかかわる以前、学校は虐待通告をすることに消極的であった。本ケースを通して、ＳＳＷと児童相談所が丁寧に連携し、持続可能な本人・家族の支援体制を学校内外で構築することができた。結果、虐待を発見した際にスムーズな虐待通告をする学校体制を構築することができたことも成果の一つである。

<貧困>

(1) 学校の概要 *児童生徒数は当該校および個人の特定を避けるため、非公表とする

- ① 学校の種類 | 小学校
- ② スクールソーシャルワーカーの配置形態等 | 配置形態（拠点校方式） 配置方法（週１回）

(2) 対応内容

① 課題の発見

担任からＳＳＷに相談がある。本人について、「靴下をはいていない。いつも同じ服を着ている。水筒も持ってこない」との内容。文房具などもそろわず、担任から母にお願いしても「わかりました」と返答するのみで変化はない。本人は、授業中はぼーっとしているのみで学習に対する意欲が低下している状態だった。ＳＳＷはこれまでの生活の情報収集を行い、母はうつ病の診断をうけており気持ちが不安定になることがあること、本人が幼少の頃には児童相談センターに一時保護されたことがあると分かった。

② 学校内での方針の検討

校内で検討するなかで、本人・家族の生活課題について、以下の４点が整理された。①ひとり親ではあるが、児童扶養手当を受給していない状況があり、適切な制度とつながっていないこと、②そのことから経済的に困窮しており、子どもに使えるお金が用意できない状況が考えられること、③母が子どもの生活に目を向けていく余裕がなくなっていること、それが「どうせ頑張っても」と子ども自身の意欲低下につながっていること。そのうえで、以下の方針を立てた。

- 1、母とＳＳＷが面談を行い、生活状況や母の困り感の把握、児童扶養手当等の制度に繋がっていく。
- 2、学校の中で貸し出せるものは貸し出し、できるだけ本人の学習環境を整えていく。
- 3、母のしんどさを受け止めつつ、担任からは本人のよく頑張っているところや素敵なところを母に伝えていく。

③ 支援の実施

保護者会の機会に担任からＳＳＷを紹介してもらい面談する。母より、①離婚した父に頼ることが多く、そのことがきっかけで児童扶養手当が停止されてしまったこと、②母自身も就労していたが、現在は仕事を辞め、失業保険を受けながら生活していること、③それでも経済的には苦しく、学用品まではなかなか買うことができないこと、④母は自身の収入だけで自立していきたい気持ちがあることを聞き取った。ＳＳＷより、母の気持ちを受け止め、マザーズハローワークを案内。母自身の体調も鑑みながら、自分のペースで働ける仕事を探した。また、父との関係を整理し、児童扶養手当の再支給の手続きを母とともにいった。

また、本人に対しては、担任が学習環境を整えるとともに、担任がこまめに声掛けを行い、授業への参加を促した。ＳＳＷも掃除を丁寧に組み入れることなど、良いところを見つけた時に本人に声掛けを行った。本人が保健室に行った際には、養護教諭から生活状況の把握や健康状態のチェックを行った。

④ 経過観察

ＳＳＷだけではなく、担任や養護教諭からも母の頑張りを認め応援することで、母自身も「子どものために頑張りたい」と言う気持ちを持つようになった。本人は母の変化にいち早く気づき、もともと拒否的であった運動会への参加意欲を持つようになった。運動会当日はきれいに洗濯をした運動着とお弁当が用意され、本人は嬉しそうにしていた。その後母は再就職し、児童扶養手当と給料で生活している。本人は母から買ってもらった服を「お気に入りの服」として毎日着ている。

(3) 成果

当初、校内では「養育放棄をしている母」という印象を持たれていた。しかし、ＳＳＷがこれまでの生活歴を整理し、課題を明確にすることで、家庭全体のしんどさや貧困の実態を共有することができた。それによって、校内で家庭全体を支えていこうという機運が生まれた。ＳＳＷは実際に障壁となっているものを解消するために、どのような手立てを講じたらよいかを母とともに考え実行することができた。その結果として、母自身が子どもの生活に目を向けられるようになった。母自身の変化を促し、生活が安定するとともに、本人に対しても校内で丁寧に声掛けを行い、本人は褒められることで徐々に学習意欲を高めることができた。

＜友人関係等学校生活＞

（１）学校の概要 ＊児童生徒数は当該校および個人の特定を避けるため、非公表とする

- ① 学校の種類 | 中学校
- ② スクールソーシャルワーカーの配置形態等 | 配置形態（拠点校方式） 配置方法（週１回）

（２）対応内容

① 課題の発見

本人は小学校から不登校だったが、中学校入学をきっかけに登校ができるようになった。しかし、授業でノートをとらない、課題が出ない、教室で落ち着きがないといった姿があった。そのため、小学校から関わっていたＳＳＷに、担任の先生より相談があった。ＳＳＷは本人と面談をする。そのなかで友人関係の悩み、父母の関係性の不和、母親が他のきょうだいのことで困っていることなどを把握した。加えて、中学校では登校しようと心に決め、頑張ろうとしていることも知る。

② 学校内での方針の検討

本人の了承を得て、面談内容を校内で共有する。その内容を踏まえて、現在の本人・家族の状況について校内で検討する。それが、①本人は、登校すること自体がいっぱいであり、学習のことを考える余裕がないこと。②学校では友人関係に悩み、家庭ではさまざまな生活課題があり、本人が落ち着かない状況にある。家庭・学校ともに本人にとっては不安定な場となっている。③そのなかでも本人「登校しよう」と心に決め、それを遂行しようとしている。これらを踏まえ、友人関係については担任の先生が解決できるようサポートをしつつ、学年職員全体で本人のがんばりを認める声かけを行うことにする。また、ＳＳＷは本人との面談に加え、母親と連絡を取り合うことにする。母親が本人のこと以外でも、困っていることを話ができる体制をつくることにした。

③ 支援の実施

校内で検討した支援方針をもとに、学校内で本人と母親への支援を行っていく。ＳＳＷは本人が学校のなかで今の姿が認めもらえるように、調整を行った。母親の困り感については、関係機関と連携をしながら、家庭での生活が安定できるように、サポートした。話を聞いてくれる大人がたくさんいることが学校での安心感につながった。本人が受け止めていた母親の不安定さも、ＳＳＷや他機関で受け止めながら家庭へも介入することができた。

④ 経過観察

本人にとって、話を聞いてくれる大人がたくさんいることで、学校が安心できる場となっていった。結果、授業に参加したり、課題を提出したりするようになった。友人関係も担任に仲介してもらいながら解決していこうと取り組んだ。本人が挑戦できたことについて、学年職員やＳＳＷも認めていくことでさらに本人のパワーがたまっていっていった。家庭へのサポートについて、すぐの解決には至っていないが、母親が本人に出していた不安や相談を、色々な関係者にすることができるようになった。

（３）成果

本人にとって安心感の持てる環境をどのようにしたら作っていけるか担任、ＳＳＷだけでなく、学年職員全体、他機関とも協働し検討することができた。たくさん大人の大人がいつでも話を聞いてくれる環境をつくることで、本人の学校生活での安心感につながった。そのなかで、これまでは自身で抱えていたり、行動で表出した「困ったこと」を本人から周りの大人に発信することができるようになった。

豊中市教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

スクールソーシャルワーカーを対象とした研修は年間12回（月に1回）実施した。内容として、スクールソーシャルワーカー活用事業についての市の方針、目的等の共有やケース検討会、定期的派遣校での実践交流、事例検討を行った。また、児童福祉部局、コミュニティーソーシャルワーカー、スクールカウンセラーとの情報交流会を行った。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

活動方針等に関する指針（ガイドライン）『スクールソーシャルワーカーの活用について』等を作成し、活用のねらいや職務内容などを連絡会にて、スクールソーシャルワーカーや配置校に周知している。各学期（年3回）学校合同スクールソーシャルワーカー連絡会を実施し、実践発表を行い、スクールソーシャルワーカー活用の好事例について共有を行った。また、スクールソーシャルワーカーと連携した教職員研修の実施やスクールソーシャルワーカー新規配置校には、配置スクールソーシャルワーカーを中心にチーフや指導主事がフォローしながら校内研修を実施した。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・定期的派遣（年240時間、週1回6時間程度、市内全小学校と義務教育学校39校に配置。）
- ・事案対応派遣（校長が依頼したもので事務局が必要と認めるものについて派遣を行う）

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

支援件数の増加。件数自体が多くなっていることに加え、複雑化・長期化しているケースも増えているため問題解消率が減少した。

②課題解決に向けた取組内容

- ・問題解消に向けたケース会議の持ち方などの研修を行った。
- ・いじめの解消については市教委関係担当係との連携を深め、解消に向け協議を行った。

③成果

前年度と比較して、小学校のいじめ認知件数が93件増加、いじめ解消件数も39件増加した。要因として、連絡会において、スクールソーシャルワーカーへの「いじめ対応への研修」や事例検討を行い、取りあげた事例について、スクールソーシャルワーカースーパーバイザーによるスーパーバイズを行うなど、スクールソーシャルワーカーの資質向上に努めたことが考えられる。これらの取組みから、各校において、スクールソーシャルワーカーが具体的取組の指示を出しながら、ケースへの積極的関与を指示した結果、このような成果につながったと分析している。今後も学校を窓口として、支援を必要とする子どもたちを早期発見し、早期支援につなげるよう校内体制の構築強化を図りながら、生徒指導体制の充実を図る。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類（小学校）②児童生徒数 約400名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（単独校方式）配置方法（年40週/週1回/1回あたり6時間）

（2）対応内容

①課題の発見

当該児童は前学年の3学期より登校しにくくなり、新学年では不登校となった。学習のしんどさや周り

の目が気になるとの理由から、登校できない日が続いていた。担任・支援学級担任が中心となり、朝の登校時間に家庭訪問を行った。1学期はお迎えがあることで登校できる日もあったが、継続的な登校にはつながらずにいた。

②学校内での方針の検討

上記の状況を踏まえ、スクールソーシャルワーカーとコア会議・ケース会議・保護者支援会議を持ちながら、当該児童へのアプローチを考えてきた。保護者支援会議では、保護者の困り感を共有し、学校と家庭の役割分担を行った。またスクールソーシャルワーカーから関係機関の案内をしてもらい、登校刺激の内容・タイミングについて調整を行った。ケース会議では、学校体制として当該児童に関わる職員を増やし、家庭訪問に同行するなど、体制を整えた。

③支援の実施

当該児童が学習の遅れを心配する様子もあることから、登校をめざすのではなく、放課後に週2回、家庭訪問を行うことにし、その際、個別の課題や登校の目標を立てるなどして過ごしている。その後、市の教育支援センターにつながることができ、個別の支援を受けている。

④経過観察

登校にこだわらず、学校と家庭が連携をとり関わり続けることで、当該児童は保護者と外出したり新しい習い事にチャレンジしたりするなど、心のエネルギーが回復しつつある。また家族との関わりも改善傾向にあり、学校や友だちのことを気にする様子も出てきている。

(3) 成果

スクールソーシャルワーカーと連携した結果、コア会議・ケース会議・保護者支援会議を持ちながら、当該児童へのアプローチをチーム学校として考え、支援することができた。保護者支援会議では、保護者の困り感を共有し、学校と家庭の役割分担を行い、スクールソーシャルワーカーから関係機関の案内をもらい、登校刺激の内容・タイミングについて調整を行うことができた。ケース会議では、学校体制として当該児童に関わる職員を増やし、家庭訪問に同行するなど、体制を整えることができ、当該児童や保護者への支援が進んだ。

<いじめ>

(1) 学校の概要

①学校の種類 (小学校) ②児童生徒数 約 200 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等 配置形態 (単独校方式)

配置方法 (年 40 週/週 1 回/1回あたり 6 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

当該児童は低学年の頃から、友だちとの諍いがあると自身の行為より、相手が抵抗した行為を自身への暴力と捉え、それを理由に相手の子を殴る・蹴る、自分の持ち物を投げるなどの行為を執拗に続ける児童であった。

②学校内での方針の検討

校内でスクールソーシャルワーカーと連携したケース会議を行い、方針の検討を行った結果、学校と保護者の話し合いで当該児童の特性について、メンタルクリニックで受診することになり、スクールソーシャルワーカーが同行し、保護者と一緒に病院へ行き、これまでの経緯や当該児童の特徴などをスクールソーシャルワーカーから担当医へ説明するなど、保護者をサポートすることが決まった。

③支援の実施

メンタルクリニックへスクールソーシャルワーカーが保護者と一緒に病院へ行き、これまでの経緯や当

該児童の特徴などをスクールソーシャルワーカーから担当医へ説明するなど、保護者をサポートすると、親子関係も良好になり、当該児童の学校での様子もおおむね改善した。

④経過観察

支援を続ける中で親子関係が一時期、悪化した。当該児童はゲームによる昼夜逆転で学校を休みがちになり、加えて家族に暴力を振るうようになっていった。スクールソーシャルワーカーが関係機関に事前に電話相談して、関係機関と連携した結果、当該児童を一時保護する措置に至った。その後、一時保護解除の際に、保護者・学校・スクールソーシャルワーカーで保護者ケース会議を行い、当該児童についてどのような受入れ方をするか検討した。

(3) 成果

保護者ケース会議を行ったことで、学校と保護者との認識や連携を図ることができた。現在、当該児童は他の児童と順調に学校生活を送ることができている。

<虐待>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類 (小学校) ②児童生徒数 約 400 名
③スクールソーシャルワーカーの配置形態等 配置形態 (単独校方式)
配置方法 (年 40 週/週 1 回/1 回あたり 6 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

以前から情報共有で気になる児童として挙がっていた児童があざを作って登校した。

②学校内での方針の検討

スクールソーシャルワーカーの助言もあり、通告を行った。子ども家庭センターとの連携会議に管理職とスクールソーシャルワーカーが参加し、今後の支援方針の確認をした。

③支援の実施

子ども家庭センターとの連携会議では、今後の支援方針の確認をした。今後どんな状況を把握したら学校は子ども家庭センターに連絡するのか、子ども家庭センターと保護者との間の約束などを聞き、学校がどのような点に気をつけて見守っていくかを確認した。その後、学校内でも情報共有をした。

④経過観察

一時保護所から家庭に戻り、登校再開後の児童の様子を意識して見守った。スクールソーシャルワーカーから声かけをし、児童も話ができている。引き続き見守り継続している。

(3) 成果

子ども家庭センターとの連携会議に管理職とスクールソーシャルワーカーが参加し、今後どんな状況を把握したら学校は子ども家庭センターに連絡するのか、子ども家庭センターと保護者との間の約束などを聞き、学校がどのような点に気をつけて見守っていくか関係機関と連携しながら、今後の支援方針を丁寧に確認することができた。

<貧困>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類 (小学校) ②児童生徒数 約 200 名
③スクールソーシャルワーカーの配置形態等 配置形態 (単独校方式)
配置方法 (年 40 週/週 1 回/1 回あたり 6 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

当該児童の家庭は環境や経済面で非常に厳しい状況にある。家庭内の生活は大変乱れており、当該児童も生活リズムの乱れや学校に行くのが面倒くさいという理由で遅刻や欠席が多い。学校に行くように保護者が当該児童へ声かけしても、当該児童が暴れたり暴言を吐いたり約束を守らないなど保護者も困り感を抱えており、迎えに来てほしいと連絡を入れてこられる時もある。

②学校内での方針の検討

毎週実施しているコア会議で、当該児童の様子について情報共有や対応の検討を行った。その際に、スクールソーシャルワーカーと連携して児童や家庭のアセスメントを組織で行った。2学期はじめに、教諭が当該児童を迎えに家に行く際、スクールソーシャルワーカーも同行し、教諭が児童の対応をしている間に、スクールソーシャルワーカーに保護者と話をし、保護者の困り感を聞くことができた。その後、関係機関に家庭訪問時の話を伝え、また、関係機関が訪問した時の保護者の様子の情報を確認することができた。

③支援の実施

関係機関とのやりとりで得た情報を元に、学校としてできることを考えた。(①学校と保護者が連絡を取り合う→保護者の話を聞く存在の一人に、②必要に応じて家に迎えに行く→児童の登校の促し、保護者の負担感の軽減)、実行した。

④経過観察

上記の取り組みを行っていく中で、最近は保護者の困り感が少なくなっているとともに、学校への大きな感謝を述べていたということがあった。

(3) 成果

毎週実施しているコア会議で、当該児童の様子について情報共有や対応の検討を行うことで、スクールソーシャルワーカーと連携して児童や家庭のアセスメントを組織で行うことができ、チーム学校として当該児童や保護者について組織でアセスメント・支援プランニングすることができた。また、教諭が当該児童を迎えに家に行く際、スクールソーシャルワーカーも同行し、教諭が児童の対応をしている間に、スクールソーシャルワーカーに保護者と話をし、保護者の困り感を聞くことができ、関係機関と連携することで当該児童や保護者の様子の情報を確認することができた。

<発達<の特性>

(1) 学校の概要

①学校の種類 (小学校) ②児童生徒数 約 700 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (単独校方式) 配置方法 (年 40 週/週 1 回/1 回あたり 6 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

当該児童は普段より思い通りにいかない、気に入らないことがあると不適切な行動(暴言、暴力、奇声を上げる、など)をとることがあった。

②学校内での方針の検討

スクールソーシャルワーカーが当該児童のクラスでの様子を継続的に観察した。ケース会議においてチーム学校で当該児童についてアセスメントし、情報共有や校内の役割分担の確認、関係諸機関との連携、本児へのアプローチ方法など、様々な支援プランニングを行った。

③支援の実施

ケース会議でのアセスメントや支援プランニングをもとに発達課題による教育相談の必要性を保護者

に伝え、保護者との面談を設定することができた。

④経過観察

支援を行った結果、保護者は市の教育相談とつながることができた。発達検査を行った結果、軽度ADHDの診断を受けている。

（３）成果

スクールソーシャルワーカーと連携し、チーム学校でケース会議を行うことで、教育相談など、学校外の機関とも連携することができた。当該児童について多方面からのアプローチを継続して、支援に取り組んでいくことができている。

高槻市教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

【1】スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ・市のSV研修（1回／月）
- ・市内の社会福祉士等で構成する研修会（2回／年）
- ・府のSSW育成支援研修（5回／年）
- ・府のミドルリーダー研修（4回／年）
- ・府のシステム構築研修（3回／年）
- ・高槻市SC・SSW連絡協議会（2回／年）

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

校長会、教頭会、生徒指導主事等連絡会、小学校生徒指導担当者連絡会、小中学生指導担当者連絡会等で、管理職や生徒指導担当者、教育相談担当教員等を対象に、SSWの職務内容や活動事例、模擬ケース会議等の実施等を取り入れた研修を実施。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ①市の会計年度任用職員として雇用し、学校の要望に応じて派遣する形態をとっている。
- ②小中学校のSCの配置日に合わせて派遣し、ケース会議等をコーディネートしている。
- ③市の会計年度任用職員として教育委員会に勤務していることから、市の福祉部局等との連携がとりやすい。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に当たっての課題とその原因等

- ①課題とその原因
学校課題が複雑化、多様化する中で、SSWへの相談件数が大幅に増加しており、1人あたりの負担が大きく、より一層の専門性が求められるが、勤務待遇等により専門性の高いSSWの確保が困難である。
- ②課題解決に向けた取組内容
勤務待遇の改善を図るとともに、有資格者の確保に努めた。
- ③成果
専門性の高いSSWが確保でき、1人あたりの負担軽減にもつながった。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ・ 中学校 ・ 義務教育学校 ・ 高等学校 ・ 中等教育学校 ・ 特別支援学校 ）

②児童生徒数 681 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 単独校方式 ・ 拠点校方式 ・ 派遣方式 ・ 巡回方式 ）

配置方法（ 常駐 ・ 年 週/週 回/1回あたり 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

小4の終り頃に担任の先生が産休に入り不登校となる。小5の後半は時折登校し、小6になり遠足には参加したが、その後不登校となる。保護者とも連絡が取りにくくなり、学校としても対応に苦慮されケース会議にSSWが参加。主治医から、母にSSWに相談してみてはと提案もあり、SSWと家庭が繋がる経緯となる。

②学校内での方針の検討

- ・ 本児の特性と家庭のアセスメントの共有

- ・家庭との連絡方法と頻度（安否確認）、本児へのアプローチ（学習保障、行事等の詳細連絡）
- ・本児や家庭に対して、社会資源及びサービス等検討の提案。

③支援の実施

- ・母とSSWが面談。本児の経過確認と現状及び進路について話を聞く。生活面、対人面の課題の把握。生活面の課題と対人緊張の高さから、訪問看護のサービスの調整を検討。
- ・後日、SSWが通院に同行し、本児への説明及び主治医の先生にも今後の方向性について意見確認。

④経過観察

- ・訪問看護のサービス導入。週1回訪問から、本児との関係性構築。
- ・本児が、放課後等デイサービスの利用を希望したため、放課後等デイサービスを探す。訪問看護のスタッフと一緒に放課後等デイサービスへ見学するが、やはり対人面の緊張が高く利用には繋がらず。当面は、訪問看護で対人面のやりとりの緊張や不安を解消していくこととなった。
- ・中学移行へ向けて、移行ケース会議及び中学校の先生との顔合わせ等学校見学の機会を設定。

（3）成果

- ・小学校への登校は難しかったが、訪問看護の利用により、本人・家庭の現況等把握ができ、学校との橋渡しがスムーズにできた。卒業式は、学校からいくつかの選択肢を提示し、本児が校長室で卒業証書の受け取りの形を希望し、実際登校し受け取ることができた。
- ・中学への移行に向けて、入学前から訪問看護含めケース検討し目標を確認し進めていけたことで、中学への登校意欲に結び付けることができた。週2回別室登校、教室にも1～2時間程度参加することもできた。頑張り過ぎてしまうため、今後は自分に合ったペースを掴んでいくことが必要である。

<いじめ>

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ・ 中学校 ・ 義務教育学校 ・ 高等学校 ・ 中等教育学校 ・ 特別支援学校 ）

②児童生徒数 450 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 単独校方式 ・ 拠点校方式 ・ 派遣方式 ・ 巡回方式 ）

配置方法（ 常駐 ・ 年 週/週 回/1回あたり 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

夏休み明けから、本児よりBより付きまとい、絡み方がしんどいと訴えあり。双方の意見及び周囲の聞き取りを行い、事実確認を行っていたが、本児がBへの恐怖や不安を感じ学校を休む日が増えた。緊急派遣でSCが保護者カウンセリングを実施し、学校への不信感の訴えもあり。校内ケース会議にSSWが参加し、今後の方向性に対応についての検討を行った。

②学校内での方針の検討

- ・いじめ対応。Bや周囲との環境調整。
- ・本児の不安を取り除くための個別配慮の検討（学習室登校及び学習保障の検討）。
- ・本児と保護者への対応について、学年全体とSSWで役割分担の整理。

③支援の実施

- ・母と面談実施。本人の現状確認と主治医の意見の確認を行う。家庭の希望の確認。本児の思考の捉え方等特性についての説明を行う。
- ・SSWが家庭訪問を実施し、本児のアセスメント及び本児の意思の聞き取りを実施。外部サービスの提案（訪問看護等）
- ・学校とケース会議の実施。アセスメント及び学校の環境調整、プランニングの検討。

④経過観察

- ・学校から本児へ個別にアプローチを行い、学習室登校に繋がりと、安定して登校できるようになった。

- ・家庭への伝え方についても共有し、母と定期的な面談を実施。本児の登校や情緒面の安定に繋がったこともあり、外部サービスの利用には繋がらず。
- ・定期的に管理職、学年の先生含めてケース会議を行い、支援課題を確認しプランニングの再構築を行った。保護者と教室復帰に向けての面談の同席を実施。本児とも復帰に向けたプランの共有を図った。

(3) 成果

- ・進級に向けて、本児と家庭との面談を行い、不安軽減を図るためのクラス編成の考慮を行った。また、本児の捉え方の整理をするため定期的に振り返りの時間を提案。本児の認識を早期にキャッチすることで考え方の整理等を行い、登校の安定に繋がっている。
- ・本児と家庭の意向の聞き取り及びアセスメントを SSW が客観的に行うことで、学校と共有しながらプランニングを行えたことで B やその他生徒への対人不安を軽減し安定した登校へ繋げることができた。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校 ・ **中学校** ・ 義務教育学校 ・ 高等学校 ・ 中等教育学校 ・ 特別支援学校)

②児童生徒数 574 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (単独校方式 ・ 拠点校方式 ・ **派遣方式** ・ 巡回方式)

配置方法 (常駐 ・ 年 週/週 回/1 回あたり 1~2 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

小学 6 年、夏休み前に小学校より市に通告。本児 A 子が兄から暴力を受けたが、そばに居た母が兄を止める事ができなかった。ネグレクト軽度で要保護児童として台帳掲載。

②学校内での方針の検討

当初、本児の心理面のケアとして、SC との面談を行なった。また担任と A 子との対話から虐待が起こった背景に家庭環境、特に夫婦仲の不和や経済困窮の課題があることがわかってきた。このため SC 面談と並行して、SSW と母の面談を行なうことが提案され、母も希望したことで、SSW の派遣となった。

③支援の実施

SSW との面談で、当初から母は離婚に向けて動き出そうとしていること、子らの教育資金や生活費の問題を解決するための相談を外部機関でしていることがわかった。SSW は母の気持ちを受容的に聞くこと、A 子の学校生活や中学校進学に向けての配慮事項の確認をし、学校との共有を図った。また福祉サービスについての情報提供も、必要に応じて行なった。

④経過観察

卒業までの間、本児が気持ちの揺れ動きを SC に話す事があり、SSW も母から家庭内の関係性の不安定さがわかるエピソードを聞き取った。そこで家庭と学校以外の居場所として活用できる居場所支援の法人を紹介、卒業までの間、主に放課後に利用していた。

(3) 成果

中学校入学前に、要保護児童として、また母の希望としても、中学校への情報提供を行ない、見守りを依頼。入学後は問題行動もなく学校生活には適応できている。離婚については道半ばであるが、家庭や本児が孤立する状態ではない。本児の健康面での課題がクローズアップされていることが、現在の一番留意すべき点となっている。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(**小学校** ・ 中学校 ・ 義務教育学校 ・ 高等学校 ・ 中等教育学校 ・ 特別支援学校)

②児童生徒数 300 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（単独校方式 ・ 拠点校方式 ・ 派遣方式 ・ 巡回方式）

配置方法（常駐 ・ 年 週/週 回/1 回あたり 時間）

（2）対応内容

①課題の発見

母の精神的不安からくる身体的虐待、心理的虐待、ネグレクトで台帳掲載中の小5男児。
机に伏せて元気のない様子、担任が声をかけ「昨日の夜から何も食べていない」と聞き取り。
母に状況確認すると、母は仕事を辞めて生活費が足りず困っていた。
学校から母にSSWに相談することを提案、母が希望しSSW派遣となる。

②学校内での方針の検討

校内ミニケース会議で、今後の方針決定。

- （1） 校内で情報共有。本児のSOSをキャッチできる校内体制を検討。
- （2） 現在の生活状況と母の意向確認のため母とSSWの面談を設定。
- （3） 以前より母と関係のある児童家庭相談所と情報共有、今後の方針のすり合わせ。

③ 支援の実施

- （1） 本児の健康状態や家庭状況を普段の対話の中で確認。
- （2） SSW面談で、母が対人不安により生活保護受給を拒否する可能性があることが分かった。母と生活福祉支援課をつなぐため、母に連携の同意を取り、SSW、児童家庭相談所、生活福祉支援課と事前打ち合わせ。母が安心して相談できるように配慮、生活保護受給後の生活状況、金銭管理の支援について協議した。
- （3） その後、児童家庭相談所とSSWで生活福祉支援課に同行支援。

④ 経過観察

- （1） 本児の困り感を早期にキャッチできるようになった。
- （2） 生活保護を受給でき、経済的な不安が軽減された。
- （3） 金銭、生活の心配事は生活福祉支援課に、子育てのことについては、児童家庭相談所、学校のことについてはSSW、が連携して今後も各機関それぞれ支援、見守りを行っていくことを母と確認した。

（3）成果

- （1） 本児は、教員の関わりにより学校で安心できる人・居場所ができ、友人とも楽しく過ごせる場面が増えた。
- （2） 母の困ったときに相談できるようになった。

<暴力行為・非行等の問題行動>

(1) 学校の外用

①学校の種類

(小学校 ・ 中学校 ・ 義務教育学校 ・ 高等学校 ・ 中等教育学校 ・ 特別支援学校)

②児童生徒数 220 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (単独校方式 ・ 拠点校方式 ・ 派遣方式 ・ 巡回方式)

配置方法 (常駐 ・ 年 週/週 回/1 回あたり 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

中1男児、5月頃より授業中のエスケープ、人に石を投げる等の危険行為が増えた。

学校以外の場所や家庭でも同様の状況がみられ、担任と母が相談。

本人・母支援、校内支援体制の再構築と、小学校の時に連携していた児童発達支援事業所との連携が再び必要と思われたため、SSW の介入を検討、派遣要請となる。

②学校内での方針の検討

校内ミニケース会議で方針を検討。

(1) 小学校からの引継ぎ情報と関わりのある教員からの情報でアセスメント。

校内で本人と対話できる教員が少ないことが分かり、本人との関係を再構築する。

(2) 母と教員と SSW で面談設定、学校以外の支援状況と母の意向を確認。

(3) 本人・母に、児童発達支援事業所との連携の同意を得て、状況を共有、協働プランを作成。

③支援の実施

(1) 児童発達支援事業所の担当者が本人の気持ちの整理や学校への思いを聞き取り、本人の代弁者として一緒に教員と話をする。本人と教員がつながれるようにサポート。

(2) 母は本人のことを警察や児童相談所にも相談しており、児童相談所で発達検査を受けていた。児童相談所と SSW が連携することに母が同意。

本人理解のために、母と学校、児童発達支援事業所で連携支援ケース会議を設定。

会議で本児の発達特性の理解が必要で、中学進学的环境変化に順応することができず、気持ちをうまく言葉で伝えられなかったのではないかと見立てる。

家庭・学校・療育のそれぞれの場面で、本人の気持ちを言語化し、見通しを一緒に立て、困ったときには SOS を出せるよう、普段からの関係性を維持し、支援を行うことを共有した。

④ 経過観察

(1) 1 か月後には、本人と児童発達支援事業所の担当との話に少しずつ教員も加わることができ、教員との関係が再構築できた。

(2) 児童発達支援事業所の担当者の校内支援は継続しながらも、同事業所の放デイへもつながった。

(3) 心配なことがあれば母は、教員に相談することができている。

(3) 成果

(1) 半年後には、エスケープや危険行為が改善され、授業や部活に意欲的に取り組む様子がみられるようになった。

(2) 母が本人への関わりを、怒る口調から寄り添う口調に変え、家庭でも落ち着いた様子が伺えた。

枚方市子ども未来部 まるっとこどもセンター

【１】取組内容＜令和５年度＞

（１）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ・大阪府のＳＳＷ研修に参加させていただいた。他市のＳＳＷとの情報交流や取り組みの発表、大阪府ＳＶの講演などから、ＳＳＷの活動について学んだ。
- ・枚方市では、（４月）「ＳＳＷとは」「ケース会議の手順」「フィールドワークのポイント」「機関連携について」「生徒指導提要の改訂において求められるＳＳＷの役割」（５月）「いじめ・不登校の対応について」（３月）「子どもの権利について」等の研修を実施した。また、年間を通じて、ＳＶによるグループでの事例検討を合計１２回実施した。

（２）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・ＳＳＷが拠点として配置している学校（拠点校）において活動の目的等を記した実施要項を示すとともに、ＳＳＷ担当指導主事や職員が学校に出向き説明を実施した。
- ・ＳＶが個別のスーパービジョンを拠点校で実施する際に、拠点校の教職員に対して「校内体制に位置付くＳＳＷの活動に向けて」の説明を行った。ＳＳＷを配置する拠点校以外の学校においては、１学期に全ての学校にＳＳＷの活動について周知した。

（３）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・中学校区からの申請に基づき、７中学校区に１名ずつＳＳＷを配置し、各中学校区の中学校または小学校を拠点校とし、校区の小中学校における課題について支援を行うとともに、他の小中学校からの要請により、ＳＳＷの派遣を行った。
- ・拠点校以外の学校（各ＳＳＷの担当校）に対して、学期に１回程度、巡回訪問を行った。

（４）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

- ・児童・生徒へのきめ細やかな支援を行うための研修の在り方。
- ・ＳＳＷの人材育成、資質向上のため、ＳＶの時間の調整・確保が必要。

②課題解決に向けた取組内容

- ・児童・生徒へのきめ細やかな支援を行うためのＳＳＷの人材育成、資質向上に向け、ＳＳＷ研修・支援の内容や時期について検討し、計画的に実施した。

③成果

- ・大阪府の育成支援研修・ミドルリーダー研修に参加させていただき、経験年数に応じた研修を受講させていただくことができた。
- ・ＳＶの時間を調整し、計画的に連絡会・研修等を実施することで、ＳＳＷの役割、教育課題等について知ることができた。

【２】対応事例＜令和５年度＞

＜不登校＞

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ・ 中学校 ）

②児童生徒数400名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ・ 派遣方式 ）

配置方法（ 週4回 ）

（2）対応内容

①課題の発見

- ・ 以前から友達関係の悩みで登校渋りがあった。欠席が増え、全欠となる。

②学校内での方針の検討

- ・ 校内の会議等で支援方法を検討した。

③支援の実施

- ・ 教員がポスティングを続け、保護者から精神的に落ち着いたと連絡が入る。本人も前向きになり、学習プリントを定期的にポスティングし取り組む。本人は登校への意欲はあるが、登校予定を立てると気分が悪くなる。その状態の中で気持ちに波がでている。
- ・ 膠着状態が続く中、SSWとの面談を保護者が希望し機会を得た。月1回の面談を行い、本人の精神的な状態を知る中でその時に必要な支援をとれるようになってきた。

④経過観察

- ・ 本人はタブレットで教員とやりとりもおこなえるようになり、教員とのやり取りを楽しみにしている。
- ・ 保護者もSSWから専門的知見をもらえるので、学校とのつながりを継続できている。
- ・ スモールステップではあるが、着実に学校への意欲は上がってきている。

（3）成果

- ・ スクリーニングシート、不登校児童生徒対策会議資料、ケース会議資料から、課題の抱えた児童生徒の背景を含むアセスメントを行い、役割分担と取り組む内容を明確化して取り組むことができた。
- ・ 児童生徒および保護者に対して、継続的な面談や相談ができるようになった。
- ・ これまでの多くの教員の経験則からの手立てではない、背景や根拠、理論に基づく手立てを考えることができるようになった。

<いじめ>

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ・ 中学校 ）

②児童生徒数700名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ・ 派遣方式 ）

配置方法（ 週4回 ）

（２）対応内容

①課題の発見

- ・不登校の児童生徒に関して、ＳＳＷとともに情報整理を行った。
- ・本人や保護者との話を改めて振り返ったり要点を絞ったりする中で、人間関係が要因のひとつと考えられるケースが複数確認された。

②学校内での方針の検討

- ・ＳＳＷが本人及び保護者や教員とコミュニケーションを図る機会が増え、ＳＳＷも会議や面談に参加、支援方法の検討にも参加することで、学校としての対応が良い方向に確立された。

③支援の実施

- ・ＳＳＷと教員が状況を共有するため、ケース会議を開催した。また、詳細を確認するため、保護者面談、家庭訪問、当該児童生徒への聞き取りなどをＳＳＷとも連携して実施した。
- ・新たに確認できた情報や今後の対応も含めて整理したうえで、関係機関とケースに関して協議し、状況確認を続けた。

④経過観察

- ・その後も、本人・保護者とのつながりを継続した。

（３）成果

- ・本人、保護者と面談を通して、関係づくりを図り、情報収集を行った。
- ・学校内で情報を整理し、アセスメントを深めた。
- ・ＳＳＷも含めたケース会議を開き、どのようなアプローチを「誰が」「いつ」行うか等の適切な役割分担を話し合うことができた。
- ・第三者的な立場から多忙を極める教員が見落としがちな組織的、計画的な学校の体制を管理職と共有できた。

<虐待>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ・ 中学校 ）

②児童生徒数 200 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ・ 派遣方式 ）

配置方法（ 週 4 回 ）

（２）対応内容

①課題の発見

- ・保護者の事情により生活リズムを整えることが難しく、不登校傾向があらわれる。

②学校内での方針の検討

- ・関係機関とも連携し、ＳＳＷからのアドバイスを基に外部機関とつないでいく方向で話を進めた。

③支援の実施

- ・連絡がなく本人が欠席している日は、ＳＳＷをはじめ教職員が家庭訪問を行った。
- ・保護者とも何度も面談し、家庭の状況の把握と本人の日常生活の把握に努めた。

④経過観察

- ・波がありながらも家庭とつながっている。

（３）成果

- ・学校という教育機関の中に子どもの家庭生活に関する専門家が入ったことで、外部機関との連携が大きく進み、またそのノウハウを吸収できた。
- ・これまで子どもの家庭生活への支援に関して、アドバイスはできても具体的に対処することが難しかったのでＳＳＷが配置されたことにより、改善に向けて大きく進んだ。
- ・家庭の問題に関して保護者が学校へ相談しにくい内容に関して、ＳＳＷが間に入り話を聞くことで、保護者が安心して相談できる場をつくることができた。特にすぐに解決することが難しい問題に対して、年間を通じてつながることで、保護者のメンタルケアにつなげることができた。

<貧困>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ・ 中学校 ）

②児童生徒数 500 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ・ 派遣方式 ）

配置方法（ 週 4 回 ）

（２）対応内容

①課題の発見

- ・保護者の事情により、登校を促すことが難しく、遅刻や欠席が目立った。

②学校内での方針の検討

- ・会議等で支援方法を検討した。

③支援の実施

- ・児童生徒に対して、ＳＳＷが朝、家庭訪問をして登校を促すなどをするとともに、保護者との関係性を構築することで、関係機関につないでいく取り組みを実施した。

④経過観察

- ・ S S Wが教員とも連携して家庭での取り組みと学校での取り組みが、バランスよく行えるようになった。

(3) 成果

- ・ 本人の困り感に対して初期の段階で対応することができた。
- ・ 本人の困り感に対する外部機関との連携の重要性について教員間に理解が深まった。
- ・ 虐待等に対する認識や事案に対してチームで対処する認識が教員間で深まった。

<チーム学校および小中連携>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校 ・ 中学校)

②児童生徒数 400 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式 ・ 派遣方式)

配置方法 (週 4 回)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・ 専門性をもつ職員が協働しているため、円滑な情報共有が必要である。

②学校内での方針の検討

- ・ 専門職によって勤務日数に違いがあり、勤務日数が多い S S Wも教員と同じく、他の専門職とケース共有などの調整の役割を担う。
- ・ 児童生徒向けのアンケートを実施し、担当校区の小中連携を強化する。

③支援の実施

- ・ 児童生徒のための小中連携に向けたアンケートを基にした取り組みが効果的な支援につながった。

④経過観察

- ・ 児童生徒の支援のための専門職連携、小中連携が深まっている。

(3) 成果

- ・ S S Wが児童生徒の支援のために、担当校区内の学校、専門職を効果的につなぐことができた。

東大阪市教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

年間12回の市SSW連絡会を開催した。

月1回の間隔でケース検討、ケース報告を行った。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・市教委策定の「小学校におけるSSW拠点校方針」を全小学校に送付し、拠点校申請募集を実施した。
- ・教育施策連絡会において校園長に対し、SSWの紹介及び活用について周知した。
- ・生徒指導担当者連絡会、不登校担当者連絡会、初任者研修においてSSWの活用について周知及び研修を実施した。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

拠点校については、希望する小学校より提出された「令和4年度SSW活用申請書」をもとに、市教委が市立小学校18校を選出し、SSWを配置した。その他の学校においては派遣活用で対応した。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に当たっての課題とその原因等

①課題とその原因

専門性が高く、SSWとして経験豊富な人材は、より雇用条件の良いところへ流れていってしまうため、確保することが難しい。また、会計年度任用職員として雇用する自治体が増えており、本市と兼務してもらう事が難しくなっている。そのため経験年数の浅い方もしくは初めてSSWとして学校現場に入る方を採用せざるを得ない状況があり、SSWの育成が急務である。

②課題解決に向けた取組内容

本市で継続して活動しているSSWをリーダーとして位置づけ、研修の実施や、リーダーを中心としたSSWのフォロー体制を構築することで、ワーカーの資質向上と学校園での活動の充実を図る。

③成果

ワーカー同士のフォロー体制や情報交換が充実したことで継続して活動するワーカーが増え、令和4年度の経験を積んだワーカーが令和5年度も活動している。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 951 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（ 年 35 週/週 2 回/ 1 回あたり 6 時間）

（2）対応内容

①課題の発見

学校から行き渋りについて相談を受けた。

②学校内での方針の検討

ケース会議を行い、校内支援ルームを活用し学校の滞在時間を少しずつ延ばしていけるよう支援するとした。S S Wは家庭との連携とケース管理を行った。

③支援の実施

S S Wが保護者や児童と関係を作り、家庭との学校の関係作りを行った。
定期的に進捗管理を教職員や保護者で行った。

④経過観察

徐々に学校に滞在する時間は増えた。校内支援ルームを利用し、2学期以降は欠席も少なく、給食も食べることができるようになった。
教室とのつながりを次のステップにしている。

（3）成果

不登校生徒児童数 15 名

うち、S S Wが継続して関わっている児童数 15 名

S S Wが関わり、校内教育支援ルームに登校している児童数 8 名

<いじめ>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 444 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（ 年 35 週/週 2 回/ 1 回あたり 6 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

担任から本児への対応の仕方、保護者への対応について相談があった。

②学校内での方針の検討

ケース会議を行い、ＳＳＷが母親とＳＣについての連携、学校が校内支援センターや児童への支援を行う事となった。

③支援の実施

母親・本児のＳＣ連携について母親と連絡をとった。ケース管理を行い、継続してＳＳＷが母親と連絡を取ることで、児童の困り感や支援について学校と共有することができた。

④経過観察

児童は学校で過ごす時間が徐々に増えていった。校内支援ルームを適宜利用する中で、教室で過ごす時間が増えていった。

（３）成果

家庭と本人に寄り添いながら、校内教育支援ルームを含め学校に滞在する時間を増やすことができた。

３月には教室で過ごすことができるようになった。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 416 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (年 35 週/週 2 回/ 1 回あたり 6 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

市外からケース移管された要対協ケース。(虐待通告計 10 件)

②学校内での方針の検討

本市に転入後、連携ケース会議を行った。SSWが児童の医療機関への受診同行(股関節形成不全、後天性脚長不等)や、保護者の理解、家庭の支援体制の構築を行うこととなった。

③支援の実施

児童の医療機関への受診同行や家庭と医療機関の連携を行った。

学校事務職員、行政機関との連携ケース会議やモニタリングを行った。

所費や提出書類の支援を行った。修学旅行や運動会の学校行事へ参加できるように、家庭への支援を行った。

④経過観察

児童は医療機関への受診を続けることができた。学校行事に参加することができた。

家庭への障害福祉サービスの導入を検討している。

(3) 成果

児童は小学校を卒業し、後天性脚長不等の手術を行う事が出来た。現在も支援中である。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 490 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (年 35 週/週 2 回/1 回あたり 6 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

児童の支援学級担任、コーディネーターより相談を受けた。

②学校内での方針の検討

学校とCSWの連携を行い、連携ケース会議を行った。なかなか連絡のつかない母親との連携や児童の発達検査について支援を行った。

③支援の実施

ケースの進捗を行い、家庭訪問で母親との連携を行った。児童の観察や会話をを行い、学校と情報共有した。

④経過観察

母親へ発達検査の受診について情報提供や確認を行った。

児童、母親に同行してクリニックを受診した。

(3) 成果

児童は発達検査を受診し、母親は検査結果を聞くことができた。また、それを学校と共有することができ、今後の支援につなげることができた。

八尾市教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ・配置校において管理職・SSWコーディネーターとSSWで「SSWの活用について」の研修を実施（4月）
- ・「SSWが扱う記録の種類」についての研修を実施（5月）
- ・「修復的対話」についての研修を実施（10月）
- ・個別のケースについてのSVを実施（12月）

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・「スクールソーシャルワーカー活用事業」要項などの資料を作成し、八尾市SSW連絡協議会や学校訪問などにおいて周知。
- ・配置初年度には、「スクールソーシャルワーカーの活動」についての校内研修を実施。
- ・「家庭の教育力レベルアップ事業」の指定校に対して、SSWを講師とした校内研修の実施。
- ・家庭教育支援コーディネーター会議において、SSWを講師とした研修の実施。
- ・配置拠点校以外の学校へも、SSWを巡回という形で派遣し、ニーズに応じた対応をしている。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・生徒指導上の課題の大きい小中学校8校に拠点校として配置し、校内チーム支援体制を構築する。
- ・拠点校以外の学校からケース会議派遣依頼要請があった場合や中学校区不登校対応委員会への派遣要請があった場合には、拠点校からSSWを派遣することによって、広域的に対応できるようにする。また、必要に応じて関係機関と連携しながら、児童生徒や保護者、学校に対して支援していく。
- ・教職員研修の講師として派遣することによって、SSWの視点を幅広く広める。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

全市立学校に対するSSWのさらなる周知と有効活用。SSWの資質向上

＜課題の原因＞

- ・未だ全中学校区にSSWが配置されていない。
- ・SSWに対する研修やスーパーバイズが充実していない。
- ・予算の確保が十分でない。

②課題解決に向けた取組内容

- ・SSWが配置されていない学校に対して、SSWを派遣しての巡回相談や校内教職員研修を実施するなど、学校のニーズに合わせた対応を通して、SSWの有用性を周知していく。
- ・市の連絡協議会を活用した研修会やスーパーバイズを通して、SSWの資質向上を図る。
SSW配置校における実績を積み重ねて、SSWの有用性の根拠となるものを整理する。

③成果

- ・市の連絡協議会の中で、SVによる助言のみならず、外部講師を招聘して研修を実施した。
- ・SSWの有用性を周知したことで、相談件数が増加し、好転率が増加した。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ **小学校** ・ 中学校 ・ 義務教育学校 ・ 高等学校 ・ 中等教育学校 ・ 特別支援学校 ）

②児童生徒数 659 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 単独校方式 ・ **拠点校方式** ・ 派遣方式 ・ 巡回方式 ）

配置方法（ 常駐 ・ 年 35 週/週 1 回/1 回あたり 6 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

2 年生の双子の男子生徒で 1 年生時から不登校になり、月に 1 回ほどしか登校しなかった。保護者は登校させたいが、送り出しはできないとのことだった。保護者は本児のケアには消極的であり、学校としてサポートしたいとのことで、校長より S S W に依頼があった。

②学校内での方針の検討

担任と保護者が面談し、保護者へ教育相談を案内する。本児の特性と学習等についての課題の把握を実施する。持ち物や服装等に保護者はケアできていないことから、保護者の本児への関わり方をアセスメントをする。

③支援の実施

本児へのアセスメントの実施をした。他課と連携し、支援学級への入級と発達検査、学習について情報共有をした。他課との情報共有会議を実施し、本児の状況を報告し、保護者の関わり方について支援を依頼した。

④経過観察

登校日数が増えてきた。授業中は少しの時間であれば、座れるようになってきた。

（３）成果

毎日登校できるようになった。保護者と担任がつながり、本児について話ができるようになった。

<いじめ>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ **小学校** ・ 中学校 ・ 義務教育学校 ・ 高等学校 ・ 中等教育学校 ・ 特別支援学校 ）

②児童生徒数 576 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 単独校方式 ・ **拠点校方式** ・ 派遣方式 ・ 巡回方式 ）

配置方法（ 常駐 ・ 年 35 週/週 1 回/1 回あたり 6 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

5 年時に友人とのトラブルあり、そのことが原因で登校しにくい時があった。そんな時に S S W 担当から気になるケースとして共有があり、面談を実施したことにより本ケースを発見した。

②学校内での方針の検討

ケース会議を行い、今後の対応を検討した。

③支援の実施

S S W が母親と面談し、母親と本児に寄り添いながらこれまでの状況を聞き取った。その話をふまえて、校内でケース会議を実施し、役割分担をしながら、支援体制を構築した。

④経過観察

校内で担任は誠実な対応をとりながら、本児との関係を再構築していった。担任との関係づくりには支援 C O が調整をしながら修復を図っていった。S S W は母や本児の気持ちを支援しながら、今後の進路について考えていった。

（３）成果

本児は進路について目標を持つようになった。母と担任も電話や面談で関係を保ち、支援 C O もフォローを継

続した。母も本児の表情が明るくなることで安心してきた。本児は自身で進路先を決定し、高校に目標を定めることが出来た。また、中学校との話合いの中で、中学校の雰囲気に応じて途中転入の形で戻ることも出来るように連絡を取り合うことにした。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(**小学校** ・ 中学校 ・ 義務教育学校 ・ 高等学校 ・ 中等教育学校 ・ 特別支援学校)

②児童生徒数 576 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (単独校方式 ・ **拠点校方式** ・ 派遣方式 ・ 巡回方式)

配置方法 (常駐 ・ 年 35 週/週 1 回/1 回あたり 6 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

概要は、母・弟の 3 人家族で生活保護家庭で、2 年、3 年と欠席が多くなってくる。欠席時、家に連絡するも母はろれつが回らず話が通じない。本児自身は真面目に頑張る子であるが家で母やきょうだいを世話もあり欠席。本児が熱があっても適切な医療を受けさせてもらわず。本児は母が弟ばかりをかわいがること、自分がしなくてはいけないことが多いことから家出をしてしまう。そのような中、担任と S S W 担当から気になるケースとして挙がってきた。

②学校内での方針の検討

担任、支援 CO、SSW、養護教諭でケース会議を行い、管理職に伝達。その後校内でのケース会議を行い、方針を決定した。

③支援の実施

福祉課との連携をし、母に許可をもらい情報交換を行い、現在の母の状況を把握した。家事の負担と、母が AC で食事がとれない日もあるため、学校から通告として挙げた。本児が登校出来るように働きかけ（朝の声掛け。迎え）を行った。情報を把握したのちに子家センと子見相へのケース会議の打診をした。

④経過観察

福祉課との情報共有で家の中のことや、母の病状がはっきりとわかった。福祉課も何とかしたいと胸を痛めていたことがわかり、連携して母子に対応した。母を治療のために入院させること（命に関わることをわかった）を目標にし、本児に理解してもらった。ここには担任や支援 CO、福祉課も協力をし、母から本児への言葉かけも一緒に考えた。

(3) 成果

祖母は短期の入院は協力できるが長期は厳しいとのことから、本児と弟は施設入所となる。母からは「病気を治すからね」と声をかけてもらった。その後母退院し、本児は退所した。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(**小学校** ・ 中学校 ・ 義務教育学校 ・ 高等学校 ・ 中等教育学校 ・ 特別支援学校)

②児童生徒数 135 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (単独校方式 ・ **拠点校方式** ・ 派遣方式 ・ 巡回方式)

配置方法（常駐・年35週/週1回/1回あたり6時間）

（2）対応内容

①課題の発見

母、長男（小6・支援学級籍）、次男（小3支援学級籍）、三男（年中）、母方祖母の5人暮らし。父は3年前に家出をし、現在は別居状態。離婚はしていないが、生活費などの金銭は父から支援がない状態。また、母方祖母と長男の折り合いが悪く、長男は家庭内暴力や幻聴があるなど、精神的に不安定な状態。長男の支援学級担任と支援 Co. より、「母の長男に対する養育困難感が強い」とSSWに相談あり課題を発見した。また、長男・次男が話す生活の様子から、経済状況の懸念も合わせて相談があった。

②学校内での方針の検討

管理職、長男・次男の支援学級担任およびクラス担任、支援 Co.、SSW、SC でケース会議を実施した。SSW が母と面談を行い、家庭背景の調査、母のニーズや困り感が長男の養育以外にもないのか等、ケースの整理やアセスメントを行った。長男の心理的支援の必要性を考え、SC が長男と面談を行い、心理的アセスメントを行った。長男・次男ともに、学校には毎日登校し適応できていたので、教職員は学校環境をきちんと保ちながら、子ども達の小さな変化に気づけるように目を配った。

③支援の実施

母との面談を継続しながら、婚費の強制執行等の法的対応の情報（制度の内容や相談先）を伝えた。市役所等への同行支援を行い、受けられる経済的支援制度につなげた。母が調停を行い離婚成立したので、ひとり親支援の情報提供を行い、申請などの同行支援を行った。支援の過程で、長男が家庭内暴力で一時保護されたり、祖母との同居が母子ともに負担になっていることから祖母の自立支援が必要になってきたため、八尾市重層的支援体制整備事業につなげ、高齢分野・子ども福祉分野・教育分野・地域福祉分野でケース会議や適宜の情報共有を行った。長男の児童精神科受診先を母と一緒に探し、通院同行・主治医訪問を行った。母の精神的フォローをした。長男・次男の心理支援（SC）をした。長男の進学先中学校との連携をした。

④経過観察

随時、面談の内容などを情報共有し、その時々家庭内の状況を学校全体で把握しながら、子ども達のフォローを行っていた。

（3）成果

支援開始以降、父からの婚費の強制執行や離婚後は養育費などの支払いが行われるようになった。就学支援やひとり親医療、児童扶養手当等の公的な支援も開始され、経済的な基盤は整えることができた。祖母も自宅そばの軽費老人ホームに入居が決まり、家族との交流ができる距離にありながら、別世帯での生活が整った。生活環境が整うにつれ、母の精神状態も落ち着いてきた。同様に、長男の自宅での様子も落ち着いてきて、家で暴れることはほとんどなくなった。時々揉めることがあっても自室でクールダウンができるようになっていく。長期休みには、母と子ども達で初めての家族旅行に行くことができ、「子ども達がとても喜んで嬉しかった」と母も喜んでいて、子ども達はゲームやスポーツ用品など、趣味のものも買ってもらえるようになり、それらを持って、放課後に友人と遊ぶ姿も見られている。長男の病院にも、通院継続できている。

<発達障がい等に関する問題>

（1）学校の概要

①学校の種類

（**小学校**・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校）

②児童生徒数 135 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（単独校方式・**拠点校方式**・派遣方式・巡回方式）

配置方法（ 常駐 ・ 年 35 週/週 1 回/ 1 回あたり 6 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

学校において本児の他害行動や授業中の立ち歩き、大声を出す等の行動に対し、阻止する対応がなされていたが、問題行動はエスカレートする一方だった。また、保護者は学校の対応に不信感があった。そんな中で担任から支援コーディネーターに相談があり、その後ＳＳＷに本児の行動への対応について相談が入った。

②学校内での方針の検討

１日１時間、個別指導の時間をつくり、本人の様子の変化を観察する。「感情のゲージ」で自分の感情を視覚化し、本人がとるべき行動を自分で選択できるようにする。クールダウンの方法やルールを本人と話し合い、一緒に決める。母親をＳＣとつなぎ、気持ちを吐き出させる場の設定をする。病院を紹介し、医療とのつながりをつくる。教育センターで本人のカウンセリングの場をつくる。というプランニングをした。

③支援の実施

教室への入り込みや個別指導への同席、教師へのヒアリングを頻回に行い、教師の対応で本人が変わっていく様子をこまめにフィードバックした。状況に合わせてケース会議を実施した。病院の紹介をした。ＳＣとの情報共有を行い、変化があったときに動けるように備えた。

④経過観察

個別指導や感情ゲージの効果が大きく、本人の行動が落ち着いていった。教師が支援で行動が大きく変わることを実感し、本人との関わりに自信がもてるようになった。

（３）成果

母親は本人の行動の変化や個別指導の効果を実感し、支援学級入級を決めた。医療機関につながり、学校でも家庭でも落ち着いた。

吹田市教育委員会

【１】取組内容＜令和５年度＞

（１）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

吹田市のＳＳＷに対して、毎月ＳＳＷ連絡会を２時間半程度設定し、研修や関係機関との交流やＳＳＷ同士の交流等を行っている。担当指導主事、ＳＳＷＳＶ、チーフＳＳＷが毎月ＳＶ会議で、ＳＳＷの質の維持と向上のための内容を考えている。特に、令和５年度は、市のＳＬを講師として、「保護者をクレイマー化させないために～大阪市重大事態の事案に学ぶ～」という研修を実施した。また、チーフＳＳＷが「チーム学校によるＳＳＴ～学校現場で活用するポイント～」と題して、実践報告をおこなった。

（２）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

ＳＳＷの職務の理解を図りその専門性を活かすためＳＳＷＳＶが、４月に新任校長研修、５月に新採教員研修、１０月に養護教諭の研修を実施した。新任校長研修では、特に吹田市における子ども虐待のシステムや通告にあたっての理解を促した。新任研修では、「チーム学校と不登校」のテーマで、不登校支援にあたって担任ができることとチーム学校でできることの理解を促した。養護教諭の研修では、１つの学校の事例に対してアセスメントとプランニングをグループワークで理解を促した。

（３）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

本市では２０１１年から全中学校区にＳＳＷを一人ずつ配置し、週２０時間（小学校８時間×２校＋中学校４時間）活動している。ＳＳＷとＳＣとの配置を同じ曜日にし、ＳＣとＳＳＷの来校する曜日に校内の会議（小学校はコア会議、中学校は生指会）を毎週開き、事案の振り分けとモニタリングを行っている。また、全小中学校にＳＳＷ担当教諭を配置し、年３回、ＳＳＷとＳＳＷ担当者が集まって、研修を受けたり、実践報告をしたりする機会を設けている。また、ＳＳＷが学校の窓口となり、関係機関と連携できるようにしている。特に、要対協の相談員とは日々連携できるように、吹田市としてシステム化している。

（４）スクールソーシャルワーカーの活用にあたっての課題とその原因等

①課題とその原因

１週間に２０時間では中学校区の３校をまわりきれず、ＳＳＷは朝から夜遅くまで活動しており、疲弊している。また、学校のニーズに応えられるＳＳＷばかりとは言えず、ＳＳＷをどう育てていくかが課題である。年々子どもの課題は困難化しているにもかかわらず、２０１１年から時給制であり、ＳＳＷの待遇が変わっていないことが人手不足につながっていると考ええる。

②課題解決に向けた取組内容

市教育委員会では課題解決に向けて、教育未来創生室を立ち上げ、教員の働き方改革と同時に、ＳＳＷやＳＣの待遇についても考えるとともに協議をくり返している。

③成果

市の予算で待遇改善に向けてのビジョンが共有されるとともに、学校でＳＳＷはパソコンを使えない状況であったが、令和６年度から１人一台の校務系パソコンが支給され、学校で情報共有できるようになる。

【２】対応事例＜令和５年度＞

（１）学校の概要

①学校の種類

（**小学校**）・ 中学校 ・ 義務教育学校 ・ 高等学校 ・ 中等教育学校 ・ 特別支援学校 ）

②児童生徒数６９２名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 単独校方式 ・ **拠点校方式** ・ 派遣方式 ・ 巡回方式 ）

（２）対応内容

①課題の発見

毎週実施しているコア会議(スクリーニング会議)で、中学年である当該児童の登校渋りが増加しているとの報告があった。詳細を担当・特別支援コーディネーター・SSWで共有する中で、「登校時に親子間で激しい言い争いになり無理に連れてくる日が数日あった」「登校時間になると自室にこもる状態が次第に増加している事がわかった」「学校では学習・他生徒との交流とも安定している一方で、過集中・切り替えの苦手さ・予期不安・感覚の過敏性が顕在化している」といった状況を把握した。

②学校内での方針の検討

翌週のコア会議で上記の状況を共有し、まずは校内ケース会議を企画・実施し、「当該児童は特に今年度に入ってから、集団生活内での不適応感を徐々に感じるようになっており、現在、登校できない事への自責感・焦燥感に苛まれている。」「保護者もまた焦燥感にかられる中で、強い登校刺激・叱責に至ってしまっている。」「登校・不登校のみにとらわれず、当該児童および家族の困り感・リソースを詳しくアセスメントして、家庭・学校の環境整備をはかるために保護者ケース会議・当該児童との面談機会が有効である。第1弾としてキーパーソンである母親参加のケース会議でエンパワメントを図った後、第二弾として両親のチーム化をはかるために両親参加のケース会議を提案する方針となった。」「教員の関わりについて、当該児童および親子の軋轢悪化を避けるために当面は登校時の登校刺激は控えて、電話や家庭訪問を軸として当該児童との関係性の維持・イラストやアニメ等のリソースを活用したコミュニケーションに重点を置く事」について確認・整理した。

③支援の実施

母親参加ケース会議にて、困り感を十分に聴いた後に両親間・親子間のダイナミクスを詳細に分析した。当該児童が「自分勝手に好きな事だけをしようとしている」のではなく、「他生徒・クラス集団との違和感や葛藤を言葉で表す事すら難しく、結果的に欠席せざるを得ず、二次的に生じた不安・苛立ちを保護者にぶつけてしまっている」という観点到リフレームが進んだ。また、早期解決を図りたい母親と長期的な支援が必要と感じている父親との間で軋轢が生じており、苦心していると吐露された。二回目のケース会議には父親も招き、両親間のチーム化をはかった。具体的な支援方法として、「給食・校内フェスタ・工作といった予期不安に替わる期待や楽しみを感じられるような予定を、まずは父親から当該児童に伝えて、教員に相談するように促す」「緊張が高まる登校時間帯のアクセスは避けて、電話・訪問のタイミングを業間休み・放課後にする」「予定・手順・登校時の居場所・マインドセットの方法等をイラストやアイテム(外在化)にして視覚支援・動機付けをはかる」の3点をプランニングした。学校・家庭が一貫性・連動性を持って翌日から実施した。

④経過観察

プランニングが功を奏して、当該児童が許容範囲の中で楽しみを持ちながら登校する機会が徐々に増加していった。帰宅後には楽しかった事を両親に自発的に報告するようになり、両親間・親子間の情緒的つながりが強化されていった。上記のプランを一時期の限定的なものにせず、当該児童の小さな変化に合わせてアップデートするために1か月～1か月半に一回ペースで両親参加のケース会議を継続した。また、発達特性について詳細なアセスメントを進めるメリットが共有されたことから、医療機関の紹介・同行・連携へとつながった。

（３）成果

その後も当該児童の登校状況は大幅に改善し、校内教育支援教室を安全基地にしながら、水泳授業や宿泊行事への参加、他生徒との交流、学習への意欲的な取り組みができています。また、両親間の軋轢が改善し、「当該児童のペースで良い」「きっかけや環境があれば、十分に自分の力を発揮できる」という共通認識が生まれている。当該児童を取り巻く環境が整備され、持続可能なエンパワメント・システムを構築できた。

<いじめ>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校 ・ 中学校 ・ 義務教育学校 ・ 高等学校 ・ 中等教育学校 ・ 特別支援学校)

②児童生徒数 6 6 2 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (単独校方式 ・ 拠点校方式 ・ 派遣方式 ・ 巡回方式)

配置方法 (常駐 ・ 年 4 3 週/週 1 回/ 1 回あたり 7 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

小学校高学年女子Aの友人の女子児童Bが、欠席が続いているAを心配して担任に相談したことで事案が発覚する。Bの話では学級内で、男子児童数名が女子児童の容姿をからかった発言が多く、Aはとても気にしていた。Bの話を受け、その日の放課後A保護者に連絡し、担任、学年主任で訪問して話をするが「男子のからかいは知っている。周りが嫌な思いをしていることは知っているが、それが理由で休んだわけではない。大事にはしてほしくない。」と本人は話した。

②学校内での方針の検討

翌日いじめ対策委員会を開きSSWも参加する。状況整理を行い、本人アセスメントとクラスアセスメントを行う中で、特にからかっている男子児童C、Dが浮上する。C、Dは発達特性のある児童で以前から不適切な言動があり、周りとの問題が絶えない児童だった。A本人は認めてはいないが、欠席が続いていることや、Bの証言から事実認定を行った。プランニングを検討する中で、A本人の気持ちを引き出せるように、教員と信頼関係を構築することの大切さを話し合い、電話連絡や訪問など寄り添った関わりについて担任を中心に定期的に行うことにした。Aの家庭での様子や教員とのやりとりについても、保護者とも定期的に共有し、家庭と連動しながら取り組むことを心がけることを確認した。クラス全体には、人の悪口や馬鹿にするような言動について指導を行い、クラス内でアンケートを行うことにし、いじめ対応の流れをフローチャートに示して校内チームで共有した。

③支援の実施

Aは担任との日々のやり取りの中で少しずつ心を開き、直接言われたわけではないが「くさい」というような内容を言われ気にしていることや、周りの人にも迷惑をかけているのではないかと考えてしまい登校できなかったことがわかった。アンケートを基に学年教員、担任がC、Dと面談を行う。その中で自分たちの言動が人を傷つけている自覚はなかったようだが、その翌日から暴言を話すことはなくなったことを他の児童からも聴いている。Aの欠席が続いていることから、いじめ対策委員会を再度開き、学習保障についていくつかのプランを話し合い、どのように提示するか、役割分担も取り決める。長期休暇時の対応についても確認しあった。また、不登校が続いたことから、いじめ重大事態となる場合の対応についても校内チームで共有する。

④経過観察

長期休業中も友人と定期的に来校する機会を設け、学習の機会とカードゲームなどで交流する機会を設けたこともあり、休暇明けからAは欠席なく登校することができている。校内では毎週実施されるコア会議で進捗状況をモニタリングしている。

(3) 成果

いじめ発覚後から再発防止までのプロセスの中で、SSWも校内チームに加わり組織対応を行うことができた。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校・**中学校**・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校)

②児童生徒数964名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態(単独校方式・**拠点校方式**・派遣方式・巡回方式)

配置方法(常駐・**年43週/週1回/1回あたり4時間**)

(2) 対応内容

①課題の発見

A(中2)、母、二人世帯で、父とはAが幼少期の頃に離婚をしている。Aが担任に相談したことで事態が発覚する。前日に母がAの右頬を叩く。理由はAが苦手なプールの授業をサボっていたことが分かったためである。母はしつけ主張でこれまでも何度か叩いており、Aに対しての暴力は頻繁に続いていたようである。学校でのAは遅刻しがちで学力も低く、コミュニケーションも取りづらいなどの発達課題がある。また、手を振り上げる動作に対して異常に警戒するなどの気になる様子もあった。Aの発達課題について、学校は今年度Aに対してSCを繋げた。SCとの中で幼少期に離婚した実父から暴力を受けていたこと、学習についていけずしんどさを感じていること、朝起きることが難しいことを話していた。SCからは表情が乏しく、感情表現は苦手である。また集中力も低く、苦手なことは避けるような態度であるとのこと。Aはこれらの困り感の解決のために病院受診をしたいとのニーズがあった担任から管理職に報告し、生徒指導主事からSSWに連絡が入り虐待対応のための会議が行われた。

②学校内での方針の検討

管理職、担任、生徒指導主事、養護教諭、SC、SSWで情報共有を行った。学校でのAは遅刻しがちで学力も低く、伝えたことをすぐに忘れるなどの課題があった。また、手を振り上げる動作に対して異常に警戒するなど気になる様子もあった。今年度Aの希望でSCと繋がっていた。カウンセリングの中で幼少期に離婚した父から暴力を受けていたこと、学習についていけずしんどさを感じていること、朝起きることが難しいことを話していた。また、表情が乏しく、感情表現は苦手であり、集中力も低いとのこと。Aはこれらの困り感の解決のために病院受診を希望していた。校内でケース会議を行い、支援方針を検討した。情報共有の中で、父から母へのDVがあったことが発覚する。母はAの遅刻や学習については怠けていると評価しており、Aの困り感は把握しているようであった。このことから、今後の対応を検討した。

■虐待リスク：

Aは父または母からの身体的虐待を受けていた可能性が高く、児童虐待防止法に基づいて学校は市の家庭児童相談室に通告する必要がある。

■発達課題の可能性：

Aは短期記憶の苦手さ、学習の遅れ、睡眠リズムの乱れなどの困り感があり、受診を希望している。

■身体的・心理的虐待の常態化：

母は困り感に寄り添うよりAの「やる気」の問題にフォーカスしている。「しつけ」をするためには叱責・身体的虐待しかないにとらえている可能性がある。

母自身の被害体験と虐待への連鎖：

母は、父からのDV被害でトラウマを負っている可能性がある。情緒的不安定さ、ひとり親としての焦燥感、その他の切迫した困り感から、Aへの過剰期待や叱責に転じているかもしれない。

③支援の実施

■母とのケース会議

担任、養教、SSW、母でケース会議を行った。①母からこれまでの子育ての困り感や父からのDVについて話し

を聴いた。②担任、養教からAの困り感を代弁し、母の理解と協力を促した。③SSWからAの医療機関の紹介や受診のつなぎを伝えた。④Aへの体罰ではなく気持ちを受け止める関わり方を伝え、学習や登校などは学校でサポートすることを伝えた。

■SCとAとのカウンセリングを継続して行う

①主体性の発揮、意思表示ができるようにエンパワメントした。②母からの虐待をモニタリングしていった。③父、母からの虐待の影響をケアした。

■学年教員とのケース会議実施

Aの発達課題や虐待による影響を全体でシェアし、学習や登校の体制づくりを学年で確認した。

④経過観察

Aの登校は徐々に安定化していく。母とのケース会議は学期に一回程度実施した。プランニングがうまく機能していったのかを確認していく場になり、母のエンパワメントにもつながった。母から自宅は父の所有であるので、校区内での引っ越しも話題に上がった。Aの病院受診も繋がり、医療と今後本児の課題について確認していくことになった。AはSCとのカウンセリングを継続し関係は良好で、母からの身体的虐待は治まっている様子。

（３）成果

教員、SC、SSWと校内の支援メンバーを中心に虐待対応をしていくことで多角的な支援を展開することができた。また、家庭の困り感とAのニーズを学校が代弁し、子ども主体の支援を家庭と連動しながら展開することができた。

<貧困>

（１）学校の概要

①学校の種類

（小学校・**中学校**・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校）

②児童生徒数842名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（単独校方式・**拠点校方式**・派遣方式・巡回方式）

配置方法（常駐・**年43週/週1回/1回あたり4時間**）

（２）対応内容

①課題の発見

当該生徒の体調不良による欠席、整容のみだれと不衛生さ、昼食忘れなどについての相談が担任からあり、家族構成や生活状況を確認する中で高齢の養父母による養育状態にあることがわかる。また、家庭からも家族の健康状態悪化の緊急相談があり、福祉・医療の緊急対応が必要であることを把握し危機介入することになる。

②学校内での方針の検討

- ・生活状況の把握と養父母の生活力（健康、経済力、介護の有無など）と養育力、児のネグレクトやヤングケアラーについてもアセスメントし通告の検討や児の保護の検討
- ・福祉・生活支援の体制とネットワーク構築のため関係機関との連携
- ・児の将来的な生活の養護先検討や高校入試へのサポート

③支援の実施

- ・学校から関係機関への通告連絡
- ・家庭への支援⇒高齢福祉関係（包括支援C）、生活困窮者自立支援センター等につなぎ、介護体制を整え、生活状態の把握と情報の共有。家庭児童相談室担当とともに児の今後の生活（社会的養護など）について家庭と相談。
- ・児への支援⇒担任とともに児の日常生活を見守り、整容が不衛生になる場合は校内で洗髪や着替えを促し、給食の予約確認等を行う。介護負担などがないかどうかを定期で聴き取る。また、児とも社会的養護などの活用ができ

る旨を話し合い意思確認する。家庭生活の持続力と児の進路への意志確認をしながら高校入試に向けての選択肢を担当とともに検討。また学習支援教室の担当者との連携し高校入試へのモチベーションの維持。奨学金の手続き、中学卒業、高校入学の手続きの具体的なサポート。中学卒業後の相談先への引継ぎ。

④経過観察

希望していた高校に合格。給付型の奨学金を中心として入学が叶えられた。その後も学習支援教室にも通っている模様。家庭の経済的不安はあるが持続可能な範囲で福祉サービスを継続利用。関係機関やリファーした機関による見守り継続中。

（３）成果

担任の支援感度の高さから背景の複雑な本ケースを発見できた。ミクロ支援をする中で家族の危機介入のタイミングが起こればメゾ支援からマクロ支援に拡大し、児を含む家庭全体への支援が整えられた。生活や将来に希望もなく沈んでいた児であったが、自身の生活や進路について希望を持ち「自分で考え」「意思表示」できるようになったこと、さらに高校合格が成功体験となり前を向く自信につながった。

<家庭内暴力>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ・ 中学校 ・ 義務教育学校 ・ 高等学校 ・ 中等教育学校 ・ 特別支援学校 ）

②児童生徒数 469 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 単独校方式 ・ 拠点校方式 ・ 派遣方式 ・ 巡回方式 ）

配置方法（ 常駐 ・ 年 43 週/週 2.5 回/1 回あたり 8 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

週に 1 回実施される不登校および生徒指導委員会にて、親子間の言い争いをきっかけに当該生徒の遅刻・欠席が増加しているとの報告があった。小学校時代から断続的に家庭内暴力が生じるケースとしてモニタリングしていたが、今回再びリスクが高まっていないかを十分に検証して予防的介入をはかる必要性を共有した。

②学校内での方針の検討

担任・特別支援学級担任・生徒指導・管理職・SC・SSWで校内ケース会議を実施して、以下の状況を整理した。(1)当該生徒がスマホに依存するようになり、深夜まで友達とやり取りをしたり動画を見続けたりしている。(2)スマホの使い方に不満と怒りを募らせた保護者が、初めは言葉だけで注意するも改善せず、語気が強くなり、ロゲンカへと発展した。暴力に及んだかは聴き取れていない。(4)週末に親戚宅に行ってから帰ってきていない。(5)登校時は学習意欲が低く、教員にも悪態をつく姿が目立っていた。現状およびこれまでの経過を鑑みて、親族間で繰り返されてきた虐待の連鎖、見通しを持つことが苦手であるという発達特性、保護者自身のトラウマと関係パターン、当該生徒の不安全感と課題からの回避傾向等が連動して生じている、というアセスメントを共有した。それに基づき、「当該生徒の心情・特性を汲みながら1週間ごとの過ごし方を当該生徒と一緒にプランニングする」「暴力が再発している場合には子ども家庭センターの協力を得て介入・限界設定をはかる」「学校・子ども家庭センター・親子合同のケース会議を実施して共通認識を持つ」の3点をプランニングした。

③支援の実施

軽度ではあるものの暴力が再発していた事を受けて、子ども家庭センターにて親子の面談を実施した。心情の言語化、暴力の限界設定、家庭生活の再ルール化を進めた。合わせて、初めは親戚宅から登校を再開して、教員・SSW・当該生徒で、一週間の過ごし方、学習範囲や方法を具体的にプランニングした。予測可能な見通しが立った事で、希望や楽しみが生まれ、「これならできる」との感触を徐々に得るようになった。また合同ケース会議にて、当該生徒の変化を評価してさらなる動機づけをはかるとともに、暴力への抑止と代替行動のモデリングを同時に行

った。

④経過観察

その後、当該生徒は、アップダウンを経つつ、安定した生活を維持する事や学習へのモチベーションをその都度取り戻しなら、家庭内暴力ゼロの状態を維持している。卒業後の進路を見据える中で、自身の希望を言語化できたり、一方で限界に直面したりしながらも、暴力ではなく、人を頼る事・内省をして切り替える事・有言実行する事を少しずつ学んでいった。当該生徒との面談、親子参加ケース会議、子ども家庭センターとの連携を組み合わせながらその後の経過をモニタリングしている。

（３）成果

過酷な成育歴・虐待の世代間連鎖に影響され、絶望や諦めに一時的にとらわれたとしても、踏みとどまって今ある可能性・これからの希望を見出す力が芽生えつつある。当校の職員はもちろん、子ども家庭センターとも連携して「チーム吹田」となって支援を展開してきたことで、当該生徒の他者不信・防衛としての暴力が、他者への信頼・自己受容に基く発信・チャレンジに変わりつつある。

尼崎市教育委員会

【１】取組内容＜令和５年度＞

（１）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

＜研修対象＞

ＳＳＷ、教育委員会事務局関係職員、福祉局関係職員、教員を対象にＳＳＷ連絡会や事例検討会を開催

＜研修頻度及び内容＞

- ・ＳＳＷ連絡会は年間３回（ＳＳＷを活用した校内支援体制について、事例検討、事例発表など）
- ・事例検討、ＳＶ研修は、毎月開催。
- ・児童福祉分野、保健分野、心理分野、法曹分野の４名のＳＶからの各専門分野の研修と事例へのスーパーバイズ

（２）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

・「スクールソーシャルワーク活用ハンドブック」を策定し、指針とするとともに、活用のねらいやＳＳＷの職務内容などを、配置校や小中学校長会・教頭会で周知している。

- ・配置校においては、実施計画書・実施報告書を作成し、チーム学校による校内支援体制の構築に向けＳＳＷと協働した。
- ・配置校担当者会にて、ＳＶによる効果的なＳＳＷの活用法についての研修を実施した。

（３）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・１０名のＳＳＷを１７中学校区（幼稚園・小学校・中学校）、３高校に配置し、拠点巡回方式で対応し、小中一貫した切れ目のない支援体制を敷いている。
- ・その他の学校については派遣方式で対応している。

（４）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

＜課題の概要＞・全中学校区へのＳＳＷ配置が実現できていないこと

＜課題の原因＞・本市に勤務するＳＳＷの人員不足

②課題解決に向けた取組内容

- ・ＳＳＷの増員。９名から１０名へ増員した。

③成果

- ・学校での認知度が向上し、学校や福祉分野と協働してケースに丁寧に関わることができた。
- ・継続的な学校配置により、校内支援体制の構築へ参画できた。
- ・全中学校区への配置を継続実施することができた。

【２】対応事例＜令和５年度＞

＜不登校＞

（１）学校の概要

①学校の種類（中学校）

②児童生徒数 約 750 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（拠点校方式）

配置方法（年 40 週/週 1 回/1 回あたり 6 時間）

（２）対応内容

①課題の発見

中２生徒。１年生のときから不登校。小学校の時にいじめにあったことをきっかけに私立中学校を受験する。しかし、私立中学校において不登校となり、公立中学校に転入してきたが、不登校のまま経過しているケース。

②学校内での方針の検討

本人の「自分は生きている意味がない」などの発言から、自己肯定感の低さと自死リスクも認められた。また、1年時から全く学校に来ていないことをふまえ、まずは家庭訪問により、本人の状況を確認していく。また、家庭での受容が低く心理的なサポートが望めないことや、本児の人に見られるのが怖いため外にも出れないという意思を尊重し、繋がりをつくっていく。

③支援の実施

- ・ S S W の家庭訪問から始め、徐々に担任も家庭訪問に同行する。
- ・ S S W を中心に、家庭の人間関係の悩みや親とのトラウマ的な話を傾聴し、エンパワーメントアプローチで支えていく。

④経過観察

家庭訪問で1時間ほど面談できるようになり、S S Wと一緒に公園にでかけることができるようになる。また、面談の中で冗談を言って笑い合うことができるようになった。長期休業中は、担任が家庭訪問し学習にも取り組むことができた。

(3) 成果

S S W の関わった不登校ケース件数 304 件

うち、S S W が関わったことにより解決した又は支援中であるが好転した件数 90 件

S S W が継続して関わっている件数 93 件

<いじめ>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類 (小学校)
- ②児童生徒数 約 750 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態 (派遣方式)
配置方法 (1 回あたり 3 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

小学校高学年児童。母親からの訴えと児童からの聞き取りにより、事態を把握する。加害者とのトラブルが続いていたが、下校時に複数人から衣服を引っ張られ着衣の乱れがあったことで問題が表面化したケース。

②学校内での方針の検討

校内支援体制を見直し、本児への継続的な支援を学校全体で取り組む必要性を確認する。本児に対しては、日常生活からソーシャルスキルワークを取り入れた人との関わり方や、学習環境や生活環境の調整をすることで問題の解決に向かうことを確認する。また、母親の不安が強い状態であるため定期的な家庭連絡を継続する。

③支援の実施

- ・ スクールカウンセラーによる本児と母親への心のケア。
- ・ 児童に対して、犯罪につながる行為についての講話を少年サポートセンターに依頼し、命の大切さの授業を養護教諭が行うなど学年や学校全体への啓発を行う。
- ・ S S W と母親の繋がりをつくり、育てにくさの共有や中学校進学に向けての不安解消のサポートをする。

④経過観察

本児は、毎月のカウンセリング後は安心した表情で教室に戻ってきており、担任との面談の中で、加害者への恐怖心が消え、謝罪も受け入れていること、新しい友達ができただけで学校生活が楽しくなったことなどを話す。その様子を家庭連絡することで、母親の態度も少しずつ柔らかくなった。S S W や S C などの他職種連携の中で学校への信頼を取り戻すことができ、中学校進学に向けての相談もすすめることができた。

(3) 成果

S S W の関わったいじめ等のケース件数 61 件

うち、ＳＳＷが関わったことにより解決した又は支援中であるが好転した件数 １３件

ＳＳＷが継続して関わっている件数 ４１件

<虐待>

（１）学校の概要

①学校の種類 （ 小学校 ）

②（小学校）児童数 約 700 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（巡回方式）

配置方法（年 40 週/週 1 回/1回あたり 3 時間）

（２）対応内容

①課題の発見

小学校中学年児童。母親が統合失調症であり、家庭の中での暴言があり心理的虐待のケース。担任が家庭訪問するが会えず、本児の様子を確認することができない。今は成人している姉の不登校をきっかけに、本市に転居してきた。家から出れないと本児は言っており不登校状態でもあるケース。

②学校内での方針の検討

教育相談カウンセラーとのつながりが途切れている。家庭環境の安定には、母親の精神的な安定が必要だが、父親の支えや理解を得られない状況。ＳＳＷ、児童ＣＷ、教育委員会、教育カウンセラー、小中学校によるケース会議にて、父親へのアプローチの必要性を共通認識し、父親を支えることで家庭支援につなげる方針が決まった。また、母親へは家庭訪問による支援を中心にしていく。

③支援の実施

・ＳＳＷが父親との面談の中で、現状をどう感じているか、どうしていきたいかの聞き取りをすることができた。また、ＳＳＷの父親への共感的アプローチから、母親の精神疾患への理解を促すことにつながった。

④経過観察

ＳＳＷと定期的な連絡を取ることができるようになったことから、父親と担任との面談へと繋がり、児童の登校状況の改善が見られるようになった。児童ケースワーカーに家庭訪問による母親の支援、ＳＳＷは父親への支援、学校では児童が安心して過ごせるよう配慮するなど、役割分担を明確にすることで、チーム学校として継続的な支援体制で家庭と関わっている。

（３）成果

ＳＳＷの関わった虐待ケース件数 １２８件

うち、ＳＳＷが関わったことにより解決した又は支援中であるが好転した件数 １７件

ＳＳＷが継続して関わっている件数 ９８件

<貧困>

（１）学校の概要

①学校の種類 （ 中学校 ）

②児童生徒数 約 350 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（拠点校方式）

配置方法（年 40 週/週 1 回/1回あたり 6 時間）

（２）対応内容

①課題の発見

中２男子。母子家庭。家庭での食事を取れておらず、睡眠不足により教室で何時間でも寝てしまうことが頻発する。また、腹

痛を訴え何時間もトイレに籠るなどの体調の心配も見られる。遅刻が多く、不衛生な身なりでいることが多く、養育環境が不安定なケース。母親と全く連絡がとれない

②学校内での方針の検討

校内支援会議にて、学校のニーズを確認する。本児の放課後の居場所をつくり生活の安定へと繋げること、病院への通院を促すことを方針とすることとした。

③支援の実施

個人懇談会にＳＳＷも入ったり、こども食堂へ担任・母親・本人・ＳＳＷとで出向き一緒に食事をしたりするなどの関わりを重ねる中に、放課後デイサービスの利用へと繋げることができた。居場所支援をする中に、本児の身なりへの生活サポートや、療育的なサポート等、福祉的な支援へとつながった。

④経過観察

本児と会話ができるようになり笑顔が増えた。地域課や社会福祉協議会と連携することで、本児は子どもの活躍する場所や社会での繋がる場に参加するようになった。

（３）成果

ＳＳＷの関わった貧困ケース件数 ３５件

うち、ＳＳＷが関わったことにより解決した又は支援中であるが好転した件数 ５件

ＳＳＷが継続して関わっている件数 ２５件

<発達課題>

（１）学校の概要

①学校の種類 （ 中学校 ）

②児童生徒数 約 ３５０ 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 （ 拠点校方式 ）

配置方法 （ 年 ４０ 週/週 １ 回/１回あたり ６ 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

中２女子。小学校５年生から不登校傾向、リストカットがあり、ささいなことに被害的な受け取りをする。母親は精神疾患があり自己破産している。また、本児は学校へ登校しても帰り渋りがひどく学校も対応に苦慮しているケース。

②学校内での方針の検討

校内での情報共有をもとに、校内での居場所づくりを進める方針をたてた。また、医師によるＳＶケース検討では、発達の課題についてアセスメントを行うことで多面的に本児を見取ることにつながった。

③支援の実施

校内のスペースを選択でき、過ごし方を自分で決められる環境を整備した。そのため、臨機応変に本児のしんどさに合わせた支援を行うことができた。また、訴えてくることに耳を傾ける等、職員全体で関わることもできた。

④経過観察

母親は、ＳＳＷの関わりの中で、本児の頑張りや困り感を伝えると素直に受け取ることができるようになった。本児は、様々な人との関わりを通して、高校受験に向けて目標をもって頑張る姿が見られるようになった。

（３）成果

ＳＳＷの関わった発達障害等に関するケース件数 ２９７件

うち、ＳＳＷが関わったことにより解決した又は支援中であるが好転した件数 ６９件

ＳＳＷが継続して関わっている件数 ２１５件

姫路市教育委員会

【１】取組内容＜令和５年度＞

（１）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

（対象）

配置する全てのＳＳＷ（１９名）

（目的）

幼児児童生徒の問題行動等の未然防止及び早期対応・早期解決、相談体制の充実等を図るために配置しているＳＳＷについて、学識経験者（大学教授）を招聘し、講義及び指導・助言を受けることにより、学校への多面的な支援を行うための専門性の向上を図ることに資する。

（内容） 本市のスーパーバイザーである学識経験者（大学教授）による講義及び指導・助言

（実施時期） 全体研修：年１回（１０月）、スーパービジョン：年３回（７月、１１月、１月）

（２）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

全ての学校園に、ＳＳＷの具体的な活用方法を記した「教職員向け資料 スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）の活用について」を配布し、教職員への理解促進を図っている。

拠点校においては、ＳＳＷが配置目的や活用方法等について全教職員対象に研修等を実施している。また、連携校園においては、ＳＳＷが年度当初に訪問し、全教職員に周知を図っている。加えて、ＳＳＷが作成した「スクールソーシャルワーカーだより」を、教職員や保護者向けに配布し、周知している。

（３）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

ＳＳＷが各学校で対応した年間の相談件数をもとに、各校区の課題を分析するとともに、校区の児童生徒数やいじめの認知件数、不登校児童生徒数等を総合的に判断し、重点配置校や配置時間数等を決定している。

（４）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

＜課題の概要＞

- ・ＳＳＷによる継続的な支援が困難である。
- ・ＳＳＷの勤務時間数が不足している。
- ・ＳＳＷの人材確保及び資質、能力の向上。

＜課題の原因＞

- ・ＳＳＷを配置している半数以上の学校で、勤務形態が２週間に１日となっている。
- ・相談件数の増加に伴い、相談者への支援や関係機関との連携に要する時間も増加している。
- ・経験年数の少ないＳＳＷが勤務している。

②課題解決に向けた取組内容

- ・学校の現状や相談件数を踏まえ、必要な学校については月３回の配置ができるよう、関係部署へ要望した。
- ・学校内での連携が効率的に行えるよう、各ＳＳＷが教職員向け研修を実施したり、「スクールソーシャルワーカーだより」を発行したりした。
- ・ＳＳＷの募集について、市ホームページに掲載するとともに、関係大学に周知した。
- ・研修会や連絡会において、各ＳＳＷが対応に苦慮した事案や好事例を共有したり、市の福祉部局の担当者を研修講師に招聘したりするなど、資質、能力の向上や関係部署との連携強化に資する内容にした。

③成果

- ・年間相談件数については、Ｒ４の６２２２件からＲ５は６５８９件と、約１．０６倍となった。

・年間の面談者数の内訳をみると、R 4に面談した保護者数がのべ592名、R 5がのべ742名となっており、約1.25倍と増加している。また、このうち、連携校園でのR 4の保護者との面談が207名、R 5の保護者との面談が408名となっており、約2倍という結果となった。SSWが保護者と面談するケースが増えており、保護者と適切な関係機関をつなぐケースも増えてきている。

・研修会や日々の業務の中で、SSWと福祉部局の担当者の連携が深まり、児童生徒や保護者への効果的な支援につながった。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類（ 中学校 ） ②生徒数 約700名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）・配置方法（ 年28週/週1回/1回あたり7時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

本生徒は、心理的に不安定な生徒である。年度初めに、教員が勤務を終え、帰宅しようとしたところ、学校の非常階段に座っている本生徒を発見したため、事情を聴いた。

②学校内での方針の検討

聴き取りの結果、本生徒が普段より不安定な状態であったため、保護者へ引き渡した。また、保護者との協議の中で、病院の受診等、専門機関へつなげていくことになった。

③支援の実施

学校は、本生徒と定期的に面談を行っていたSSWと本事案の対応について再度、検討した。SSWが本生徒の保護者との面談を実施し、家庭と学校で連携をとることについて、保護者と確認することができた。

④経過観察

本生徒については、心療内科を受診後、入院の措置が取られた。現在は無事に退院し、登校できている。

（3）成果

不登校生徒数約40名 うち、SSWが関わったことにより登校する又は登校できるようになった生徒数1名
SSWが継続して関わっている生徒数3名

＜いじめ＞

（1）学校の概要

①学校の種類（ 中学校 ） ②生徒数 約700名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）・配置方法（ 年28週/週1回/1回あたり7時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

本生徒の保護者より、「複数のクラスメートからいじめを受けている。本人が学校へ行きたくないと言っている。」と訴えがあった。

②学校内での方針の検討

S S Wを含めたいじめ対応チームで本事案を協議し、まずは複数の教員で家庭訪問を行い、次にS S Wが本生徒や保護者と面談し、状況把握と真意の確認を行うこととなった。

③支援の実施

S S Wが、本生徒への聴き取りや保護者との面談を行った結果、本生徒が学校へ行きたくないと言った理由は、いじめが直接の原因ではなく、進学等、学習への不安や悩みが主であることが分かった。

④経過観察

本生徒の保護者からは、「学校が丁寧に対応してくれたことが解決に結びついた、感謝している。」と話があり、現在、本件は解消し、本生徒は登校している。

(3) 成果

不登校生徒数約40名　うち、S S Wが関わったことにより登校する又は登校できるようになった生徒数1名
S S Wが継続して関わっている生徒数1名

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類（中学校）　②生徒数　約500名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（拠点校方式）・配置方法（年28週/週1回/1回あたり7時間）

(2) 対応内容

①課題の発見

本生徒から養護教諭に対し、母親からの殴打による身体的虐待や言葉による心理的虐待の訴えがあった。

②学校内での方針の検討

養護教諭からの報告を受け、学校は本生徒についてS S Wを交えた生徒指導委員会を行い、対応について協議した。今後の方針としては、本生徒への面談や市の福祉部局と連携を図ることが決まった。

③支援の実施

S S Wは、本人との面談、市の福祉部局への情報提供、教員への対応についての助言を行った。また、きょうだい（本生徒の兄弟）が在籍する連携小学校への情報提供や教員による家庭訪問への同行、担当S Cとの連携を行った。

④経過観察

後日、本生徒が「家に帰りたくない。」と訴えたことから、一時、児相による保護となったが、現在は家庭復帰している。現在、学校と関係機関と連携しながら、本生徒への見守りや家庭への働きかけを続けている。

(3) 成果

不登校生徒数約30名　うち、S S Wが関わったことにより登校する又は登校できるようになった生徒数1名
S S Wが継続して関わっている生徒数6名

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類（中学校）　②生徒数　約200名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（拠点校方式）・配置方法（年28週/週1回/1回あたり7時間）

（２）対応内容

①課題の発見

本生徒は以前より、学用品が揃えられない、諸費納入が遅延する、衣類が不衛生であるなどの状況にあり、養育環境が危惧されていた。

②学校内での方針の検討

学校は、市の福祉部局と連携を図りながら、対応を検討してきたが、具体的な家庭への支援にはつながっていなかった。

③支援の実施

具体的な家庭への支援につなげるために、ＳＳＷを含めた教職員、市の福祉部局の担当者及び保護者で面談を実施した。その結果、食糧支援や訪問ヘルパー等の支援が開始されることとなった。

④経過観察

ＳＳＷの働きかけにより、学校、福祉機関、保護者の間で、情報共有等の連携がスムーズに行われるようになったが、まだ保護者の養育力には課題があるため、今後も生徒の家庭環境を整える支援を続ける必要がある。

（３）成果

不登校生徒数約２０名　うち、ＳＳＷが関わったことにより登校する又は登校できるようになった生徒数１名
ＳＳＷが継続して関わっている生徒数９名

<ヤングケアラー>

（１）学校の概要

①学校の種類（ 中学校 ）　②生徒数　約２００名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）・配置方法（ 年28週/週1回/1回あたり7時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

本生徒は、きょうだいの子供の保育園への迎えや食事の世話、入浴など、親に代わってきょうだいの面倒を見ている。本生徒はそれを負担に感じており、ヤングケアラーの懸念があった。

②学校内での方針の検討

本生徒は、きょうだいの世話を負担に感じながらも、世話をしたことを感謝されることに喜びを感じていることや、学力が低く、発達障害の可能性もあることから、本人の特性に配慮しながら、本人への支援とともに、保護者への働きかけが必要だと判断した。

③支援の実施

まず、ＳＳＷが本人と面談し、思いや生活状況を確認した。その中で、本人に心理的な不安定さが見られたこともあり、ＳＣも交えて、学校全体で支援会議を行った。その後、ＳＳＷは母とも面談し、本人や家庭への支援に向けた関係機関との連携について、丁寧に説明した。

④経過観察

現在は、家庭と関係機関がつながることができ、本人や保護者への支援が始まっている。今後もＳＳＷやＳＣ、関係機関と密に連携を図り、チーム学校として支援を続けていく。

（３）成果

不登校生徒数約２０名　うち、ＳＳＷが関わったことにより登校する又は登校できるようになった生徒数１名
ＳＳＷが継続して関わっている生徒数８名

西宮市教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ・ S S Wの更なる資質向上に向けて、月1回 S S W連絡会議を行い、その中で研修の機会を設けた。また、社会福祉士、臨床心理士の資格を持つスーパーバイザーより、年に6回のスーパーバイズを受けた。
- ・ S S W連絡会議では、それぞれの S S Wが各月の活動内容を報告し合い、成果と課題を明確にした上で、それぞれの事案について対応を検討した。また、スーパーバイザーより、各事例の対応やケース会議の持ち方、学校との連携の仕方、保護者対応等についてスーパーバイズを受けた。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・ 校長会や生徒指導担当者会等で、西宮市スクールソーシャルワーカー派遣事業実施要領に基づき、趣旨や勤務形態、職務内容、学校現場からの派遣要請等について説明を行い、周知を図った。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・ 西宮市教育委員会 学校保健安全課 学校問題解決支援チームの一員とし、市内各中学校区に拠点校配置した。学校だけでは解決が困難な事案に対して、専門的な知識・技能を生かして子供たちの置かれた環境に働きかけ、必要な支援を行うことで、問題の未然防止、早期対応、早期解決を図った。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

- ・ 教職員との円滑な協働体制の確立のため、教職員における更なる制度の周知や理解が必要である。
- ・ 様々な環境要因からくる不登校や、連絡が取りにくい家庭の増加、虐待やネグレクトが疑われる家庭や保護者が学校の取組みに理解を示さない事案の増加が顕著である。また、発達に課題が見られる児童生徒の増加も原因となる。

②課題解決に向けた取組内容

- ・ S S Wと教職員とのより良い協働体制の確立に向けて、事案に対する S S Wを含む組織的な学校体制づくりと福祉担当部署等、関係機関との積極的な連携を図った。さらに、S S Wの資質向上に向けた研修機会の更なる充実のため、各校で開催される生徒指導部会や教育相談部会等への積極的な参加、助言を行った。
- ・ 生徒指導担当者会等で、趣旨や活動内容、学校現場からの派遣要請等について説明を行い、S S Wの役割や活用、教職員と S S Wとの協働について更なる周知を行い、その機能や役割について理解を深めた。

③成果

- ・ 管理職とともに、生徒指導担当者も S S Wへの窓口となり、様々な事案の早期対応に向けて初期段階での介入を図ることができた。また、関係機関との迅速な連携や保護者との連絡や相談を S S Wが担うことにより、教職員の負担軽減につながった。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 686 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（ 年 48 週/週 1 回/1 回あたり 7.5 時間 ）

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・小学生の女兒について担任より相談が入る。以前より行き渋りで30分くらい癇癢をおこし遅刻が増え、欠席が続いている。母も対応に苦慮している。自閉症の診断があり、苦手な科目についての拒否感が強いこと、偏食により給食がほとんど食べられない日がある。

②学校内での方針の検討

- ・母とSSWが面談し、家庭での様子や状況を聞き取る。学校での過ごし方の見通しが不明なことでの不安の軽減や、しんどくなった際に過ごす場所をあらかじめ本人と決めておくことなどを校内で共有した。

③支援の実施

- ・母とSSWが面談。本人の特性の理解、関わりや対応（ペアトレ）について学ぶ場を紹介した。本人が話をできる場としてSCを提案、紹介をする。その後も母はSSWと面談、児童はSCと定期的な面談により役割分担を行い、担任等と情報共有しながら関わることで学校での対応についてその都度検討を行った。

④経過観察

- ・母は本人への関わりについて学ぶことで本人理解が進み対応も変わり、本児が癇癢を起すことも減少。学校では担任の丁寧な関わりにより本児も気持ちを伝えることができるようになり、参加が苦手な授業は別室で対応、給食は事前に担任と相談し保健室や別室で見守りのもと対応することとなった。そのことを校内で共有し、声掛けが増えることで本人の安心につながったのか、ほぼ欠席はなくなり教室で頑張る姿が多くみられた。

(3) 成果

- ・母との面談をSSW、本人はSCと役割分担しながら担任等と情報を集約しながら支援方法について検討することができた。別室をこの児童に限らず教室で過ごしづらい児童の居場所としてその後も活用している。

<いじめ>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 823 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (年 48 週/週 1 回/1 回あたり 7.5 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・特定の児童とトラブル多発。その都度担任が対応していたが、保護者がいじめと訴えた。加害者と会いたくない、会わせたくない、と登校しにくくなり、母は仕事を辞めて本人に付き添う。

②学校内での方針の検討

- ・いじめ対策委員会を開催。本人、保護者に別室・保健室・放課後登校、オンラインなどを提案。本児が安心して過ごせるよう、校内体制の充実を図る。

③支援の実施

- ・本人が別室登校を希望。別室に入ってしまうと母以外の大人とも過ごすことができる。別室から自分のクラスが見えるので慣れてくると手を振り、数人に別室に来てもらい関わられるようになった。その間、だ

れが来て良いかなど、保護者ケース会議や子ども作戦会議を欠かさず実施した。

④経過観察

- ・継続的に保護者ケース会議、子ども作戦会議を実施するなかで、本人とその都度ルールを決め、徐々に本人のハードルが下がり、母の見守りや空き教師の配置で、教室へ入れる時間が増える。

(3) 成果

- ・早期に対応したことで、別室登校を続け、2学期の終わりには母が見守る中、教室復帰できた。3学期から一人で登校している。保護者ケース会議、子ども作戦会議を定着させることで、学校のSSW理解も深まった。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 337 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (年 48 週/週 1 回/ 1 回あたり 7.5 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・入学前から要対協管理であったため、見守り対象となっていた。(父から本児及び兄弟に身体的な暴力があるとの情報)

②学校内での方針の検討

- ・担任による本児への見守り及び母と学校との関係づくりを進める。

③支援の実施

- ・母から学校に「父の暴言に悩んでいる」旨の相談があったことをきっかけに、SSWと母がつながる。

④経過観察

- ・SSWと母が面談し、家庭で起こっていることを把握。母の相談に寄り添う形で関係づくりを行い、本児の見守りを継続して行う。

(3) 成果

- ・母とSSWがつながったことで、要対協が把握していた虐待の表面的な事象(父から本児への暴力)だけでなく、家庭内の関係性を細かく把握することができた。そのことで、今後の支援の方向性もみえてきた。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 809 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (年 48 週/週 1 回/ 1 回あたり 7.5 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・以前から、本人の祖母より相談を受けていた担任やＳＣが、本人の母親が心身状況悪化により仕事を休んでいること、祖母自身の協力が今後事情により出来なくなると聞き、福祉的な支援が必要ではないかと管理職や生徒指導教諭に相談したことで、ＳＳＷに相談入る。

②学校内での方針の検討

- ・校内支援委員会等で不登校生徒としてあがっていた生徒であり、不登校支援を担当中心におこない、放課後登校や家庭訪問、ＳＣ相談などで対応していたが、家庭状況の変化に気づき、ＳＳＷ交えたケース会議をおこない、福祉的支援と登校支援の両輪支援が必要と方針をたて実行した。

③支援の実施

- ・担任やＳＣから保護者（祖母・母親）にＳＳＷ紹介、母親との面談、家庭訪問などを通じ、現状把握（困りごと、家族の状況、今後について）など事実確認と必要な福祉的支援について提案。校内では情報収集した内容を共有、すでに困窮状況にあり急ぎ支援介入すべきでリスクが高い家庭ではないかとアセスメントした。また本人は、登校出来ていないことや学習についていけないこと、今後の生活の心配など困っている状況と判断し、今後学校が出来ること（登校支援、学習保障等、要対協相談）、ＳＳＷが担うこと（子ども食堂の弁当配達支援、フードバンク紹介、生活困窮者支援事業所への同行支援）をおこなった。

④経過観察

- ・本人は学校や生活困窮者支援の学習サポートを受け、放課後登校など頑張っており、高校進学に意欲もみられ、以前に比べ表情が良くなった。母親は仕事を辞め治療に専念、子ども食堂の配食弁当利用や生活困窮者支援の担当者の協力により、生活保護を受給し経済的な安定につながった。

（３）成果

- ・経済的な問題は表面に出にくく相談しづらいが、学校が家庭状況の変化に気づき、福祉サポートが必要と判断しＳＳＷにつないだことで、現状の把握や緊急性の判断など必要なサポートにつなげることが出来た。同時に本人への不登校支援を、複雑な家庭環境を理解した上での声掛けなどにより、少しずつ改善し表情もよくなっていることが成果としてあげられる。

<ヤングケアラー>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 中学校 ）

②児童生徒数 840 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（ 年 48 週/週 1 回/ 1 回あたり 7.5 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

- ・小学校や要対協との共有の中で、継続して見守りをしていた。中学校でも登校が滞りがちになり機会をとらえて本人の話を聞く中で、精神的に不安定な母親の愚痴を聞いたり家事を担ったりしていることを把握した。

②学校内での方針の検討

- ・校内ケース会議を実施した。サポートルームで過ごしたり、学年主任や教育相談担当が空き時間に個別対応したりしながら生活状況を把握する。本人の願いや希望を聴く中で、要対協とも連携し支援を考える。積極的な登校刺激は控え、本人のペースでの登校を目指す。

③支援の実施

- ・①校内サポートルームの活用。②本人が登校しやすい時限に登校するプランを本人・教師・ＳＳＷで話し合った。③教育相談担当教諭、ＳＳＷ、家庭児童相談室ＣＷと女子会と称する「聴く機会」を定期的に持った。④家に居づらかったり学校にも登校意欲が湧かなかったりする時に過ごせる「居場所」に繋げた。

④経過観察

- ・「居場所」が気に入り、開所日は毎日利用するようになった。登校しない時間帯をそこで過ごし、大学生に学習をサポートしてもらったり夕飯をそこで食べたりして安心して過ごせる場所ができた。スタッフや他校の生徒と交流し人とのつながりが広がった。ＳＳＷやＣＷに話す中で、母親とうまく距離を取り自分の生活を楽しむ余裕が出てきたと感じている。将来は美容系の仕事をしたい、登校のことが気になるなど自分の困りごとを大人に話せるようになった。

(3) 成果

- ・「(困っていることやしてほしいことは) 特にない」とはぐらかす生徒も、本当は学校のことがとても気になっていることや話を聞いてほしいと思っていることを校内で再認識した。家庭児童相談室と連携し、学校と家庭生活両方のサポート体制ができた。

明石市教育委員会

【１】取組内容＜令和５年度＞

（１）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

全ＳＳＷを対象とした連絡協議会（研修含む）を５回実施。

第１回：オリエンテーション

明石市の概要、教育委員会児童生徒支援課の業務内容と市内小中学校児童生徒の現状等
ＳＳＷの業務、活動に関する事務手続き、活動報告関係記入上の注意

第２回：講義

「市のヤングケアラー支援の取組について」

講師：明石市ヤングケアラー支援チーム事務局

第３回：講義

「市の精神保健の業務内容と役割について」

講師：あかし保健所 相談支援課

事例検討

第４回：情報交換

- ・ＳＳＷの活動実績について
- ・ＳＳＷ実践スタンダードを使用した事例検討

オブザーバー：播磨東教育事務所ＳＳＷ

第５回：講義

「子どもの権利保障とスクールソーシャルワーク」

講師：桃山学院大学 金澤 ますみ 准教授

（２）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

年度当初に各配置のＳＳＷが担当校の小中学校において、「明石市ＳＳＷの配置・活動についての資料」を持参し、ＳＳＷの活動について管理職に説明し、併せてＳＳＷについての研修の提案を行っている。

（３）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

ＳＳＷは中学校区の配置で、校区内の小学校も派遣対象校として担当。小中を担当することで、きょうだいの情報収集や支援が効果的に進められている。

（４）スクールソーシャルワーカーの活用にあたっての課題とその原因等

①課題とその原因

ＳＳＷの活用の理解が進むにつれて、支援対象ケース数も年々増加し、限られた勤務時間では、その対応の時間数等が不足している。研修時間の確保も課題である。

②課題解決に向けた取組内容

ＳＳＷの業務時間の拡充を要請することや、支援対応の工夫などの提案を行っている。

③成果

少しずつではあるが、ＳＳＷの配置人数や業務時間等の拡充は着実に進んでいる。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

- ①学校の種類（中学校）
- ②児童生徒数 約400名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（拠点校方式）
配置方法（年43週/週1回/1回あたり7時間）

（2）対応内容

①課題の発見

ひとり親家庭で、教育支援センターに数回通うが、経済的なことを理由として通所ができず、不登校が継続していた、今年度、前SSWより引継ぎをうけたケース。

②学校内での方針の検討

以前にも校内外関係者でケース会議を行うが、有効な手立てがなく、膠着状態にあった為、まずは家庭との関係構築や、居場所としての学校の環境調整を行うことの検討を重ねた。

③支援の実施

関係機関と密に情報共有をし、協働して継続的な家庭訪問を行い、またサービスの提案、提供等行うとともに、ケース家庭との関係構築を図った。

別居している保護者とも、関係機関との連携を通じて関係を構築し、不登校の改善について、保護者や関係機関とともに方向性を共有。それを踏まえたプランを策定し、支援を行った。

当該児童とも関係を作り、通学準備（制服の貸し出し等）を整える中で、タイミングを計りながら登校に同行し、また本児の様子を観察しながら、学校での過ごし方についても細やかに環境調整を行った。

④経過観察・成果

全欠状況であったが、別室登校が出来るようになり、通級のサポートも受けることが出来た。登校が継続できるように、家庭へのサポートも併せて、支援中である。

＜虐待＞

（1）学校の概要

- ①学校の種類（中学校）
- ②児童生徒数 約700名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（拠点校方式）
配置方法（年43週/週1回/1回あたり7時間）

（2）対応内容

①課題の発見

前年度に夕食を食べていないという発言があったこと、匂いや持ち物の汚れ、表情の暗さなどが見られた為、前任SSWに学校から介入依頼があり、今年度引継ぎを受けたケース。

②学校内での方針の検討

学校と情報共有やケース会議等行い、本児が学校に安定して通い、昼食をとることが出来るように、学校の受け入れ態勢を中心に、支援の方針等を随時共有しながら支援を行った。

③支援の実施

学校に保護者や本人、家庭の状況の理解を促すなどのコンサルテーションを実施し、学校で昼食をとることが出来るように、環境調整を行った。課題に係る関係機関との情報共有を行った。

④経過観察・成果

関係機関と家庭の状況を情報共有することにより、保護者と連絡を取れる機会が増え、家庭の状況を確認することができるようになった。

不登校になり、日中家で食事を取れない状態が続いていたが、環境調整や学校の本人理解が進んだことにより、欠席も断続的にあるが、昼食をとれるようになった。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類（中学校）

②児童生徒数 約900 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（拠点校方式）

配置方法（年43週/週1回/1回あたり7時間）

(2) 対応内容

①課題の発見

小学校時より不登校状態にあり、中学校進学後も1年生の5月より全欠が継続している。保護者と連絡が取れなくなった為、SSWに学校から介入依頼があったケース。

②学校内での方針の検討

学校と情報共有やケース会議、コンサルテーションを行い、また関係機関との情報も踏まえて、支援の方針等を随時共有しながら支援を行った。

③支援の実施

担任と保護者とで連絡を取ることにについて、後方支援としてのコンサルテーションを行い、担任の家庭訪問に同行した。家庭の状況の把握や保護者の支援者に対する不信感が払拭されるよう心理的サポートを実施。保護者に必要な福祉サービスなどの情報提供や、関係機関との情報共有も行った。

④経過観察・成果

保護者の学校や支援者への不信感が軽減され、不安定ではあるが担任と保護者とが連絡を取れるようになった。助成・奨学金の情報などと共に進路相談にのることにより、卒業後の進路に意識が繋がった。生活保護受給に抵抗を示していたが「一時的に助けを得るため」と納得し家庭の経済状況が改善した。

奈良市教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ・個別のＳＷを１８回行い、グループでのＳＷを年間２回実施した。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・ＳＳＷの役割や業務、活用方法についてのガイドラインを策定し、全教職員がいつでも確認できるようデータでの共有を行っている。
- ・ＳＳＷを配置した学校には、指導主事とＳＳＷが学校に出向き、配置についての説明並びに研修を行った。
- ・市内小中学校それぞれの生徒指導部会にＳＳＷ自らが参加し、職務や役割について周知した。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・１人が２つの学校を受け持つ形で、小学校３校、中学校１校に配置した。
- ・ＳＳＷの趣旨を理解し、積極的な活用実績のある学校に配置をした。
- ・その他の学校については、教育委員会事務局に配置している派遣型ＳＳＷで対応した。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

- ・ケース会議の進め方やスクールソーシャルワーカーとの連携方法を学校に周知する機会が少なく、効果的にケース会議を実施することができなかった。また、継続してケース会議を実施することができないものが多くあった。

②課題解決に向けた取組内容

- ・管理職や生徒指導主事、教育相談コーディネーター等にケース会議に関する研修を行い、各学校で積極的にケース会議をおこなってもらった。
- ・学校に対して、ケース会議の実施を積極的に提案し、その効果や必要性を実感してもらう。

③成果

- ・配置型については、年間を通して勤務することで、学校の様子を詳しく知ることができたこと。また、教職員との人間関係が構築され、ＳＳＷへの相談がしやすくなり、ケース会議の実施に向けてスムーズに進められたこと。
- ・派遣型については、学校のケース会議に参加することで福祉的な視点から提案をしたり、様々な関係機関とのつながりを支援したりすることができたことで、学校のＳＳＷに対する信頼が高まった。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ・ 中学校 ・ 義務教育学校 ・ 高等学校 ・ 中等教育学校 ・ 特別支援学校 ）

②児童生徒数 269 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 単独校方式 ・ 拠点校方式 ・ 派遣方式 ・ 巡回方式 ）

配置方法（ 常駐 ・ 年 52 週/週 1 回/1回あたり 7.75 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

- ・欠席・遅刻が多く、放課後や登校奨励時の電話もつながらない。昨年度、勉強をしたくなくて登校渋りがあった。母の困り感はなく、このままだと不登校になるのではないか。

②学校内での方針の検討（ケース会議の実施）

- ・本人は、学校や友達が嫌いなわけではない。
- ・本人、母の想いを聞く。
- ・母は本当に困り感がないのか確認する。本人に関して困り感があれば、関係機関につなぐことができる。

③支援の実施

- ・懇談時に母に話を聞いた。本人には学校に行って欲しいと思っているが家のことにはあまり触れて欲しくなさそうであったため、困った時につながれる場所としてS CとS S Wを紹介した。また、欠席の連絡がない時は家庭訪問を行い本人の様子を伺うことを確認した。

④経過観察

- ・連絡なく欠席した時に、担任が家庭訪問を行ったことで、本人や母とのつながりも以前より強くなった。

（３）成果

- ・本人：遅刻はするが、登校するようになった。
- ・母：欠席の連絡を学校にするようになった。

<いじめ>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ・ 中学校 ・ 義務教育学校 ・ 高等学校 ・ 中等教育学校 ・ 特別支援学校 ）

②児童生徒数 36 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 単独校方式 ・ 拠点校方式 ・ 派遣方式 ・ 巡回方式 ）

配置方法（ 常駐 ・ 年 52 週/週 2 回/1回あたり 7.75 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

- ・小学校時は特別支援学級に入級していたが、退級し中学校に入学してきた。中学校入学後にトラブルが起るが入級していたことを周囲に知られたくないため、本人の特性を周囲の生徒が理解できず、トラブルが収束しないことから、いじめにつながった。

②学校内での方針の検討（ケース会議の実施）

- ・本人の特性が理解されにくいことから、本人が風当たりの強さを感じている。
- ・本人の特性を周囲の生徒にどのように伝えるか、また本人への支援を本人と保護者に確認しながら行っていく。

③支援の実施

- ・本人に友達が嫌だと感じていることについて、自身で理解し、解決できるように伝えていく。
- ・生徒同士の関わり方について、教職員間で共通理解し、見守る。

④経過観察

- ・以前の学校との文化の違いや生徒同士の関わりについて、事あるごとに伝え、見守りを続けた。
- ・本人の支援について保護者と話をした。

（３）成果

- ・少しずつではあるが、本人の行動を周囲はどのように感じているかを本人が理解している。
- ・周囲の生徒も本人の特性や距離感を理解してきている。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校 ・ 中学校 ・ 義務教育学校 ・ 高等学校 ・ 中等教育学校 ・ 特別支援学校)

②児童生徒数 386 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (単独校方式 ・ 拠点校方式 ・ 派遣方式 ・ 巡回方式)

配置方法 (常駐 ・ 年 1 週/週 52 回/1 回あたり 7.75 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・母子家庭。遅刻欠席が多い。本人が幼少期から虐待あり。他市へ引っ越し、区域外就学となっている。母より児童相談所へ「子どもに手をあげてしまいそう。」と泣きながら相談が入り、本人の一時保護が決まる。

②学校内での方針の検討 (ケース会議の実施)

- ・母も被虐待のため連鎖が起こっている。母は自ら援助希求を出すことができた。
- ・学校でどのようなことができるのか。

③支援の実施

- ・すでに一時保護されているため、本人に接触することはできないが、学校に登校した時には積極的に関わる。
- ・母と学校がつながれるようにする。

④経過観察

- ・関係機関が連携し、今後の対応にあたることとなった。

(3) 成果

- ・これまで本人は学校では穏やかに過ごしており、虐待に気づくことが出来なかった。前年度の引継ぎに「本人を気にかけて欲しい。」とあったことがケース会議を通して分かったことから、情報収集の大切さを改めて認識した。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校 ・ 中学校 ・ 義務教育学校 ・ 高等学校 ・ 中等教育学校 ・ 特別支援学校)

②児童生徒数 240 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (単独校方式 ・ 拠点校方式 ・ 派遣方式 ・ 巡回方式)

配置方法 (常駐 ・ 年 52 週/週 4 回/1 回あたり 7.75 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・本人が怪我をして登校してきたため、学校から保護者へ病院受診について話をすると、金銭的に行けないと話があった。

②学校内での方針の検討

- ・SSW が学校に行ってケース会議を行い、アセスメントとプランニングを行った。
- ・要支援児童の可能性があるので、要対協事務局へ情報提供と、状況を教育委員会に伝える。

③支援の実施

- ・ケース会議中で、お金の面での困りがあることや、中学校卒業後、引きこもり状態の兄弟がいることが分かったこと、また、保護者が家庭での困りを学校に伝えていたことから、子ども・若者総合相談窓口を紹介する。

④経過観察

- ・保護者が子ども・若者総合相談窓口に相談に行き中学校を卒業している子どものことや金銭面のことについて相談する。
- ・学校は引き続き、子どもの様子を見守り心配なことがある時は関係機関に共有を行う。

(3) 成果

- ・関係機関と役割分担をして、家庭を支援することができた。

<心身の健康>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校 ・ 中学校 ・ 義務教育学校 ・ 高等学校 ・ 中等教育学校 ・ 特別支援学校)

②児童生徒数 448 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (単独校方式 ・ 拠点校方式 ・ 派遣方式 ・ 巡回方式)

配置方法 (常駐 ・ 年 52 週/週 4 回/1 回あたり 7.75 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・生徒が自殺未遂を起こし、そのことが保護者から学校へ連絡が入る。
- ・その後から部屋に閉じこもり、登校しなくなる。

②学校内での方針の検討

- ・緊急でケース会議を行い、情報収集と手立てを考えた。

③支援の実施

- ・保護者と密に連絡をとり、状況を把握する。
- ・本人が話しをしたいタイミングで担任が家庭訪問して本人が興味のある話をする。
- ・保護者が SC のカウンセリングを受け、気持ちの整理や子どもとの関わり方を相談する。
- ・定期的にケース会議や情報共有をする。

④経過観察

- ・長期休暇後、登校を始める。
- ・学校や関係機関は引き続き、情報共有を行いながら見守りや支援を続けた。

(3) 成果

- ・定期的にケース会議を行ったことで、担任が抱え込むことなく学校全体や関係機関も含めて対応することが出来た。

和歌山市教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

○研修対象

- ・和歌山市 S S W 9 名及び担当指導主事

○研修回数（頻度）

- ・ S V（大学教授・臨床心理士・公認心理師）を招いての連絡協議会（年 2 回）
- ・ S V（臨床心理士・公認心理師）を招いての事例研修会（年 4 回）
- ・ S V（大学教授等）を招き、スキル向上目的の研修会（年 2 回）

○研修内容

- ・現場の教職員や市福祉職員とともに、今年度の成果と課題をもとに、次年度への有効な活用について協議し、大学教授より効果的なスクールソーシャルワークについての助言と指導をもらう。
- ・家庭環境に課題の多い児童生徒や保護者への支援方法について、S V（臨床心理士等）にアセスメントの方法やプランニング、振り返りなど継続的な支援の在り方の助言・指導をもらう事例研修（ヤングケアラーに関する内容を含む）。
- ・事例をもとに課題の大きい家庭への適切な支援方法について協議し S V（大学教授等）から助言をもらうスキル向上目的の研修（貧困・虐待に関する報告を含む）。

○特に効果のあった研修内容

- ・ S V による中学校管理職へのスクールソーシャルワークの普及と S S W のより良い活用方法について助言いただく機会を設けることで現場での理解が深まり、定着しつつある。また、ワーカーが支援をしている事例について、S V をもらうことで、アセスメントの方法や関係機関との連携の仕方等具体的に検討することができ、支援の充実を図ることができた。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・市独自のガイドラインを策定。活用事業体制、スクールソーシャルワークの視点、業務内容、配置校からの効果的な取り組み事例の紹介。年度当初に各中学校・義務教育学校へ配付また必要に応じて担当者と S S W が訪問し、学校長に説明等を行っている。

○SSW による研修の実施や教職員の理解促進に向けた取組

- ・ S S W に関するパンフレットの配布とともに、教職員向けの「不登校支援のための研修」や「虐待防止に関する研修」及び「ヤングケアラーの理解に関する研修」を S S W が行う等の活動を通して、理解促進を図っている。
- ・小、中学校長会において、随時 S S W の活動について報告や連絡を行っている。
- ・管理職を対象に、年に 1 回「S S W 連絡協議会」を開催し、S V（大学教授）より S S W の有効な活用や効果的なスクールソーシャルワークについての助言・指導により教育と福祉の相互理解を図っている。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・市内の 17 中学校区、1 義務教育学校（全 18 校区）に配置。
- ・一人につき 2 中学校区を担当し、校区内の小学校も支援対象である。

（４）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

課題

長期化する不登校児童生徒への支援ではＳＳＷが直接関わるケースが増加し、他機関多職種連携等支援の在り方も多様化するに伴い、勤務時間や勤務状況をより活動しやすくする環境整備が必要である。また勤務形態上、他のＳＳＷとの交流が少ない現状もあり、資質向上のために連絡協議会やＳＶを講師に招き事例検討を含めた指導・助言をいただく研修の機会を増やす等が必要である。また、小学校からのニーズが増加しており、早期支援を進めていく必要がある。

<課題の原因>

- ・ＳＳＷの業務内容や活用方法について周知されつつあるが、十分な活用にはいたっていない。
- ・担当する校数が多く、支援内容が多様化する中で、支援に有する時間の確保が難しい。
- ・勤務形態上ＳＳＷ同士の交流機会が少なく、ケースに対する他の意見を聞く機会が少ないことも資質向上につながりにくい原因である。

②解決に向けた取組内容

- ・ガイドラインによる教職員に向けてのＳＳＷ業務内容及び活用についての周知理解に努める。
- ・年度初めにＳＳＷの活動状況や支援内容等を各学校長に対し、継続して周知する。
- ・成果報告により本事業の「見える化」を図り、ＳＳＷが活動しやすい環境整備を進める。
- ・ＳＳＷの連絡協議会や研修の機会を確保しワーカーの資質向上に努める。

③成果

- ・ＳＳＷが積極的に教職員への関わりを展開することで、理解と活用が進みつつある。
- ・総支援件数は令和４年度７４１件→令和５年度７９２件と６％増加している。
- ・総支援件数の内、他機関とつながった件数は令和４年度１６１件→令和５年度２１１件と３１％増加している。
- ・多岐にわたるニーズが高まる中で他機関連携を進めることで、児童生徒を支援するネットワークの構築ができつつある。

【２】対応事例<令和５年度>

<貧困>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ・ 中学校 ・ 義務教育学校 ・ 高等学校 ・ 中等教育学校 ・ 特別支援学校 ）

②児童生徒数 236 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 単独校方式 ・ 拠点校方式 ・ 派遣方式 ・ 巡回方式 ）

配置方法（ 年 28 週/週 1 回/ 1 回あたり 6 時間 ）

(2) 対応内容

①課題の発見

管理職（主に校長先生）や担任と気になる児童・その家族等の情報を得る中で、面談の有無や福祉サービス・医療につなげられないかと検討会を行う。

事例

母親が外国人の小学生男児。母子家庭で母親は時々働きに出かけていたが、現在は足を悪くしてからは自宅にいる。

衛生面で気になるところがあり、また、通院するお金がないという。自宅に風呂釜がなく、入浴という習慣が身についていなかったり、通院するということもなかったりする等、社会経験が少ない。また、集団の中で友達と遊んだり、家族で出かけたりするという経験も少なかった。

②学校内での方針の検討

- ・気になるケースの検討会を行う。
- ・保護者面談や児童相談所・こども家庭センターに相談を行う。
- ・SCやSSWを含めて会議等を行う。

③支援の実施

- ・学校内での授業の様子、遊んでいる様子を見学し、一緒に遊んだり会話を行ったりする中で、距離感を縮めていくことができた。保護者との面談を行い、各関係機関との連携を図る。

④経過観察

- ・定期的に家庭訪問を行った。
- ・デイサービスへの訪問については、当初は自分だけ特別にお風呂に入ることへの抵抗があったため、入浴を拒否していた。しかし、何度か勧め、試し入浴をしたところ、バスタブに浸かることができ、気持ちがよかったと感想を伝えることができた。

(3) 成果

今までは、漢字や文章問題等が分かりにくく、学校の宿題に時間がかかった。母が教えるが、なかなか理解が難しくお互いのストレスになっていたが、デイサービスで学習を行うことで、宿題を家でする頻度が減り、ストレスを軽減することができた。また、色々な経験も積むことができています。

また、体や頭をしっかりと洗う習慣が身についてきており、清潔に関する認識もできている。時々、デイサービスの宿泊訓練に参加し、身の回りの事を自分でできるように練習をしている。生活保護申請を行い、調子の悪い時にはすぐに受診ができています。

課題は、自宅に風呂釜を設置する費用の捻出である。家賃を滞納していたため、保護費を家賃に支払っているのが現状。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 391 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（拠点校方式）

配置方法（年28週/週 1 回/1回あたり 6 時間）

（2）対応内容

①課題の発見

2人兄弟どちらも愛着課題があり、家庭環境も父親の失踪、離婚、借金、ゴミ屋敷等課題が山積みだった。母は精神疾患を患っている為、家のことがままならず、劣悪な環境の中で生活をしていた。初めは兄のケースとして関りはじめ、本人とは小学校高学年頃から不登校になったために、こども総合支援センター（現こども家庭センター以下こ総）と同行訪問することになった。中学校に入り最初の頃は頑張って登校していたが、5月頃からほとんど来なくなり、家でずっとゲームをしている状態だった。

②学校内での方針の検討

以前から母は調子が悪くなると、本人にきつい言葉を吐いたり、現実から解放される手段をほのめかすようなことがあったり、関係者ケース会議の中でも一緒に暮らすのには限界がある、ヤングケアラーの一面もあり今後の本人のことを考えると距離を置く方がいいのではと、以前から話はあった。しかし、続けて母が上記のことについて、示唆するようなことがあれば一時保護に踏み切ろうと、夏休み前の関係者ケース会議で話し合い、共通の認識としていた。

③支援の実施

こ総、児相、母への支援で入っている訪看、ヘルパー、計画相談事業所とのケース会議や連携を密にし、何か動きがあればすぐに誰かが自宅に駆け付けような体制を作っていた。母や本人たちとの信頼関係も複数の関係機関で築けていたので動きやすく、母の受け入れもよかったので、本人と母の様子を確認すべく、こ総、児相と一緒に家庭訪問し、家の片付けも母や本人と一緒にいった。

④経過観察

環境が何も変わっていない為、本人にがんばれる力がなく、担任もかなり親身になって連絡や家庭訪問もしてくれたが、なかなか状況が変わらないまま夏休みに突入。夏休み前に共通認識をしていたことが夏休み中に起こり、ヘルパーから通告が入り、緊急一時保護となり、兄弟ともにそのまま施設入所となる。

（3）成果

本人との最初の面談では、考える間もなく強制的に入所になったため、そのことに対する不満や、ゲームができないことに対するいら立ちで、かなり精神的に不安定な状況だった。勤務のたびに面談をし、本人のその時の思いを吐き出してもらい傾聴した。少しずつ少しずつ環境にも慣れ始め、友達もでき、保健室でも居場所を作り、精神的にも落ち着いてきた。不満を言う頻度が減り、施設でのちょっとこれおかしいという問題点を話すようになったので、児相と連携し施設にも改善してもらえるか相談してもらった。3学期ごろになると、勉強にも取り組む姿勢も見られた。職業を調べる授業では「施設の職員について」を調べていたと担任から聞き感動した。相談できる先生も増え、施設での生活にも慣れた様子で、本人と母との定期的な面談も行っている状況である。

鳥取市教育委員会

【１】取組内容＜令和５年度＞

（１）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

【目的】

児童生徒が抱える課題への対応の充実を図るため、ＳＳＷに必要とされる専門的な知識や技能についての育成及び資質の向上を図る。

【研修回数】

①市教委内研修（計８回） ②県教委主催研修（年９回）

【研修内容】

- ①毎月の市内全体の不登校等の情報共有と学校巡回訪問の状況確認、ケース検討、フリースクール等への現地視察研修、関係機関（パーソナルサポートセンター、県発達障がい者支援センターの役割の理解）との連携のあり方 等
- ②ＳＳＷの職務の理解、ジェノグラム・エコマップの作成と活用、児童生徒理解に行かすBPSモデル研修、チーム学校を実現するスクールソーシャルワーク、包括的アセスメントとプランニング、生徒指導提要とＳＳＷの役割 等

（２）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

ＳＳＷの職務内容について、市教育行政懇談会や校長会連絡、教育相談コーディネーター研修等で管理職や教育相談コーディネーターに周知した。また、ＳＳＷが担当する各中・義務教育学校区への巡回訪問を行い、年度初めの訪問でＳＳＷの職務内容を説明したり、定例会議や支援会議に参加したりすることで、教職員への周知を図った。

（３）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・配置人数を８名とし、そのうち１名は統括ＳＳＷとして庶務に当たる。
- ・ＳＳＷ８人が市立各中・義務教育学校区を定期的に巡回訪問し、配置先である市総合教育センターにてケースを持ち寄り、複数のＳＳＷや指導主事に対応についての検討を行っている。

（４）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

- ・不登校をはじめ、困り感をもつ該当児童生徒個々の背景が多様であり、支援ニーズも多岐に渡るため、ＳＳＷの専門性が求められることが多くなっているが、地域資源の情報を収集したり、現地研修をしたりする時間の確保が難しい。
- ・ＳＳＷの職務について、教職員はもちろん、児童生徒や保護者に周知を図り、ＳＳＷの活用をより推進していくことへの必要性も感じる。

②課題解決に向けた取組内容

- ・市総合教育センターを中核にしながら、複数のＳＳＷや指導主事とケース検討や作戦会議等を行い、福祉部局をはじめ、他の部局との更なる連携強化を図りながら活用できる資源や福祉サービス等について情報を集めた。
- ・ＳＳＷ８名の校区担当を年度初めの早い段階で学校に周知し、各学校での周知の仕方の好事例を紹介したり、初回の学校への巡回訪問でＳＳＷの職務について管理職へ説明したりした。

③成果

- ・ＳＳＷ８人で年間の学校訪問８６２回、関係機関等への訪問１１０回、保護者面談５５件等、ＳＳＷの活用が増えてきており、関係機関へのつなぎや福祉サービスの情報提供等を行うことで家庭を含めた支援を進めることができた。

【２】対応事例＜令和５年度＞

＜不登校＞

（１）学校の概要

- ①学校の種類（小学校）
- ②児童生徒数 ５３２名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（巡回方式）

配置方法（年12週/週1回/1回あたり1時間）

（2）対応内容

①課題の発見

- ・父の死去により、母子が不安定な状況になり、不登校傾向になった。学校が本児や母へ様々なアプローチを行うも、様々な支援が継続することができなく、学校と良好な関係作りも難しくなってきた。学校からSSWに相談があり、要保護児童対策地域協議会にケース登録を行って支援を進めることにした。

②学校内での方針の検討

- ・学校では学習機会の保障や不登校の要因の把握を進めていた。父の死去による不安等が要因になっていることは想定できたが、SSWが本児や保護者への面談を実施して支援ニーズを把握することにした。

③支援の実施

- ・学校外での学びの場の提案を検討し提案はするが、保護者の送迎が難しいこと、経済的な理由等から支援がなかなか進まない状況が続いた。支援者による送迎ができて学習機会の保障や居場所の提供ができる方法について、関係機関から本市の福祉サービスを提案し、SSWが保護者面談を行う中で、利用に向けての後押しを行った。

④経過観察

- ・学校外での施設では、本児のストレングスである調理を行ったり、学習を行ったりすることで、最初は週に1回の利用ではあったが、徐々にその利用回数が増えた。支援者による送迎があることで、母の不安がなくなり、本児も居場所を見つけ、学習を行うことができています。SSWは定期的に経過を確認しながら、この福祉サービスをきっかけに登校再開等に向けた働きかけを行っているところである。

（3）成果

- ・関係機関等と連携を図ったり、SSWが保護者面談を行ったりしながら情報収集し、本児や家庭の状況、困り感等を把握し、その支援ニーズに合わせたタイムリーな支援を実施することができた。

<いじめ>

（1）学校の概要

①学校の種類（中学校）

②児童生徒数 381名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（巡回方式）

配置方法（年12週/週1回/1回あたり1時間）

（2）対応内容

①課題の発見

- ・年4回の定例校内いじめ防止対策委員会にて、これまでのいじめの状況や対応、その後の経過について、SSWが構成員として情報共有して、課題の把握を行った。

②学校内での方針の検討

- ・現在、進行中のいじめの対応や今年度、対応したいじめの状況や生徒等の様子について、定例校内いじめ防止対策委員会にて情報共有し、SSWが現在の支援・指導の状況の確認をしたり、必要と考えられる関係機関等の情報提供を行ったりした。

③支援の実施

- ・個々の支援・指導に対して、必要とされる関係機関等の情報提供を行った。また、個々のいじめのケースを通して、校内いじめ防止対策基本方針で見直す必要がある部分等はないかなどの検討も行った。

④経過観察

- ・共有したケースについて関わりのある生徒については、巡回訪問の際に観察したり、経過について教職員に確認したりした。

（3）成果

- ・個々のケースの対応だけでなく、定例的に校内いじめ防止対策委員会に参加し、未然防止や対応方針に関わる校内いじめ防止対策基本方針についての検討や見直し等に関わり、SSWが専門的な立場で助言することで、多角的な視点を伝える機会になっている。

<虐待>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類（小学校）
- ②児童生徒数 87名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（巡回方式）
配置方法（年12週/週1回/1回あたり1時間）

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・該当児童が登校時に体に傷があることを教職員が発見し、学校から福祉部局関係機関へ相談した。過去にも該当児童に対して、祖母が虐待を行った疑いがあったが、繰り返される状況であった。そのため、これまで相談していたS S Wにも学校から相談があった。

②学校内での方針の検討

- ・本家庭は父子家庭で祖母、兄弟等、多くの家族が同居している。養育の中心は祖母が担っており、祖母は介護や該当児童を含めた兄弟の問題行動等の対応、子どもたちの発達障がいに係る困り感を持っていた。特に祖母と該当児童はもめることが多く、そのいきさつで祖母から暴力等を受けることが確認できた。そのため、S S Wからは、まずは虐待対応を福祉部局と一緒に確認すること、同時に虐待を引き起こす背景や要因に対しての支援を行うことを要保護児童対策地域協議会の個別の支援会議で関係機関等と情報共有しながら検討することを提案した。

③支援の実施

- ・虐待通告を行い、福祉部局から祖母へ指導及び困り感の把握を行った。また、父と福祉部局との面談も行った。祖母は仕事をしながら本家庭の養育の大部分を行っており、心の余裕もなく、問題行動等の多い該当児童へあたってしまうことがあった。そのため、家事の部分で祖母の負担を軽減するため、福祉サービスで週に1回の食事の提供を提案し、実施することになった。食事の提供の際には福祉部局も同行し、家庭の様子を把握したり、祖母の困り感を引き出したりしながら、関係を築き始めた。

④経過観察

- ・父や祖母と福祉部局との関係が構築できつつある中で、教職員やS S W、父・祖母の同席のもとで支援会議を開き、虐待通告後の振り返り等を実施した。祖母と学校、関係機関等の関係ができつつあったので、祖母は自分が抱えている困り感を話すことができ、その後は該当児童等への暴力行為はない。

(3) 成果

- ・まだまだ、家庭支援という部分では課題あるケースではあるが、虐待を改善するために学校、S C、S S W、関係機関等が情報を集め、支援の方向性をそろえながら対応を行うことができた。その際、関係機関等からの情報をS S Wが中心となって集め、要保護児童対策地域協議会個別の支援会議を開催し、関わる人や関わるタイミング等をしっかり検討した上でそれぞれの関係機関で行うことを明確に役割分担できたことにより、虐待対応だけでなく、その背景や要因に対しても支援を進めることができた。

<貧困>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類（小学校）
- ②児童生徒数 570名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（巡回方式）
配置方法（年12週/週1回/1回あたり1時間）

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・次年度に入学する児童の保護者が就学時健康診断や学校説明会、物品販売に来られず、学校が福祉部局に本家庭について相談をした。福祉部局との情報共有の中で本家庭が保育料等の滞納があること、母子家庭であり、母自身に養育する力に課題が見られることが分かった。

②学校内での方針の検討

- ・本家庭に関わっている関係機関で現在の本家庭の状況を把握すること、また、経済的な支援の提供を行うこ

となどを検討した。また、入学にあたり、ランドセル等を含めた物品の準備や経済的な支援を行うための事務手続きについて、母の意向を確認し、学校だけでなく関係機関やこれまで関わっている人でサポートしていくことになった。

③支援の実施

- ・母が就労していないことから経済的な支援が必要な家庭であり、S S Wは就学援助の手続きの準備や学用品を含めたランドセルを無償提供できる地域資源を探した。その結果、実際に入学前に無償でランドセルを提供することができた。また、就学援助だけでなく、S S Wが本家庭に関わっている他の関係機関等からの情報収集や働きかけを行いながら、関係機関による児童扶養手当の手続きや同行支援まで進めることができた。

④経過観察

- ・入学までに就学援助を含めた経済的な支援の手続きが完了した。また、母の同意のもと、本児のランドセルを無償で提供することができ、入学後も引き続き、児童や家庭の様子を確認しているところである。

(3) 成果

- ・今回、本家庭に関わっている学校はもちろん、関係機関が経済的な支援を行うにあたり、情報提供だけでなく、就学援助に関わる事務手続きや入学にあたり、本児が困らないような支援を行うことができた。今回のケースを通して本市の地域資源を全S S Wで知ることができ、今後のケース対応に役立てることができた。

<家庭環境の問題>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類（中学校）
- ②児童生徒数 560名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（巡回方式）
配置方法（年12週/週1回/1回あたり1時間）

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・該当生徒は不登校傾向であり、現在は祖父母が養育をしている。該当生徒は登校した際、家庭での様子を話し、その話題の中で養育者である祖父が過剰介入していることが分かり、学校からS S Wに相談があった。

②学校内での方針の検討

- ・祖父は父母のいない該当生徒の出生背景を憐れみ、大切に育てているが、生活や学習など全てに祖父が介入し、該当生徒が実年齢相応に獲得できる生活スキル等を阻害しており、本来身につけるべき生活自立の力が育っていない状況であった。また、祖父母とも高齢でもあり、精神的な不安定さがあることから、今後、祖父母に大きな変化があった際に備えて、現段階から家庭全体に対しての包括的な支援を検討することにした。

③支援の実施

- ・該当生徒は医療や福祉サービス、教育機会の確保をするための学びの場などが必要ではあると見立てているが、祖父はそれを受け入れることができない状況が小学校在籍時より続いていた。祖父は経済的な支援やサービスについては受け入れるので、現在、家庭に関わっている関係機関からの情報をもとに本家庭に関わる人を増やしていくこと、世帯員の疾患や障がい状況の変化に対する持続的かつ包括的な支援体制を構築することを考え、今後、必要な福祉サービスや関わっていくことが想定される関係機関にS S Wが情報提供及び働きかけを行うことで、重層的支援会議を開催することができた。

④経過観察

- ・本家庭に変化があった際には多くの関係機関が分担している役割を担う準備をすることができた。また、経済的な支援を通して、自然な形で別の関係機関が本家庭に関わることができるようになり、該当生徒や本家庭のタイムリーな支援ニーズを把握しているところである。

(3) 成果

- ・これまでは経済的な支援による関係機関が中心に本家庭に関わっていたが、重層的支援会議で多くの関係機関の役割や関わるができるタイミングなどを検討することにより、将来を見通した支援者の拡大につなげることができた。また、多くの関係機関が関わるからこそ、それぞれの機関がもっている情報を整理したり、支援の方向性をそろえたりすることが必要であり、関係機関との連絡調整を行うことができた。

松江市教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ①研修内容 ・松江市S S W活用事業の取組について ・配置校区内での活用の仕方について
・各校区内における支援状況について ・校内の支援員等について
・効果的なスクールソーシャルワークについて ・ヤングケアラーについて ・事例検討
- ②実施時期等 ・松江市主催の連絡協議会（1回・4/4）、研修会（3回・7/12、11/22、1/26～2/7）
- ③そ の 他 ・島根県主催の連絡協議会及び研修会や、他機関主催のS S Wに関連する研修会について参加（任意）できるよう情報提供を行った。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

拠点校型配置中学校及びその校区内小学校の担当者に対し、説明する機会を設けた。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

拠点とする中学校区で支援にあたる拠点校型S S W（7人）と、学校長からの要請を受け市教委が派遣する派遣型S S W（4人）の配置体制をとっている。拠点校型S S Wを派遣型S S Wとして派遣することも可能としている。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用にあたっての課題とその原因等

①課題とその原因

S S W活用事業についての各校への周知不足による、配置中学校区内の小学校や配置外の学校における更なるS S Wの活用

②課題解決に向けた取組内容

令和4年度から、配置中学校区内の小学校を連絡協議会の参加対象とし、本事業についての周知及び理解を進めた。また、年度当初に配置校以外の生徒指導担当者等へS S Wの職務について説明を行った。

③成果

これまで活用実績がなかった学校でS S Wが関わるが増えた。

- ・S S Wが支援を行った小学校 R 3・・・11校 R 4・・・12校 R 5・・・19校
 - ・S S Wが支援を行った中学校区 R 3・・・6校区 R 4・・・8校区 R 5・・・10校区
- ※配置中学校区 R 3・・・6校区 R 4～・・・7校区

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（中学校）

②児童生徒数550名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（拠点校方式）

配置方法（年30週/週2回/1回あたり2時間）

（2）対応内容

①課題の発見

本児は学年が上がるごとに欠席が増え、生活も昼夜逆転していたため、校内教育支援センターでの学習も続かない状況であった。また、保護者の協力が得られにくいことから学校は対応に苦慮していた。

②学校内での方針の検討

校内教育支援センター担当教員を通してＳＳＷへ相談が入り、校内ケース会議を経て、ＳＳＷが直接本児へ支援を行うことが決定した。

③支援の実施

ＳＳＷが週１回配付物等を持って家庭訪問し、本児との関係づくりを行った。ＳＳＷが本児とのやりとりの中で進学を希望していることや学校行事に興味を持っていることを確認し、目標達成までのスケジュールを本児と決定した。

また、担任による保護者面談にＳＳＷが複数回同席し、保護者の思いを聞くとともに本児の思いなどを保護者へ共有。その結果、登下校時の送迎について保護者の協力を得られることとなった。

④経過観察

本児は目標としていた学校行事への参加をきっかけに登校が増え、校内教育支援センターだけでなく教室でも学習することができるようになった。また、目標としていた上級学校への進学も実現した。

（３）成果

ＳＳＷが継続支援や教員への助言等の支援を行った不登校または不登校傾向の児童生徒数９８人うち、ＳＳＷが関わったことにより、状況が好転した児童生徒数４４人

<いじめ>

（１）学校の概要

①学校の種類

（小学校）

②児童生徒数３００名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（拠点校方式）

配置方法（年３０週/週２回/１回あたり２時間）

（２）対応内容

①課題の発見

本児は友人とのトラブルをきっかけに登校が難しくなった。本児の精神面も心配な状況であったため、学校は保護者及び医療機関と連携し、本児は一定の期間欠席することとなった。

②学校内での方針の検討

欠席期間を終え、登校刺激を行うタイミングでＳＳＷと本児がつながることとなった。トラブルの相手への指導等のいじめ対応はＳＳＷ以外の教職員が行うなど、校内で役割分担を行った。

③支援の実施

本児はＳＳＷとの関わりの中で、卒業式に参加するという目標を設定。ＳＳＷが本児の意向を、担任が保護者の要望等を確認しながら、校内教育支援センターの利用や特別支援学級の弾力的運用を行ったりしながら、本児は徐々に登校するようになった。

④経過観察

トラブルを思い出すという理由で入りづらかった在籍学級へも入れるようになるなど、本児の学校生活は以前より安定した。

（３）成果

いじめに関連した問題に対し、ＳＳＷが支援を行った児童生徒数１２人うち、ＳＳＷが関わったことにより、状況が好転した児童生徒数６人

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 6 5 0 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (年 3 0 週/週 2 回/ 1 回あたり 2 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

本児は不登校であり、関係機関からの情報で保護者からの暴言を受けていることを学校は把握した。

②学校内での方針の検討

担任から生徒指導主事へ連絡が入り、校内協議の結果 S S W が保護者と関わることとなった。本児への支援は担任が中心に行うよう校内で役割分担した。

③支援の実施

担任が保護者と面談後、S S W と一緒に家庭訪問し、保護者と S S W がつながった。S S W は定期的に保護者と会って子育て等のストレスについて話を聞き、子育て上の困り感を解消できるよう助言を行った。また、第三者として本児が努力していることなどを保護者へ伝え、親子が良好な関係を保てるように支援した。

④経過観察

本児は不登校の状況も改善し、上級学校へ進学した。市福祉部局が継続して関わっている。

(3) 成果

児童虐待等の家庭環境の問題に対し、S S W が支援を行った児童生徒数 9 9 人

うち、S S W が関わったことにより、状況が好転した児童生徒数 4 0 人

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 3 1 0 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (年 3 0 週/週 2 回/ 1 回あたり 2 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

一昨年度から休みがちであった児童。一人親家庭であり、保護者は体調不良により仕事に行くことが難しく、経済的に不安定であった。また、本児の世話をしていた親族がなくなったことにより、本児の生活状況は悪化していた。

②学校内での方針の検討

家庭の実態を把握するため、校内ケース会議を経て S S W が家庭に介入することとなった。

③支援の実施

S S W が家庭訪問を繰り返し、保護者と関係をつくりながら、児童扶養手当等の支援が入っていないこ

とや、保護者は受給手続きを自分で行うことが難しいなどの実態を確認した。ＳＳＷの提案により関係機関を交えたケース会議が開催され、市福祉部局が保護者の手続きの補助を行うなどの役割分担を行った。

④経過観察

支援が入ったことで本児は朝食を食べられるようになったり、必要な物品を購入できるようになったりしたことで生活や登校が安定した。

（３）成果

貧困の問題に対し、ＳＳＷが支援を行った児童生徒数１７人

うち、ＳＳＷが関わったことにより、状況が好転した児童生徒数５人

<友人との関係>

（１）学校の概要

①学校の種類

（小学校）

②児童生徒数３００名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（拠点校方式）

配置方法（年３０週/週２回/１回あたり２時間）

（２）対応内容

①課題の発見

本児と友人との人間関係について保護者から学校へ苦情の連絡が入った。

②学校内での方針の検討

管理職を通してＳＳＷへ対応について相談があった。担任が本児との面談を行ったが、保護者が訴えるほどの困り感は抱いていなかった。

③支援の実施

ＳＳＷは保護者のメンタルケアに重きをおいて対応するよう、管理職へ助言を行った。

学校は助言を受け、まずは担任と管理職が中心となって保護者の話を聞く等の対応を行った。

④経過観察

保護者のメンタルが安定したことにより、本児の学校生活も以前より落ち着いた。

（３）成果

友人、教職員との関係の問題（いじめ、暴力行為、非行等は除く）に対し、ＳＳＷが支援を行った児童生徒数２１人

うち、ＳＳＷが関わったことにより、状況が好転した児童生徒数１２人

呉市教育委員会

【１】取組内容＜令和５年度＞

（１）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- 特に行っていないが、県のＳＳＷと市のＳＳＷとが集まり、情報交換会を行っている。

（２）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- 教頭会等で、ＳＳＷを講師として招聘し、好事例や事例対応についての講話を行った。
- 学校と連携する中で、ソーシャルワーカーを活用すべき事案については、効果的な活用方法等をアドバイスし、スクールソーシャルワーカーの活用につなげた。

（３）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ケース会議に参加し学校としての方向性を決めることや、支援が必要な児童生徒の様子を見ながら実際に支援等を行うことで、教職員の負担軽減につなげた。

（４）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

- スクールソーシャルワーカーの効果的な活用と周知徹底

②課題解決に向けた取組内容

- 学校と連携を図る中で、事案についての解決策として、スクールソーシャルワーカーの活用が効果的だと思う場合には、管理職へしっかりと伝えていった。
- 教頭会等で、スクールソーシャルワーカーを講師として招聘し、好事例や事例対応についての講話を行った。

③成果

- スクールソーシャルワーカーの活用についての問合せや相談が増えた。
- 実際にスクールソーシャルワーカーにつなげたことにより、事案の解決や福祉等の社会資源につなげることができた。
- スクールソーシャルワーカーを活用した学校が、積極的に活用することができるようになった。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 490 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ 派遣方式のため、配置方法はない。）

（2）対応内容

①課題の発見

- ・ 当該児童は授業になると落ち着きがなく、姿勢を保ちじっと座ることや字を書くことが苦手であった。
- ・ 学力については低い状況であった。
- ・ ある日を境に、学校に来れなくなり、母親が正門まで連れて行くが車から降りることができなかったり、泣いたりすることがあった。
- ・ 身体を動かすことが好きだったため、1時間目に体育の授業を行うなど対応した。
- ・ 学校と母親は連携を図りながら、様々な方法を考え取り組んだが、なかなか好転することはなかった。

②学校内での方針の検討

- ・ SSWの派遣を依頼し、当該児童への支援や母親への支援について、アドバイスを求める方向となった。

③支援の実施

- ・ 当該児童の様子から、特別支援学級においてお試しで生活することをSSWから母親へ提案し、特別支援学級で個別に支援を行い、当該児童に寄り添いながら支援を行った。

④経過観察

- ・ SSWは定期的に、学校や母親と連携を図り様子を聞いた。
- ・ 当該児童はとても落ち着き、個別の支援を受けながら生活している。

（3）成果

- ・ SSWの見立てにより、特別支援学級への方向性や母親の話し相手になり、母親のケアや丁寧な説明により、母親へ安心感を与えた。また、当該児童は、1学期後半からほとんど毎日登校しており、2学期からは特別支援学級への在籍が決まった。

<発達障害>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 111 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (派遣方式のため、配置方法はない。)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・ 当該児童の母親に課題があること (整理整頓ができない) 。
- ・ 当該児童に課題 (発達障害の疑い) があった。
- ・ 学校を無断で休み、行方不明になったことがあった。
- ・ 母親は整理整頓が難しいため、ゴミが家中に溜まっていった。
- ・ 学校は細かな支援や母親との連携を図っていたが、好転することはなかった。

②学校内での方針の検討

- ・ 母親へのアプローチを管理職が行い、担任を中心とした教職員で、当該児童の登下校の送り迎え等を行うことを決めた。学習面については、個別で支援する方向性を決めた。
- ・ 社会資源につなげるために、SSWの派遣を依頼することを決めた。

③支援の実施

- ・ SSWも付き添い、発達検査の実施を行った。
- ・ 訪問看護を行い、環境を整えるなどの支援を行った。
- ・ 母親と面談の実施と定期的な家庭訪問を行った。
- ・ 放課後デイサービスの職員や相談員、子ども家庭相談課等につないだ。

④経過観察

- ・ 支援後は、SSWと管理職が連携しながら経過観察を行っている。
- ・ SSWは、月1度程度母親と連携し、直近の状況を聞いている。
- ・ 複数の関係機関が関わることで、見守り体制を整えることができた。

(3) 成果

- ・ SSWを活用したことにより、児童の課題の発見や個別の支援に繋げることができた。
- ・ 母親への支援や指導を行うことで、家庭環境が落ち着いた。
- ・ 児童が毎日学校へ行くことができるようになった。

下関市教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

毎月1回、担当指導主事とスクールソーシャルワーカー（以下、SSW）が集まり、情報共有やケース検討、専門性向上研修などを行っている。

それぞれが対応しているケースの内容を共有することを通して、SSWの実践力の向上を図ったり、SSWの横の繋がりを強くしたりすることを目的としている。

（研修内容）

- ・市のSSW活用事業についての説明、市主催の研修会案内
- ・子ども食堂の活用について
- ・BPSモデルを活用したケース検討会
- ・県主催の研修会の復伝（プロセスレコードの活用）
- ・NITSオンライン動画視聴、検討（チーム学校を形成するスクリーニングについて）
- ・ヤングケアラーについて
- ・県SVによる資質向上

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

下関市教育委員会が主催する教育相談担当教員対象の研修会の中で、SSWの役割、関係機関との連携について理解を促すとともに、具体的な支援の実践を例に、基本情報の整理と課題の洗い出し、支援方法の決定といったアセスメントの要点を押さえることで、教職員の資質向上を図った。

不登校や虐待が疑われる事案等について、市教委が学校訪問時にSSW活用の有用性を紹介し、SSW派遣に向けた検討を行った。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

SSWの派遣時間を年度途中の追加分も含め730時間に拡充し、そのうち120時間を市内2つの中学校区での拠点方式に充てた。2つの中学校区の指定にあたっては、不登校児童生徒の出現率や学校規模等を考慮し、総合的に判断した。拠点方式と派遣方式を併用し、そこで得られた知見等を市内各学校に拡大することで、対象児童生徒数への幅広い支援につなげることができた。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用にあたっての課題とその原因等

①課題とその原因

（課題）

- ・増加する不登校児童生徒及びその家庭が抱える課題に対応できるSSWの資質向上を図ることが課題である。

（課題の原因）

- ・不登校の要因は、多様化・複雑化している。不登校の未然防止、早期対応のために、スクリーニング、アセスメントおよび支援方法に係るスキルアップが必要である。

②課題解決に向けた取組内容

- ・毎月1回開催しているSSWの研修会の中で、スクリーニング、BPSモデルを活用したアセ

スメントについての研修を行う。

- ・ S S Wが学校の支援会議に参加しスクリーニングを行うことで、家庭における不登校の未然防止、早期対応につなげる。加えて、教職員のアセスメントの質を向上させ、支援が必要な児童生徒に確実に支援を行えるようにする。
- ・ S S Wを2人1組で派遣することで支援の質を担保しつつ、実践経験の浅い S S Wの実践力を高めることができるようにする。

③成果

- ・ B P Sモデルを活用したケース検討会において、支援対象者の基本情報と見取りを整理しながら、必要な支援の方向性を見出すことの重要性を確認し、すぐさま実践に活かしたことは有効であった。
- ・ 特に拠点方式で対応した中学校区において、S S Wがスクリーニングを行い、今後の支援の方向性について教員と共有する機会を多く確保したことで、不登校傾向の児童生徒への早期の対応につながった。
- ・ 実践経験の浅い S S Wと経験豊富な S S Wを2人1組で派遣したり、2人の S S Wがそれぞれの専門分野を活かして1つのケースに介入したりするなど、ケースに応じて派遣することができた。複数で対応することで、S S Wの実践力を高めることにつながった。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 450 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ 年 12 週/1回あたり 1 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

本人は、前年度100日を超える欠席があり、不登校児童として学校は支援していた。本人は支援学級在籍で、母親にも子育てに関する困り感もみられたため、学校から依頼され、S S Wを派遣することになった。

②学校内での方針の検討

学校と教育委員会、S S Wを交えてのケース会議を実施した。子ども家庭支援センターや放課後デイサービスなどの関係機関にはつながっているが、うまく活用できていない状況があり、S S Wが母親の支援をすることになった。また、家庭の安定を図った上で、本人の登校支援につなげていく方針を共有した。

③支援の実施

S S Wが母親との面談を重ね、関係機関に母親と一緒に訪問するなど、母親に寄り添った支援を続けた。母親が出産を控えていたことから、子どもたちの一時保護先を決めたり、子ども食堂を紹介したりすることで、安心して出産、育児ができるように働きかけた。

本人とは面談を重ねることで関係性を築いた。学校の状況を知らせながら、興味のある授業の時には登校を促すなど、本人の気持ちに寄り添いながら登校支援をした。

S S Wがコーディネートして、関係機関と学校が参加するケース会議を開き、支援の方向性を共有した。

④経過観察

母親は見通しをもって子育てができるようになり、精神的な安定につながった。本人は自分に合った支援を受けられるようになり、また、S S Wの働きかけにより、進路についての見通しがたったことを喜んでいる様子が見られた。

(3) 成果

母親の気持ちが安定し、学校へも足を運ぶようになり、母親と学校との関係は大幅に改善した。本人からは、中学校進学に向けた前向きな発言が見られるようになり、今の気持ちが登校に繋がるように、学校が中心となり支援を続けているところである。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 70 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (年 12 週/1回あたり 1 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

不登校となっている本人が「親から殴られた」と訴え、関係機関に相談し、一時保護された事案が発生した。虐待の疑いがあるケースとして、学校がS S Wの派遣を要請した。

②学校内での方針の検討

学校と教育委員会、S S Wを交えてのケース会議を実施した。本人は保護者との関係にストレスを抱えており、まずは家庭の状況を把握した上で、本人支援にあたることとした。また、本人と保護者の関係を改善することで、不登校の解消にもつながるのではないかと考え、学校とS S Wが連携して支援していくこととなった。

③支援の実施

本人や母親とＳＳＷが定期的に面談を実施した。それぞれの抱える悩みや不安を聞き取り、その対処法について助言を行った。面談を重ねる中で、保護者の子どもへの期待値が高すぎることで、本人がストレスを溜めやすい性格であること等の要因が見えてきた。

本人には、学校以外の居場所として、教育支援教室を紹介し、通室することになった。

④経過観察

話を聞いてもらえる環境が整い、本人の気持ちは安定した。その後も、本人が苦しくなってきたときには、本人の要望によりＳＳＷとの面談を実施していたが、その頻度は徐々に少なくなっていた。

（３）成果

保護者との関係でのストレスは依然として抱えているが、母親からの暴力を訴えたり、家を飛び出したりすることはなくなった。また、教育支援教室と学校の併用により、心の安定を図ることができ、不登校が解消した。

高松市教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

スクールソーシャルワーカー（以下：ＳＳＷ）の資質向上により、学校における家庭への支援体制の充実を図るため、高松市ＳＳＷ連絡協議会を年８回開催し、その内６回で講話や演習等の研修を実施した。令和５年度は、「個人記録の取り方と保存」をテーマとした講話及び、高松市社会福祉協議会と連携した演習、ならびに事例検討等のグループ別協議を実施した。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

高松市教育委員会が定期的で開催する園長・校長・副校長研修会及び教頭研修会、生徒指導主事研修会、教育相談担当者研修会等において、ＳＳＷの役割や活用方法について繰り返し周知した。また、教職員や児童生徒及び保護者、地域住民の認知を広げるため、高松市ＳＳＷパンフレットの内容を見直し、市立小・中学校に配布した。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

市立中学校（２２校と２分校）の内、１８校を拠点校として、全中学校に配置した。また、配置した中学校区の市立小学校及び市立高校については、要請に応じた派遣を実施している。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

児童生徒の問題行動等の背景にある要因は、多様かつ複雑に絡み合っている中で、教師、校内の専門職、関係機関それぞれの業務の領域、もっている情報、問題への認識等の相違から、支援方針にすれが生じることがある。また、そのずれを調整し、チーム支援につなげていくために情報を共有する場となるケース会議等を開催する時間的余裕が不足している。

②課題解決に向けた取組内容

令和５年度には、前年度より配置人数を３名増（１８名）とし、各学校がＳＳＷを活用しやすい環境作りを推進した。また、市単独でのスーパーバイザーを１名配置し、市ＳＳＷおよび各学校での事例検討、教職員研修等へのスーパービジョンを可能とした。令和５年度のスーパービジョンの実施回数は１回（市ＳＳＷ対象）であった。さらに、ＳＳＷの専門性や役割についての理解を深めるために、市が主催する研修会等での周知及び、高松市ＳＳＷパンフレットの教職員への配布を行った。また、市ＳＳＷ連絡協議会において、ＳＳＷ同士の情報共有を定期的に行うことで、ＳＳＷの資質向上とともに、学校現場への理解も促した。

③成果

児童生徒への支援件数及び家庭や各関係機関への訪問回数、ケース会議の開催回数、関係機関との連携件数、教職員との連携数、ＳＳＷが行った研修・講演活動の回数ともに、前年度を上回る結果となった。（前々年度と比較しても上回っている）

継続支援対象児童生徒への支援状況を見ると、問題が解決した、もしくは継続して支援中であるが好転した事案の合計が全体に占める割合は、令和３年度は５０．０％、令和４年度は４０．８％、令和５年度は４０．５％となった。全体の支援件数が増加したことに加えて、問題の複雑化と多様化が進んだことにより中学校卒

業までに解決・好転に結び付くことが容易でないケースも増えており、伴走型支援体制の構築がより一層求められている。令和6年度以降、SSWへの研修等を一層充実するほか、市単独のスーパーバイザーを効果的に活用するなど、その資質向上に努めるとともに、市立小学校に対するより積極的な派遣体制を構築することで、早期の発見と対応を目指したい。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類 小学校

②児童生徒数 500名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 派遣方式

配置方法 要請に応じて

（2）対応内容

①課題の発見

小学校への入学後、学校生活の中で行動の遅れ等が見られたため、担任がSSWと情報を共有し、保護者、担任、SSWでの面談を実施した。

②学校内での方針の検討

本児が学校生活の中で困っていることを保護者と共有した上で、今後の支援方針を考えるために病院の受診につなげた。その結果、本児の特性に応じた支援が必要であることが判明した。ケース会を開き、次年度からの特別支援学級への入級に向けて、保護者との話し合いを進めていたが、その過程で本児が不登校状態となった。保護者は、担任への不信感を募らせたが、SSWが仲介し、再度ケース会を開いて校内で情報を共有しながら支援方針の再検討につなげた。

③支援の実施

不登校への支援として、保護者を含めたケース会議の実施及び、放課後デイサービスと訪問看護の利用につなげた。また、発達障害についての専門機関に対して学校への訪問を依頼し、教職員や保護者に対して、本児への関わり方についての助言を受ける機会を設けた。

④経過観察

保護者の協力を得て、保護者同伴での登校から始め、少しずつ登校できる時間や日数を増やすことができた。専門機関の助言等により、教職員が本児の特性とその対応についての理解を深めたことで、少しずつ母子分離も進み、現在、学校に毎日登校し、終日過ごせるようになっている。

（3）成果

本市でSSWが継続して支援した不登校の件数	315件
うち、SSWが関わることで不登校が解決または好転した件数	128件

<いじめ>

(1) 学校の概要

①学校の種類 中学校

②児童生徒数 511名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 拠点校方式

配置方法 週3回または週2回を隔週で

(2) 対応内容

①課題の発見

中学校1年生の3学期末に、クラスメイトからの言動に傷つき、登校することが困難な状況になった。進級後も不登校の状況が改善されなかったことから、生徒指導委員会での情報共有により、SSWにつながった。

②学校内での方針の検討

SSWが本人への面談及び保護者面談、家庭訪問を実施し、そこで得た情報を校内生徒指導委員会で共有した上で、SSWが勤務している時間帯での相談室への登校を第一目標として、教室復帰へつなぐ方針を決定した。

③支援の実施

本人への面談を繰り返し、本人のペースに合わせて、相談室を利用する時間と在籍する学級で過ごす時間を調整した。

④経過観察

在籍する学級で過ごす時間が徐々に増え、安定した学校生活を送れるようになった。

(3) 成果

本市でSSWが継続して支援したいじめの件数 50件

うち、SSWが関わることでいじめが解決または好転した件数 18件

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類 中学校

②児童生徒数 761名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 拠点校方式

配置方法 常駐

(2) 対応内容

①課題の発見

母、長女、本人（中3）、次男、三男の5人家族で、以前から、ネグレクト及び長女がヤングケアラーであることで、関係機関と連携しながら支援を続けていた事案である。児童相談所の措置で、長女が自立支援ホームで生活することになったことをきっかけに家庭内の状況が悪化し、夏休み前には登校ができなくなり、家庭訪問しても面会することができなくなった。

②学校内での方針の検討

本人の安否が心配される中、SSWが関係機関と連携を図り、高松市生活福祉課職員が母親と連絡をとることに成功し、母、本人、SSW、生活福祉課の四者で面談する機会を設けることができた。母子ともに高校進学希望があることを確認し、そのためには生活改善が必要であることを母子に伝え、教職員ともその情報を共有した。

③支援の実施

母子ともに病院を受診し、投薬治療を開始した。2学期途中で通信制高校に合格したが、高校進学の準備金が用意できないとのことであったので、SSWが同行し、母を自立支援センターにつないだ。ところが、3学期には再び音信不通、面会遮断状態になり、安否確認のため何度も家庭訪問を繰り返す中で、ようやく家の中に入ることができた。家庭内はこれまでの訪問の中で最も荒れ、不衛生な状態であり、その改善や高校進学に向けた母の対応も消極的であったため、生活福祉課職員から母に、本人及び次男、三男の一時保護を提案、その後説得を重ねる中で母の了承を得るに至った。

④経過観察

本人の高校入学準備の物品等にかかる費用は県が負担する運びとなり、進学後は自立支援ホームから高校へ通学できる予定である。

(3) 成果

本市でSSWが継続して支援した児童虐待の件数	24件
うち、SSWが関わることで児童虐待が解決または好転した件数	10件
本市でSSWが継続して支援したヤングケアラーの件数	26件
うち、SSWが関わることでヤングケアラーが解決または好転した件数	8件

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類 小学校

②児童生徒数 655名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 派遣方式

配置方法 要請に応じて

(2) 対応内容

①課題の発見

管理職からＳＳＷに、学校諸費について高額の滞納を抱える家庭についての相談があった。父親は重度のうつ病を発症していたが、医療費が払えないため受診しておらず、また、母親はパートに行くのも困難な状態であり、家庭は困窮の状態であった。

②学校内での方針の検討

母親はこれまで、学校からの連絡にはほとんど出ることがなかったが、学校からＳＳＷの職務等を説明し、面談を実施するに至った。母親との面談により、既に複数の親族から援助を受けており、消費者金融からの借入も行っているが、食べる物もなく、子育てにも不安を感じていることが判明した。そこで、貧困の問題を改善することで、子どもたちの生活の安定させる方針を校内で共有した。

③支援の実施

まず、生活保護の申請と放課後デイサービスの利用を提案し、ＳＳＷ同行のもと、高松市生活福祉課へ相談した。また、自立支援センターへ相談し、生活保護の受給が決定されるまでの生活費の借入と数日分の食べ物の受給を受けた。自立支援センターからの借入と生活保護の受給により、生活の安定を図る見込みができ、さらに、医師の助言を受けた上で、基幹相談支援センターと母親をつなげた。

④経過観察

生活基盤が整った現在は、子どもたちにも笑顔が戻ってきた。家族みんなで外出した時の様子を明るく話す本人は、中学校への入学を楽しみにしている。

(3) 成果

本市でＳＳＷが継続して支援した貧困問題の件数	42件
うち、ＳＳＷが関わることで貧困問題が解決また好転した件数	19件

高知市教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

令和5年度に、20回行った高知市スクールソーシャルワーカー連絡協議会の中で、講師を招いた研修を3回行った。また、毎回の会の中で自主研修や事例検討などの時間をとった。それらに加え、県や子ども家庭支援センターなどが主催する研修会に参加できる体制をとった。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

不登校支援担当者研修会や高知市で作成した「不登校支援ハンドブック」において、SSWの職務等について発信するとともに、校内支援委員会でSC・SSWのアセスメントを積極的に活用している学校の事例を「不登校支援ハンドブック実践事例集」に掲載し、全教職員に配付している。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

SSWを高知市教育研究所に配置し、高知市立学校の中から高知市教育委員会が指定する学校にSSWを派遣する。派遣の際は、1中学校区で同じSSWが活動できるようにする。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

学校からのニーズが高まる中、ケースの内容が複雑化、多様化しており、福祉、医療等の関係機関との連携も必須である。経験年数が浅いSSWがいる中、市全体として確かな知識と技能を身に付けスキルアップしていく必要がある。

②課題解決に向けた取組内容

月2回行われる連絡協議会の中で、計画的に専門性を深める機会を持つとともに、経験年数の浅いSSWに対して、SSWの業務全般やケースについてのスーパーバイズの機会を確保していく。

③成果

令和5年度は月2回行われる連絡協議会の中で、ひとり親家庭支援センターや高知市地域共生社会推進課の方をお招きし、連携の在り方について学ぶ機会を設けた。また、高知県立大学の准教授をお招きし、近年のソーシャルワークの動向や、仕事量の管理についてお話を伺うことができた。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（特別支援学校）

②児童生徒数 133名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（派遣方式）

配置方法（年44週/週2回/1回あたり7時間）

（2）対応内容

①課題の発見

Bは、一人親家庭で生活保護世帯である。体型からは食事が十分に摂れていないことが推察された。Bは雨が降ると欠席したり、保護者から「体調が悪いので1週間休みます」と連絡が入ったりして、1ヶ月連続で休むこともあった。担任が家庭訪問をしてもなかなか会えず、会えたとしても保護者の特性から、コミュニケーションをとる事が難しかった。

②学校内での方針の検討

校内支援会でBの情報を共有し、学校からSSWに「まず、保護者とつながってほしい」と依頼があった。参観日に来ていた保護者に話しかけることからスタートした。何度かアプローチした後、Bの欠席が続いたときには、家庭訪問をしてもいいと承諾を得た。一方でSSWは、高知市の「高知市支援対象児童見守り強化事業」への申請を学校側に提

案，Bの母にも承諾を得て，支援をスタートすることができた。

③支援の実施

保護者は日時を決めての家庭訪問に負担感があったので「高知市支援対象児童見守り強化事業」の「食料のパック」を，必要に応じて届けた。SSWは，届けるときに親子の体調を聞き取り，学校や福祉機関と共有したり，学校でのBの様子を保護者に伝えたりすることで「つなぎ」の役割を果たした。

④経過観察

Bは，現在も同じ様な理由で欠席する日はあるが，全く家庭と連絡がつかない事や保護者とコミュニケーションが取れない状況は改善された。親子依存の状態だったところに第三者が入ったことで，新しい動きがうまれたと考えられる。

（３）成果

不登校 児童生徒数 10 名

うち，SSWが関わったことにより登校する又は登校できるようになった児童生徒数 2 名

SSWが継続して関わっている児童生徒数 8 名

<いじめ>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 中学校 ）

②児童生徒数 368 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（派遣方式）

配置方法（年 44 週/週 4 回/ 1 回あたり 4 時間）

（２）対応内容

①課題の発見

新学期が始まり，しばらくしてから，AがSNS上で攻撃される状況を知ったAの保護者が学校へ相談した。SSWにも，Aの保護者から直接相談があった。

②学校内での方針の検討

学校で支援委員会が開かれ，SC，SSWも含めて今後の方向性について検討が行われた。

③支援の実施

SSWは，Aの言葉の選択の仕方や友人とのかかわり方の苦手な部分の支援が必要と考え，家庭訪問の頻度を増やした。自分の気持ちをごまかす必要はないと伝え，自分の気持ちを素直に伝えられるようサポートした。

④経過観察

Aの保護者は，情報の受け取り方や伝え方が苦手なところがあるため，SSWは，家族間や学校と家庭の間で，誤解などが生じないよう留意した。家族のそれぞれに話を聞きながら，客観的情報の整理を行って家族間の意思疎通をサポートしたり，学校との情報共有をしたりしながら支援を続けた。Aが休んだのはトラブルがあった直後のみで，支援を行うことで通常通り登校できるようになった。学校側が，保護者自身の困り感や行動の背景を掴めるように，SSWから説明した。保護者は担任に対して批判的であったが関係回復が見られる。

（３）成果

いじめ，暴力行為，非行等の問題行動 児童生徒数 1 名

うち，SSWが関わったことにより登校する又は登校できるようになった児童生徒数 1 名

SSWが継続して関わっている児童生徒数 0 名

<虐待>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 特別支援学校 ）

②児童生徒数 133 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 （ 派遣方式 ）

配置方法 （ 常駐 ・ 年 44 週/週 2 回/ 1 回あたり 7 時間 ）

（ 2 ） 対応内容

①課題の発見

A の家庭は生活保護世帯だが、常に集金が滞り学用品が揃わず、学校で十分な活動ができなかった。衣服、洗髪等、家庭でのケアができていなかった。A は早朝のスクールバスに乗ることができず、欠席が増えたが、保護者は電話に出ないことが多く、家庭との連携が難しかった。

②学校内での方針の検討

校内支援委員会でA の情報共有をし、S S W は週一回程度の家庭訪問を開始した。次第にA 以外の姉弟も欠席が増えたため、それぞれの学校関係者だけでなく、子ども家庭支援センターや福祉課等の関係機関にも校内支援会に参加してもらい、学期に一度の情報交換をしながら支援の方針を決めた。

③支援の実施

A の登校時、着替えの際にボディチェックを行った。歯磨き、爪切り等の体のケアを担当や養護教諭が行う一方で、S S W はA と活動しながら家庭生活の様子を聞くようにした。また「生活の実態」を知るため、S S W は家庭訪問を継続し、母親への働きかけを地道に行いながら学校と共に、夜間の家庭の様子も把握した。取組を続ける中、A が初めて合宿に参加できた。その帰りに「お家に帰りたくない」という発言があったため、S S W が児童相談所への通告を学校に提案し実行した。また、障害者相談センターに赴き「放課後ディサービス」の利用について担当に相談し、実情を訴えた。

④経過観察

学校のケース会に専門機関が加わった事で、より専門性のある話合いや支援ができ、A の家庭の状況を見守ることができている。A の状態は「改善された」とまでは言えないが、以前より登校日数は増え、家庭との連絡もつくようになり、保護者の意識も変わりつつある。

（ 3 ） 成果

児童虐待 児童生徒数 1 名

うち、S S W が関わったことにより好転した児童生徒数 0 名

S S W が継続して関わっている児童生徒数 1 名

< 貧困 >

（ 1 ） 学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 340 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 （ 派遣方式 ）

配置方法 （ 年 44 週/週 3 回/ 1 回あたり 4 時間 ）

（ 2 ） 対応内容

①課題の発見

A は授業態度がよく真面目で、トラブルを起こすこともなく順調に登校ができていた。A が学校でけがをし、母親に連絡をした際、話の中で「実は生活が苦しくて困っている」という話が出たため、S S W につなぐこととなった。

②学校内での方針の検討

S S W につなぐことで、福祉的な支援を受けられるようにしたい。

③支援の実施

高知市の支援対象児童見守り事業を使い、食料や学校用品の支給を行った。Aは学校生活では低学力であること以外には心配されるようなことはなかったが、母子家庭で何かと苦労があるのではと想像できた。そのため母親と密に連絡を取り合い、生活状況やAの状態などを教えてもらうよう心掛けた。

④経過観察

母親からはいつも感謝の言葉を頂いている。S S Wを「食料を提供してくれる人」だけでなく「なんでも相談ができる人」という認識を持ってもらえているようで、「家で宿題がわからなくて暴れることがある」「時々学校に行きたくないと言っている」など困りごとを話してくれるようになった。Aは、家計が厳しいことで躊躇していた習い事を始めることができた。毎回休まず練習に参加して、仲間を追いつけるよう努力している。夢中になれることが見付き、Aの活動範囲が広がった。学習面の遅れについては学校と情報を共有し、宿題をやりやすいものに変えたり、宿題が全部できなくても構わないことを伝えたりすることで、本人の負担を減らすような対策を取っている。

(3) 成果

貧困の問題 児童生徒数3名

うち、S S Wが関わったことにより好転または解決した児童生徒数3名

S S Wが継続して関わっている児童生徒数0名

<発達障害>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 337 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (年 44 週/週 5 回/1 回あたり 3 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

管理職より「発達面で気になる児童がいる」と相談があり、S S Wは児童の学校生活の観察と、担任への聞き取りを行い、特別支援教育学校コーディネーターと相談し、校内支援委員会を行うことになった。

②学校内での方針の検討

管理職・担任・特別支援教育学校コーディネーター・S S Wで校内支援委員会を行った。児童の発達面の課題にどのようにアプローチしていけばいいのか話し合った。対応方針として、『児童の気持ちを聴く』『保護者と学校が協力関係を築く』『必要な関係機関へ繋ぐ』と決め、役割分担をした。

③支援の実施

児童の発達課題や強みを知る為に、児童と保護者とS S Wで発達外来を受診し、発達検査を実施。定期受診後には医師の助言をS S Wから学校へ伝え、学校での児童の支援に活かしていった。学校での支援に加え、訪問看護と保育所等訪問事業の介入も開始された。

④経過観察

S S Wが学校と関係機関の連絡調整を行い、互いの支援の様子を伝えることで連携が進んだ。児童の発達課題や強みを理解して児童の支援をしていくことで、少しずつ児童の様子に落ち着きが見られるようになり、他児童とのトラブルや衝動的な言動が減ってきた。児童は「学校が楽しい」と元気に登校し、そんな児童の様子に保護者も安心されている。保護者と学校と関係機関が協力体制の構築に努めたこと、教育・医療・福祉のそれぞれの視点が支援に活かされ互いの連携が進んだことが、児童の安定した学校生活に繋がった。

(3) 成果

発達障害等に関する問題 児童生徒数1名

うち、ＳＳＷが関わったことにより好転または解決した児童生徒数１名

ＳＳＷが継続して関わっている児童生徒数０名

久留米市教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

S S W連絡会議（年7回）への参加やS S W内でのミーティングを月2回実施。S S W連絡会議に参加することで他市でのS S Wの支援の取り組みなどについて学びを深めることが出来た。またS S W内でのミーティングを定期的に行うことで、新規ケースなどを含めた事例検討を行い、個々の資質向上に努めた。さらに社会福祉分野の大学教授をS Vとして市に配置（月2回）、集団での事例検討及び1対1での個人S Vを実施し、S S W自身がより適切な対応や支援が出来るよう、S V活用の充実を図った。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

「スクールソーシャルワーカー活用手引」を作成し、市内各小中学校、市立高校、市立特別支援学校へ配布。年度初めの定例校長会や定例教頭会にて手引きをもとにS S Wの活用の流れについて周知。また教職員に向けたいじめ・不登校対応研修や障害者基幹相談支援センター主催の研修会、さらに市内にある精神科病院での家族会の中でS S Wの活用や事例を紹介し、役割について理解を深めるとともに、学校や関係機関とよりよい連携が図れるよう研修を実施した。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

任期付短時間勤務職員を任期付職員（フルタイム）に変更をするなどして、長期的に人材確保をすることが出来るよう雇用条件を安定させ、近年、学校を取り巻く多様化・複雑化した課題に対応出来るように配置上の工夫を行った。さらに令和3年度より実施している拠点巡回型の配置形態を一中学校区に配置することを継続し、拠点巡回型の動きの強化を図った。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

S S W個人が抱えるケース数が多く、問題の未然防止・早期介入が出来ていない。原因としては予防や早期介入に向けた配置方法（拠点巡回型）を拡充していきたいが専門性をもつ人員の確保が難しい。

②課題解決に向けた取組内容

S S W体制を整え、出来る限り安定した人材確保が出来るように雇用条件の安定化を図った。また拠点巡回型の校区では居場所づくりを行い、S S Wは教職員以外にも相談出来る人・場所であるということの認識や課題が複雑化する前の未然防止・早期発見が出来る場所であることを目的として拠点校に居場所を設置した。

③成果

令和5年度の支援件数は288件、学校訪問1226回、家庭訪問812回、関係機関等への訪問524回、校内ケース会議や関係機関等とのケース会議の件数は192件であった。拠点校において居場所づくりを開設したことでS S Wの存在や役割が教職員以外の児童の中でも周知され、居場所に来所している児童から直接相談を受けるなど未然防止・早期発見に対応をすることが出来た。今後も拠点巡回型の配置を拡充していくこととともに、S S W個々の資質向上と人材育成を行いながら、併せて雇用面を安定化し人材確保を継続して行っていきたい。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類（中学校）

②児童生徒数 350 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（派遣方式）

配置方法（年 40 週/週 1 回/1 回あたり 0.75 時間）

（２）対応内容

①課題の発見

中学校入学後、本児の登校の行き渋りがあり、その改善に家庭の協力も必要になるが、父子家庭で父の養育能力も低く、学校とのやり取りもうまくいっていない。本児は特別支援学級の在籍である。小学校で S S W が介入していた家庭だったこともあり、中学入学後に S S W への依頼があり支援介入となる。

②学校内での方針の検討

特別支援学級の担任が中心となり、学年内での共有をしながら対象の児童生徒に対しての支援方針が決まっている。

担任が本児と面談し、特別支援学級での過ごし方の検討。

③支援の実施

S S W は小学校時に支援介入していた事もあり本児や父と関係性もできていた。

本児との面談を行い、中学校に入学してからの振り返りを一緒にする。

その際、入学後はしばらく頑張っていたが、交流級で過ごすことが多く疲れがあることや家に居たい気持ちがあり行き渋りが続き、生活リズムの乱れから登校できない日が増えていった事が分かる。

支援内容として

- ・本児との面談をし、目標立て、振り返りをしていく。
- ・家庭訪問をし、父へ本児と立てた目標や父に協力してほしい事を、具体的に提示する。
- ・学校の先生へ本児の気持ちを伝え、登校した際の過ごし方を本児、S S W で確認する。

④経過観察

生活リズムの改善はすぐにはうまくいかなかったが、登校時間を遅らせて登校しつつ、学校に行くことが増えていった。3 学期の終わりくらいには朝から登校できるようになっていった。

春休みに生活リズムが崩れないよう、本児の部活動の先生とも連携し、部活動への参加も促した。

2 年生になり休みなく登校できている。

（３）成果

不登校児童生徒数 43 名

うち、S S W が関わったことにより登校する又は登校できるようになった児童生徒数 3 人

S S W が継続して関わっている児童生徒数 7 名

<いじめ>

（１）学校の概要

①学校の種類（小学校）

②児童生徒数 1060 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（拠点校方式）

配置方法（年 40 週/週 2 回/1 回あたり 8 時間）

(2) 対応内容

①課題の発見

校外でのスポーツクラブでのいじめがあり学校への欠席が増える。S CとS S Wを含めチームとして支援するため教頭より依頼。

②学校内での方針の検討

保護者と教頭・S S Wで面談し本児の様子を確認する。本児が学校に来た時に安心して過ごせるよう校内でできることを検討した。S S Wは校内の居場所支援、校外の学習支援について情報提供をしていく。

③支援の実施

本児が来れそうな授業へ保護者を介して本児へ伝え学校への登校促しを行った。その際加害児童と会わないために靴箱の場所を変更し動線を確認して本児へ伝える。校外での学習支援の情報提供を行った。

④経過観察

加害児童に会わない動線にしたことで少し安心感が生まれ、本児の来れる授業は複数回登校出来た。登校した際は友達とも明るく関わる様子があった。学習支援については見学ができた。

(3) 成果

登校を無理なく促し本児の安心できるような環境調整ができた。友達との関りが増え学校での様子は楽しそうに過ごせていた。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類 (小学校)

②児童生徒数 550 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (年 40 週/週 1 回/1 回あたり 1.1 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

母より本児への暴言・暴力が見られる要保護児童地域対策協議会での管理ケース。庁内子ども相談課と母との関係性が希薄になったため校長よりS S W介入依頼あり。

②学校内での方針の検討

母が学校を良く思っておらず、学校からの指導や助言が入りにくいため、S S Wが母と繋がりを持ちながら母が検討中である本児の受診についてのサポート。本児への指示の通りにくさや本児の辛さを母に理解してもらうことで、虐待の抑止へと繋げる。

③支援の実施

母自身で本児受診の予約を試みたが思うようにいかず、受診につながらなかった。S S Wが同病院の精神保健福祉士 (以下、MH S Wとする) と連携し病院の相談支援事業の利用を通して受診に繋いだ。主治医にはMH S W経由で事前に虐待事案であることを伝え、受診の際に本児の特性から厳しく言っても効果がないことを伝えてもらい、同時に発達検査の実施 (母の希望もあり) を依頼。

④経過観察

検査結果をもとに母と学校に本児への関わりや支援の提案がしやすくなった。訪問看護導入により家庭内介入の動きへと繋がった。母は受診時に継父の同行を促し、本児の特性について継父の理解を得ようと考えた。

(3) 成果

訪問看護との連携を通して本児の家庭環境が見えやすくなった。病院受診がスムーズに行われたことで母からの信頼を得ることができた。

<貧困>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類 (小学校)
- ②児童生徒数 650 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態 (派遣方式)
配置方法 (年 40 週/週 1 回/1 回あたり 0.95 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

公共料金が未納になるくらい困窮している家庭であると学校からの S S W 介入依頼。

②学校内での方針の検討

特別支援学級担任が本児の学校生活を通じて家庭での様子を確認。S S W とこども相談課にて母子の生活全般の見直しをして本児の養育環境改善支援。

③支援の実施

S S W とこども相談課で他関係機関 (生活自立センター、生活支援課、障害者基幹相談支援センター) との連携を図り母子生活の立て直し支援。

④経過観察

母子のシェルター避難を経て新しい住居で生活保護を受給しながら安定した生活を始めた。母子ともに病院受診し、母が発達検査を受けることで福祉サービスの利用に繋がった。

(3) 成果

母子の生活に良くない影響を与える環境とは縁が切れ、母の就労支援が始まる。母子の生活が安定し、養育環境が整った。本児は元気に登校している。

長崎市教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

S S W 9 人（スーパーバイザー含む）、担当指導主事 1 人を対象に、S S W 基礎研修、外部専門家による研修会、県教育委員会及び県教育センターが主催する研修会、定例事例研修会等を年間通して 4 5 回実施した。外部専門家による研修会（社会福祉協議会勤務の社会福祉士、弁護士）では、ケースにおける社会資源や法に基づいた解釈など専門家による指導で事例に対する対応を学んだ。また、研修会だけではなく、普段から相談できる関係を作り、多岐にわたるケースの相談ができた。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

S S W 活用事業に関する実施要項、運用細則、服務規程、業務内容についての冊子を作成し、全小・中学校へ配付するとともに、学校に訪問して趣旨等を説明した。

また、教育相談に関する研修内で事業説明をするとともに、全小・中学校に訪問等で事業説明を行った。校内研修で S S W の活用に関する研修を実施した。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

S S W を長崎市教育委員会へ配置し、派遣申請により各校への対応を行った。採用においては、福祉の分野において専門的な知識・技術を有する者、または福祉や教育現場において活動経験や実績のある者のうち、業務内容を適切に遂行できる者とした。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

課題：不登校の問題を抱える家庭への支援の充実

原因：保護者の同意を得ることが難しいケースも多い。また、配置形態が派遣型ということもあり、学校が抱えきれない重大なケースを取り扱うことが多い。

②課題解決に向けた取組内容

各学校の不登校の状況を把握し、学校の家庭訪問の同行やオンライン等を活用した支援を行った。また、学びの支援センター（教育支援センター）やフリースクール等民間施設との連携も視野に入れた支援を実施した。

③成果

S S W が継続して支援を行った不登校の問題を抱えた児童生徒のうち、75.9%の児童生徒が、問題が解決または支援中ではあるが好転という支援状況となった。学校だけでなく、長崎市学びの支援センターやフリースクール、放課後等デイサービス等の関係機関と連携した支援を実施することができた。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類 （ 小学校 ）

②児童生徒数 278 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

（2）対応内容

①課題の発見

2年前に母親、姉、本児、妹でDV避難をしてきた。母親は、元夫からのDV被害により非常にパワレスで精神的に不安定。本児自身も対人関係に対する不安感が強く、昨年度から不登校になっている。また、家庭内で本児から母親に対し腹部を殴る、羽交い絞めにするなどの暴力行為があることが発覚。母親より、継続してSSWに相談したいとの要望があった。

②学校内での方針の検討

家庭の状況の共有を行うとともに、学校で保護者との面談を実施し、管理職も含めて本児の登校に向けた学校内での個別の対応について協議。クロムブックを活用しリモートでの授業参加を提案するとともに、母親への負担を考慮し、欠席連絡の手段を見直した。また、学びの支援センター（教育支援センター）の利用の手続きを進めた。

③支援の実施

- 母子家庭であることから子育てサポート課のひとり親家庭の福祉サービスの支援申請の提案。
- 個別での学習の機会として生活福祉課の子どもの支援員による家庭訪問による学習支援の提案。
- DV被害者支援団体と家庭の状況の共有を行い、母親がグループ活動に繋がった。

④経過観察

本児による暴力行為により警察が介入したことで児童相談所に繋がり、児童相談所にて発達検査や精神科Drによる診察を受けることができた。また、母親も自身が抱える悩みを児童相談所のDrに相談し本児の状態や関わり方を理解することができたことで母親の不安軽減に繋がった。

学びの支援センターの継続した通所に至らず、不登校の状況も改善が見られなかったため、本児の居場所支援として本児が好きな釣りを療育プログラムとして実施している放課後等デイサービスの利用を検討し、数回おためしで職員との交流を行った。母親が様々な社会資源と繋がったことで、本児と向き合える余裕が生まれ、本児との家庭内のトラブルにおいても関係機関に相談しながら対応できるようになった。

（3）成果

SSWが対応した不登校の問題を抱えた児童生徒数 112 名

うち、SSWが関わったことにより問題が解決又は支援中であるが好転した児童生徒数 85 名

SSWが継続して関わっている児童生徒数 112 名

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 668 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

(2) 対応内容

①課題の発見

登校した際、毎日着ている洋服が同じ、臭いがする、体格が小柄で食が細いことなどの様子が見られた。不登校になってからは、担任と教頭が家庭訪問を繰り返す中で不衛生さや貧困などの家庭状況を確認することができた。また、父親が母親へDVをしたことで警察が介入し、児童相談所へ通告。児童虐待のケース（面前DV）として児童相談所が介入することとなった。

②学校内での方針の検討

学校と情報共有を行ったうえで、保護者との面談を実施。母親へ医療機関の受診・家事支援サービスの導入等、福祉的なサービスを提案。本人が毎日登校できる家庭環境にするためにも、児童相談所との連携を図ることを確認。

③支援の実施

- 定期的に家庭訪問を行い、母親との面談を実施し、母親の養育能力の低さや体調の悪さがあることから、母親へ通院を提案し病院へ繋いだ。
- 金銭面に関しては、社会福祉協議会と繋ぎ、レスキュー事業や金銭管理等の支援について情報提供。
- 学校、児童相談所、社会福祉協議会などの関係機関との連携を行い、家庭環境の改善を目指した支援の実施。

④経過観察

母親は、体調を整えるために通院を継続。本児は、面前DVとして児童相談所に一時保護になり、児童相談所が両親への面談の実施、家庭環境の改善を行うため働きかけを行っていたが、家庭環境の改善に至らなかったため、一時保護解除後に児童養護施設へ入所。児童養護施設へ入所したことで、生活リズムが整い毎日登校できるようになった。また、成長曲線に沿った発達、衛生的な生活ができており、心身共に健康的に過ごすことができている。

(3) 成果

SSWが対応した虐待の問題を抱えた児童生徒数 10 名

うち、SSWが関わったことにより問題が解決又は支援中であるが好転した児童生徒数 6 名

SSWが継続して関わっている児童生徒数 10 名

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 273 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

(2) 対応内容

①課題の発見

小学生の子どもがいる父子家庭。子どもは問題なく登校し学校生活を送ることができているが、学童の支払いが遅れ気味で、子ども達に影響が出るのではないかと心配した学校から、S S Wに相談があった。

②学校内での方針の検討

学校が把握している家庭の状況の共有を行うとともに、保護者との面談を実施したところ、消費者金融からの借入れがあることが発覚。利用できるサービスについて確認し、父に提案することを検討。必要があれば、S S Wが申請手続き等に同行することも可能であることを確認。

③支援の実施

- 父子家庭であることから、子育てサポート課のひとり親家庭向けの家事支援サービスの申請を提案。
- 貧困については、子育てサポート課や社会福祉協議会への相談を提案。
- 父が以前、正規職員で就労していたことがわかり、ハローワークの失業保険給付の相談を提案。
- 借入れについては、法テラス制度を活用し、法律事務所で弁護士に相談することを提案。

④経過観察

上記支援の申請手続きにS S Wが同行。子育てサポート課のひとり親家庭等日常生活支援事業の利用につながった。また、子育てサポート課の母子父子寡婦福祉資金貸付金、社会福祉協議会の住宅確保給付金については相談したものの利用には至らず。借入れについては、法テラス制度を活用して、任意整理について検討するも、クレジットカードを作れないことを理由に断念した。

子育てサポート課の掃除等の家事支援のサービスを受けられるようになり、家庭環境が改善した。また、失業保険給付により、家計も改善される見通しがたった。さらなる支援として生活保護の申請を提案し、生活福祉課への相談をすすめていたが、最終的には、生活保護受給には至らなかった。

(3) 成果

S S Wが対応した貧困の問題を抱えた児童生徒数 19 名

うち、S S Wが関わったことにより問題が解決又は支援中であるが好転した児童生徒数 11 名

S S Wが継続して関わっている児童生徒数 19 名

佐世保市教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

組織（市SSW）としての支援方針の一貫性の確保、担当者間での支援格差の是正、モデルケースの共有や対応に苦慮するケースの対応検討等を通してSSW各自のスキル向上等を目的に、毎週1回本市雇用SSW全員で部会を行っている。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・SSW配置事業実施要項を市内全小中学校に配布
- ・校長会、副校長・教頭会での説明やチラシ配布
- ・生徒指導主任、生徒指導担当研修会や、初任者・3年目研修等における事業説明
- ・心の教室相談員研修会における事業説明や情報交換会での広報
- ・児童生徒への講和における事業説明
- ・中学校人権集会等の講師を受けて、その中における事業説明
- ・大学の講師として依頼があり、その中での事業説明

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

毎月1回以上の巡回訪問に加え、要対協や各種部会への出席等、家庭訪問等、学校や校区の家庭を巡回することが多いため、移動距離や児童生徒数の偏りが出ないように担当校を割り振り、配置している。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

ケースの対応や学校・関係機関との連携に追われ、定期的な研修会の実施及び関係機関と連携した研修の実施ができていない。

②課題解決に向けた取組内容

関係機関と連絡会議を定期的実施し、本課題を共有し研修会の開催に努める。

③成果

未検証

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（中学校）

②児童生徒数 383 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（派遣方式・巡回方式）

配置方法（常駐・年____週/週____回/1回あたり____時間）

（２）対応内容

①課題の発見

- ・入学当初から不登校状態、家族以外と面会できず本児の安否確認がとれない状況。健康上にも問題が出てきているとのことで、学校長と養護教諭が母と面談。母の養育能力が弱く、問題解決に対して支援が必要であることから、養護教諭からの要請でＳＳＷ介入。

②学校内での方針の検討

- ・本児への介入が難しく、母との面談を通じて本児の身体的・精神的な状況把握、医療機関受診や卒業後の福祉へのつながりを視野に入れて、本児への介入のタイミングを図る。

③支援の実施

- ・ＳＳＷによる母との定期的な面談を行い、母との信頼関係の構築しながら本児の様子聞き取り、養護教諭より健康診断等の呼びかけ等で健康上の問題把握に努めた。また、今後の繋ぎ先として行政（子ども部局）を想定し連携を図る。

④経過観察

- ・外出ができない状況であったが、歯の痛みから歯科を受診したことをきっかけに精神科を受診し、入院にて治療が行われ本児の状態が安定する。母も本児の今後について関係機関への相談意欲が高まり、卒業後の相談機関として行政（子ども部局）を紹介する。

（３）成果

- ・精神科を退院後、行政（子ども部局）にて教育相談を受けながら、自宅以外での他者との交流や学習する機会も増え、高校進学に向けて意欲を示す成果がみられた。

<いじめ>

（１）学校の概要

①学校の種類

（小学校）

②児童生徒数 118 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（派遣方式・巡回方式）

配置方法（常駐・年____週/週____回/1回あたり____時間）

（２）対応内容

①課題の発見

- ・社会体育内での上級生からの悪口をきっかけに登校への強い不安が出ている小5の児童。その後、学

級担任の声掛けに不信感を抱き、完全不登校となる。当初、S S W介入のきっかけは、発達障害があり特別支援学級に入級している妹が学校内で落ち着いて過ごす事ができるよう医療と学校との連携を進めていくことが目的だった。妹の件で、介入を進めていく中で、姉のいじめ案件が勃発する。

②学校内での方針の検討

- ・学校ではいじめ案件として、アンケート調査を含めた事実確認を実施。中立的な立場に立ち、双方の意見をくみ取りながら打開策を検討していく。
- ・S S Wは側方支援として、母の意向に寄り添いながら本児の心理的安定に繋げていく。また、必要に応じて医療機関とも連携をしていく。

③支援の実施

- ・S S Wは、母との定期面談を通して、母の心理的負担に寄り添いながら、本児が学校復帰しやすい環境づくりを校内で検討していった。具体的には、本児が登校した際に過ごしやすい環境、学習の保障などを確認。学校との関係性構築のため、保護者面談は学校と一緒に実施していった。
- ・その後、自傷行為の出現により緊急入院となったため、必要に応じて医療連携を実施することを母と確認。（実際には、直接、校長がやりとりを実施したためS S Wの医療連携は実施しなかった。）
- ・退院後は、本人の意向により転校となった。母の意向に沿って、転校先との情報共有や受け入れについての環境づくりについて会議を実施しながら検討していった。

④経過観察

- ・転校先での不測の事態、母子の心理的不安定さが予測されるので、母がS O Sを出しやすいように連絡を取り合っていく。
- ・いじめによるフラッシュバックや不安定さが予測されるので、その際には適切なタイミングで医療受診を促す事ができるよう随時、観察していく。

(3) 成果

- ・転校後は、転校先の学校で登校ができています。友人もできて安定している様子。それに伴い、母も心理的に安定してきている。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 675 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式 ・ 巡回方式)

配置方法 (常駐 ・ 年 週/週 回/1回あたり 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・要保護児童対策地域協議会へ出席時に把握

②学校内での方針の検討

- ・適宜、本時から聞き取りを行い、DVが確認されれば速やかに児童相談所に連絡する。

③支援の実施

- ・SSWは本時とのかかわりと、保護者との面談を継続して行っていく。

④経過観察

- ・民生委員による自宅での様子把握のためのネットワークづくり
- ・要保護児童対策地域協議会後のDV報告等はない。

(3) 成果

- ・関係機関内で事実を確認し、それぞれの役割を実施することができた。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校 ・ 中学校)

②児童生徒数 小学校 : 580 名 中学校 : 640 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式 ・ 巡回方式)

配置方法 (常駐 ・ 年 週/週 回/1 回あたり 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・小学校に在籍する妹が登校をしづらになったこと、母に鬱病があり不定愁訴が強いこと、母が関係機関への相談をしていることから、担任の要請で母支援目的にてSSW介入。母面談の中で、中学生の姉も完全不登校で夫からの経済的DVが疑われること、経済困窮状態であることが判明した。

②学校内での方針の検討

- ・経済困窮、夫からの経済的DV、児童生徒の医療機関受診と措置変更、家族関係不良、母の精神科通院の再開など児童生徒を主体とした背景にある家庭課題についてアセスメントを行い、緊急性の高いものまたは同時進行が必要なものを精査し、関係機関との連携及び協働にて対応を行うこととした。

③支援の実施

- ・母が相談を行っている行政、貸付を受けている社会福祉協議会、児童生徒が通院している医療機関、児童生徒が在籍する学校と要保護児童対策地域協議会を実施。関係機関での対応の役割分担、または

協働について対応を検討。行政こども部局と SSW が協働して経済困窮に対する援助、家族支援を行った。

④経過観察

- ・ギャンブル依存のある父と生活を立て直すことは現状困難と夫婦が判断。母が児童生徒を引き取った。母は生活保護を受給。現在も SSW と行政こども部局とが定期的に家庭訪問を実施。母自身にも経済管理の課題があるため、生活福祉課とも連携を図りながら母の通院を再開させるなど、家庭支援継続中。

(3) 成果

- ・中学に在籍していた生徒は通信制高校へ進学、小学校在籍児童も支援学級をお試し利用しながら登校回数が少しずつ増えるなど、家庭内の不安要素が軽減されたことによる成果を感じている。今後も関係機関との連携及び協働を行いながら、継続的に支援介入が必要なケースではあるが状況は好転した。

大分市教育委員会

【１】取組内容＜令和５年度＞

（１）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ・ 集中研修（４月の３週間） ・ 研修会（月１回） ・ カンファレンス（月１回）
- ・ 事例検討会（年８回） ・ 連絡協議会（年２回）

（２）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（**有**） ・ 無 ）

○ガイドラインの内容、周知方法

＜内 容＞ 配置の目的・ＳＳＷの職務内容・活用上の留意点・ＳＳＷマネージャー（担当者）の役割等

＜周知方法＞ 担当者が参加する連絡協議会を活用

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

＜研修の実施＞ チーム学校におけるＳＳＷを活用しての関係機関との連携

＜理解促進＞ 担当者対象の集合型研修を実施し、理解促進を図った。

（３）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・ 会計年度任用職員のスクールソーシャルワーカー（以下ＳＳＷ）の募集人数を２４名とし、市立の全小中学校及び義務教育学校に配置した。
- ・ 任期付正規職員の主任ＳＳＷ２名を市内３エリアに横断的に配置し、学校配置のＳＳＷの助言や同行支援等のサポートを行うことで、ＳＳＷの相談・支援に係る知識や技術等の向上を図った。
- ・ 任期付正規職員の主任ＳＳＷ２名は、市子ども家庭支援センター職員と併任することにより、福祉行政と円滑に情報共有を行うなど、連携した対応の充実を図った。

（４）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

アセスメント力やプランニング力等、ＳＳＷとしての専門的なスキルや資質の向上を図ることが必要である。これは、課題背景が複雑で対応の難しい事案等、より適切な見立てや支援方針及び関係機関との密な連携が必要となる事案が増加していることが一因として挙げられる。

②課題解決に向けた取組内容

- ・ アセスメント力やプランニング力等のスキルアップを目的とした研修会を実施し、また、事案対応において主任ＳＳＷ等がＯＪＴによる指導・助言を行い、ＳＳＷのスキルアップを図る。
- ・ 子ども家庭支援センター併任の主任ＳＳＷが中心となって関係機関と随時連携し、情報共有や合同ケース会議開催等を行うことで、福祉の視点での見立てや支援方針といったスキルを身に付ける機会をもつ。

③成果

- ・ カンファレンス等で事例検討会を定期的に行うことで、アセスメント力やマネジメント力の向上を図った。
- ・ ＳＳＷの専門性の向上を目的として、大学教授等、外部の専門家講師を招いて研修会を行い、実際の事案対応等に生かした。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 中学校 ）

②児童生徒数 501～1000 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（ 年 48 週/週 1 回/1 回あたり 7.75 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

- ・小学校から行き渋り・不登校傾向となるときが何度かある。
- ・中学校入学後、しばらくは登校が順調だったが、長期休暇後に休みがちとなり、不登校となった。

②学校内での方針の検討

- ・学期に数回登校しており、学校での居場所づくりを引き続き行い、必要に応じて個別に支援する。
- ・担任やSSWの定期的に家庭訪問により、家庭の様子確認を行い、本人や保護者と良好な関係を築く。
- ・多様な学びの場として、市教育支援センター（以下、教育支援教室）へつなぎ、学校での支援と並行しての本人の新たな居場所づくりを行う。

③支援の実施

- ・本人が登校した際は、担任らが関わり、別室で個別学習も行うなどの校内支援を継続した。
- ・担任やSSWが家庭訪問を行い、本人との関係を築き、保護者へは教育支援教室を紹介した。

④経過観察

- ・教育支援教室については、保護者と事前に打ち合わせ、まず保護者から本人へ説明した後、SSWから本人へ再度説明する流れとした。すると本人は、学校の登校は継続しながら、教育支援教室に通うことにも前向きとなり、教育支援教室への通級申請に至った。

（3）成果

- ・学校への登校は続けながら、教育支援教室で活動等を行うことで、コミュニケーションに成長が見られ、自身の思いを家族や支援者等に話すことが増えてきた。

＜いじめ＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 501～1000 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（ 年 48 週/週 1 回/1 回あたり 7.75 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

- ・仲良しの友人らとの会話の中で本人が発した言葉に友人が動揺・憤慨。以降、本人は友人に対しSNSを通して謝ったが、友人からの暴言が繰り返し返信されることとなり、「なんでもする」との本人の謝罪の言葉をきっかけに、友人からゲーム機やタブレットを要求される事態も起きた。
- ・本人は「家族に知られたくない」との思いで、保護者には相談しなかった。
- ・本人が落ち込んでいる様子を保護者が心配し、本人のSNSを内緒で確認すると、友人への謝罪の言葉のほかに、友人からの暴言やゲーム機等を要求される内容を見つけた。

②学校内での方針の検討

- ・担任やSSW等が本人や友人、保護者と面談を行い、状況や思い等を聞き取る。
- ・聞き取った内容をもとに担任、本人、友人の三者で話し合いを行い、本人と友人双方のわだかまりを解消する。

③支援の実施

- ・担任が本人と友人に個別に話を聞き、また、SSW等が保護者面談を行って状況や思いを把握。
- ・面談等の内容をもとに担任、本人、友人の三者で話し合いを行い、本人・友人双方の思いを出し合させた。また、友人の保護者にも状況を伝え、話し合った。
- ・話し合い後は、本人・友人間だけでなく、クラス全体に良好な友人関係が広がるよう、仲間づくり等の活動を取り入れた。

④経過観察

- ・話し合い後は、担任やSSW等が本人・友人を見守り、必要に応じて本人と友人双方の個別面談を実施し、経過観察や心理面のフォローを行った。

(3) 成果

- ・三者での話し合い及び経過観察等により、友人関係は修復し、暴言・要求はなくなった。
- ・クラス全体に良好な交友関係の輪が広がった。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 101 ~ 500 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (年 48 週 / 週 1 回 / 1 回あたり 7.75 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・登校時、担任が本人の目の下に痣があるのを見つけ、本人は「椅子で打った」と話した。また、その日の放課後、本人が帰宅を嫌がり、事情を聞くと、家族から度々怒られるとの訴えがあった。

②学校内での方針の検討

- ・痣について、本人の発言はあるも、日頃から子育ての様子が気になる家庭で、今回は顔に痣があることから、市子育て支援課へ相談する。
- ・本人の学校での様子 (身辺自立等) から子育ての困りが伺えるため、今回の対応をきっかけに、保護者の養育支援へとつなぐ。

③支援の実施

- ・市子育て支援課職員が学校で本人と面談。顔の痣は家族の暴力によるものではないと判断した。
- ・顔の痣の様子見を兼ねて、教職員とＳＳＷが家庭訪問を実施。訪問時に保護者から本人養育の困りや負担感が出された。

④経過観察

- ・ＳＳＷが家庭訪問を実施し、保護者には子育てについての助言やショートステイ等の福祉サービスを紹介した。
- ・保護者は本人の身辺自立確立を目的とする福祉サービス利用に前向きとなり、ショートステイ申請へとつながった。

(3) 成果

- ・虐待の疑いで福祉行政機関の介入となったが、その背景にある子育ての困りに対する支援へと結び付いた。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 101 ～ 500 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (年 48 週/週 1 回/1 回あたり 7.75 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・母、きょうだい、本人で生活。生活保護を受給しているが、母の体調不良や精神不調等もあり、経済的な困りが続いている状況。市社会福祉協議会から食料支援を受けたこともある。
- ・本人の発達特性の背景により、母は子育てに困りがあり、家庭での生活リズムが整わず、本人の学校欠席が増えてきた。
- ・母子の世帯に母のパートナーが出入りし、母子の支援を行っている反面、生活保護費等を母の断りなくパートナーの裁量で管理している様子が伺えた。

②学校内での方針の検討

- ・ＳＳＷが家庭訪問や母面談等を随時行うことで、母の心理面をフォローしながら、家庭の見立てを行い、市子育て支援課と連携して母子支援を行う。
- ・各種手続きが滞りがちな母に対し、ＳＳＷが就学援助等の申請・手続きのサポートを行う。

③支援の実施

- ・母子支援を継続する中、関係機関出席のケース会議を実施。情報共有しながら家族の見立てを協議し、支援の方向性や関係機関との支援の役割分担を行った。

④経過観察

- ・関係機関が支援する中で、母は母子のみで生活することを希望。生活の立て直しを目的として、関係機関が援助しながら母子生活を始めた。
- ・母子での生活を始めた後、母の精神不調等もあり、本人らは離婚した父が引き取り、父と父方親族ら

と一緒に生活することとなった。

(3) 成果

- ・本人らは、父方での暮らしで生活が徐々に落ち着き、学校へ少しずつ登校するようになった。
- ・母は、自立した生活を目指し、関係機関が引き続き生活の援助や指導を行った。

<心身の健康・保健に関する問題>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 501～1000 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (年 48 週/週 1 回/1 回あたり 7.75 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・小学校時期からリストカットや過量服薬を繰り返し、以後学校が病院と連携して本人支援を行っている。
- ・本人の希望により S S W との面談を実施。本人の不調は保護者の精神不調や本人理解の浅さが一因であるとの見立てで、以後、本人面談を定期的に行った。

②学校内での方針の検討

- ・学校での様子や本人との面談内容をもとに医療機関を含むケース会議を実施。ケース会議では、家族の見立てを行った上で、支援の方向性や支援の役割分担を行う。
- ・ケース会議後は、学校や関係機関が支援の方向性に基づいてサポートする。

③支援の実施

○ケース会議では下記の支援の方向性を確認した。

- ・本人の学校での居場所づくりを進め、教職員との信頼関係を深める。
- ・保護者の心理面の安定に配慮しながら、家族の本人理解が深まるよう支援する。
- ・本人や保護者へ医療や福祉のサービス利用を促す。

④経過観察

- ・学年の教職員を中心として、養護教諭、S S W、S C 等が随時関わることで、本人が学校生活を穏やかに過ごせるようにした。
- ・S S W や S C が本人面談を定期的に行った。
- ・医療機関と連携の上、S S W が保護者と個別面談を行い、保護者のきつさ等を受け止めながら、本人の状態や気持ちを伝えた。また、訪問看護等のサポートを紹介した。

(3) 成果

- ・本人は、心身の調子を見ながら、授業や学校行事等に前向きに参加することが増えた。
- ・S S W のつながりにより、保護者が市子育て支援課ともつながり、支援機関とは緊急対応を含む相談や支援が行いやすくなった。

宮崎市教育委員会

【1】取組内容＜令和5年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ・ SC・SSW合同連絡協議会（4月14日）
「県内の生徒指導の現状の理解とSCとSSWの役割や効果的な対応」について協議
- ・ ヤングケアラー対応研修（6月23日）
「学校におけるヤングケアラーの早期発見と支援の在り方」について理解
- ・ 所内研修会（7月4日）
「不登校児童生徒支援に向けた学校との連携・支援の在り方」について協議
- ・ ヤングケアラー講演会（8月4日）
「ヤングケアラーのためにできること～気付く・つなぐ・支える～」について講演
- ・ SC・SSW合同連絡協議会（8月25日）
「学校と福祉との連携のあり方について理解と各SSWの対応事案」について検討協議
- ・ 学校における教育相談体制充実に係る連絡協議会（9月22日）
「教育相談体制の充実について、こども家庭庁の取組といじめ・不登校対策について、ひきこもり支援」について説明
- ・ 公務員倫理研修（9月25日）
「宮崎市職員行動基準」について理解
- ・ 所内研修会（10月27日）
「不登校児童生徒支援に向けた連携・支援」について協議
- ・ スクールアシスタント等研修会（10月30日）
「スクールアシスタント配置事業」について理解
- ・ 「わかば」講演会（11月10日）
「子どもアドボカシーの取組」について講演
- ・ 子供の貧困対策人材育成研修（12月11日、18日）
「生徒たちが貧困の連鎖を断ち切る」について講話
- ・ 児童相談所設置に向けた庁内研修会（12月28日）
「ほどけそうな、息」の上映
- ・ 中部教育事務所での運営協議会（10月～3月〔月1回〕）
情報交換会

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

① 教職員の理解促進に向けた取組

- ・ SSWの職務等に関する内容を資料（宮崎市スクールソーシャルワーカーの活用について）に整理し、SSWの活用について校長会で説明し、SSWの理解促進を図った。
- ・ 市立小中学校の生徒指導研修の際に、SSWの活用について説明を行った。その後、生徒指導主事には、研修内容を自校で周知してもらい、教職員への理解促進につなげた。

② SSWに対する理解促進に向けた取組

- ・ 地区民生委員児童委員協議会での講師（7月20日）
- ・ 中学校の職員研修での講師（8月1日）
- ・ 児童厚生員研修会での講師（11月13日）

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・ 6名のSSWのうち、1名をコーディネーターとして、宮崎市教育相談センターに常駐させ、他5名の役割分担や対応状況の進行管理等の業務に就かせている。6名のSSWについては、担当エリアを6つに分け、宮崎市教育相談センターと担当エリアにある教育支援教室に常駐させ、対応が円滑に進められるよう工夫している。

（４）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

＜課題＞ＳＳＷの対応件数が増加しており、ＳＳＷの増員が必要である。

＜原因＞ＳＳＷは、いじめ、不登校、虐待等、児童生徒が抱える校内や家庭内に起因する様々な問題の対応を行っている。特に、不登校は、その対応件数が増加している。

②課題解決に向けた取組内容

- ・ いじめや不登校の未然防止として、魅力ある学校づくりに向けて、教職員に対して研修を行う。また、不登校児童生徒の学習保障のため、フリースクール等民間団体との連携やＩＣＴ等を活用した学習の充実に努める。

③成果

- ・ ４月の校長会で、いじめや不登校の未然防止として、生徒指導提要进行を基に、説明をし、併せて本市の支援状況について周知することで理解促進を図った。また、市立小中学校の生徒指導研修の際に、ＳＳＷの活用について説明を行った。その後、生徒指導主事には、研修内容を自校で周知してもらい、教職員への理解促進につなげた。学習保障としては、フリースクール等に事前訪問し状況を確認している。特に出席扱いについて基準を設け市内小中学校が同じ対応ができるよう共通理解を図った。

【２】対応事例＜令和５年度＞

＜不登校１＞

（１）学校の概要

- ①学校の種類 （ 小学校 ）
- ②児童数 ５４３名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態 （ 派遣方式 ）
配置方法 （ １回あたり１時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

対象は小学６年生の女儿。６年生に進級して登校を渋るようになり、保健室登校や欠席が増え始めた。学校は、本児が朝食を食べていないことや身なりの様子から、保護者の関わりが薄いと感じた。その後、学校がＳＳＷに相談し、本児との関わりが始まる。

②学校内での方針の検討

日常の観察はもちろんのこと、ＳＳＷが本児との面談を重ねることによって、家庭や本児の状況を把握。また、母親とも面談や連絡を通じて関係性の構築に努めた。本児との面談の中で、養護教諭を信頼していることが分かったため、ＳＳＷが学校に情報を提供し支援体制づくりがなされた。

③支援の実施

「養護教諭が本時の気持ちを受け止める」、「担任がそれを踏まえて学級で対応する」、「ＳＳＷは母親と連絡を取りながら、本児が安心できる生活環境へ導いていく」などの役割分担を行った。更に、本児が放課後利用できる居場所として、児童館や居場所運営団体とも連携した。

④経過観察

多くの支援者が本児を温かくサポートすることで、２学期に入り毎日登校することができた。

（３）成果

不登校児童対応件数１２８件

うち、ＳＳＷが関わったことにより登校する又は登校できるようになった児童生徒１７名

ＳＳＷが継続して関わっている児童生徒数９４名

<不登校2>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類 (小学校)
- ②児童数 50名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態 (派遣方式)
配置方法 (1回あたり1時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

対象は小学4年生の女儿。3年生の10月に転校後登校渋りが始まり、4年生の5月から不登校状態になった。母親はSCに相談。学校からの紹介で、SSWへの相談も希望され、関わりが始まった。

②学校内での方針の検討

SSWはSCとの面談に同席し、母親の苦境を共有したのち、同行して登校することを提案した。

③支援の実施

登校同行については、約束しても当日になると起きることが難しく1回のみで終了。SSWが週に1回家庭訪問をし、信頼関係の構築に努めた。また、本児が学級担任にあうことに消極的だったため、SSWが担任からの手紙を届けるなどした。夏休みの面談で、母親と本児が小規模特認校への転校を希望していることが分かり、学校見学に同行した。転校までの間は教育支援教室の利用を勧め、本児の外出の機会を増やした。

④経過観察

転校が実現し、欠席日数は激減した。生活リズムの改善と食料支援のため、学校訪問と家庭訪問を継続している。

(3) 成果

不登校児童対応件数128件

うち、SSWが関わったことにより登校する又は登校できるようになった児童生徒数17名

SSWが継続して関わっている児童生徒数94名

<いじめ>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類 (小学校)
- ②児童数 727名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態 (派遣方式)
配置方法 (1回あたり1時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

対象は小学5年生の女儿3名。仲の良い4人組の1名に対し、3名がSNSでの悪口や写真の加工をしていた。被害児童の保護者から学校に連絡があり、いじめが発覚。

②学校内での方針の検討

被害児童は外出できず、学校を欠席し始める。学校は加害児童と面談して事実を確認し、保護者とも面談を重ねた。加害児童はいじめの認識がなく、遊びの延長と捉えていた。「自分たちは悪くない」と反抗的な態度が見られたため、保護者と学校が協議し「第三者の介入が必要」と判断。SSWが面談を実施することになる。

③支援の実施

S S Wは3名の児童と面談し、法律のことも交えながらいじめについて話をした。また、加害児童の保護者とも面談をすることで、精神的な面で支えた。

④経過観察

面談を重ねる中で3名から「会って謝りたい」「もう同じことは繰り返さない」との声が聴かれ、保護者や学校と情報を共有した。その後、被害児童は別室登校を経て教室で過ごすようになり、3名の児童が謝罪をした。

(3) 成果

いじめ、暴力行為、非行等の問題行動に関する対応件数12件
うち、S S Wが関わったことにより問題が解決した児童生徒数4名
S S Wが継続して関わっている児童生徒数6名

<虐待>

・該当なし

<貧困>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類 (中学校)
- ②児童生徒数 517名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態 (派遣方式)
配置方法 (1回あたり1時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

対象は中学1年生と3年生の兄弟。兄は不登校傾向。弟は家出をして兄相に保護され、12月に自宅に戻った。学校からS S Wに依頼があり、12月下旬に家庭訪問をし母親から話を伺ったことで発覚した。

②学校内での方針の検討

母親は2年前から体調を崩し、仕事に出られなくなった。収入がなく、親戚にお金を借りることもできず、今月は扶養手当も入って来ないため、病院の薬がもらえず食べるものもないとのこと。学校がS S Wに依頼をし、S S Wが必要な関係機関につなぐことにした。

③支援の実施

子ども見守り宅配便にお米と食材を届けてもらう手続きをした。また、社会福祉課の窓口に同行し、生活保護の申請を見守った。生活保護が下りるまでのつなぎ資金として1万円を支給してもらい、母親に病院を受診してもらった。

④経過観察

S S Wに相談したことで子どもたちも安心でき、弟は遅刻しながらも登校し部活動にも参加できるようになった。兄も登校して、受験の申込をすることができた。

(3) 成果

貧困の問題に関する対応件数3件
うち、S S Wが関わったことにより問題が解決した児童生徒数1名
S S Wが継続して関わっている児童生徒数2名

<非行・不良行為>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類 (中学校)
- ②児童生徒数 574名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態 (派遣方式)
配置方法 (1回あたり1時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

対象は中学2年生の男子。本生徒は他者のアカウントを悪用したり、SNSでの誹謗中傷をしたりするコミュニティーに所属して迷惑行為を行っていた。コミュニティー内でトラブルになり、本生徒の個人情報漏洩する被害が出た。学校や保護者の職場にも影響が出たため警察が介入し、保護者はインターネット環境を排除する措置をとった。しかし、3か月経って本生徒に暴言や深夜徘徊など精神的に不安定な行動が見られるようになったため、学校からSSWに支援の依頼があった。

②学校内での方針の検討

SSWはトラブル回避のためにはネット環境を制限するだけではなく、ネットリテラシーを十分身に付けさせることが重要であると考え、学校・保護者と協議しプログラミング教室を利用することになった。

③支援の実施

SSWが保護者とプログラミング教室をつなぎ、講師との対面での交流の場を設定した。

④経過観察

本生徒にとっては、プログラミング教室があっていたようで、楽しんで登室し、自宅でも落ち着いて生活できるようになった。

(3) 成果

- いじめ、暴力行為、非行等の対応件数12件
- うち、SSWが関わったことにより問題が解決した児童生徒数4名
- SSWが継続して関わっている児童生徒数6名

鹿児島市教育委員会

【１】取組内容＜令和５年度＞

（１）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ・ 市教育委員会主催の資質向上のための研修会を年間１７回実施
 - ア 教育相談室教育相談員やスクールカウンセラー、学習支援員、臨床心理相談員との合同研修会・事例研修会（年１４回）
 - イ 講師（スーパーバイザー含む）を招聘した研修会（３回）
（※講師：大学教授、医師、児童養護施設等の職員など）

（２）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ア 実施要項等で趣旨や事業内容を定め、年度当初、各学校に送付して職務内容、派遣手続き等について周知するとともに、積極的な活用について啓発
- イ 校長研修会や教頭研修会、生徒指導主任・担当者研修会等で職務内容、派遣手続き等について説明するとともに、効果的な活用事例等を示し、積極的な活用について啓発

（３）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ア 市内１２０校全校（７８小学校、３９中学校、３高等学校）を派遣対象とし、学校からの派遣要請に応じて相談・支援を実施
- イ 緊急性、事案の内容、児童生徒及び保護者の状況等を勘案して、より適切な派遣を実施

（４）スクールソーシャルワーカーの活用にあたっての課題とその原因等

①課題とその原因

ア 迅速かつ適切な連携

様々な要因が絡み合う事案が多く、それぞれの要因に対応するための専門的な関係機関等との連携が必要となるが、各関係機関の担当者間で迅速かつ適切な連携を図ることが難しい場合がある。

イ 資質向上

困難課題を要する事案が増加しており、スクールソーシャルワーカーの更なる資質向上が必要である。

ウ 相互の情報共有・対応検討の時間確保

派遣要請が増え、相談・支援が長期化する事案も多く、スクールソーシャルワーカー相互の情報共有や対応方法等の検討に係る時間を確保することが難しい。

② 課題解決に向けた取組内容

ア 迅速かつ適切な連携

- （ア） スクールソーシャルワーカーが積極的に学校と連携し、確実な情報共有の下、校内のケース会議に必要な関係機関等の担当者を招くなど、コーディネーターとしての機能を果たせるよう資質向上を図る。
- （イ） 定期的に関係機関等との連携・協議の場を設け、教育委員会担当者（指導主事・スクールソーシャルワーカー）と各機関等の担当者同士が連携・協働しやすい雰囲気を醸成するとともに、事案への対応時も互いを尊重しながらよりよい支援を目指すよう、都度、電話等や対面により情報共有・共通理解を図る。

イ 資質向上

- (ア) 教育委員会任用の各種相談員等（教育相談室相談員、スクールカウンセラー、学習支援員、臨床心理相談員）との合同研修会や事例研修会を実施し、他職種による多角的・多面的な見立てや支援方法の検討等の研修を行い、資質向上を図る。
- (イ) 講師（スーパーバイザー含む）を招聘した研修会を実施し、より専門的な知見からの指導・助言を受けることで資質向上を図る。

ウ 相互の情報共有・対応検討の時間確保

- (ア) 各学校の事案に係る相談・支援の状況について、学校派遣の際、スクールソーシャルワーカーと同行するなど各学校の担当指導主事が確実に把握するとともに、支援の主体となる機関（学校を含む）等を判断し、スクールソーシャルワーカーに過度な負担が及ばないように努める。
- (イ) 定期的に、全員で協議する場を設け、情報共有や対応方法の検討を行う時間を確保する。
- (ウ) 任用しているスクールソーシャルワーカーの中で経験豊富な者を世話役とし、都度、各ソーシャルワーカーへの助言を行う体制を整える。
- (エ) 各学校のスクールカウンセラー等の各種相談員と連携し、情報共有するとともに対応について共に検討する。

③ 成果

- ア スクールカウンセラー等の各種相談員等と合同研修等を行うことで、その後、各学校で事案対応する際に、迅速に情報共有がなされ、スムーズに連携・協働できるようになった。
- イ 福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーとして、個々の資質向上を図るとともに、教育委員会全体としてよりよい支援に向けて連携・協働できるようになった。

【2】対応事例＜令和5年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 550 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ 年 52 週/週 4 回/1回あたり 3 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

- ・ A（小学校5年生女子）は不安定な家庭環境の影響で不登校になっている。
- ・ 衛生面の課題や学用品等の不備が不登校の一因となっており、保護者への支援が必要である。

②学校内での方針の検討

- ・ Aの担任や管理職と情報共有。Aの妹（B）の入学に合わせてAも登校できることを目標とする。
- ・ 要対協個別ケース検討会議で関係機関とも支援の方向性を共有し、協力を求める。

③支援の実施

- ・ 担任が放課後にBと一緒に来校するように誘い、きょうだいで活動を行った。
- ・ スクールソーシャルワーカーがAと一緒に新年度から必要な学用品等を確認。保護者、関係機関と

連携し、公的な支援を得て必要な学用品等を準備した。

④経過観察

- ・ スクールソーシャルワーカーが定期的に保護者やAと個別で面談を行い、それぞれのニーズの把握を行っている。
- ・ AとBが登校できるよう学校及び関係機関等が連携して保護者の支援と見守りを継続する。

(3) 成果

- ・ 学校や関係機関と連動した支援が行われることで、Bと一緒に登校したいという意欲が高まり、A、Bともに遅刻や欠席はあるものの、登校できる日が増えた。

<不登校>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 850 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (年 52 週/週 4 回/1回あたり 3 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・ C (中学校1年生女子) は、小学校高学年頃から登校渋りが見られるようになり、中学校1年生の1学期半ばから不登校となった。
- ・ 中学校に入学してからは、所属する部活動に対する意欲があり、学校へ行きたい気持ちが高まるが、翌朝になると行きたくないという気持ちになることが続いていた。
- ・ 1学期の中盤からスクールソーシャルワーカーが関わり、保護者及び本人と面談を実施しながら、なぜ、学校に行きたい気持ちがありながら、登校できないのか、Cの心情に寄り添いながら継続的に支援することとなった。

②学校内での方針の検討

- スクールソーシャルワーカーは、管理職及び担任等から本人及び家庭の様子を聴き取るとともに、児童及び保護者の支援内容について検討し、共通理解した。

学校・家庭での様子は以下のとおり

- ・ Cは学校では、小学校から仲の良かった友人も複数おり、明るく、活発であるため、友人との関わりにおいては、リーダー的な存在である。
- ・ 家庭では、学習アプリや学習ドリル等を活用し、自分のペースで学習を進めている。
- ・ 真面目な性格で、繊細な面があり、周囲の状況に過度に反応し、苦しむことがある。登校できていないことで、自己肯定感が低くなり、登校する意欲が弱まっている。授業を受けられない状況が続いているため、学習について不安な様子が見られた。
- ・ 保護者は、現状に焦燥感があり、涙ぐむ姿があった。日中に自宅以外で活動できる居場所を探していた。
- 学校及びスクールソーシャルワーカーが連携して継続的に面談を実施し、本人及び保護者を支援することとなった。

支援の内容は以下のとおり

- ・ 本人及び保護者の意向を丁寧に聴き取りながら、学習の保障や、安心して過ごせる居場所を確保する必要性を共有し、放課後等デイサービス等につなぐことも視野に入れて対応する。

③支援の実施

- ・ 担任及びスクールソーシャルワーカーが本人や保護者の意向を丁寧に聴き取りながら、学習支援員による基礎的な学習を進めていく。また、保護者の要望の一つであった日中の活動の場として、放課後等デイサービスの利用を開始する。

④経過観察

- ・ 保護者、本人と定期的に面談を実施し、放課後等デイサービスを訪問し、活動の様子を確認したり、情報交換、情報共有したりしている。

(3) 成果

- ・ 学習支援や放課後等デイサービスを利用し、支援を受けることで、外部とのつながりができ、本人も明るく前向きに生活を送ることができるようになっている。

<不登校>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 350 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (年 52 週/週 4 回/1回あたり 3 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・ D (小学校4年生女子) は、夏休み明けの2日間は登校したものの、その後は完全に登校できなくなった。
- ・ 担任等が家庭訪問しても会えない状態が続き、家庭での様子や本人の心情等の把握が難しかったため、学校からスクールソーシャルワーカーの派遣要請があり、保護者との面談を実施し、何らかの支援を行う必要があると判断した。

②学校内での方針の検討

- ・ スクールソーシャルワーカーを含めた校内支援チームで保護者と面談を行う中で、本人の状態把握を行い、家庭訪問や学習支援、再登校へ向けた支援を検討していく。

③支援の実施

- ・ スクールソーシャルワーカーと校内支援チームで保護者の面談を実施し、学校からは家庭訪問の方法、頻度について確認した。ICTを活用した自宅での学習支援について提案した。
- ・ スクールソーシャルワーカーが保護者に放課後等デイサービスの利用状況、大学の相談機関でのカウンセリング継続の必要性について説明、保護者に対しても支持的声かけを行う。

④経過観察

- ・ 本人は、休日は友人と外で遊ぶようになっているが、登校意欲が湧かない状況は変わらず、更に保護者面談を実施し、新学期に向けた学校での支援体制について検討を行った。

（３）成果

- ・ 友人と一緒に登校できたことをきっかけに、その後も続けて登校できるようになった。

<虐待>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 中学校 ）

②児童生徒数 250 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ 年 52 週/週 4 回/1回あたり 3 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

- ・ E（中学校3年生女子）は、自傷行為、希死念慮があり、安心して相談支援を受けることができる機関や支援者について、学校からスクールソーシャルワーカーに相談があった。
- ・ Eの背景にある家庭環境の厳しさを共有し、保護者が疾患を抱えていること、保護者自身の不安からEに厳しく接してしまうことなど確認を行った。

②学校内での方針の検討

- ・ 日常においては、担任と養護教諭がEと保護者の対応を行い、スクールソーシャルワーカーは教職員との連携を密に図り、可能な範囲でEとの面談を行った。

③支援の実施

- ・ Eの辛さの軽減を図るため、医療機関につなぐも受診継続は叶わなかった。Eが帰宅への不安を訴えた時期は児童相談所と連携し、自宅以外の安心して過ごせる住まいについての情報提供を行い、選択肢があることを伝えた。

④経過観察

- ・ 学校とスクールソーシャルワーカーでEと保護者の不安を聴き、共に自宅で生活していく中で、日々の生活に関する相談を受け、互いに話し合いながら支援を継続している。その後、現在に至るまで、Eの自傷行為と希死念慮は見られていない。

（３）成果

- ・ 進路選択の際、Eが希望する専攻科をもつ高校への進学に向けて、保護者、学校、スクールソーシャルワーカーが連携し支援した。その後志望校に合格し、進学後、Aは寮生活をしながら、高校生活を送っている。

<貧困>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 中学校 ）

②児童生徒数 650 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（派遣方式）

配置方法（年 52 週/週 4 回/1 回あたり 3 時間）

（２）対応内容

①課題の発見

- ・ F（中学校３年生女子）は、他自治体からの転入生であり、要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」）の支援対象であることから、学校及び要対協事務局、スクールソーシャルワーカーで連携を図っていた。

②学校内での方針の検討

- ・ 転入前から欠席が多い生徒であることから、登校した時に安心して学校生活を送ることができるように、学校及びスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーで、生徒との関係の構築に努め支援体制の充実を図り、日常的に見守りを行うことを確認した。

③支援の実施

- ・ Fの話の中で、本人が家族の食事の支度をしていること、食材が不足しがちなこと、食材を購入する時間や経済的な課題があることなどが明らかになったため、スクールソーシャルワーカーがこども食堂とフードパントリーを紹介した。

④経過観察

- ・ こども食堂とフードパントリーが互いに電話で連絡を取り合い、家庭への支援を行っている。スクールソーシャルワーカーは、随時、両者に連絡し、状況を確認している。

（３）成果

- ・ 家庭が、地域や学校、支援者に対して、「困った時は助けてくれる人がいる」と考えるようになり、困りごとが大きくなる前に相談するようになった。生徒も登校する日が増え、笑顔で過ごす時間が多くなってきた